

第 734 号

発行所 新潟市役所  
 新潟市学校町通1番町602番地1  
 発行人 新潟市長 篠田 昭  
 毎月 15日 発行  
 (発行定日が休日に当  
 たるときは繰り下げ)  
 印刷所 長 谷 川 印 刷  
 新潟市小針1丁目11番8号  
 金3,929円(税込)

目 次

**条 例**

4 新潟市特別会計条例の一部を改正する条例 … 3

5 新潟市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例 …… 3

6 新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …… 4

7 新潟市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 …… 4

8 新潟市教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 …… 4

9 新潟市水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例 …… 4

10 新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …… 4

11 新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 …… 4

12 新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 …… 5

13 新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例 …… 6

14 新潟市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 …… 7

15 新潟市印鑑条例の一部を改正する条例 …… 7

16 新潟市手数料条例の一部を改正する条例 …… 7

17 新潟市立高等学校条例の一部を改正する条例 …… 8

18 新潟市立幼稚園条例の一部を改正する条例 … 8

19 新潟市体育施設条例の一部を改正する条例 … 8

20 新潟市都市公園条例の一部を改正する条例 … 11

21 新潟市下水道条例の一部を改正する条例 …… 11

22 新潟市地域下水道条例の一部を改正する条例 …… 11

23 新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例 …… 12

24 新潟市地区計画等の区域内における建築物

の制限に関する条例の一部を改正する条例 … 12

25 新潟市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例 …… 12

規 則

6 新潟市都市景観審議会規則の一部を改正する規則 …… 13

7 新潟市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則 …… 13

8 新潟市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 …… 13

9 新潟市印鑑条例施行規則等の一部を改正する規則 …… 16

10 新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 …… 19

11 新潟市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 …… 20

12 新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 …… 20

13 新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 …… 21

14 新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則 …… 21

15 新潟市職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 …… 31

16 新潟市給与条例施行規則の一部を改正する規則 …… 31

17 新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則 …… 34

18 新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料徴収規則及び新潟市水族館条例施行規則の一部を改正する規則 …… 34

19 新潟市補助金等公布規則 …… 35

20 新潟市黒埼常民文化史料館条例施行規則等の一部を改正する規則 …… 42

## 告 示

62	一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約の解除について	42
63	予算の要領について	42
64	新潟地域広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟地域広域市町村圏協議会規約の変更について	53
65	住民票の職権消除について	53
66	公示送達書	53
67	放置自転車等の撤去、保管について	53
68	公示送達書	54
69	計量器定期検査の実施について	54
70	新潟市農用地利用集積計画について	54
71	車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法の告示	54
72	新潟市議会臨時会の招集について	
73	公示送達書	55
74	結核予防法による医療機関の辞退について	55
75	結核予防法による医療機関の指定について	55
76	更生医療担当医療機関の指定等について	56
77	公示送達書	56
78	公示送達書	56
79	公示送達書	56
80	住民票の職権消除について	56
81	新潟市地域下水道処理区域について	57
82	公示送達書	57
83	公示送達書	57
84	自動車臨時運行許可番号標の失効告示について	57
85	予算の要領について	57
86	住民表示実施済区域の街区の区域変更等及び実施期日について	83
87	公示送達書	83
88	自動車臨時許可番号標の失効告示について	83
89	自動車臨時許可番号標の失効告示について	84
90	公示送達書	84
91	市道区域の変更について	84
92	市道路線の供用開始について	99
93	都市公園の区域変更及び供用開始について	107
94	予算の要領について	107
95	生活保護法による医療機関の指定申請について	114
96	生活保護法による医療機関の廃止届について	114
97	生活保護法による介護機関の廃止届について	114

98	生活保護法による介護機関の変更について	114
----	---------------------	-----

## 教育委員会規則

7	新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	114
8	新潟市立万代高等学校学則の一部を改正する規則	115
9	新潟市立高志高等学校学則の一部を改正する規則	115
10	新潟市黒埼学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則	115
11	新潟市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則	115
12	新潟市体育施設条例規則の一部を改正する規則	115

## 選挙管理委員会告示

81	選挙人名簿からの抹消について	116
82	直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数	116

## 公平委員会規則

2	新潟市職員の勤務条件に関する措置の請求に関する規則及び新潟市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則	116
---	--	-----

## 監査委員会訓令

1	新潟市監査事務運営規程の一部を改正する規程	119
2	新潟市監査委員会議傍聴規程	120

## 監査委員会公表

6	包括外部監査結果の公表	121
7	定期監査結果の公表	186

## 農業委員会告示

4	第57回定期総会の招集について	188
5	3月定例農地部会の招集について	188

## 水道局管理規程

1	新潟市水道局行政財産目的外使用料規程の一部を改正する規程	188
---	------------------------------	-----

## 水道局告示

2	新潟市指定給水装置工事事業者の指定について	189
---	-----------------------	-----

## 職員共済組合公告

6	新潟市職員共済組合役員の退職について	189
7	組合員が選挙する議員の補欠選挙の日時及び場所について	189

- 8 新潟市職員共済組合の組合員が選挙する議員の当選人について .....189
- 9 新潟市職員共済組合役員の就職について .....189

辞 令

- 市長事務部局 .....190
- 議会事務局 .....193

- 教育委員会 .....194
- 選挙管理委員会 .....196
- 監査委員事務局 .....196
- 農業委員会 .....196
- 消防局 .....196
- 水道局 .....196

条 例

新潟市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月24日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第 4 号

新潟市特別会計の一部を改正する条例

新潟市特別会計条例（昭和39年新潟市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 6 号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正前の新潟市特別会計条例第 1 条第 6 号の規定に基づくガス事業精算事業会計に係る平成15年度の出納の閉鎖は、なお従前の例による。

新潟市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月24日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第 5 号

新潟市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例

新潟市行政財産目的外使用料条例（昭和39年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（平成16年度から平成18年度までの使用料の特例）

第 8 条 平成16年度から平成18年度までの別表 1 に規定する上記以外の使用によるものに係る各年度分の使用料の額は、当該年度分の使用料の額が前年度分の使

用料の額（当該年度から新規のものは、前年度使用料を仮に算出したもの）に次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（以下「調整使用料額」という。）を越える場合には、当該調整使用料額をもって当該年度分の使用料の額とする。

負担水準の区分	負 担 調 整 率
0.4以上のもの	1.025
0.3以上0.4未満のもの	1.05
0.2以上0.3未満のもの	1.075
0.1以上0.2未満のもの	1.1
0.1未満のもの	1.15

備考 負担水準とは、非住宅用地（地方税法第349条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地以外の用地をいう。）にあつては、前年度使用料（平成15年度分については、附則第 7 条の規定により算出したものをいう。）を当該年度基準使用料（別表 1 に規定する上記以外の使用によるものにより算出したものをいう。以下この条において同じ。）で除したものをいい、住宅幼稚にあつては、当該除したものに100分の 150を乗じたものをいう。

- 2 住宅用地にあつては、当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る前項の規定の適用については、同項の表中「1.025」とあるのは「1」とし、非住宅用地にあつては、当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る同項の規定の適用については、同項の表中「1.025」とあるのは「1」とする。
- 3 当該公有財産台帳か書くの下落率（（1－当該年度公有財産台帳価格／平成15年度公有財産台帳価格）により求められるものをいう。）が0.15以上であり、かつ、当該年度の負担水準が0.5以上である住宅用地及び当該年度の負担水準が0.45以上である非住宅用地に係る第 1 項の規定の適用については、同項の表中「1.025」とあるのは「1」とする。
- 4 非住宅用地にあつては、当該年度の負担水準が0.7を

を超えるものに係る第1項の規定の適用については、当該年度基準使用料に0.7を乗じたものを使用料の額とする。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

#### 新潟市条例第6号

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新潟市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年新潟市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「1,183,000円」を「1,169,000円」に改め、同条第2号中「955,000円」を「944,000円」に改め、同条第3号中「825,000円」を「815,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

#### 新潟市条例第7号

新潟市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年新潟市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「791,000円」を「782,000円」に、「713,000円」を「704,000円」に、「664,000円」を「656,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

#### 新潟市条例第8号

新潟市教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和27年新潟市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条第2項」を「第16条第2項」に改める。

第3条中「811,000円」を「801,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

#### 新潟市条例第9号

新潟市水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

新潟市水道事業管理者の給与に関する条例（昭和41年新潟市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条中「811,000円」を「801,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

#### 新潟市条例第10号

新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例（昭和35年新潟市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「791,000円」を「782,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

#### 新潟市条例第11号

新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「又は死亡した」を「した場合は、年額で定められている者については月割計算により、月額で定められている者についてはその退任の日までの日割計算により支給し、死亡した」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、会長、会長職務代理者、部会長、委員長又は委員の間の職の異動により委員の受ける報酬額に異動があつた場合は、その職に就いた

ときはその日から、その職を離れたときはその翌日から、新たな額の報酬を支給する。この場合において、異動があつた日の属する月分の報酬額は、当該月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。ただし、報酬は重複して支給しない。

第3条第5項第2号中「又は死亡した」を「した場合はその退任の日までの日割計算により支給し、死亡した」に改める。

別表第1中

投票管理者	1日につき	25,200円
開票管理者	同(即日開票のとき(開票が翌日にわたるときも、これを1日とみなす。以下開票立会人の場合も同様とする。))	13,600円
	同(翌日開票のとき)	13,600円
期日前投票管理者	1日につき	18,500円
選挙長	同	14,600円
投票立会人	同	14,600円
期日前投票立会人	同	13,000円
開票立会人	同	12,600円
選挙立会人	同	12,600円

を

投票管理者	1日につき	24,500円
開票管理者	同(即日開票のとき(開票が翌日にわたるときも、これを1日とみなす。以下開票立会人の場合も同様とする。))	13,200円
	同(翌日開票のとき)	13,200円
期日前投票管理者	1日につき	18,000円
選挙長	同	14,200円
投票立会人	同	14,200円。ただし、立会時間中に交替した場合は、報酬額に立会いをした時間数を乗じ、これを投票開始時刻から終了時刻までの時間数で除した額(100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)
期日前投票立会人	同	12,700円。ただし、立会時間中に交替した場合は、報酬額に立会いをした時間数を乗じ、これを投票開始時刻から終了時刻までの時間数で除した額(100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)

開票立会人	同	12,300円
選挙立会人	同	12,300円

に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第12号

新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市職員退職手当支給条例(昭和28年新潟市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号」に改める。

第5条第5項各号列記以外の部分中「関する規定」の次に「又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)」を加え、同項第2号中「他の地方公共団体」の次に「又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)」を、「退職手当に関する規定」の次に「又は退職手当の支給の基準」を加え、「当該地方公共団体」を「当該地方公共団体等」に改め、「以外の地方公共団体」の次に「若しくは特定地方独立行政法人」を加え、「地方公社若しくは公庫等(」を「一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(」に改め、「以下同じ。)」の次に「(以下「一般地方独立行政法人等」という。)」を加え、「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等の」を「一般地方独立行政法人等の」に改め、「(以下「通算制度を有する地方公共団体」という。)」を削り、「地方公社で」を「一般地方独立行政法人又は地方公社で」に、「地方公社に」を「一般地方独立行政法人又は地方公社に」に改め、「(以下「通算制度を有する地方公社」という。)」を削り、「「特定地方公社職員」を「それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」に、「引き続き特定地方公社職員」を「引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員」に改め、同項第3号中「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは

公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、「(以下「通算制度を有する公庫等」という。)」を削り、同項第4号中「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員」に、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同項第6号中「任命権者」の次に「又はその委任を受けた者」を加え、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第8項中「前7項」を「前8項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「前5項」を「前6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となつた者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

第5条の4の見出し中「特定地方公社等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第1項中「任命権者」の次に「又はその委任を受けた者」を加え、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第2項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、「第5項」の次に「及び第6項」を加え、同項第1号中「任命権者」の次に「又はその委任を受けた者」を加え、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同項第3号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同項第5号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第4項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立

行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第13条中「関する規定」の次に「又は退職手当の支給の基準」を加える。

附則に次の2項を加える。

25 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

26 旧機関の職員が、第5条第5項に規定する事由によつて引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

#### 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

#### 新潟市条例第13号

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例  
(新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める

条例の一部改正)

**第1条** 新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年新潟市条例第84号)の一部を次のように改正する。

第14第2項第3号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

**第2条** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例(平成元年新潟市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号」に改める。

(新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

**第3条** 新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」に改める。

(新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

**第4条** 新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年新潟市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条中「地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

**新潟市条例第14号**

新潟市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

新潟市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年新潟市条例第42

号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第8条及び第11条」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条及び第6条」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

**新潟市条例第15号**

新潟市印鑑条例の一部を改正する条例  
新潟市印鑑条例(昭和45年新潟市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「, 性別」を削る。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

**新潟市条例第16号**

新潟市手数料条例の一部を改正する条例  
**第1条** 新潟市手数料条例(昭和12年新潟市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表(2)40の項及び43の項」を「別表(2)41の項及び45の項」に改める。

別表(2)41の項中「1,100円」を「1,200円」に、「山羊、<sup>めん</sup>綿羊」を「めん羊, 山羊」に、「360円」を「400円」に改め、同表(2)54の項を次のように改める。

54	旅館業の許可申請手数料及び承継承認申請手数料		
	(1) 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設(同項第1号に掲げる施設にあっては、客室の延べ有効面積が50平方メートルを超える施設を除く。)を設ける旅館業の許可申請手数料	1件につき	7,400円
	(2) 上記以外の旅館業の許可申請手数料	1件につき	22,000円
	(3) 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき	7,400円

別表(2)に次のように加える。

77	使用済自動車解体業許可申請手数料	1件につき	78,000円
78	使用済自動車解体業許可更新申請手数料	1件につき	70,000円
79	使用済自動車破砕業許可申請手数料	1件につき	84,000円
80	使用済自動車破砕業許可更新申請手数料	1件につき	77,000円
81	使用済自動車破砕業の変更許可申請手数料	1件につき	75,000円

別表(3)4の項及び5の項を削る。

**第2条** 新潟市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表(2)中81の項を85の項とし、77の項から80の項までを4項ずつ繰り下げ、76の項の次に次のように加える。

77	使用済自動車引取業者登録申請手数料	1件につき	3,000円
78	使用済自動車引取業者登録更新申請手数料	1件につき	3,000円
79	使用済自動車フロン類回収業者登録申請手数料	1件につき	5,000円
80	使用済自動車フロン類回収業者登録更新申請手数料	1件につき	5,000円

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表(2)に77の項から81の項までを加える改正規定は平成16年7月1日から、第2条の規定は平成17年1月1日から施行する。

新潟市立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

**新潟市条例第17号**

新潟市立高等学校条例の一部を改正する条例

新潟市立高等学校条例（昭和39年新潟市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「者」を「生徒」に、「もの」を「生徒」に改め、同条第2項ただし書中「者」を「生徒」に改める。

第6条中「入学の許可を受けた者」を「生徒」に改め、同条第1号中「108,000円」を「111,600円」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「」の場合」を「をいう。以下同じ。）の場合」に、「1,440円」を「1,500円」に改め、同号を同条第2号とする。

第7条第2項中「、及び月の途中において、同一高等学校の全日制課程及び定時制課程相互間において転籍した生徒に係る授業料についてはその転籍した日の属する月の翌月分から」を削り、同条第4項中「(単位制による課程)」を削り、同条第5項中「入学の許可を受けた者」を「生徒」に改める。

第8条中「(単位制による課程)」を削り、「1,440円」を

「1,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学する生徒に係る授業料の額は、改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において転学又は編入学をしてきた生徒（定時制課程に転学又は編入学をしてきた者を除く。）に係る授業料の額は、改正後の第6条の規定にかかわらず、当該生徒の属する年次の在学者に係る授業料の額と同額とする。

新潟市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

**新潟市条例第18号**

新潟市立幼稚園条例の一部を改正する条例

新潟市立幼稚園条例（昭和39年新潟市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中「70,800円」を「73,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在園する園児に係る授業料の額は、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項に規定する者で施行日以後に他の新潟市立幼稚園へ転園した園児に係る授業料の額は、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

**新潟市条例第19号**

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例

新潟市体育施設条例（昭和39年新潟市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1に次のように加える。

新潟市山ニツ運動広場	新潟市山ニツ5丁目12番1号
------------	----------------

別表第1 2新潟市山ニツ運動広場の項を削る。

別表第2 1(1)中「1,500」を「1,750」に、「2,500」を「2,750」に、「2,100」を「2,450」に「3,100」を「3,450」



に、「3,000」を「3,500」に、「4,000」を「4,500」に、「4,200」を「4,900」に、「5,200」を「5,900」に、「6,000」を「7,000」に、「7,000」を「8,000」に改め、同表1(2)中「1回につき 6,600」を「1時間につき 1,650」に、「1回につき 350」を「1時間につき 100」に、「1回につき 1,200」を「1時間につき 300」に、「1回につき 2,400」を「1時間につき 600」に改め、同表2(1)ア中「1,500」を「1,750」に、「2,100」を「2,450」に、「3,000」を「3,500」に改め、同表2(1)イを次のように改める。

イ 個人利用

利用者	使用料の額(円)		
	普通券	回数券	定期券
小学校の児童及び中学校の生徒	1人1回につき 70	11枚 700	3か月 1,680
前項の者以外の者(未就学児を除く。)	1人1回につき 200	11枚 2,000	3か月 4,800

別表第2 2(1)ウ中「1回につき 2,400」を「1時間につき 600」に、「1回につき 15,000」を「1時間につき 3,750」に改め、同表2(2)ア中「400」を「500」に、「2,100」を「2,200」に、「560」を「700」に、「2,260」を「2,400」に、「800」を「1,000」に、「2,500」を「2,700」に改め、同表2(2)イを次のように改める。

イ 個人利用

利用者	使用料の額(円)		
	普通券	回数券	定期券
小学校の児童及び中学校の生徒	1人1回につき 70	11枚 700	3か月 1,680
前項の者以外の者(未就学児を除く。)	1人1回につき 200	11枚 2,000	3か月 4,800

備考

陸上競技場を利用する者が補助競技場を利用する場合は、補助競技場に係る料金は徴収しない。

別表第2 3(1)中

会員	高等学校の生徒	1月につき	1,000
	上記の者以外の者	1月につき	2,000
会員以外の者	小学校の児童及び中学校の生徒	1人1回につき	70
	上記の者以外の者	1人1回につき	200

を

会員	小学校の児童、中学校の生徒及び高等学校の生徒	1月につき 3月につき	1,250 3,000
	上記の者以外の者	1月につき 3月につき	2,500 6,000
会員以外の者	小学校の児童及び中学校の生徒	1人1回につき	100
	上記の者以外の者	1人1回につき	250

に改め、同表4(2)中「1回につき 1,200」を「1時間につき 300」に改め、同表5(1)中「950」を「1,050」に、「1,330」を「1,470」に、「1,900」を「2,100」に改め、同表5(2)中「1回につき 600」を「1時間につき 150」に改め、同表6(1)ア中「1,500」を「1,750」に、「2,500」を「2,750」に、「2,100」を「2,450」に、「3,100」を「3,450」に、「3,000」を「3,500」に、「4,000」を「4,500」に、「4,200」を「4,900」に、「5,200」を「5,900」に、「6,000」を「7,000」に、「7,000」を「8,000」に改め、同表6(1)イを次のように改める。

イ 個人利用

利用者	使用料の額(円)		
	普通券	回数券	定期券
小学校の児童及び中学校の生徒	1人1回につき 100	11枚 1,000	3か月 2,400
前項の者以外の者(未就学児を除く。)	1人1回につき 250	11枚 2,500	3か月 6,000

別表第2 6(1)ウ中「1回につき 1,200」を「1時間につき 300」に、「1回につき 2,400」を「1時間につき 600」に改め、同表6(2)イを次のように改める。

イ 個人利用

利用者	使用料の額(円)		
	普通券	回数券	定期券
大人	1人1回につき 450	11枚 4,500	3か月10,800
中学生以下の者(未就学児を除く。)	1人1回につき 170	11枚 1,700	3か月 4,080

別表第2 6(3)イを次のように改める。

イ 個人利用

利用者	使用料の額(円)		
	普通券	回数券	定期券
小学校の児童及び中学校の生徒	1人1回につき 100	11枚 1,000	3か月 2,400
前項の者以外の者(未就学児を除く。)	1人1回につき 250	11枚 2,500	3か月 6,000

別表第2 6(3)ウ中「1回につき 1,200」を「1時間につき 300」に改め、同表7(1)ア中「1,500」を「1,750」に、「2,500」を「2,750」に、「2,100」を「2,450」に、「3,100」を「3,450」に、「3,000」を「3,500」に、「4,000」を「4,500」に、「4,200」を「4,900」に、「5,200」を「5,900」に、「6,000」を「7,000」に、「7,000」を「8,000」に改め、同表7(1)イを次のように改める。

イ 個人利用

利用者	使用料の額(円)		
	普通券	回数券	定期券
小学校の児童及び中学校の生徒	1人1回につき 100	11枚 1,000	3か月 2,400
前項の者以外の者(未就学児を除く。)	1人1回につき 250	11枚 2,500	3か月 6,000

別表第2 7(1)ウ中「1回につき 1,200」を「1時間につき 300」に、「1回につき 2,400」を「1時間につき 600」に改め、同表7(3)イを次のように改める。

イ 個人利用

利用者	使用料の額(円)		
	普通券	回数券	定期券
小学校の児童及び中学校の生徒	1人1回につき 100	11枚 1,000	3か月 2,400
前項の者以外の者(未就学児を除く。)	1人1回につき 250	11枚 2,500	3か月 6,000

別表第2 7(4)中「400」を「500」に、「700」を「800」に、「560」を「700」に、「860」を「1,000」に、「800」を「1,000」に、「1,100」を「1,300」に改め、同表7(5)イを次のように改める。

イ 個人利用

利用者	使用料の額(円)		
	普通券	回数券	定期券
大人	1人1回につき 450	11枚 4,500	3か月10,800
中学生以下の者(未就学児を除く。)	1人1回につき 170	11枚 1,700	3か月 4,080

別表第2 9(2)を次のように改める。

(2) 個人利用

利用者	使用料の額(円)		
	普通券	回数券	定期券
小学校の児童及び中学校の生徒	1人1回につき 100	11枚 1,000	3か月 2,400

前項の者以外の者(未就学児を除く。)	1人1回につき 250	11枚 2,500	3か月 6,000
--------------------	-------------	-----------	-----------

別表第2 9(3)中「1回につき 1,200」を「1時間につき 300」に、「1回につき 2,400」を「1時間につき 600」に改め、同表10(1)中「1,500」を「1,950」に、「2,500」を「2,950」に、「2,100」を「2,730」に、「3,100」を「3,730」に、「3,000」を「3,900」に、「4,000」を「4,900」に、「4,200」を「5,460」に、「5,200」を「6,460」に、「6,000」を「7,800」に、「7,000」を「8,800」に、「14,000」を「16,000」に、「15,000」を「17,000」に、「28,000」を「33,000」に、「29,000」を「34,000」に改め、同表10(2)を次のように改める。

(2) 個人利用

室名	利用者	使用料の額(円)		
		普通券	回数券	定期券
クライミングルーム	小学校の児童及び中学校の生徒	1人1回につき 100	11枚 1,000	3か月 2,400
	前項の者以外の者(未就学児を除く。)	1人1回につき 300	11枚 3,000	3か月 7,200
前項のもの以外	小学校の児童及び中学校の生徒	1人1回につき 100	11枚 1,000	3か月 2,400
	前項の者以外の者(未就学児を除く。)	1人1回につき 250	11枚 2,500	3か月 6,000

備考

クライミングルームを利用する者がトレーニングルームを利用する場合は、トレーニングルームに係る料金は徴収しない。

別表第2 10(3)中「1回につき 1,200」を「1時間につき 300」に、「1回につき 2,400」を「1時間につき 600」に改める。

別表第2に次のように加える。

14 新潟市山二ツ運動広場

専用利用

利用者	使用料の額(30分につき)(円)	
	照明設備を利用しない場合	照明設備を利用する場合
学校及び学校をもつて構成する団体	250	550
競技団体並びに大学及び大学をもつて構成する団体	350	650
前2項の者以外の者	500	800

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けるものについて適用し、同日前に利用の許可を受けているものについては、なお従前の例による。

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月24日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第20号

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例

新潟市都市公園条例（昭和32年新潟市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第10条の12の表津島屋公園の項及び善久河川敷公園の項を削る。

別表第 1 少年野球広場の項の次に次のように加える。

運動広場	津島屋公園	新潟市津島屋 6 丁目273番地9793
庭球場	善久河川敷公園	新潟市善久河川敷

別表第 3 (2)ア中「2,300」を「2,500」に、「23,200」を「29,000」に、「800」を「1,000」に改め、同表(2)ア馬場の項の次に次のように加える。

運動広場	1 時間につき	1,000	
庭球場	1 面 1 時間につき	600	

別表第 3 (2)ア備考 4 中「及び市営プール」を「市営プール、運動広場及び庭球場」に改め、同表(2)ア備考 5 中「及び球技場」を「球技場、運動広場及び庭球場」に改める。

別表第 3 (2)イを次のように改める。

イ 市営プールの個人使用の使用料

区 分	使用料の額(円)		
	普通券	回数券	定期券
大人	1人1回につき 500	11枚 5,000	3か月12,000
中学生以下の者 (未就学児を除く。)	1人1回につき 200	11枚 2,000	3か月 4,800

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けるものについて適用し、同日前に利用の許可を受けているものについては、なお従前の例による。

新潟市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月24日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第21号

新潟市下水道条例の一部を改正する条例

新潟市下水道条例（平成 7 年新潟市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第21条第 1 項の表中「1,030円」を「1,190円」に、「137円」を「158円」に、「165円」を「191円」に、「213円」を「246円」に、「272円」を「314円」に、「12円」を「14円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市下水道条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日以後徴収する使用料のうち、その算定の基礎となる使用期間が施行日前にまたがるものについては、使用水量を各日均等に使用したものとみなして、1 月を30日とした日割りにより算定する。

新潟市地域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月24日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第22号

新潟市地域下水道条例の一部を改正する条例

新潟市地域下水道条例（昭和58年新潟市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表に次のように加える。

新潟市曾野木地域下水道	天野の一部、嘉木の一部、舞潟の一部、平賀の一部
-------------	-------------------------

第 6 条第 1 項の表中「1,030円」を「1,190円」に「137円」を「158円」に「165円」を「191円」に「213円」を「246円」に、「272円」を「314円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の表の改正規定は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 6 条第 1 項の表の規定は、平成16年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用

料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後徴収する使用料のうち、その算定の基礎となる使用期間が施行日前にまたがるものについては、使用水量を各日均等に使用したものとみなして、1月を30日とした日割りにより算定する。

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第23号

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和34年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

- 附則第12項（見出しを含む。）中「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 13 地方税法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 2 平成16年度に限り、改正後の新潟市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第17条第1項第1号ア及びイ中「10分の7」とあるのは「10分の7.15」とし、同項第2号ア及びイ中「10分の5」とあるのは「10分の5.15」とし、同項第3号ア及びイ中「10分の2」とあるのは「10分の2.15」とする。ただし、同条第6項による同条第1項各号の準用については、この限りでない。
- 3 前項の規定によるもののほか、追加軽減措置として規則で定めるところにより、規則で定める区分に従い減額することができる。
- 4 改正後の条例の規定は、平成16年度分の保険料から適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

新潟市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第24号

新潟市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

新潟市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年新潟市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項各号列記以外の部分中「河渡・浜谷町地区地区計画」を「空港西1・2丁目地区地区計画」に改め、同項第1号中「河渡・浜谷町地区地区計画」を「空港西1・2丁目地区地区計画」に、「河渡・浜谷町A地区」を「空港西1・2丁目A地区」に改め、同項第2号中「河渡・浜谷町地区地区計画」を「空港西1・2丁目地区地区計画」に、「河渡・浜谷町B地区」を「空港西・2丁目B地区」に改め、同項第3号中「河渡・浜谷町地区地区計画」を「空港西1・2丁目地区地区計画」に、「河渡・浜谷町C地区」を「空港西1・2丁目C地区」に改める。

別表第1河渡・浜谷町地区地区計画の項を次のように改める。

空港西1・2丁目地区地区計画	平成16年新潟市告示第1号に定める新潟都市計画空港西1・2丁目地区地区計画の区域
----------------	--

別表第2河渡・浜谷町地区地区計画区域の項中「河渡・浜谷町地区地区計画」を「空港西1・2丁目地区地区計画」に、「河渡・浜谷町A地区」を「空港西1・2丁目A地区」に、「河渡・浜谷町B地区」を「空港西1・2丁目B地区」に、「河渡・浜谷町C地区」を「空港西1・2丁目C地区」に、

「(2)共同住宅 (3)学校 (4)病院 (5)畜舎」	を	「(2)学校 (3)病院 (4)畜舎」	に改める。
--------------------------------------	---	---------------------------	-------

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第25号

新潟市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市特別職の職員の退職手当支給条例（昭和47年新潟市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の68」を「100分の64」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の28」を「100分の26」に改め、同項第5号中「100分の18」を「100分の17」に改め

る。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(退職手当の特例)

第 5 条の 2 他の地方公共団体の地方公務員又は国家公務員（以下この条において「国家公務員等」という。）が退職手当の支給を受けないで引き続いて助役となつたときは、その者の国家公務員等としての在職期間は、助役としての在職期間に通算する。

2 前項に規定する助役の退職手当の額は、第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 助役としての在職期間について第 4 条の規定により計算した額

(2) 国家公務員等を退職した日における俸給月額に相当する助役を退職した日における国家公務員等の俸給月額及び前項に規定する国家公務員等としての在職期間を基礎として新潟市職員退職手当支給条例（昭和28年新潟市条例第54号）の適用を受ける職員の例により計算した額

3 第 1 項に規定する助役が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び助役となつたときは、第 3 条の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は、支給しない。この場合において、前条の規定にかかわらず、その者の先の助役としての在職期間は、後の助役としての在職期間に通算する。

4 第 1 項に規定する助役が、引き続いて国家公務員となつたとき、又は引き続いて他の地方公共団体の地方公務員となつた場合においてその者の助役としての在職期間が当該他の地方公共団体の退職手当に関する規定によりその者の当該地方公務員としての在職期間に通算されることに定められているときは、退職手当は支給しない。

第 9 条中「(昭和28年新潟市条例第54号)」を削る。

附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

## 規 則

新潟市都市景観審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月23日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第 6 号

新潟市都市景観審議会規則の一部を改正する規則

新潟市都市景観審議会規則（平成 4 年新潟市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 市民

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) その他市長が必要と認める者

第 9 条中「都市整備局開発建築部建築指導課」を「都市整備局開発建築部街づくり推進課」に改める。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

新潟市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月23日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第 7 号

新潟市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市漁港管理条例施行規則（昭和46年新潟市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 号中「四類感染症」を「五類感染症」に改める。

第11条第 1 項第 1 号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月23日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第 8 号

新潟市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成12年新潟市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の 1 条を加える。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)

第18条 法第15条の 2 の 4 の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出は、別記様式第14号によるものとする。

2 省令第12条の 7 の 7 第 4 項の規定による前項の届出の受理書は、別記様式第15号によるものとする。

3 省令第12条の 7 の 7 第 5 項の規定による変更又は廃止の届出は、別記様式第16号によるものとする。別記様式第 1 号（第 3 面）中「第 7 条第 3 項第 4 号へ」

を「第7条第5項第4号チ」に、「第7条第3項第4号ト」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同様式（第4面）中「第4条の6」を「第4条の7」に改める。

別記様式第5号（第2面）中「第7条第3項第4号へ」を「第7条第5項第4号チ」に、「第7条第3項第4号ト」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同様式（第3面）中「第4条の6」を「第4条の7」に改める。

別記様式第11号（第2面）中「第7条第3項第4号へ」を「第7条第5項第4号チ」に、「第7条第3項第4号ト」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同様式（第3面）中「第4条の6」を「第4条の7」に改める。

別記様式第12号（第2面）中「第7条第3項第4号ト」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同様式（第3面）中「第4条の6」を「第4条の7」に、「第7条第3項第4号ト」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同様式（第4面）中「第4条の6」を「第4条の7」に改める。

別記様式第13号（裏面）中「第7条第3項第4号へ」を「第7条第5項第4号チ」に、「第4条の6」を「第4条の7」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

別記様式第15号（第18条関係）

<p style="font-size: 1.2em;">受 理 書</p>	
<p style="font-size: 1.5em;">様</p>	<p>第 号 年 月 日</p>
<p>新潟市長 印</p>	
<p>年 月 日付で、次の届出書を受理しました。</p>	
届 出 の 根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4
届 出 の 内 容	産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出
産業廃棄物処理施設の設置場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	
産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件	

別記様式第14号（第18条関係）

<p>産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書 年 月 日</p>	
<p>(あて先) 新潟市長</p>	<p>届出者 住所 (法人にあつては所在地) 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定により、産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理するので、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力 (当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	<p>m<sup>2</sup>/日 ( ) 時間 t/日 ( ) 時間 m<sup>3</sup>/時間 t/時間 面積 m<sup>2</sup> 埋立容量 m<sup>3</sup></p>
産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件	
一般廃棄物の種類と種類ごとの処理量の見込み	
処 理 開 始 予 定 日	年 月 日
<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 届出に係る産業廃棄物処理施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の5に規定する許可証の写し</li> <li>2 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類</li> <li>(2) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類</li> <li>(3) 省令第2条の3第1号、第2号又は第4号に該当する者であることを示す書類</li> <li>(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定証の写し</li> </ol> </li> </ol> <p>備考 一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに届け出てください。</p>	

別記様式第16号 (第18条関係)

産業廃棄物処理施設の種類の変更等届出書 (あて先) 新潟市長 届出者 住所 (法人にあっては所在地) 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号		日 月 年
産業廃棄物処理施設の種類の変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の7第5項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号		
変更の内容	産業廃棄物処理施設の種類の変更	
上記の変更又は一般廃棄物の処理事業を廃止した年月日	産業廃棄物処理施設の種類の変更	
一般廃棄物の処理事業の廃止理由		
添付書類 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書の受理書		
備考 1 変更の内容については、変更前及び変更後を対照させるものとしてください。 2 変更又は廃止の日から10日以内に届け出てください。		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟市印鑑条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月24日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第 9 号

新潟市印鑑条例施行規則等の一部を改正する規則(新潟市印鑑条例施行規則の一部改正)

第 1 条 新潟市印鑑条例施行規則(昭和45年新潟市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、性別」を削る。

別記様式第 1 号中

フリガナ	性別
氏 名	男・女

を

フリガナ	
氏 名	

に

改める。

別記様式第 4 号及び別記様式第 5 号中

生年 月日	性 別
----------	--------

を

生年 月日	
----------	--

に改める。

(新潟市老人憩の家条例施行規則の一部改正)

第 2 条 新潟市老人憩の家条例施行規則(昭和52年新潟市規則第52号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「新潟市長 様」を「(あて先)新潟市長」に、

利用人数	人(男 人・女 人)
------	------------

を

利用人数	人
------	---

に

改める。

別記様式第 2 号中「新潟市長 様」を「(あて先)新潟市長」に、

人数	人(男 人・女 人)	人(男 人・女 人)
----	------------	------------

を

人数	人	人
----	---	---

に

改める。

別記様式第 3 号中「男・女」,「明治」,「大正」及び「昭和」を削る。



別記様式第 4 号中

利用人数	人 (男 人・女 人)
------	-------------

利用人数	人
------	---

改める。

(新潟市重度心身障害者医療費助成規則の一部改正)

第 3 条 新潟市重度心身障害者医療費助成規則 (昭和58年新潟市規則第11号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中

ふりがな 本人氏名		性別	男・女
--------------	--	----	-----

ふりがな 本人氏名	
--------------	--

別記様式第 2 号 (表) 及び別記様式第 2 号の 2 (表) 中

生年月日	年 月 日	性別	
------	-------	----	--

生年月日	年 月 日
------	-------

改める。

別記様式第 2 号の 3 (表) 中

氏 名		男・女
-----	--	-----

氏 名	
-----	--

改める。

別記様式第 3 号中

受給者氏名		性 別	男・女
-------	--	--------	-----

受給者氏名	
-------	--

(新潟市万代市民会館条例施行規則の一部改正)

第 4 条 新潟市万代市民会館条例施行規則 (平成 3 年新潟市規則第46号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「新潟市長 様」を「(あて先) 新潟市長」に改める。

別記様式第 3 号中「新潟市長 様」を「(あて先) 新潟市長」に、

利用予定人員	男 人	女 人	計 人
--------	-----	-----	-----

利用予定人員	人
--------	---

改める。

別記様式第 4 号中

利用予定人員	男 人	女 人	計 人
--------	-----	-----	-----

利用予定人員	人
--------	---

改める。

別記様式第 5 号中「新潟市長 様」を「(あて先) 新潟市長」に改める。

(新潟市青山斎場条例施行規則の一部改正)

第 5 条 新潟市青山斎場条例施行規則 (平成 7 年新潟市規則第43号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「新潟市長 様」を「(あて先) 新潟市長」に改め、「男 女」を削り、

死	父母の住所			
	父母の氏名	父	母	
	性 別	男	女	不詳
胎	妊娠月数及び 分べん日時	か月 年 月 日 午 前 後 時 分		

を

死	父母の住所			
	父母の氏名	父	母	
	性 別	男	女	不詳
胎	妊娠月数及び 分べん日時	か月 年 月 日 午 前 後 時 分		

に改める。

別記様式第 2 号中「新潟市長 様」を「(あて先) 新潟市長」に改め、「男 女」を削る。

別記様式第 5 号中「新潟市長 様」を「(あて先) 新潟市長」に改め、「男 女」を削り、

死産児の死胎	父母の住所			
	父母の氏名	父	母	
	性 別	男	女	不詳

を

死産児の死胎	父母の住所			
	父母の氏名	父	母	

に改める。

別記様式第 6 号から別記様式第 8 号までの規定中「新潟市長 様」を「(あて先) 新潟市長」に改める。

(新潟市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第 6 条 新潟市身体障害者福祉法施行細則 (平成 8 年新

新潟市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

生年月日	年 月 日	男・女	を
生年月日	年 月 日		に改める。

別記様式第3号及び別記様式第4号中

ふりがな 氏 名		本籍地	
性 別	男・女	生年月日	年 月 日

を

ふりがな 氏 名			
生年月日	年 月 日	本籍地	

に改める。

(新潟市営住宅条例施行規則の一部改正)

**第7条** 新潟市営住宅条例施行規則(平成9年新潟市規則第22号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号(表)及び別記様式第4号から別記様式第8号までの規定中「新潟市長 様」を「(あて先)新潟市長」に改める。

別記様式第10号中「新潟市長 様」を(あて先)新潟市長」に、

現入居者	氏 名 性別(年齢)	男・女( 歳)	を
承継しようとする者	氏 名 性別(年齢)	男・女( 歳)	

現入居者	氏 名 (年齢)	( 歳)	に
承継しようとする者	氏 名 (年齢)	( 歳)	

改める。

別記様式第12号,別記様式第14号,別記様式第19号,別記様式第20号,別記様式第24号及び別記様式第28号中「新潟市長 様」を「(あて先)新潟市長」に改める。

(新潟市西新潟市民会館条例施行規則の一部改正)

**第8条** 新潟市西新潟市民会館条例施行規則(平成9年新潟市規則第30号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「新潟市長 様」を「(あて先)新潟市長」に改める。

別記様式第3号中「新潟市長 様」を「(あて先)新潟市長」に、

利用年月日	年 月 日( )	利用予定人員	男 人	女 人	計 人
-------	----------	--------	-----	-----	-----

を

利用年月日	年 月 日( )	利用予定人員	人
-------	----------	--------	---

に改める。

別記様式第4号中

利用年月日	年 月 日( )	利用予定人員	男 人	女 人	計 人
-------	----------	--------	-----	-----	-----

を

利用年月日	年 月 日( )	利用予定人員	人
-------	----------	--------	---

に改める。

別記様式第5号中「新潟市長 様」を「(あて先)新潟市長」に改める。

(新潟市海辺の森条例施行規則の一部改正)

**第9条** 新潟市海辺の森条例施行規則(平成10年新潟市規則第35号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「新潟市長 様」を「(あて先)新潟市長」に改める。

別記様式第3号中「新潟市長 様」を「(あて先)新潟市長」に、

区分	幼小中	大人	計	を
男				
女				
計				

区 分	人 数	に改める。
幼 小 中		
大 人		
計		

別記様式第4号中「新潟市長 様」を「(あて先)新潟市長」に、

区分	小中高生	大人	計	を
男				
女				
計				

区 分	人 数	に改める。
幼 小 中		
大 人		
計		

別記様式第 6 号中

区分	小高 中校	大人	計
男			
女			
計			

を

区 分	人 数
幼 小 中	
大 人	
計	

に改める。

別記第 8 号中

区分	小中高校	大人	計
男			
女			
計			

を

区 分	人 数
幼 小 中	
大 人	
計	

に改める。

別記様式第 9 号，別記様式第10号，別記様式第13号及び別記様式第15号中「新潟市長 様」を「(あて先)新潟市長」に改める。

(新潟市老人福祉センター黒埼荘条例施行規則の一部改正)

**第10条** 新潟市老人福祉センター黒埼荘条例施行規則(平成12年新潟市規則第78号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号から別記様式第 4 号までの規定中

利用人数 (男 人)	を
人 (女 人)	

利用人数	人
------	---

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は，平成16年 4 月 1 日から施行する。(経過措置)
- この規則の施行の際，残存する用紙については，当分の間，これを適宜修正して使用することができる。

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月24日

新潟市長 篠田 昭

**新潟市規則第10号**

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則(平成 8 年新潟市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成14年新潟市条例第12号」を「平成16年新潟市条例第23号」に，「平成14年度及び平成15年度」を「平成16年度」に改める。

第 2 条第 1 項中「，平成14年度に限り」を削り，同条第 2 項及び第 3 項を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

世帯内被保険者数	総所得金額等	ア及びイに加算する軽減割合
1人世帯	33万円を超え36万円以下	条例第17条第1項第3号(以下「第3号」という。)に10分の0.411
	36万円を超え37万円以下	第3号に10分の0.395
	37万円を超え41万円以下	第3号に10分の0.274
	41万円を超え45万円以下	第3号に10分の0.113
2人世帯	33万円以下	条例第17条第1項第1号(以下「第1号」という。)に10分の0.014
	33万円を超え36万円以下	条例第17条第1項第2号(以下「第2号」という。)に10分の0.284
	36万円を超え38万円以下	第2号に10分の0.234
	38万円を超え41万円以下	第2号に10分の0.156
	41万円を超え44万円以下	第2号に10分の0.069
3人世帯	33万円以下	第1号に10分の0.022
	33万円を超え37万円以下	第2号に10分の0.292
	37万円を超え39万円以下	第2号に10分の0.242
	39万円を超え43万円以下	第2号に10分の0.164
	43万円を超え47万円以下	第2号に10分の0.076
4人世帯	33万円以下	第1号に10分の0.027
	33万円を超え38万円以下	第2号に10分の0.306

	38万円を超え40万円以下	第2号に10分の0.256
	40万円を超え44万円以下	第2号に10分の0.175
	44万円を超え50万円以下	第2号に10分の0.088
5人世帯以上	33万円以下	第1号に10分の0.023
	33万円を超え36万円以下	第2号に10分の0.308
	36万円を超え38万円以下	第2号に10分の0.305
	38万円を超え41万円以下	第2号に10分の0.266
	41万円を超え47万円以下	第2号に10分の0.178
	47万円を超え52万円以下	第2号に10分の0.096

別表第2及び別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則は、平成16年度分の保険料から適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

新潟市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第11号

新潟市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市都市公園条例施行規則(昭和32年新潟市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「北山池公園」の次に「及び金巻の池公園」を加える。

第1条の3の表山の下海浜公園プールの項中「午後5時」を「午後6時」に改める。

第11条第3項中「新潟市黒埼常民文化史料館条例施行規則(平成12年新潟市規則第77号)別記様式第7号の2」を「新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料徴収規則(昭和40年新潟市規則第18号)別記様式第2号の2」に改める。

第19条中「及び市営プール」を「市営プール、少年野球広場、運動広場及び庭球場」に、「第10条の11」を「第10条の12」に改め、「児童プール」の次に「及び濁川公園の分区園」を加える。

別記様式第1号(正本)、別記様式第2号(正本)、別記様式第3号(正本)、別記様式第4号(正本)、別記様式第5号(正本)、別記様式第6号(正本)及び別記様式

第8号(正本)中「新潟市長 様」を「(あて先)新潟市長」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第12号

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年新潟市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第9条中「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」に改める。

第11条第1項第3号を次のように改める。

(3) 前2号以外の負傷又は疾病の場合 6月の範囲内で任命権者がその療養上必要と認める期間  
第11条第1項に次の1号を加える。

(5) 療養休暇の期間(事前の年次有給休暇の期間を含む。)を1月以上経過後出勤し、又は地方公務員法第28条第2項第1号の規定に該当して休職とされ、復職する場合 1月の範囲内で任命権者が健康管理上その勤務の制限に必要と認める時間

第11条第5項中「療養休暇」の次に「(第1項第5号に規定する療養休暇は除く。)」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「療養休暇の期間が終了した日の翌日から、6月」を「第1項第2号に規定する療養休暇の期間が終了した日の翌日から6月以内若しくは第1項第3号に規定する療養休暇の期間が終了した日の翌日から3月」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 療養休暇の単位は、1日とする。ただし、前項第5号に規定する療養休暇の単位は、半日又は1時間とする。この場合において、1時間を単位とする療養休暇は、1日を通じ4時間を超えることはできない。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の第11条第1項第3号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後新たに取得する療養休暇から適用し、施行日前に施行日以後も療養

休暇を引き続き取得する承認を受けている場合及び施行日以後に施行日前に承認を受けている療養休暇について引き続き取得する場合における施行日以後の当該療養休暇の期間については、なお従前の例による。

3 施行日以後、新たに療養休暇を取得しようとする職員が、当該療養休暇を取得する日前3月以内に改正前の第11条第1項第3号の規定により療養休暇を取得していた場合において、これを取得する原因となった疾患と同一の疾患のため療養休暇の承認を受けるときは、当該療養休暇の期間については、なお従前の例による。

新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第13号

新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年新潟市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第14号

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市税条例施行規則（昭和41年新潟市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第9条の表中「その7」を「その8」に改める。

第10条第1項の表中「別記様式第34号」の次に「（その1からその3まで）」を加え、法第17条の2の項を削り、「証明書交付申請書」を「税証明交付申請書」に改める。

第16条固定資産税の表中「第57条第2項及び第5項」を「第57条第2項」に、「第57条第3項及び第5項」を「第57条第3項」に、「第5条」を「第6条」に、

条例第70条	地籍図	別記様式第72号
条例第70条	土地使用図	別記様式第73号
条例第70条	土壤分類図	別記様式第74号
条例第70条	家屋見取図	別記様式第75号

条例第70条	固定資産売買記録簿	別記様式第76号
--------	-----------	----------

を

条例第69条	地籍図	別記様式第72号
条例第69条	土地使用図	別記様式第73号
条例第69条	土壤分類図	別記様式第74号
条例第69条	家屋見取図	別記様式第75号
条例第69条	固定資産売買記録簿	別記様式第76号

に改め、同条軽自動車税の表中

条例第83条第1項、第3項、 第87条第1項及び第2項	軽自動車税申告書兼課税台帳 別記様式第79号
条例第83条第2項	軽自動車廃車申告（受付）書 別記様式第80号

を削る。

別記様式第5号その7の次に次の1様式を加える。

別記様式第5号その8 (第9条関係)

(1)

<p style="text-align: center;">市税の口座振替不能について (お知らせ)</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>あなたから依頼を受けています。市税の口座振替は、下記理由により、振替できませんでした。 つきましては、納期限が過ぎていますので、右の領収証書等をお持ちのうえ、至急、新潟市指定金融機関等で納付してください。(領収証書等は納税者用切り取り線から切り取り、お使いください。金融機関専用ミシン目は切り取らないでください。)</p> <p>年度 税 第 期 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税 額 円 (振替日 (納期限) : 年 月 日) 新潟市長 印</p> <p>○本書は、年 月 日納付現在で作成しました。本書と行き違いに納付されたときはご容赦ください。(金融機関や郵便局の窓口で納付された場合、納付の確認に日数がかかりますので、行き違いになることがあります。) また、納付されても上記理由等で督促状が発送される場合がありますのでご容赦ください。</p> <p style="text-align: center;">振替不能理由</p> <p style="text-align: right;">※振替不能理由の「その他」は金融機関にお問い合わせください。</p> <p style="text-align: center;">新潟市</p>	<p>領 収 証 書</p> <p>年度 税 第 期</p> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>納 税 者 用 切 り 取 り 線</p> <p>通知者番号</p> <p>納付税額 円</p> <p>延滞金 円</p> <p>計 円</p> <p>領収日付印</p>	<p>この納付済通知書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。</p> <p style="text-align: right;">A1 新潟市</p> <p>年度 税 第 期 納 付 書</p> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>納 税 者 用 切 り 取 り 線</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>通知書番号</td> <td>入力分</td> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>調区</td> <td>課税</td> <td>期別</td> <td>納付金額 円</td> </tr> <tr> <td>領収日付印</td> <td colspan="3">納期限 年 月 日</td> <td colspan="2">延滞金 円</td> <td colspan="2">合計納付金 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">本書の金額を領収したので通知します。 (あて先)新潟市収入役</p> <p style="text-align: center;">新潟市</p>	通知書番号	入力分	年度	税目	調区	課税	期別	納付金額 円	領収日付印	納期限 年 月 日			延滞金 円		合計納付金 円		<p>年度 税 第 期</p> <p>納 付 書</p> <p>氏名</p> <p>通知者番号</p> <p>納付税額 円</p> <p>延滞金 円</p> <p>計 円</p> <p>領収日付印</p> <p style="text-align: center;">新潟市</p>
通知書番号	入力分	年度	税目	調区	課税	期別	納付金額 円												
領収日付印	納期限 年 月 日			延滞金 円		合計納付金 円													

(2)

<p style="text-align: center;">〈納付場所〉</p> <p>①下記金融機関 (日本国内の全店舗)</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 150px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> <p>②市役所</p>				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">新潟市役所</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <p>〒 新潟市 TEL 内線</p> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">ここからゆっくりはがしてください。✍️</p> </div>						

別記様式第34号を次のように改める。

別記様式第34号その1（第10条関係）

支払済通知書	所属	取年	調年	税目コード	税目	通知書番号	課年	支払年月日	支払金額			
										百	万	千
	期別	過誤納金額			還付加算金	決済年月日			整理番号			
		本	税	延滞金								
	計											

過誤納金 還付(充当)通知書

〒  方  様

市税等を下記口座にお返します。  
(振込年月日 年 月 日) 年 月 日 印  
新潟市長 (担当 電話： 内線

市税等をお返します。 年 月 日  
までに、この通知書と印鑑（法人は代表者の職  
印と社印）及び身分証明書をお持ちのうえ、市  
内の第四銀行で、お受けください。

※支払期限が過ぎた場合は、この通知書と印鑑をお持ちのうえ、新潟市役所  
(受付時間…開庁日の午前9時から午後3時まで) においでください。

支払済通知書	所属	取年	調年	税目コード	税目	通知書番号	課年	支払年月日	支払金額			
										百	万	千
	期別	過誤納金額			還付加算金	決済年月日			整理番号			
		本	税	延滞金								
	計											

過誤納金 還付(充当)通知書

〒  方  様

市税等を下記口座にお返します。  
(振込年月日 年 月 日) 年 月 日 印  
新潟市長 (担当 電話： 内線

市税等をお返します。 年 月 日  
までに、この通知書と印鑑（法人は代表者の職  
印と社印）及び身分証明書をお持ちのうえ、市  
内の第四銀行で、お受けください。

※支払期限が過ぎた場合は、この通知書と印鑑をお持ちのうえ、新潟市役所  
(受付時間…開庁日の午前9時から午後3時まで) においでください。

納めすぎた金額(過誤納金の内訳)	一般会計			認	支払金額	百万			千	円	整理番号
	通知書番号	事業年度	日								
	年度	納期	税目	納付年月日		納付金額	改税額	充当額	還付額		
					本税						
					延滞金						
					本税						
					延滞金						
					本税						
					延滞金						
					本税						
					延滞金						
					本税						
					延滞金						
					本税						
					延滞金						
					本税						
					延滞金						
	合計										
選付理由等	(前回納付 年 月 日)					還付加算金					
		起算日	計算日数	起算日	計算日数	計算金額		充当額		加算金還付額	
未納金額の徴収(元)に充当した	調定年度	税目	通知書番号	課税年度	期別(申告)	事業開始日	未納額(円)		充当する額(円)		
							本税	延滞金	本税	延滞金	
指定金融機関 支払印	還付金振込口座					上記の支払金額を領収しました。 (あて先) 新潟市収入役 年 月 日 氏名 印					
	金融機関名 本・支店名										
	銀行 本店										
	金庫・組合 支店										
	預金種目	口座番号	口座名義人								

別記様式第34号の次に次の2様式を加える。

別記様式第34号その2（第10条関係）

支払済通知書	所属	取年	調年	税目コード	税目	通知書番号	課年	支払年月日	支払金額			
										百	万	千
	期別	過誤納金額			還付加算金	決済年月日			整理番号			
		本	税	延滞金								
	計											

過誤納金 還付(充当)通知書

〒  方  様

市税等を下記口座にお返します。  
(振込年月日 年 月 日) 年 月 日 印  
新潟市長 (担当 電話： 内線

納めすぎた金額(過誤納金の内訳)	一般会計			認	支払金額	百万			千	円	整理番号
	通知書番号	事業年度	日								
	年度	納期	税目	納付年月日		納付金額	改税額	充当額	還付額		
					本税						
					延滞金						
					本税						
					延滞金						
					本税						
					延滞金						
					本税						
					延滞金						
					本税						
					延滞金						
					本税						
					延滞金						
	合計										
選付理由等	(前回納付 年 月 日)					還付加算金					
		起算日	計算日数	起算日	計算日数	計算金額		充当額		加算金還付額	
未納金額の徴収(元)に充当した	調定年度	税目	通知書番号	課税年度	期別(申告)	事業開始日	未納額(円)		充当する額(円)		
							本税	延滞金	本税	延滞金	
指定金融機関 支払印	還付金振込口座					上記の支払金額を領収しました。 (あて先) 新潟市収入役 年 月 日 氏名 印					
	金融機関名 本・支店名										
	銀行 本店										
	金庫・組合 支店										
	預金種目	口座番号	口座名義人								

別記様式第34号その3 (第10条関係)

所属	取年	調年	税目コード	税目	通知書番号	課年	支払年月日	支払金額 百 千 円			
支払済通知書	期別	過誤納金額		還付加算金	決済年月日	整理番号					
		本 税	延 滞 金								
	計										

きりとらないでください

過誤納金 還付(充当)通知書

〒  方 様

市税等をお返します。同封の小切手をお持ちのうえ、記載された金融機関でお受取りください。

年 月 日 印  
新潟市長 (担当 電話：内線)

一般会計	認	支	百	千	円	整理番号
通知書番号	事業年度	金額				
年 月 日 印	年 月 日 印					出納済印

納めすぎた金額(過誤納金)の内訳	年度	納期	税目	納付年月日	納付金額	改税額	充当額	還付額
					本 税			
					延滞金			
					本 税			
					延滞金			
					本 税			
					延滞金			
					本 税			
					延滞金			
					本 税			
合 計								

還付理由等	(前回納付 年 月 日)				還付加算金			
	起算日	計算日数	起算日	計算日数	計算金額	充当額		
						加算金還付額		

未納金額(徴収金)に充当した	調定年度	税目	通知書番号	課税年度	期別(申告)	事業開始日	未納額(円)		充当する額(円)	
							本税	延滞金	本税	延滞金

指定金融機関 支払印	還付金振込口座			支払方法等不明な点がありましたら、お問い合わせください。  問い合わせ先 新潟市役所 電話
	金融機関名		本・支店名	
	銀行 金庫・組合		本店 支店	
	預金種目	口座番号	口座名義人	

別記様式第35号を次のように改める。  
別記様式第35号 削除  
別記様式第46号及び別記様式第47号を次のように改める。



別記様式第47号（第10条関係）

納税証明書

納税義務者  
住 所  
(所在地)  
  
氏 名  
(名 称)

年度	税 目	納付すべき税額	納 付 税 額	未 納 税 額	未納税額のうち納期限のきていない税額	摘要
備考						

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

新潟市長 印

別記様式第46号（第10条関係）

税証明交付申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長  
1 窓口に来られた人

住 所 新潟市  
フリガナ  
氏 名  
生年月日 年 月 日  
電話番号 ( ) -  
印

(印鑑がない場合は、申請者の本人の確認できるものを提示してください。)

2 誰の証明が必要ですか  
(納税義務者等)

住 所  
フリガナ  
氏 名  
又は  
名 称  
生年月日 年 月 日  
(法人関係の証明の場合は、社印及び代表者印の押印してある委任状が必要です。)

※窓口に来られた人との関係

本 人     相続人  
 同居家族     その他 →

本人の委任状等を添付して下さい。ただし、12、24、33の証明については必要ありません。

3 必要な証明書

市 民 税 関 係	資 産 税 関 係	納 税 関 係
11 市・県民税課税(所得)証明 件 (課税・非課税証明, 所得証明) 年度課税 年分所得	21 評 価 証 明 件 22 公 課 証 明 件 23 資 産 証 明 件 24 土地証明車庫用 件 25 住宅用家屋証明 件	31 納 税 証 明 市・県民税 年度 件 法人市民税 年度 件 固定資産税 年度 件 軽自動車 年度 件 市営住宅入居用 件 制度融資用 件 新潟市入札用 件 その他 ( ) 件
12 営業(所在地)証明 件	26 そ の 他 件 (無資産・登載・)	32 登記用固定資産税 件 33 車検用軽自動車税 件 車両番号 新潟
※11の申請は次の目的に○印を記入	27 名 寄 帳 件 (土地・家屋・償却)	
使用目的 保証(借入 扶養(健康保険) 年金 医療費関係 公営住宅 児童手当 児童扶養手当 学校・幼稚園 ひまわりクラブ 入国管理 裁判所 弁護士 その他)	(物件)新潟市 (家屋)新潟市	
受 付	処 理	件 数
		手数料

証明番号 第 号～

別記様式第48号中

「新税（税証）第 号」を

「 第 号」に、

新潟」を

」に改める。

別記様式第49号を次のように改める。

別記様式第49号 (第10条関係)

(表)

年度分 市民税・県民税申告書 (提出用)

受付者

(あて先) 新潟市長 年 月 日提出

1月1日現在の住所、現住所、フリガナ、氏名、職業、印、電話番号、自宅勤務先、生年月日、年 月 日生

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

10 雑損控除, 11 医療費控除, 12 社会保険料控除, 14 生命保険料控除, 15 損害保険料控除, 16 寄附金控除, 17-19 障害者控除, 20 障害者控除, 21-22 配偶者控除, 23 扶養控除

別居の扶養親族等がある場合には裏面「13」に氏名及び住所を記入してください。

5 事業専従者に関する事項

氏名, 続柄, 生年月日, 従事月数, 同居・別居の区分, 専従者給与(控除)額

別居の事業専従者がいる場合には裏面「13」に氏名及び住所を記入してください。

6 給与所得以外の市民税・県民税の納税方法

給与から差し引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

1 収入金額等, 2 所得金額, 4 所得から差し引かれる金額

この下の欄は記入しないでください。

控配, 扶養親族, 扶養障害

(裏)

7 収入の内訳

所得の種類	支払者名・住所	収入金額
		円

8 配当所得・雑所得(公的年金以外)・総合譲渡所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	差引金額
		円	円	円

9 給与所得の内訳

(目録などの給与所得のある人で源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月収
1		円		円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等				円
合計				
勤務先所在地				
勤務先名				
電話番号				

10 事業所得に関する事項

科 目	金 額
売上(収入)金額計 (雑収入を含む)	①
売上原価 (棚卸高加減後の仕入金額)	
給料賃金	
減価償却費	
地代家賃	
借入金利息等	
租税公課	
水道光熱費	
旅費交通費	
通信費	
損害保険料	
修繕費	
消耗品費	
計	②
① - ②	
専従者控除額	
所得金額	

11 不動産所得に関する事項

科 目	金 額
収入金額	円
家賃収入	
地代収入	
計	①
固定資産税	
損害保険料	
修繕費	
減価償却費	
借入金利息等	
計	②
① - ②	
専従者控除額	
所得金額	

家賃収入などの内訳

借受人氏名(名称)	家賃・地代	期間	賃貸金額計
		月	円

12 減価償却費の計算

減価償却資産の名称	面積又は数量	取得年月	④ 取得価額	⑤ 償却の基準になる金額(④×90%)	耐用年数	⑥ 償却率	⑦ 月割	⑧ 本年分の償却費(⑤×⑥×⑦)	⑨ 専用割合	必要経費算入額(⑧×⑨)	未償却残高
		年 月	円	円	年		—月	円	%	円	円
							—月				
							—月				
計											

13 別居の扶養親族等、事業専従者に関する事項

氏 名	住 所

14 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額
損益通算の特例適用前 の不 動 産 所 得		円
技術等海外取引に係る 所得の特別控除		
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白) 円
年開廃業	開始・廃止	月 日
<input type="checkbox"/> 他 都 道 府 県 の 事 業 所 等		

15 前年中所得のなかった人などの記入欄

① 病気療養中	年 月 から 入院 通院	病気等の名称	⑤ 1月1日現在他市町村 に居住していた	1月1日現在の住所
② 学 生	学校名	学年(卒業見込 年 月)	⑥ 勤務先から給与支払 報告書提出済	会社名
③ 非課税所得により生活 している	該当のものを○で囲んでください。 遺族年金・障害年金・福祉年金・雇用保険		⑦ その他の事情 (生活費の出所など)	勤務先電話( )
④ 右記の者から扶養又は 仕送りを受けている	住所	電話( )		
	氏名	続柄		

別記様式第52号を次のように改める。

別記様式第52号（第11条関係）

	整理番号	法人番号	申告区分
法人市民税更正・決定通知書			
納税義務者	所在地 法人名		
事業年度	年度	(自) (至)	年 月 日 年 月 日
区 分	すでに申告した税額	更正・決定後の税額	増・減（-）
課税標準となる 法人税額	円	円	/
分割 基準 <small>新潟市 全従業者数</small>	人	人	
課税標準額	円	円	
税 率	%	%	
外国税額等 控除額	円	円	
法人税割額	円	円	円
均等割額	円	円	円
合計税額	円	円	円
更正・決定 の理由			
上記のとおり地方税法第321条の11の規定により法人市民税を したので通知します。			
新潟市長 年 月 日			
<p>注1 上記の不足税額に延滞金を加算して納めてください。減額による還付の場合は後日還付通知書を送付します。</p> <p>2 この処分に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に意義の申立てをすることができます。 (異義申立ては文書によらなければなりません。)</p> <p style="text-align: right;">問い合わせ先 新潟市 電話</p>			

別記様式第59号その2中

減免理由	6号 法人である政党又は政治団体である。 7号 特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人 8号 公益事業等を行う法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである。
------	--

を

減免理由	6号 特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人である。 7号 公益事業等を行う法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである。
------	--

に改める。  
別記様式第70号その2を次のように改める。

別記様式第70号その2 (第16条関係)

年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

下記の の納付額があなたの指定された口座から振替納付されます。

様  
新潟市長 印  
年 月 日

		通知書番号				
		金融機関名				
		口座名義人				
課税標準額	科目	(1) 土地 (円)	(2) 家屋 (円)	(3) 償却資産 (円)	(4) 合計(1)+(2)+(3)(円)	(5) 税率
	固定資産税					1.4%
	都市計画税					0.28%
税 額	税 目	ア算出税額(4)×(5)(円)	イ軽減等税額(円)	ウ共用分税額(円)	エ共用分軽減等税額(円)	オ合計税額(ア+イ+ウ-エ)(円)
	固定資産税					㊶
	都市計画税					㊷

納付額	年税額 (㊶+㊷) 円	期 別 税 額			
		第 1 期 円	第 2 期 円	第 3 期 円	第 4 期 円
振替日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
納 期		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

全 期 納 付 額 円
年 月 日

別記様式第71号を次のように改める。

別記様式第71号 (第16条関係)

(1)

年度 固定資産価格決定(修正) 通知書  
固定資産税・都市計画税決定(更正) 通知書

あなたの固定資産の価格等を決定(修正)し、固定資産課税台帳に登録しました。これにともない税額を決定(更正)しましたので、あわせて通知します。なお、減額により税金が納め過ぎになった方へは、後日還付通知書をお送りします。

年 月 日  
新潟市長 印

様

税 目	課 税 標 準 額				算 出 税 額
	土 地	家 屋	償 却 資 産	合 計	
変更前	固定				①
	都計				②
変更後	固定				①
	都計				②
増減額	固定				①
	都計				②
	③ 固定資産税 軽減等税額	④ 都市計画税 軽減等税額	共 用 分 税 額		
			⑤ 固定資産税	⑥ 固定資産税軽減等税額	⑦ 都市計画税
					⑧ 都市計画税軽減等税額
変更前					
変更後					
増減額					
	合 計 税 額 (①-③)+(②-④)+(⑤-⑥)+(⑦-⑧)	期 別 等 の 税 額			
		第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
					随時・過年度
変更前					
変更後					
増減額					

(2)

年度 固定資産価格決定(修正)内訳 固定資産税・都市計画税決定(更正)									
資産	マーク	町名	所在地番	棟番	SEQ号	家屋番号	更正理由		
変更前		地目	住宅用地	地積 <sup>m<sup>2</sup></sup>	評価額	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額	軽減等税額	
変更後		地構	家屋用途	床面積					
変更前									
変更後									
変更前									
変更後									
変更前									
変更後									
変更前									
変更後									
償却資産		区分	変更前課税標準額	変更後決定価格	変更後特例軽減額	変更後課税標準額	償却資産更正理由		
		建築物					担当者 土地1・土地2 家屋1・家屋2 償却資産・管理		
		機械及び装置							
		船舶							
		航空機							
		車両及び運搬具							
		工具・器具及び備品							

審査の申出……この価格について不服があるときは、この通知を受けた日から60日以内に文書により固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

別記様式第79号及び別記様式第80号を次のように改める。

別記様式第79号及び別記様式第80号削除

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行前に、改正前の新潟市市税条例施行規則の規定によってなされた申請、手続その他の行為は、改正後の新潟市市税条例施行規則の規定によってなされた申請、手続その他の行為とみなす。

2 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

新潟市職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第15号

新潟市職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

新潟市職員の特殊勤務手当支給規則(昭和32年新潟市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項の表中「清掃手当」を「日額の清掃手当」に、「ポンプ運転手当」を「月額のパンプ運転手当」に改

め、同条第4項の表に次のように加える。

日額の清掃手当	日額のポンプ運転手当
---------	------------

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第16号

新潟市給与条例施行規則の一部を改正する規則  
新潟市給与条例施行規則(昭和32年新潟市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第13条の4中「月額」を「額」に改める。

第13条の5の見出し中「運賃額」を「普通交通機関等に係る通勤手当の額」に改め、同条第1項中「条例第14条の2第2項に規定する通勤に要する運賃額の算出」を「普通交通機関等(新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額」に、「当該交通機関を利用するため定期券の購入により職員が既に支払った運賃額による」を「算出する」に改める。

第13条の6第1項中「運賃額」を「運賃等相当額」に、「交通機関」を「普通交通機関等」に、「1月の」を「支給単位期間(条例第14条の2第12項に規定する支給単

位期間をいう。以下同じ。)である」に改め、同条第2項中「交通機関」を「普通交通機関等」に、「月額」を「額」に、「運賃額」を「運賃等相当額」に改める。

第13条の8第2項中「又は第4項」を「第4項又は第5項」に改める。

第13条の9第2項中「月額」を「額」に改める。

第13条の10中「月の1日」を「支給単位期間(第13条の12第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第13条の12において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の初日」に、「その月の」を「当該支給単位期間等に係る」に改める。

第13条の11中「月額」を「額」に改める。

第13条の11の2中「の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用しなければ通勤することが市長の定める基準に照らして困難であると認められる」を「を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認める」に改める。

第13条の11の4中「次に掲げるもの」を「新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると市長が認めるものであること」に改め、各号を削る。

第13条の11の5を次のように改める。

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第13条の11の5 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第13条の5第2項、第13条の8第1項及び第4項の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第13条の6の規定は、条例第14条の2第8項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第13条の6第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「定期券の価額」とあるのは「定期券の価額の2分の1に相当する額」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「第14条の2第2項」とあるのは「第14条の2第8項第1号」と読み替えるものとする。

第13条の11の6第1号中「利用しなければ通勤することが市長の定める基準に照らして困難であると認められる」を「利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難で

あると市長が認める」に改める。

第13条の12を次のように改める。

第13条の12 通勤手当は、支給単位期間等に係る最初の月の第6条に規定する俸給の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第13条の3の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において退職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員がその所属する俸給の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する俸給の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 条例第14条の2第10項の市長が定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の市長が定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第14条の2第2項に定める額の通勤手当を支給される場合における当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が条例第14条の2第3項又は第4項に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同条第3項又は第4項においてその者の利用に係る交通機関までの通勤距離に応じて定める額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(3) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第14条の2第8項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(第13条の12の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)の合計額が2万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第13条の12の次に次の3条を加える。

(返納の事由及び額等)

第13条の12の2 条例第14条の2第11項の市長が定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号の



いずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第14条の2第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第14条の2第11項の市長が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（条例第14条の2第3項又は第4項に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び同条第3項又は第4項においてその者の利用に係る交通機関までの通勤距離に応じて定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長が定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

イ 第13条の12第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得

た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び市長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第14条の2第11項の市長が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が2万円以下であつた場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）
- (2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

イ 第13条の12第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び市長が定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

4 条例第14条の2第11項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第13条の12の3 条例第14条の2第12項に規定する市長が定める期間は、普通交通機関等又は新幹線鉄道等に

において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間とする。ただし、定期券によらないで交通機関を利用する場合にあつては1箇月とし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間とする。

- 2 前項に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同項に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他市長が定める事由が生ずることが前項に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第13条の12の4 支給単位期間は、第13条の9第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

第18条の8第1項中「職員」の次に「（市長が別に定める職員に限る。）」を加える。

第19条第5項中「30日」を「30日」に、「1月」を「1月とし、半日を日に換算する場合は2回をもつて1日とし、時間を日に換算する場合は8時間をもつて1日」に改める。

別表第1中「市民相談室長」を「市民相談室長 市民協働政策室長」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

新潟市長 篠田 昭

#### 新潟市規則第17号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規則（昭和31年新潟市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10号、第11号、第12号、第14号」を「第11号、第12号、第13号、第15号」に、「第16号」を「第17号」に改め、同条第1号ア(ア)中「2,500円」を「2,550円」に、「2,700円」を「2,740円」に改め、同号ア(イ)中「3,220円」を「3,270円」に、「3,420円」を「3,460円」に改め、同条第4号エ中「9,390円」を「9,380円」に、「4,790円」を「4,780円」に改め、同条中第21号を第23号とし、同号の前に次の1号を加える。

(22) 人工腎臓透析時食事提供料 1食につき 630円

第1条中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、同条第17号ア(ア)中「FCK」を「FCKの金額に、チタンは金合金」に改め、同号エ(ア)中「30,000円」を「100,000円」に改め、同号エ(イ)中「20,000円」を「治療材料の購入価格に相当する額」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 人工妊娠中絶手術料

ア 妊娠3か月までの場合 85,000円

イ 妊娠4か月の場合 115,000円

ウ 妊娠5か月及び6か月の場合 135,000円

なお、手術時において特別な経費を要したときは、実費相当額を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規則の規定に基づき徴収した、又は徴収すべきであった使用料及び手数料については、なお従前の例による。

新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料徴収規則及び新潟市水族館条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成16年 3月30日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第18号

新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料徴収規則及び新潟市水族館条例施行規則の一部を改正する規則

(新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料徴収規則の一部改正)

第1条 新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料徴収規則(昭和40年新潟市規則第18号)一部を次のように改正する。

第3条第4項中「新潟市黒埼常民文化史料館条例施行規則(平成12年新潟市規則第77号)別記様式第7号の2」を「別記様式第2号の2」に改め、同条第6項中「別記様式第2号の2」を「別記様式第2号の3」に改める。

別記様式第2号の2を別記様式第2号の3とし、別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号の2(第3条関係)

(表)

新潟市	小学生・中学生用
施設利用証(サタデーパスポート)	
	学校名
	氏名

(裏)

【このパスポートの使い方】

- 使える日は、土曜日です。  
祝日と春、夏、冬休み中は使えません。
- 使える所は、鳥屋野総合体育館屋内プール・西総合スポーツセンター屋内プール・西海岸公園市営プール・山の下海浜公園プール・水族館(マリニピア日本海)・ふれあい健康センター(アクアパークにいがた)です。
- このカードを見せると水族館は200円で、アクアパークにいがたは中学生450円、小学生230円に入れます。その他の所は、無料で入れます。

(新潟市水族館条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟市水族館条例施行規則(平成3年新潟市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「新潟市黒埼常民文化史料館条例施行規則(平成12年新潟市規則第77号)別記様式第7号の2」を「新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用

料徴収規則(昭和40年新潟市規則第18号)別記様式第2号の2」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市補助金等交付規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第19号

新潟市補助金等交付規則

新潟市補助金等交付規則(昭和44年新潟市規則第41号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例及び他の規則に定めのあるもののほか、補助金等の交付に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付及び予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金(市長が別に定めるものを除く。)をいう。

2 この規則において「補助事業」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

(関係者の責務)

第3条 市長は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令、条例、規則及び要綱(以下「法令等」という。並びに予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

2 市長は、社会経済情勢等環境の変化に的確に対応した柔軟性を持った補助金制度となるよう、補助金等の新設、廃止、整理、統合その他の見直しに努めなければならない。

3 補助事業者は、法令等の定め、補助金等の交付の目的、交付決定の内容及びこれに付した条件並びに市長の指示に従い、誠実に補助事業を行うよう努めなければならない。

(取扱基準の設定)

第4条 市長は、次の事項について補助金等ごとに取り扱基準を定めるものとする。

- (1) 補助事業の目標
- (2) 補助対象経費
- (3) 補助額及びその算定方法又は補助率
- (4) 補助事業の評価の時期等
- (5) 補助事業の終期

(6) 情報の公表の方法等

(7) その他必要と認める事項

(情報の公表)

**第5条** 市長は、補助金等の交付に関する情報を公表するものとする。

2 補助事業者は、当該補助事業に関する情報を前条の取扱基準に基づき公表するものとする。

(交付の申請)

**第6条** 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 補助事業に係る収支予算書

(2) 補助事業に係る事業計画書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業の目的及び内容により、市長が特に認めた場合は、前項に規定する書類の全部又は一部を省略することができる。

(交付の決定及び通知)

**第7条** 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、補助金等の交付を決定したときはその決定の内容(交付の条件を付したときは、その決定の内容及び条件)を、補助金等の不交付の決定をしたときはその旨を、速やかに補助金等交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)により、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

**第8条** 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

**第9条** 補助金等の交付の決定を受けた者は、当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更の承認等)

**第10条** 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに補助事業変更申請書(別記様式第3号)を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

(1) 補助事業の内容又はこれに係る予算を変更しようとするとき(市長が定める軽微なものを除く。)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による承認をする場合におい

て、当該補助事業者に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、補助金等交付決定変更通知書(別記様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(事故報告等)

**第11条** 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行の指示)

**第12条** 市長は、補助事業者が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

**第13条** 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、市長が定める期日までに、補助事業実績報告書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。補助事業が完了する前に補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときも同様とする。

(1) 補助事業に係る収支決算書

(2) 補助事業に係る事業実績報告書

(3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

**第14条** 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書(別記様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

**第15条** 市長は、第13条の実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示することができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(交付の時期)

**第16条** 補助金等の交付は、補助事業の完了後とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定の取消し)

**第17条** 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金等を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 正当な理由なく第12条又は第15条第1項の規定による市長の指示に従わなかったとき。
- (5) その他この規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金等交付決定取消通知書（別記様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金等の返還）

**第18条** 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金等返還命令書（別記様式第8号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備及び保存）

**第19条** 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（財産の処分制限）

**第20条** 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産その他市長が指定する財産を市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する額を市に納入したとき、並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したときは、この限りではない。

（現地調査等）

**第21条** 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をその事務所、事業所等に赴かせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係

者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（不当干渉等の防止）

**第22条** 市長は、補助金等の交付に関する一切の事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度を超えて不当に補助事業者に対し干渉してはならない。

（様式）

**第23条** 市長は、この規則の規定による様式によりがたい事情があると認めるときは、その都度これを変更することができる。

（その他）

**第24条** この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成16年度分の補助金等のうち、新規の補助金等以外の補助金等については、第4条の規定は適用しない。

別記様式第2号（第7条関係）

	新 第 号
	年 月 日
様	
	新潟市長 印
補助金等交付（不交付）決定通知書	
年 月 日付けで申請のあった については、次のとおり	
交付（不交付）の決定をしたので通知します。	
記	
1	補助事業の名称
2	交付決定額（不交付の理由）
3	交付条件
(1)	
(2)	

別記様式第1号（第6条関係）

	年 月 日
（あて先）新潟市長	
申請者	住所（法人にあっては所在地）
	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
	印
補助金等交付申請書	
の交付を受けたいので、次のとおり申請します。	
記	
1	補助事業の名称
2	補助事業の目的及び内容
3	交付対象経費
4	補助申請額及びその算定方法
5	補助事業の着手（予定）年月日
6	補助事業の完了（予定）年月日
7	情報の公表の内容，方法及び時期
8	添付書類
(1)	
(2)	

別記様式第4号（第10条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

補助金等交付決定変更通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定した については、  
次のとおり変更したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 既交付決定額
- 3 変更交付決定額
- 4 変更事項

変 更 前	変 更 後

- 5 変更理由

別記様式第3号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市長

申請者 住所（法人にあっては所在地）  
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）  
印

補助事業変更申請書

年 月 日付け新 第 号で の交付決定のあった事業について、  
次のとおり変更したので、申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

- 3 変更の理由
- 4 変更予定年月日

別記様式第 6 号 (第14条関係)

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

補助金等確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業に対する に  
ついて、次のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付済額
- 3 確定額

別記様式第 5 号 (第13条関係)

年 月 日

(あて先) 新潟市長

補助事業者 住所 (法人にあっては所在地)  
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
印

補助事業実績報告書

年 月 日付け新 第 号で の交付決定のあった事業が  
完了 (を廃止) したので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額及びその精算額
- 3 補助事業完了年月日
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業の精算に係る収支明細
- 6 情報の公表の状況
- 7 添付書類
  - (1)
  - (2)



別記様式第8号（第18条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

補助金等返還命令書

年 月 日付け新 第 号で金額の確定した（交付決定を取り消した）補助金等については、次のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還額
- 2 返還期限
- 3 返還理由

別記様式第7号（第17条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

補助金等交付決定取消通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定した について  
は、次のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付決定取消額
- 4 取消理由

新潟市黒埼常民文化史料館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第20号

新潟市黒埼常民文化史料館条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟市黒埼常民文化史料館条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟市黒埼常民文化史料館条例施行規則(平成12年新潟市規則第77号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、別表2に該当する者はこの限りでない。

第6条第4項中「、別表2に該当する者は、別記様式第7号の2に定める施設利用証を」を削る。

別表2の項左欄を次のように改める。

2	児童等(市外の学校に通学する者を含む。)が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に観覧する場合
---	---

別記様式第7号の2を削る。

(新潟市會津八一記念館条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟市會津八一記念館条例施行規則(平成10年新潟市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、別表2に該当する者はこの限りでない。

第9条第4項中「、別表2に該当する者は、新潟市黒埼常民文化史料館条例施行規則(平成12年新潟市規則第77号)別記様式第7号の2に定める施設利用証を」を削る。

別表2の項左欄を次のように改める。

2	児童等(市外の学校に通学をする者を含む。)が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に観覧する場合
---	--

(新潟市美術館条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟市美術館条例施行規則(平成11年新潟市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、別表4-2に該当する者はこの限りでない。

第9条第4項中「、別表第4-2に該当する者は、新潟市黒埼常民文化史料館条例施行規則(平成12年新潟市規則第77号)別記様式第7号の2に定める施設利用証を」を削る。

別表第4-2の項左欄を次のように改める。

2	児童等(市外の学校に通学をする者を含む。)が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に観覧する場合
---	--

(新潟市歴史博物館条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟市歴史博物館条例規則(平成15年新潟市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、別表第2-2の項に該当する者はこの限りでない。

第8条第4項中「、別表第2-2の項に該当する者は、新潟市黒埼常民文化史料館条例施行規則(平成12年新潟市規則第77号)別記様式第7号の2に定める施設利用証を」を削る。

別表第2-2の項左欄を次のように改める。

2	児童等(市外の学校に通学をする者を含む。)が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に観覧する場合
---	--

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

告 示

新潟市告示第62号

一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約の解除について

一般廃棄物処理手数料収納事務委託者が平成16年2月1日付けで、次のとおり解除になったので地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項に基づき告示します。

平成16年3月1日

新潟市長 篠田 昭

一般廃棄物処理手数料収納事務委託解除者

収納事務 受託区域	解 除 者	
	住 所	氏 名
榎 一	榎町18番地4	渡邊 征春

新潟市告示第63号

予算の要領について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により平成15年度新潟市一般会計、特別会計及び企業会計の各補正予算の要領を次のとおり告示します。

平成16年3月1日

新潟市長 篠田 昭

## 平成15年度新潟市一般会計補正予算（第6号）

平成15年度新潟市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,429,022千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,240,555千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		80,111,900	1,004,489	81,116,389
	1 市 民 税	30,901,291	885,527	31,786,818
	8 事 業 所 税	2,305,437	118,962	2,424,399
11 分担金及び負担金		2,483,122	86,571	2,569,693
	1 負 担 金	2,451,563	86,571	2,538,134
13 国庫支出金		20,712,982	△ 479,762 95,200	21,097,544
	1 国庫負担金	15,878,814	479,762	16,358,576
	2 国庫補助金	4,683,249	△ 95,200	4,588,049
14 県支出金		3,560,727	△ 46,600	3,514,127
	2 県補助金	1,482,171	△ 46,600	1,435,571
歳入合計		191,811,533	△ 1,570,822 141,800	193,240,555

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		20,318,399	275,000	20,593,399
	1 総務管理費	17,218,144	275,000	17,493,144
3 民生費		45,132,212	779,923	45,912,135
	2 児童福祉費	13,138,111	100,049	13,238,160
	4 生活保護費	9,447,124	573,097	10,020,221
	5 老人福祉費	11,288,251	106,777	11,395,028
6 農林水産業費		3,149,740	△ 70,000 3,822	3,215,918
	2 農地費	1,449,127	△ 70,000 3,822	1,515,305
7 商工費		13,520,850	32,105	13,552,955
	1 商業費	11,231,483	32,105	11,263,588
8 土木費		32,475,772	△ 810,000 613,235	32,672,537
	2 道路橋梁費	7,472,867	608,100	8,080,967
	4 都市計画費	18,711,410	△ 613,235	18,098,175
	5 公園緑地費	3,200,803	60,000	3,260,803
	6 都市排水応急対策費	631,652	41,900	673,552
	8 住宅費	1,455,969	100,000	1,555,969
10 教育費		23,618,524	248,000	23,866,524
	2 小学校費	7,643,562	102,000	7,745,562
	3 中学校費	3,655,534	98,000	3,753,534
	7 生涯学習費	2,815,877	20,000	2,835,877
	9 体育費	1,887,810	28,000	1,915,810
11 公債費		23,363,652	△ 168,949	23,194,703
	1 公債費	23,363,652	△ 168,949	23,194,703
歳出合計		191,811,533	△ 2,215,028 786,006	193,240,555

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	保育園大規模修繕事業	30,000
	5 老人福祉費	デイサービスセンター建設事業費補助金	71,600
		グループホーム建設事業費補助金	105,270
4 衛生費	1 保健衛生費	訪問看護ステーション整備費補助金	3,889
6 農林水産業費	2 農地費	農村排水等整備事業	10,000
	3 水産業費	新川漁港整備事業	84,912
7 商工費	1 商業費	商店街環境整備事業費補助金	12,600
8 土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	1,325,776
	4 都市計画費	街路事業	807,042
	5 公園緑地費	公園緑地等改修事業	35,000
		信濃川やすらぎ堤緑地整備事業	30,000
		街区公園整備事業	25,000
	6 都市排水応急対策費	都市排水路維持改良事業	41,900
	8 住宅費	市営住宅大規模修繕事業	100,000
10 教育費	2 小学校費	小学校冷房設備設置事業	102,000
	3 中学校費	中学校冷房設備設置事業	98,000
	7 生涯学習費	公民館改修事業	20,000
	9 体育費	体育施設整備事業	35,000

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額
黒埼2-13号線道路新設改良事業	平成16年度	50,000
学校建設事業設計委託料	平成16年度	24,800

## 平成15年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

平成15年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ907,319千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,894,111千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		11,409,979	382,946	11,792,925
	1 国庫負担金	8,974,965	331,706	9,306,671
	2 国庫補助金	2,435,014	51,240	2,486,254
5 療養給付費交付金		6,701,630	524,373	7,226,003
	1 療養給付費交付金	6,701,630	524,373	7,226,003
歳入合計		33,986,792	907,319	34,894,111

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		21,889,519	793,664	22,683,183
	1 療養諸費	19,814,458	589,673	20,404,131
	2 高額療養費	1,791,109	203,991	1,995,100
3 老人保健拠出金		8,905,808	113,655	9,019,463
	1 老人保健拠出金	8,905,808	113,655	9,019,463
歳出合計		33,986,792	907,319	34,894,111

平成15年度新潟市下水道事業会計補正予算（第4号）

平成15年度新潟市の下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ424,479千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,566,248千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		13,746,009	△ 425,977	13,320,032
	1 他会計繰入金	13,746,009	△ 425,977	13,320,032
6 繰越金		1	1,498	1,499
	1 繰越金	1	1,498	1,499
歳入合計		46,990,727	△ 425,977	46,566,248

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 公債費		16,049,930	△ 424,479	15,625,451
	1 公債費	16,049,930	△ 424,479	15,625,451
歳出合計		46,990,727	△ 424,479	46,566,248

第2表 繰越明許費補正

1 追加

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費	2 事業費	公共下水道建設事業（補助事業）	2,702,000
		公共下水道建設事業（単独事業）	98,000
		公共下水道建設事業（雨水貯留浸透対策推進事業）	76,000

第3表 債務負担行為補正

1 追加

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
農業集落排水整備事業	平成16年度	18,180

## 平成15年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算（第3号）

平成15年度新潟市の中央卸売市場事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,397,339千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,657,611千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治体（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の廃止は、「第3表 地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 財産収入		1,668	1,620,534	1,622,202
	2 財産売払収入	1,620,534	1,620,534	
5 繰入金		349,007	32,105	381,112
	1 他会計繰入金	349,007	32,105	381,112
8 市債		2,279,000	△ 255,300	2,023,700
	1 市債	2,279,000	△ 255,300	2,023,700
歳入合計		4,260,272	△ 1,652,639 △ 255,300	5,657,611

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 市場流通補完費 施設整備費		144,050	△ 108,425	35,625
	1 市場流通補完費 施設整備費	144,050	△ 108,425	35,625
3 公債費		338,112	1,505,764	1,843,876
	1 公債費	338,112	1,505,764	1,843,876
歳出合計		4,260,272	△ 1,505,764 △ 108,425	5,657,611

## 第2表 繰越明許費補正

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
1 中央卸売市場費	2 市場建設費	市場建設事業費	2,587,025



第3表 地方債補正

1 廃止

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場流通補完 施設整備費	255,300	普通 貸借 又は 債券 発行	年5.0% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借入れ る場合で、 政府資金及 び公営企業 金融公庫資 金について 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。				

平成15年度新潟市母子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算(第1号)

平成15年度新潟市の母子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,593千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ283,012千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		1	17,593	17,594
	1 繰越金	1	17,593	17,594
歳入合計		265,419	17,593	283,012

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		265,419	17,593	283,012
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	265,419	17,593	283,012
歳出合計		265,419	17,593	283,012

## 平成15年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第2号）

平成15年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ853,932千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,871,758千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		5,853,761	246,230	6,099,991
	1 国庫負担金	4,617,755	197,855	4,815,610
	2 国庫補助金	1,236,006	48,375	1,284,381
3 県支出金		2,886,446	123,310	3,009,756
	1 県負担金	2,886,446	123,310	3,009,756
4 支払基金交付金		7,388,408	340,575	7,728,983
	1 支払基金交付金	7,388,408	340,575	7,728,983
5 繰入金		3,367,884	△ 123,310 16,533	3,474,661
	1 一般会計繰入金	3,367,884	△ 123,310 16,533	3,474,661
8 市債			37,040	37,040
	1 市債		37,040	37,040
歳入合計		24,017,826	△ 870,465 16,533	24,871,758

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		23,091,573	△ 1,187,137 200,658	24,078,052
	1 介護サービス等諸費	22,523,642	△ 945,615 196,685	23,272,572
	2 支援サービス等諸費	351,177	238,812	589,989
	3 その他諸費	35,919	2,710	38,629
	4 高額介護サービス等費	180,835	△ 3,973	176,862
4 基金積立金		140,021	△ 140,021	
	1 基金積立金	140,021	△ 140,021	
7 諸支出金			7,474	7,474
	1 償還金		7,474	7,474
歳出合計		24,017,826	△ 1,194,611 340,679	24,871,758

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	37,040	普通貸借	無利子	借入れの年から据置期間を含み5年以内に元金均等の方法により、毎年度1期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、又は償還年限を短縮することができる。

## 平成15年度新潟市病院事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成15年度新潟市病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成15年度新潟市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

## 収入

(単位 千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業収益	14,910,348	120,037	15,030,385
第1項 医業収益	13,344,008	19,806	13,363,814
第2項 医業外収益	1,544,340	100,231	1,644,571

## 支出

(単位 千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業費用	14,910,348	120,037	15,030,385
第1項 医業費用	14,627,964	120,037	14,748,001

## 平成15年度新潟市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成15年度新潟市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成15年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第3号中「（仮称）信濃川浄水場建設事業5,236,123千円」を「（仮称）信濃川浄水場建設事業4,192,522千円」に、「太郎代地区拡張事業336,000千円」を「太郎代地区拡張事業229,428千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	10,150,760	53,564	10,204,324
第2項 営業外費用	1,329,499	53,564	1,383,063

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,024,455千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,847,295千円は、」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額362,723千円、」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額307,954千円、」に、「及び建設改良積立金1,291,790千円で」を「及び建設改良積立金1,169,399千円で」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	5,197,639	△ 973,013	4,224,626
第1項 企業債	3,935,000	△ 799,000	3,136,000
第2項 国庫補助金	247,362	△ 25,013	222,349
第3項 出資金	346,000	△ 149,000	197,000

支 出 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	9,222,094	△ 1,150,173	8,071,921
第1項 建設改良費	8,042,610	△ 1,150,173	6,892,437

(継続費)

第5条 (仮称) 信濃川浄水場建設事業に係る継続費について、その年割額を次のように改める。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	(仮称) 信濃川浄水場建設事業	22,030,716	平成12年度	964,437	22,030,716	平成12年度	964,437
				平成13年度	2,845,925		平成13年度	2,845,925
				平成14年度	3,773,050		平成14年度	3,773,050
				平成15年度	5,236,123		平成15年度	4,192,522
				平成16年度	7,320,525		平成16年度	9,048,175
				平成17年度	1,890,656		平成17年度	1,206,607

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた(仮称) 信濃川浄水場建設事業に係る企業債について、その限度額を次のように改める。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
(仮称) 信濃川浄水場建設事業	3,935,000	3,136,000

新潟市告示第64号

新潟地域広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟地域広域市町村圏協議会規約の変更について

新潟地域広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数を次のとおり減少し、新潟地域広域市町村圏協議会規約を別紙のとおり変更することとしたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定により告示する。

平成16年3月5日

新潟市長 篠田 昭

脱退する地方公共団体

北蒲原郡安田町、同郡京ヶ瀬村、同郡水原町、同郡笹神村

別紙

新潟地域広域市町村圏協議会規約の一部を改正する規約

新潟地域広域市町村圏協議会規約の一部を次のように改正する。

第3条中「北蒲原郡安田町、同郡京ヶ瀬村、同郡水原町、同郡笹神村」を削る。

第7条中「16人」を「12人」に改める。

第15条第2項中「5人」を「4人」に改める。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市告示第65号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法第8条および同法施行令第12条第4項の規定に基づき告示します。

平成16年3月5日

新潟市長 篠田 昭

1 職権消除日

平成16年2月9日

2 職権消除対象者の住所・氏名

(住所) 新潟市松浜8丁目5番3号

(氏名) 五十嵐 昭浩

新潟市告示第66号

公示送達書

「省略」

新潟市告示第67号

放置自転車等の撤去、保管について

新潟市自転車等放置防止条例第9条第2項の規定により、放置自転車等を下記のとおり撤去し、保管したので同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成16年3月9日

新潟市長 篠田 昭

- 1 放置場所 新潟駅万代口周辺
- 2 撤去台数 自転車 71台
- 3 撤去年月日 平成16年2月2日から  
平成16年2月27日まで
- 4 保管返還場所 自転車等保管所  
(新潟市花園2丁目54番地先)
- 5 保管期間 平成16年3月10日から  
平成16年9月9日まで
- 6 返還日及び時間 月曜日から金曜日(ただし、国民  
の祝日に関する法律に規定する休  
日及び12月29日から翌年の1月3  
日までの日は除く)  
午前9時から午後5時まで

7 返還に必要なもの

- (1) 運転免許証, 健康保険証その他身分を証明できるもの
- (2) 自転車等の鍵又は保証書その他返還を受けようとする自転車等の利用者等であることを証明できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 撤去保管に要する費用  
自転車 1,000円

なお、この告示にかかる自転車等で、上記保管期間経過後においても利用者等の引取がないものは、新潟市自転車等放置防止条例第11条第2項の規定に基づき、本市において処分する。

新潟市告示第68号

公示送達書

「省略」

新潟市告示第69号

計量器定期検査の実施について

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、計量器定期検査を次のとおり行いますので、同法第21条第2項の規定により告示します。

平成16年3月12日

新潟市長 篠田 昭

- 1 検査を行う区域  
入舟, 本庁, 関屋, 坂井輪, 内野, 中野小屋, 赤塚地区(但し、計量器の住所の場所で行う検査については、新潟市全域)
- 2 検査を行う計量器  
計量法施行令第10条で定める非自働はかり, 分銅及びおもりで、取引及び証明のための計量に使用されるもの。
- 3 検査期日及び会場

期 日	検査会場	受付時間
4月12日から 4月30日まで	新潟市消費生活センター	午前9時から 午後5時まで
4月12日から 12月24日まで	計量器の所在の場所	

新潟市告示第70号

新潟市農用地利用集積計画について  
農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により告示する。

なお、同計画は次の場所に備え置いて縦覧に供する。

平成16年3月12日

新潟市長 篠田 昭

- 1 新潟市農用地利用集積計画を備え置く場所  
新潟市役所  
産業経済局 農林水産部 農業振興課  
(新潟市学校町通1番町602番町1)

新潟市告示第71号

車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法の告示

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成16年3月17日

新潟市長 篠田 昭

- 1 指定する道路の路線名及び区間  
次表のとおり

路線名	区 間
新潟市道 競馬場線2号	新潟市松栄町字古川2410番1から 新潟市太夫浜字加治川向4022番1まで
新潟市道 東3-467号線	新潟市一日市600番3から 新潟市一日市75番2まで

- 2 指定する期日 平成16年3月22日
- 3 通行方法  
1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。  
① 走行位置の指定  
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に

隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

② 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

新潟市告示第72号

新潟市議会臨時会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定に基づき、平成16年3月新潟市議会臨時会を次のとおり招集するので、同条第2項の規定により告示する。

また、同法第102条第4項の規定により付議すべき事件についても、あわせて告示する。

平成16年3月17日

新潟市長 篠田 昭

- 1 招集の日時 平成16年3月24日（水）  
午後1時30分
- 2 招集の場所 新潟市議会議場
- 3 付議すべき事件

議案第41号 平成16年度新潟市一般会計補正予算

議案第42号 平成16年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算

議案第43号 平成16年度新潟市下水道事業会計補正予算

議案第44号 平成16年度新潟市介護保険事業会計補正予算

議案第45号 平成16年度新潟市水道事業会計補正予算

議案第46号 新潟市、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横越町、同郡亀田町、西蒲原郡岩室村、同郡西川町、同郡味方村、同郡潟東村、同郡月潟村及び同郡中之口村の廃置分合について

議案第47号 新潟市、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横越町、同郡亀田町、西蒲原郡岩室村、同郡西川町、同郡味方村、同郡潟東村、同郡月潟村及び同郡中之口村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

議案第48号 新潟市、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横越町、同郡亀田町、西蒲原郡岩室村、同郡西川町、同郡味方村、同郡潟東村、同郡月潟村及び同郡中之口村の廃置分合に伴う議会の議員の定数の特例に関する協議について

議案第49号 新潟市、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横越町、同郡亀田町、西蒲原郡岩室村、同郡西川町、同郡味方村、同郡潟東村、同郡月潟村及び同郡中之口村の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期等に関する協議について

議案第50号 新潟市、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横越町、同郡亀田町、西蒲原郡岩室村、同郡西川町、同郡味方村、同郡潟東村、同郡月潟村及び同郡中之口村の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

議案第51号 新潟市・新津市合併協議会の設置について

新潟市告示第73号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第74号

結核予防法による医療機関の辞退について

結核予防法第36条第4項の規定に基づき、下記の医療機関は、その指定を辞退したので結核予防法施行令第2条の6により告示する。

平成16年3月18日

新潟市長 篠田 昭

記

名 称	開 設 者	所 在 地	辞退年月日
阿部・島本小児科内科医院	阿 部 由 夫	新潟市関屋本村町2丁目224番地	平成16年1月29日

新潟市告示第75号

結核予防法による医療機関の指定について

結核予防法第36条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定したので結核予防法施行令第2条の6により告示する。

平成16年3月18日

新潟市長 篠田 昭

記

名称	開設者	所在地	指定年月日
谷澤整形外科クリニック	谷澤龍彦	新潟市本町通6番町1134番地	平成16年3月8日

新潟市告示第76号

更生医療担当医療機関の指定等について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2の規定による医療機関について次のとおり指定した。

平成16年3月19日

新潟市長 篠田 昭

名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日	告示事項
せきしん調剤薬局	新潟市関新1-8-23	薬局	H16.3.1	新規指定

新潟市告示第77号

公示送達書

〔省略〕

新潟市告示第78号

公示送達書

〔省略〕

新潟市告示第79号

公示送達書

〔省略〕

新潟市告示第80号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法第8条および同法施行令第12条第4項の規定に基づき告示します。

平成16年3月22日

新潟市長 篠田 昭

1 職権消除日

平成16年3月11日

2 職権消除対象者の住所・氏名

別紙名簿のとおり

職権消除対象者名簿一覧表

	住所	氏名
1	新潟市河渡本町8番7号	木村 隆
2	新潟市太平4丁目13番地32	菊地 広達
3	新潟市万代5丁目10番20号	久代 純一
4	新潟市弁天3丁目3番5号	藤山 靖明
5	新潟市沼垂東2丁目7番6号	阿部 貴宏

6	新潟市川岸町3丁目17番地28	今 清文
7	新潟市関屋浜松町74番町	圓堂 隆一
8	新潟市金巻820番地1	浅井 好正
9	新潟市寺地533番町1	高橋 秀夫
10	新潟市鳥原2333番町3	伊庭 利広
11	新潟市鳥原152番地1	阿部 誠
12	新潟市鳥原2657番地40	山際 和英
13	新潟市山田150番地1	藤井 義夫
14	新潟市京王1丁目1番21号	菅野 博美
15	新潟市江南3丁目5番地36	鈴木 智
16	新潟市江南3丁目5番地36	阪西 学
17	新潟市中野山4丁目2番4号	金子 了英
18	新潟市東中野山1丁目13番7号	田邊 一裕
19	新潟市東中野山7丁目3番12号	石田 誠一
20	新潟市中野山6丁目10番3号	勝見 周一
21	新潟市寺山1丁目7番13号	志賀 文夫
22	新潟市中木戸81番地	山内 孝
23	新潟市中木戸86番地9	坂井 淳一
24	新潟市中山8丁目15番2号	豊嶋 誠
25	新潟市上大川前通9番町1277番地	廣野 春美
26	新潟市東堀通11番町1751番地	清水 宗六
27	新潟市東堀通13番町3010番地	高見 清
28	新潟市本町通11番町1832番地	大堀 進
29	新潟市湊町通1ノ町2599番地	吉原 栄
30	新潟市四ツ屋町1丁目5141番地9	佐藤 誠治
31	新潟市五十嵐1の町6764番地57	松岡 靖尚
32	新潟市内野山手2丁目11番12号	鈴木 裕司
33	新潟市新中浜1丁目13番地13	小林 隆
34	新潟市近江2丁目2番16号	末廣 忠雄
35	新潟市親和4丁目12番23号	今里 勝幸
36	新潟市鳥屋野2丁目14番5号	伊藤 芳子
37	新潟市上所中2丁目10番14号	鈴木 裕輔
38	新潟市浦山2丁目1番22号	吉岡 慎一
39	新潟市小針2丁目7番1号	高木 文夫
40	新潟市小針台2番15号	高橋 英次
41	新潟市坂井590番地2	佐藤 朝
42	新潟市坂井東4丁目10番19号	渡邊 初男
43	新潟市坂井砂山2丁目3番18号	馬場 健司
44	新潟市寺尾東3丁目19番32号	内山 勝美



45	新潟市東青山1丁目7番地2	歌川 祐吉
46	新潟市東青山2丁目9番地7	飯田 康雄
47	新潟市松海が丘1丁目5番10号	関口 康弘
48	新潟市松海が丘1丁目7番1号	田村 博幸
49	新潟市室町2丁目53番地	小西 貞義
50	新潟市山田町2丁目3974番地	清水 武史

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

**新潟市告示81号**

新潟市地域下水道の処理区域について  
次のとおり、地域下水道の処理区域について、新潟市  
地域下水道条例第2条第3号の区域を告示する。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

## 1 告示する地域

新潟市天野の一部、嘉木の一部、舞潟の一部、平  
賀の一部

## 2 図面を縦覧に供する期間及び場所

平成16年3月24日から2週間、新潟市産業経済局  
農林水産部農地課に備えおいて縦覧する。

## 3 使用及び処理を開始する年月日

平成16年4月7日

**新潟市告示第82号**

公 示 送 達 書

「省 略」

**新潟市告示第83号**

公 示 送 達 書

「省 略」

**新潟市告示第84号**

自動車臨時運行許可番号標の失効告示について

下記の自動車臨時運行許可番号標は、貸与を受けた者  
より回収不能となったので、有効期間満了の日より後無  
効とする。

平成16年3月24日

新潟市長 篠田 昭

記

## 1 番号標番号 新潟647号

## 2 有効期間満了年月日 平成15年12月18日

**新潟市告示第85号**

予算の要領について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規  
定により平成16年度新潟市一般会計、特別会計及び企業  
会計の各予算の要領を次のとおり告示します。

## 平成16年度新潟市一般会計予算

平成16年度新潟市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ193,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市	税	78,519,880
	1 市 民 税	28,472,789
	2 固 定 資 産 税	36,337,392
	3 軽 自 動 車 税	562,086
	4 市 た ば こ 税	3,903,406
	5 鉦 産 税	110,711
	6 特 別 土 地 保 有 税	10,139
	7 入 湯 税	1
	8 事 業 所 税	2,462,929
	9 都 市 計 画 税	6,660,427

2 地方譲与税		2,667,700
	1 所得譲与税	881,600
	2 自動車重量譲与税	1,298,300
	3 地方道路譲与税	430,500
	4 特別とん譲与税	33,200
	5 航空機燃料譲与税	24,100
3 利子割交付金		581,700
	1 利子割交付金	581,700
4 配当割交付金		19,400
	1 配当割交付金	19,400
5 株式等譲渡所得割交付金		41,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	41,000
6 地方消費税交付金		5,842,000
	1 地方消費税交付金	5,842,000
7 自動車取得税交付金		699,400
	1 自動車取得税交付金	699,400
8 地方特例交付金		2,777,000
	1 地方特例交付金	2,777,000
9 地方交付税		23,600,000
	1 地方交付税	23,600,000
10 交通安全対策特別交付金		128,000
	1 交通安全対策特別交付金	128,000
11 石油貯蔵施設立地対策等交付金		57,226
	1 石油貯蔵施設立地対策等交付金	57,226
12 分担金及び負担金		2,765,594
	1 負担金	2,737,551
	2 分担金	28,043
13 使用料及び手数料		5,161,104
	1 使用料	3,863,315
	2 手数料	1,297,789
14 国庫支出金		19,928,738
	1 国庫負担金	14,972,596
	2 国庫補助金	4,808,183
	3 委託金	147,959

15 県支出金		3,987,353
	1 県負担金	914,946
	2 県補助金	1,567,491
	3 委託金	1,021,416
	4 県貸付金	483,500
16 財産収入		638,064
	1 財産運用収入	119,489
	2 財産売却収入	518,575
17 寄附金		264,330
	1 寄附金	264,330
18 繰入金		4,000,000
	1 基金繰入金	4,000,000
19 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
20 諸収入		13,772,711
	1 延滞金・加算金及び過料	99,650
	2 貸付金元利収入	13,419,349
	3 受託事業収入	9,631
	4 雑収入	244,081
21 市債		27,248,800
	1 市債	27,248,800
歳入合計		193,700,000

## 歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		1,005,684
	1 議会費	1,005,684
2 総務費		16,417,826
	1 総務管理費	13,353,776
	2 徴税費	1,807,589
	3 戸籍住民基本台帳費	600,213
	4 選挙費	410,557
	5 統計調査費	100,476
	6 監査委員費	145,215

3	民 生 費		48,122,657
		1 社 会 福 祉 費	5,430,017
		2 児 童 福 祉 費	15,021,206
		3 障 害 福 祉 費	5,777,980
		4 生 活 保 護 費	10,389,035
		5 老 人 福 祉 費	11,430,981
		6 国 民 年 金 費	73,438
4	衛 生 費		18,081,377
		1 保 健 衛 生 費	8,489,941
		2 清 掃 費	9,591,436
5	労 働 費		748,487
		1 労 働 諸 費	748,487
6	農 林 水 産 業 費		3,028,397
		1 農 業 費	1,350,170
		2 農 地 費	1,255,963
		3 水 産 業 費	422,264
7	商 工 費		12,108,514
		1 商 業 費	10,181,790
		2 工 業 費	1,926,724
8	土 木 費		31,327,286
		1 土 木 管 理 費	54,191
		2 道 路 橋 梁 費	6,883,794
		3 港 湾 費	412,435
		4 都 市 計 画 費	18,140,797
		5 公 園 緑 地 費	2,833,519
		6 都 市 排 水 応 急 対 策 費	790,450
		7 建 築 費	564,711
		8 住 宅 費	1,647,389
9	消 防 費		5,903,282
		1 消 防 費	5,903,282
10	教 育 費		23,249,526
		1 教 育 総 務 費	3,646,755
		2 小 学 校 費	7,158,959
		3 中 学 校 費	3,032,091
		4 高 等 学 校 費	1,506,281
		5 幼 稚 園 費	289,885

	6 養護学校費	130,233
	7 生涯学習費	4,394,754
	8 保健給食費	1,240,278
	9 体育費	1,850,290
11 公債費		30,494,586
	1 公債費	30,494,586
12 諸支出金		3,152,378
	1 普通財産取得費	566,193
	2 開発公社費	2,586,185
13 予備費		60,000
	1 予備費	60,000
歳出合計		193,700,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	沼垂・芳原統合保育園建設事業	514,000	平成16年度	214,000
				平成17年度	300,000
8 土木費	8 住宅費	藤見町第2住宅建設事業 (C号棟)	546,000	平成16年度	180,000
				平成17年度	366,000
		藤見町第2住宅建設事業 (D号棟)	439,000	平成16年度	132,500
				平成17年度	306,500
		関屋大川前住宅(仮称)建設事業	1,335,000	平成16年度	420,000
				平成17年度	915,000
10 教育費	7 生涯学習費	黒崎市民会館(仮称)建設事業	1,750,000	平成16年度	583,000
				平成17年度	1,167,000

第3表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	生活バス路線運行対策事業	30,767

第4表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新潟市障害者住宅整備資金 融資損失補償（平成16年度）	資金を貸付けた日 から約定償還期限 到来後2年を経過 した日まで	約定償還期限到来後1年を経過して、なお元利金（遅延利子を含む。以下同じ。）が回収されなかった場合に当該未回収の元利金を限度として融資機関に対して損失補償する。
新潟市老人居室整備資金融資損失補償 （平成16年度）	資金を貸付けた日 から約定償還期限 到来後2年を経過 した日まで	約定償還期限到来後1年を経過して、なお元利金（遅延利子を含む。以下同じ。）が回収されなかった場合に当該未回収の元利金を限度として融資機関に対して損失補償する。
新潟しなの福社会精神障害者通所 授産施設・地域生活支援センター 建設資金償還金	平成17年度から 平成26年度まで	29,890
新焼却場施設整備事業 環境影響評価等委託料	平成17年度から 平成18年度まで	52,900
中央2-172号線道路新設改良事業	平成17年度	433,400
新潟市火災共済生活協同組合に対して 行う支払資金の貸付補償	平成16年度	新潟市内の火災発生に際し新潟市火災共済生活協同組合が行う火災共済事業において、同組合が保有する支払資金をもってしても共済責任を果たすことができないと認めた場合において100,000千円を限度として貸付けるものとする。
公共用地先行取得契約 [相手方 新潟 市土地開発公社] (平成16年度)	平成17年度から 平成21年度まで	1,000,000
新潟市土地開発公社事業資金 融資債務保証	平成16年度から 平成21年度まで	新潟市土地開発公社が、平成16年度において、市長が指定する金融機関等から事業資金を借り入れる場合、総額600,000千円に約定利息を加えた額を限度として、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第25条の規定により、その債務を保証するものとする。

第5表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育所建設事業費	697,600	普通貸借又は債券発行	年5.0% 以 内  (ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
老人憩の家建設事業費	154,100			
水道事業出資金	180,000			
県営土地改良事業費負担金	140,600			
農道整備事業費	38,200			
農村排水等整備事業費	32,100			
漁港整備事業費	45,000			
道路橋梁整備事業費	976,200			
新潟空港整備事業負担金	4,300			
街路事業費	1,361,300			
公園緑地整備事業費	472,200			
都市排水応急対策事業費	38,000			
公営住宅建設事業費	337,000			
小学校校舎屋体建設事業費	343,000			
小学校給食施設整備事業費	15,700			
小学校プール建設事業費	121,200			
小学校用地取得事業費	451,300			
小学校大規模改造事業費	695,700			
中学校屋体建設事業費	150,500			
中学校武道場建設事業費	48,200			
中学校大規模改造事業費	468,700			
生涯学習センター・新国際友好会館建設事業費	1,429,000			
黒崎市民会館(仮称)建設事業費	553,400			
減税補てん費	1,808,000			
臨時財政対策費	6,476,000			



## 平成16年度新潟市国民健康保険事業会計予算

平成16年度新潟市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,250,157千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款各項に計上した負担金補助及び交付金の予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		12,487,920
	1 国民健康保険料	12,487,920
2 国民健康保険税		2,645
	1 国民健康保険税	2,645
3 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
4 国庫支出金		11,891,964
	1 国庫負担金	9,497,476
	2 国庫補助金	2,394,488
5 療養給付費交付金		7,708,248
	1 療養給付費交付金	7,708,248
6 県支出金		167,957
	1 県負担金	151,841
	2 県補助金	16,116
7 共同事業交付金		539,334
	1 共同事業交付金	539,334
8 財産収入		997
	1 財産運用収入	997
9 繰入金		3,405,080
	1 他会計繰入金	2,690,465
	2 基金繰入金	714,615
10 繰越金		1
	1 繰越金	1

11 諸 収 入		46,010
	1 延滞金・加算金及び過料	210
	2 雑 入	45,800
歳 入 合 計		36,250,157

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		704,600
	1 総 務 管 理 費	701,668
	2 徴 収 費	680
	3 運 営 協 議 会 費	2,252
2 保 険 給 付 費		24,257,200
	1 療 養 諸 費	21,660,384
	2 高 額 療 養 費	2,278,864
	3 移 送 費	2
	4 出 産 育 児 諸 費	175,200
	5 葬 祭 諸 費	142,750
3 老 人 保 健 拠 出 金		8,405,530
	1 老 人 保 健 拠 出 金	8,405,530
4 介 護 納 付 金		2,196,719
	1 介 護 納 付 金	2,196,719
5 共 同 事 業 拠 出 金		607,363
	1 共 同 事 業 拠 出 金	607,363
6 保 健 事 業 費		44,628
	1 保 健 事 業 費	44,628
7 基 金 積 立 金		997
	1 基 金 積 立 金	997
8 諸 支 出 金		32,120
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	32,120
9 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		36,250,157

## 平成16年度新潟市下水道事業会計予算

平成16年度新潟市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,687,675千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		470,038
	1 負担金	470,038
2 使用料及び手数料		8,751,596
	1 使用料	8,751,368
	2 手数料	228
3 国庫支出金		10,105,357
	1 国庫補助金	10,105,357
4 県支出金		101,482
	1 県補助金	101,482
5 財産収入		39,600
	1 財産売払収入	39,600
6 繰入金		13,387,293
	1 他会計繰入金	13,387,293
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		1,005,008
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 貸付金元利収入	210,289
	3 雑収入	794,718
9 市債		11,827,300
	1 市債	11,827,300
歳入合計		45,687,675

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 下水道事業費		28,828,284
	1 管理費	5,894,050
	2 事業費	22,934,234
2 農業集落排水事業費		148,700
	1 管理費	12,140
	2 事業費	136,560
3 公債費		16,710,191
	1 公債費	16,710,191
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		45,687,675

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
坂井輪雨水1号幹線(その3)公共下水道築造工事	平成17年度から平成18年度まで	2,000,000
坂井輪雨水2号幹線公共下水道築造工事	平成17年度から平成18年度まで	900,000
万代排水区局所留排水施設設置工事	平成17年度から平成18年度まで	2,100,000
木戸排水区雨水貯留施設設置工事	平成17年度	300,000
公共下水道築造工事	平成17年度	5,000,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道建設費	11,169,900	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 <small>(ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金については利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</small>	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
流域下水道建設費	570,200			
農業集落排水建設費	87,200			

## 平成16年度新潟市中央卸売市場事業会計予算

平成16年度新潟市の中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,708,776千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中央卸売市場収入		208,934
	1 使用料	208,933
	2 手数料	1
2 国庫支出金		1,170,362
	1 国庫補助金	1,170,362
3 県支出金		319,088
	1 県補助金	319,088
4 財産収入		1,709
	1 財産運用収入	1,709
5 繰入金		718,822
	1 他会計繰入金	718,822
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		106,960
	1 雑収入	106,960
8 市債		2,182,900
	1 市債	2,182,900
歳入合計		4,708,776

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 中央卸売市場費		4,105,795
	1 市場費	232,230
	2 市場建設費	3,873,565
2 公債費		602,681
	1 公債費	602,681
3 予備費		300
	1 予備費	300
歳出合計		4,708,776

## 第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場建設事業費	2,182,900	普通貸借又は債券発行	年5.0% 以内 <small>(ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</small>	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

## 平成16年度新潟市と畜場事業会計予算

平成16年度新潟市のと畜場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ544,519千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		140,285
	1 使用料	140,285
2 県支出金		22,800
	1 県補助金	22,800
3 繰入金		358,633
	1 他会計繰入金	358,633
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 市債		22,800
	1 市債	22,800
歳入合計		544,519

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 と畜場費		185,549
	1 と畜場費	185,549
2 公債費		358,870
	1 公債費	358,870
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		544,519

## 第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉センター施設 設備改善工事費	22,800	普通貸借又は債券発行	年5.0% 以 内  (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合で、 政府資金及び公 営企業金融公庫 資金について利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み 30年以内に元利均等又は元金均 等若しくは不均等の方法によ り、毎年度1期又は2期に償還 する。ただし、財政の都合によ り据置期間中であっても繰上償 還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができ る。

## 平成16年度新潟市土地取得事業会計予算

平成16年度新潟市の土地取得事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ629,059千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		4
	1 使用料	4
2 財産収入		363,861
	1 財産売払収入	363,860
	2 財産運用収入	1
3 繰入金		265,193
	1 繰入金	265,193
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		629,059

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公債費		628,959
	1 公債費	628,959
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		629,059



## 平成16年度新潟市老人保健事業会計予算

平成16年度新潟市の老人保健事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,340,797千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 支 払 基 金 交 付 金		24,624,546
	1 支 払 基 金 交 付 金	24,624,546
2 国 庫 支 出 金		9,677,450
	1 国 庫 負 担 金	9,670,778
	2 国 庫 補 助 金	6,672
3 県 支 出 金		2,417,695
	1 県 負 担 金	2,417,695
4 繰 入 金		2,569,177
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,569,177
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		51,928
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 雑 入	51,926
歳 入 合 計		39,340,797

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		157,660
	1 総 務 管 理 費	157,660
2 医 療 諸 費		39,182,637
	1 医 療 諸 費	39,182,637
3 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		39,340,797

平成16年度新潟市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

平成16年度新潟市の母子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ295,964千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		69,564
	1 他 会 計 繰 入 金	69,564
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		98,814
	1 貸 付 金 元 利 収 入	98,123
	2 雑 入	691
4 市 債		127,585
	1 市 債	127,585
歳 入 合 計		295,964

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		295,964
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	295,964
歳 出 合 計		295,964

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付事業費	127,585	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法第37条第2項に定めるところによる。

## 平成16年度新潟市介護保険事業会計予算

平成16年度新潟市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,349,458千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		4,651,274
	1 介 護 保 険 料	4,651,274
2 国 庫 支 出 金		6,360,724
	1 国 庫 負 担 金	5,109,466
	2 国 庫 補 助 金	1,251,258
3 県 支 出 金		3,193,416
	1 県 負 担 金	3,193,416
4 支 払 基 金 交 付 金		8,175,146
	1 支 払 基 金 交 付 金	8,175,146
5 繰 入 金		3,795,762
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,795,762
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 市 債		170,611
	1 市 債	170,611
8 諸 収 入		2,524
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 雑 入	2,523
歳 入 合 計		26,349,458

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		605,871
	1 総務管理費	342,611
	2 徴収費	47,919
	3 介護認定調査・審査会費	215,341
2 保険給付費		25,547,335
	1 介護サービス等諸費	24,520,320
	2 支援サービス等諸費	801,171
	3 その他諸費	44,123
	4 高額介護サービス等費	181,721
3 財政安定化基金拠出金		24,497
	1 財政安定化基金拠出金	24,497
4 公債費		170,755
	1 公債費	170,755
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		26,349,458

## 第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	170,611	普通貸借	無利子	借入れの年から据置期間を含み4年以内に元金均等の方法により、毎年度1期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、又は償還年限を短縮することができる。

## 平成16年度新潟市駐車場事業会計予算

平成16年度新潟市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144,483千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		144,351
	1 使用料	144,351
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		131
	1 雑入	11
歳入合計		144,483

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 駐車場費		109,221
	1 駐車場費	109,221
2 公債費		35,262
	1 公債費	35,262
歳出合計		144,483

## 平成16年度新潟市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成16年度新潟市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

ア 市民病院	724床	一般病床	706床
		感染症病床	18床
イ 大山台診療所	19床	一般病床	19床

(2) 年間患者数

ア 入院患者	市民病院	231,930人	大山台診療所	5,544人
イ 外来患者	市民病院	312,518人	大山台診療所	8,981人

(3) 主要な建設改良事業

ア 市民病院建設改良事業	1,125,957千円
イ 市民病院器械備品購入	388,520千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業収益	15,204,531
第1項 医業収益	13,652,743
第2項 医業外収益	1,529,788
第3項 特別利益	22,000
第2款 大山台診療所事業収益	205,578
第1項 医業収益	107,491
第2項 医業外収益	97,786
第3項 特別利益	301

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業費用	15,204,531
第1項 医業費用	14,925,880
第2項 医業外費用	192,151
第3項 特別損失	85,500
第4項 予備費	1,000
第2款 大山台診療所事業費用	205,578
第1項 医業費用	197,486
第2項 医業外費用	7,491
第3項 特別損失	301
第4項 予備費	300

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額640,689千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,348千円及び過年度損益勘定留保資金639,341千円で補てんするものとする。）。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的収入	1,284,337
第1項 企 業 債	942,500
第2項 補 助 金	8,720
第3項 負 担 金 交 付 金	333,117
第2款 大山台診療所資本的収入	16,325
第1項 負 担 金 交 付 金	16,325

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的支出	1,925,026
第1項 建 設 改 良 費	1,514,477
第2項 企 業 債 償 還 金	410,549
第2款 大山台診療所資本的支出	16,325
第1項 企 業 債 償 還 金	16,325

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	新病院建設事業	22,888,000	平成16年度	742,500
				平成17年度	6,728,500
				平成18年度	14,705,000
				平成19年度	712,000

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建 設 改 良 事 業	942,500	普通貸借又は債券発行	年5.0% 以 内 <small>(ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</small>	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用、医業外費用及び特別損失に計上した経費のうち、次条に定める経費以外の経費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,099,272千円

(2) 交際費 860千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,700,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の所得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種類	名称	数量
器械備品	コンピューテッド・ラジオグラフィー	1式



## 平成16年度新潟市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成16年度新潟市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 195,400戸
- (2) 年間総配水量 72,625,000<sup>m</sup><sup>3</sup>  
1日平均配水量 199,000<sup>m</sup><sup>3</sup>
- (3) 主要な建設改良事業
- |                |             |
|----------------|-------------|
| (仮称)信濃川浄水場建設事業 | 9,048,175千円 |
| 配水管幹線整備事業      | 458,430千円   |
| 配水管整備事業        | 344,190千円   |
| 老朽管改良事業        | 140,490千円   |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	11,904,648
第1項 営業収益	11,479,317
第2項 営業外収益	425,329
第3項 特別利益	2

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	9,803,067
第1項 営業費用	8,635,117
第2項 営業外費用	1,154,829
第3項 特別損失	8,121
第4項 予備費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,029,551千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額524,872千円、当年度損益勘定留保資金2,227,255千円、建設改良積立金2,260,712千円及び繰越利益剰余金処分額16,712千円で補てんするものとする。）。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	7,594,992
第1項 企業債	6,808,000
第2項 国庫補助金	285,296
第3項 出資金	180,000
第4項 固定資産売却代金	1
第5項 消火栓設置負担金	48,500
第6項 補償金	272,468
第7項 共同施設改良負担金	727

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	12,624,543
第1項 建設改良費	11,393,188
第2項 企業債償還金	1,231,355

(継続費)

第5条 南山配水場施設改良事業に係る継続費について、その総額及び年割額を次のとおり定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	南山配水場施設改良事業	498,750	平成16年度	99,750
				平成17年度	399,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
配水管布設替工事	平成17年度	160,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(仮称)信濃川浄水場建設事業	6,808,000	証書借入又は債券発行	年5.0%以内 <small>(ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</small>	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,691,228千円

(2) 交際費 700千円

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち16,712千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 建設改良積立金 16,712千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、118,508千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第13条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
工具・器具及び備品	液体クロマトグラフ質量分析計	1式
工具・器具及び備品	ガスクロマトグラフ質量分析計	1式

新潟市告示第86号

住居表示実施済区域の街区の区域変更等及び実施期日について

新潟市住居表示に関する条例(昭和42年条例第35号)に基づき、街区の区域変更等及び実施期日について次のとおり定めたので、同条例第2条の規定により告示する。

平成16年3月26日

新潟市長 篠田 昭

- 1 街区の区域変更等 別図1(変更前)  
別図2(変更後)

2 実施期日 平成16年3月26日

新潟市告示第87号

公示送達書

「省略」

新潟市告示第88号

自動車臨時許可番号標の失効告示について

下記の自動車臨時運行許可番号標は、貸与を受けた者より回収不能となり、有効期間満了の日以降無効とする。

平成16年3月31日

新潟市長 篠田 昭  
記

- 1 番号標番号 新潟681号
- 2 有効期間満了年月日 平成14年9月21日

新潟市告示第89号

自動車臨時許可番号標の失効告示について

下記の自動車臨時運行許可番号標は、貸与を受けた者より回収不能となり、有効期間満了の日以降無効とする。

平成16年3月31日

新潟市長 篠田 昭  
記

- 1 番号標番号 新潟715号
- 2 有効期間満了年月日 平成15年1月30日

新潟市告示第90号

公示送達書

〔省略〕

新潟市告示91号

市道区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道区域を次のように変更する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成16年3月31日

新潟市長 篠田 昭

路線名	区 間	変前後更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
山の下東港線1号	東新町94から 松崎字西14まで	前	22.0 ～27.3	3487.0
		後	22.0 ～27.3	3486.6
新崎松浜線	新崎二丁目2983-1から 松浜二丁目2-11まで	前	6.0 ～23.4	3697.8
		後	6.0 ～23.4	3698.7
山木戸津島屋線	上木戸字東大山16-2から 津島屋三丁目1-1まで	前	5.3 ～12.3	4734.3
		後	5.3 ～12.3	4735.1
松崎逢谷内線	松崎字東511から 逢谷内六丁目78-1まで	前	5.4 ～16.9	1128.6
		後	7.7 ～16.9	950.8
榎山の下線	榎町57から 古湊町1-13まで	前	5.4 ～33.0	3142.5
		後	8.0 ～33.0	3141.8
天神尾東幸町線	天神尾一丁目17から 東幸町402-3まで	前	4.8 ～10.7	956.2
		後	4.8 ～10.7	957.1

路線名	区 間	変前後更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
明石紫竹山線	明石一丁目110から 鏡三丁目369まで	前	5.8 ～29.8	1330.4
		後	5.8 ～29.8	1330.1
川岸町一番堀通町線	川岸町三丁目23-3から 一番堀通町3-8まで	前	8.0 ～36.1	1895.2
		後	8.0 ～36.1	1895.0
川端町入船線1号	上大川前通一番町165-1から 柳島町一丁目8-7まで	前	8.6 ～21.0	2140.9
		後	7.8 ～21.0	2140.9
寄居浜線1号	関屋字風砂除1-37から 西船見町5932-616まで	前	5.5 ～31.1	2006.2
		後	5.5 ～31.1	2005.7
有明台関屋大川前線	有明台418から 関屋大川前一丁目2068-4まで	前	8.7 ～17.5	380.8
		後	8.4 ～17.5	381.0
西大畑町線	西大畑町591-11から 西大畑町5214-2まで	前	5.4 ～15.0	338.2
		後	5.4 ～15.0	337.2
新潟鳥屋野線2号	天神尾一丁目341-21から 紫竹山一丁目185-1まで	前	7.1 ～19.2	1455.5
		後	7.1 ～19.2	1455.2
網川原線	網川原二丁目4から 網川原二丁目82-1まで	前	5.1 ～8.0	556.7
		後	5.1 ～8.6	556.2
網川原線1号	網川原二丁目82-1から 和合町二丁目1193-2まで	前	4.2 ～8.6	2513.9
		後	4.6 ～8.7	2513.2
寄居浜女池線3号	上所二丁目1141-100から 近江字上80-1まで	前	12.7 ～16.2	632.8
		後	12.7 ～16.2	632.5
小針線	西有明町5820-164から 小新三丁目289-31まで	前	7.5 ～37.7	2684.4
		後	7.5 ～37.7	2680.0
小針井線	小針四丁目770-1から 大野字村中147まで	前	4.9 ～20.2	4676.6
		後	4.9 ～20.2	4676.1
小新榎尾線	小新一丁目34-3から 榎尾字道下875-1まで	前	3.5 ～22.5	7965.2
		後	3.5 ～22.5	7968.6
寺尾線	寺尾上三丁目5700-3から 寺尾西二丁目6087-17まで	前	3.6 ～19.1	552.5
		後	3.6 ～19.1	552.7
新田線	新田字丸湯667-1から 新田字浜野213-1まで	前	4.5 ～10.4	525.5
		後	4.5 ～10.4	525.8
新通線	新通字フケ4464-1から 新通字荒戸4246-3まで	前	4.5 ～10.0	688.0
		後	4.5 ～10.0	649.6
榎尾前野外新田線	榎尾字道下877-5から 前野外新田字尾崎524-1まで	前	3.8 ～11.4	4691.5
		後	3.8 ～11.4	4690.6

路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
曾 和 上新町線	新中浜一丁目5-3から 内野上新町11841まで	前	7.5 ~19.0	954.1
		後	7.5 ~19.0	954.4
新幹線西 側側道線	山田字中道下ノ中363-1から 板井字大新田3348-1まで	前	5.9 ~11.0	6855.4
		後	5.9 ~11.0	6856.6
嘉 瀬 蔵岡線	嘉瀬字居村3791-1から 蔵岡字上境175まで	前	5.0 ~17.8	16771.0
		後	5.0 ~51.5	16771.0
弁天町線	南万代町12から 八千代一丁目2498まで	前	14.7 ~22.6	351.9
		後	14.7 ~22.6	351.8
大 測 直り山線	大測字中谷内167-3から 直り山字小丸山919-1まで	前	5.9 ~22.8	2180.2
		後	5.9 ~22.8	2180.6
紫 竹 河渡線	紫竹六丁目1819-13から 河渡庚160-3まで	前	5.4 ~24.2	4810.2
		後	5.4 ~24.2	4814.7
沼垂東 日の出線	沼垂東三丁目821-2から 日の出二丁目170-2まで	前	4.5 ~12.7	1244.8
		後	4.5 ~12.7	1244.3
八 千 代 幸西線	八千代二丁目2000-1から 幸西三丁目247まで	前	9.1 ~12.1	1125.9
		後	9.1 ~12.1	1126.2
米山紫竹 山 線	米山三丁目483-1から 紫竹山一丁目153まで	前	4.9 ~7.9	892.0
		後	4.9 ~7.9	891.7
網 川 原 線	網川原二丁目116-42から 鑑三丁目1-3まで	前	4.3 ~11.6	5316.9
		後	4.3 ~11.6	5316.6
紫 竹 山 鳥屋野線	紫竹山三丁目571から 鳥屋野三丁目26まで	前	6.8 ~23.0	5220.4
		後	6.8 ~23.0	5218.8
女 池 紫竹山線	女池字下山南1333-7から 紫竹山字東沢553まで	前	4.6 ~15.0	2168.7
		後	4.7 ~15.0	2168.9
南 紫 竹 山二ツ線	南紫竹一丁目1300-7から 山二ツ四丁目943-3まで	前	6.0 ~18.5	1302.2
		後	6.0 ~21.0	1325.1
山 二 ッ 長 湯 線	山二ツ五丁目795-3から 長湯字長湯968-1まで	前	8.0 ~20.5	2793.2
		後	9.0 ~20.5	2793.6
舞 湯 曾 川 線	舞湯字居村669から 曾川字居村乙1402まで	前	5.0 ~24.4	2900.7
		後	5.0 ~24.4	2901.4
網 川 原 楚 川 線	網川原二丁目1-1から 楚川字東割291-1まで	前	4.8 ~17.0	4292.4
		後	4.8 ~17.0	4291.9
礎町通線	礎町通上一ノ町1918から 礎町通五ノ町2274まで	前	10.4 ~15.1	714.4
		後	10.4 ~15.1	717.7

路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
川 岸 町 下大川前 通 線	川岸町三丁目33-2から 下大川前通二ノ町2230 -52まで	前	6.1 ~16.0	3100.4
		後	6.1 ~16.0	3099.4
平島大野 線 1 号	平島字道下1322-1から 大野字川端17まで	前	3.5 ~15.3	6643.0
		後	3.5 ~15.3	6643.8
五十嵐一の町 上新栄町線	五十嵐一の町6289-2から 上新栄町5960-420まで	前	3.3 ~13.5	1984.9
		後	3.3 ~13.5	1984.3
五 十 嵐 中 島 線	五十嵐中島3060から 五十嵐中島1623-寅まで	前	7.1 ~11.4	412.4
		後	7.1 ~11.4	412.5
中権寺線	中権寺字三倍2517から 中権寺字道上74-1まで	前	3.8 ~16.3	1056.5
		後	3.6 ~16.3	1056.4
黒 鳥 的 場 線	黒鳥字高分135-1から 小新字的場3898-3まで	前	8.0 ~9.0	2826.6
		後	8.0 ~12.1	2826.6
西南1- 9 号 線	赤塚字沼5749から 赤塚字鷺山5879まで	前	2.5 ~9.3	590.4
		後	2.5 ~9.3	590.2
西南1- 102号線	赤塚字稲葉4715-3から 赤塚字南浦原4842-1まで	前	3.8 ~8.0	1157.4
		後	3.8 ~8.0	1157.5
西南1- 110号線	赤塚字稲場4717-3から 赤塚字北浦原5095まで	前	3.6 ~6.0	768.2
		後	3.6 ~6.0	767.4
西南2- 17 号 線	中権寺字小丸山3348から 中権寺字三倍2849まで	前	2.3 ~7.0	356.4
		後	2.3 ~7.0	356.5
西南2- 25 号 線	中権寺字三倍2901-5から 中権寺字三倍2824まで	前	1.8 ~5.6	516.2
		後	1.8 ~5.6	515.9
西南2- 26 号 線	中権寺字三倍2824から 中権寺字三倍2940まで	前	4.1 ~7.3	896.3
		後	4.1 ~7.3	896.6
西南2- 73 号 線	五十嵐三の町北10356-1から 五十嵐三の町10361まで	前	2.7 ~3.4	120.7
		後	2.7 ~4.0	118.7
西南2- 95 号 線	五十嵐三の町中10147-5から 五十嵐三の町西9653まで	前	2.7 ~8.6	807.3
		後	2.7 ~8.6	807.7
西南2- 96 号 線	五十嵐三の町西9496-2から 五十嵐三の町西9629-2まで	前	2.6 ~5.8	455.8
		後	2.6 ~5.8	455.5
西南2- 98 号 線	内野上新町11810-1から 五十嵐三の町南13326-1まで	前	3.3 ~7.2	1885.4
		後	3.3 ~7.2	1884.8
西南2- 120号線	五十嵐中島四丁目1466-55から 五十嵐中島四丁目2470-19まで	前	4.0 ~8.8	285.0
		後	4.0 ~8.8	283.6

路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の		路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)				幅員(m)	延長(m)
西南2-125号線	五十嵐中島四丁目2626-4から 五十嵐中島四丁目2703-20まで	前	4.0 ~8.3	198.0	西南3-185号線	勘助郷屋字下沢142-4から 勘助郷屋字下沢121まで	前	2.7 ~8.0	379.5
		後	4.0 ~8.3	197.9			後	2.7 ~8.0	381.0
西南2-135号線	五十嵐中島三丁目3849-7から 五十嵐中島三丁目2240-93まで	前	3.9 ~7.3	245.5	西南3-187号線	勘助郷屋字下利159-3から 勘助郷屋字下利157まで	前	2.2 ~2.7	41.6
		後	3.9 ~7.3	245.0			後	2.2 ~2.7	39.2
西南2-143号線	五十嵐中島一丁目13280-4から 五十嵐中島一丁目1982まで	前	3.9 ~6.0	700.8	西南3-189号線	勘助郷屋字下利188から 勘助郷屋字大沼330まで	前	1.9 ~4.4	683.1
		後	3.9 ~6.0	701.3			後	1.9 ~4.4	682.9
西南2-158号線	五十嵐中島一丁目2006-1から 五十嵐中島一丁目2006-1まで	前	1.8 ~2.4	43.2	西南3-192号線	勘助郷屋字内畑146-2から 勘助郷屋字内畑229まで	前	3.1 ~4.5	571.6
		後	1.8 ~2.4	42.7			後	3.1 ~4.7	571.3
西南2-166号線	五十嵐中島三丁目3284-95から 五十嵐中島三丁目3284-91まで	前	6.0 ~10.6	49.6	西南3-198号線	勘助郷屋字大沼346から 勘助郷屋字大沼335まで	前	2.7 ~3.7	213.6
		後	6.0 ~10.6	49.1			後	2.7 ~3.7	213.4
西南2-177号線	五十嵐中島二丁目1705-51から 五十嵐中島二丁目1705-3まで	前	6.0 ~10.7	41.1	西南3-277号線	木山字屋敷裏409-2から 木山字前田1039-1まで	前	4.3 ~10.0	295.3
		後	6.0 ~10.7	41.6			後	4.3 ~10.0	294.5
西南2-207号線	五十嵐中島二丁目1764-6から 五十嵐中島二丁目2240-160まで	前	4.0 ~11.0	198.9	西南3-280号線	勘助郷屋字下利143-1から 勘助郷屋字下利181-3まで	前	5.0 ~5.75	330.2
		後	4.0 ~11.0	198.4			後	5.4 ~6.8	330.2
西南2-224号線	五十嵐中島二丁目1854-2から 五十嵐中島二丁目1854-3まで	前	2.9 ~4.8	23.1	西南3-281号線	山崎字下り1198-1から 山崎字下り1191まで	前	1.82	77.25
		後	2.9 ~4.8	23.2			後	1.82 ~2.0	116.9
西南3-1号線	山崎字下り1216-5から 木山字屋敷裏15-4まで	前	4.1 ~10.3	1359.3	西南4-24号線	中権寺字三倍2586-1から 中権寺字三倍2673-2まで	前	1.8 ~5.0	371.8
		後	4.1 ~10.7	1359.6			後	1.8 ~5.0	371.6
西南3-3号線	山崎字下り1184から 山崎字屋敷添1112-甲まで	前	2.7 ~9.3	186.8	西南4-50号線	木山字前田963から 木山字中通1136まで	前	2.7 ~6.0	1492.7
		後	2.7 ~9.3	186.3			後	2.7 ~6.0	1492.9
西南3-17号線	木山字屋敷裏字宅地611から 木山字前田758まで	前	3.6 ~6.5	165.2	西南4-51号線	木山字前田933から 木山字中通1113まで	前	2.5 ~4.6	1549.4
		後	3.6 ~6.5	164.9			後	2.5 ~5.5	1549.8
西南3-25号線	木山字屋敷裏字宅地40-1から 木山字屋敷裏字宅地4まで	前	1.8 ~6.2	134.1	西南4-52号線	木山字前田897から 山崎字芹谷地406まで	前	2.5 ~4.9	1226.4
		後	1.8 ~6.2	134.2			後	2.5 ~5.5	1226.6
西南3-92号線	赤塚字稲場4704-1から 赤塚字屋敷添4374-甲まで	前	3.6 ~9.5	217.0	西南4-57号線	神山字切替1540-1から 赤塚字下野地244まで	前	3.0 ~8.0	1404.0
		後	3.6 ~9.5	217.7			後	3.0 ~8.0	1404.2
西南3-93号線	赤塚字稲場4518-1から 赤塚字稲場4518-1まで	前	3.6	18.6	西南4-75号線	早潟字大新田105-1から 早潟字大新田598-1まで	前	3.6	310.6
		後	3.6	19.9			後	3.6	312.5
西南3-139号線	赤塚字下川戸1233から 藤蔵新田字おとら田248-3まで	前	2.5 ~6.0	691.8	西南4-78号線	早潟字大新田496から 早潟字碓下52-1まで	前	2.8 ~7.3	1119.7
		後	2.5 ~6.0	692.0			後	2.8 ~7.3	1120.2
西南3-142号線	藤蔵新田字小池前442-1から 藤蔵新田字八百島670まで	前	3.6 ~8.5	520.4	西南4-119号線	小見郷屋字三辺166から 小見郷屋字中蒲324まで	前	2.7 ~7.0	290.1
		後	3.6 ~8.5	520.3			後	2.7 ~7.0	290.9
西南3-184号線	勘助郷屋字下沢114から 勘助郷屋字下利143-1まで	前	2.7 ~6.0	228.7	西南4-124号線	小見郷屋字三辺188-2から 小見郷屋字三辺168まで	前	1.8 ~5.8	426.7
		後	2.7 ~6.0	226.4			後	1.8 ~5.8	426.5

路線名	区 間	変前後更別	敷 地 の		路線名	区 間	変前後更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)				幅員(m)	延長(m)
西南4-125号線	小見郷屋字三辺202-2から 小見郷屋字三辺189まで	前	3.0 ~3.6	260.7	西南5-60号線	田島字上関686-1から 金巻新田字早潟338まで	前	2.7 ~4.0	252.1
		後	3.0 ~3.8	261.0			後	2.7 ~4.0	251.8
西南4-133号線	藤野木字江先137-2から 藤野木字江先145-2まで	前	1.8	168.7	西南5-62号線	金巻新田字早潟345から 内野字崎山3166-1まで	前	3.8 ~9.0	667.8
		後	2.5	168.2			後	3.8 ~9.0	667.1
西南4-148号線	藤野木字江先495から 藤野木字江先488まで	前	3.6 ~3.9	167.2	西南5-83号線	金巻新田字早潟386から 金巻新田字早潟374まで	前	2.8 ~5.7	248.2
		後	3.6 ~4.7	167.1			後	2.8 ~5.7	248.0
西南4-230号線	明田字屋敷廻704から 明田字前谷961-3まで	前	3.6 ~7.4	449.6	西南5-106号線	内野戸中才1528-4から 内野戸中才1510-13まで	前	6.0 ~10.27	106.99
		後	3.6 ~7.4	449.7			後	6.0 ~10.27	107.0
西南4-238号線	明田字屋敷廻787-8から 明田字上谷508まで	前	2.3 ~11.2	601.5	西南5-107号線	内野戸中才1532-4から 内野戸中才1516-9まで	前	7.0 ~9.54	396.36
		後	2.3 ~11.2	601.2			後	7.0 ~9.54	394.2
西南4-242号線	明田字布割551-1から 明田字布割545まで	前	2.7 ~3.0	97.3	西南5-108号線	内野戸中才1510-28から 内野戸中才1510-27まで	前	6.0 ~10.26	85.1
		後	2.7 ~3.0	96.8			後	6.0 ~10.26	84.6
西南4-245号線	明田字前谷958-1から 明田字前谷481まで	前	2.7 ~6.5	467.8	西南5-109号線	内野戸中才1472-2から 内野戸中才1472-13まで	前	6.0 ~15.27	124.71
		後	2.7 ~6.5	466.4			後	6.0 ~15.27	124.7
西南5-111号線	中権寺字道下431から 中権寺字道下427まで	前	2.0 ~4.0	81.2	西南5-110号線	曾和字六地1009-3から 曾和字野付1067-1まで	前	9.0 ~14.6	188.0
		後	2.0 ~4.0	81.0			後	9.0 ~14.6	158.0
西南5-112号線	中権寺字道下451から 中権寺字道下463まで	前	2.7 ~6.7	162.8	西南5-111号線	曾和字沢田637-2から 曾和字沢田699-3まで	前	4.0 ~12.0	120.0
		後	2.7 ~6.7	162.9			後	4.0 ~12.0	104.3
西南5-211号線	中権寺字道下459から 中権寺字道下880-1まで	前	3.5 ~10.8	848.0	西南5-112号線	曾和字沢田554-1から 曾和字沢田553-2まで	前	2.0 ~2.6	36.7
		後	3.5 ~10.8	849.0			後	2.0 ~2.6	27.2
西南5-38号線	曾和字沢田384-1から 内野戸中才1524-2まで	前	2.7 ~8.8	606.2	西南6-1号線	曾和字沢田230-3から 曾和字野付44まで	前	2.5 ~10.6	851.1
		後	2.7 ~10.2	606.0			後	2.5 ~16.0	848.3
西南5-45号線	曾和字野付1064-1から 田島字地六山2397-4まで	前	2.0 ~4.9	554.1	西南6-7号線	曾和字沢田495-1から 曾和字野付458-1まで	前	2.0 ~5.0	709.6
		後	2.0 ~4.9	552.4			後	2.0 ~5.0	710.0
西南5-46号線	金巻新田字通下311から 曾和字六地1125-2まで	前	1.6 ~4.8	1264.4	西南6-138号線	笠木字五十歩1756-1から 笠木字荒田354まで	前	3.5 ~6.0	532.5
		後	1.6 ~4.8	1264.1			後	3.5 ~6.0	531.4
西南5-47号線	曾和字沢田693-1から 曾和字六地1160まで	前	2.0 ~6.2	526.8	西南6-139号線	笠木字十二歩190から 笠木字荒田372まで	前	2.4 ~4.0	432.1
		後	2.0 ~6.2	526.4			後	2.4 ~4.0	431.5
西南5-48号線	曾和字六地885-1から 曾和字六地1147まで	前	2.0 ~4.6	226.6	西南6-142号線	笠木字荒田411-7から 笠木字荒田409-1まで	前	2.7 ~7.0	314.6
		後	2.0 ~4.6	225.8			後	2.7 ~7.0	313.8
西南5-49号線	田島字堤内214-1から 田島字堤内245まで	前	2.0 ~4.9	575.0	西南6-146号線	笠木字荒田411-1から 新田字新川西637まで	前	2.8 ~7.0	308.5
		後	2.0 ~4.9	575.1			後	2.8 ~7.0	307.7
西南5-51号線	田島字蓮潟525から 田島字堤内165まで	前	2.7 ~6.2	491.5	西南6-147号線	笠木字荒田410-1から 新田字新川西668-2まで	前	2.4 ~6.5	348.1
		後	2.7 ~6.2	491.8			後	2.4 ~6.5	347.6

路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の		路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)				幅員(m)	延長(m)
西南6-183号線	笠木字荒田411-7から 新田字新川西614まで	前	4.9 ~5.8	206.0	西南7-141号線	中野小屋字本地601-1から 保古野木字前野前687-1まで	前	1.5 ~4.5	444.0
		後	3.0	205.2			後	1.5 ~4.5	444.1
西南6-184号線	高山字前田140-2から 新通字仲才32-2まで	前	6.0	67.0	西南7-142号線	中野小屋字本地541から 保古野木字前野前671-1まで	前	2.7 ~4.5	459.4
		後	6.8 ~7.1	51.5			後	2.7 ~4.5	459.0
西南6-185号線	高山字前田199-7から 新通字仲才302-4まで	前	5.0	102.0	西南7-149号線	保古野木字尾崎524-1から 保古野木字前野前501まで	前	2.9 ~4.7	346.2
		後	5.0 ~8.4	103.6			後	2.9 ~4.7	345.5
西南6-186号線	新通字仲才101-2から 新通字仲才209まで	前	4.4	210.0	西南7-151号線	田潟字田潟253から 田潟字田潟240-1まで	前	5.5 ~9.0	159.8
		後	4.4 ~4.9	204.8			後	5.5 ~9.0	159.5
西南7-19号線	小瀬字居村42から 小瀬字居村40まで	前	3.1 ~3.5	64.6	西南7-153号線	田潟字田潟184-2から 田潟字田潟165-1まで	前	4.0 ~12.1	348.4
		後	3.1 ~3.9	64.6			後	4.0 ~12.1	348.2
西南7-26号線	小瀬字居村22から 小瀬字居村21まで	前	2.8 ~4.5	54.0	西南7-173号線	中野小屋字本地380から 中野小屋字萱割785-2まで	前	2.8 ~6.2	804.9
		後	2.8 ~4.5	53.8			後	2.8 ~6.2	803.6
西南7-45号線	大友字裏向62-2から 大友字裏向133-1まで	前	2.7 ~10.5	229.1	西南7-194号線	明田字布割651-1から 明田字大面839-1まで	前	3.6 ~6.5	390.4
		後	2.7 ~10.5	228.8			後	3.6 ~6.5	390.3
西南7-49号線	大友字裏向123-1から 大友字裏向572-3まで	前	2.8 ~4.3	110.6	西1-111号線	五十嵐二の町8718から 五十嵐二の町8867-7まで	前	2.8 ~6.6	1102.2
		後	2.8 ~4.3	108.77			後	2.8 ~6.6	1101.7
西南7-58号線	大友字裏向252-3から 大友字裏向204まで	前	2.3 ~7.0	445.0	西1-37号線	五十嵐二の町9022-3から 五十嵐二の町8998-1まで	前	3.0 ~5.1	284.2
		後	2.3 ~7.0	444.6			後	3.0 ~5.1	283.9
西南7-72号線	大友字荒古744から 大友字土堤下514-1まで	前	2.1 ~5.4	917.5	西1-52号線	五十嵐一の町7254-2から 五十嵐一の町7246まで	前	2.7 ~5.0	174.9
		後	2.1 ~5.4	917.4			後	2.7 ~5.0	174.3
西南7-80号線	大友字土堤下591から 大友字土堤下500まで	前	4.5 ~8.7	854.9	西1-60号線	上新栄町5827-423から 上新栄町5827まで	前	4.0 ~7.7	187.8
		後	4.5 ~8.7	854.7			後	4.0 ~7.7	187.0
西南7-94号線	中野小屋字大友1753から 田潟字田潟1011-1まで	前	3.0 ~5.3	892.6	西1-69号線	松海が丘二丁目31-6から 松海が丘二丁目5821-301まで	前	3.6 ~9.5	599.2
		後	3.0 ~5.3	892.2			後	3.6 ~9.5	599.4
西南7-95号線	中野小屋字本地610から 田潟字田潟275まで	前	3.1 ~8.6	1936.0	西1-77号線	真砂四丁目5821-139から 松海が丘三丁目5821-619まで	前	3.4 ~9.0	696.4
		後	3.1 ~8.6	1935.9			後	3.4 ~9.0	696.9
西南7-100号線	中野小屋字荒古1155から 中野小屋字荒古989まで	前	2.7 ~4.0	156.7	西1-119号線	真砂四丁目5821-57から 真砂四丁目5821-77まで	前	4.82 ~10.24	146.7
		後	2.7 ~6.3	155.7			後	4.82 ~10.24	147.2
西南7-103号線	中野小屋字下割938-1から 中野小屋字荒古985-2まで	前	2.8 ~12.8	812.0	西1-127号線	真砂四丁目5821-327から 真砂四丁目5821-57まで	前	3.6 ~6.5	179.3
		後	2.8 ~12.8	811.8			後	3.6 ~6.5	176.3
西南7-134号線	中野小屋字大友地先1777から 田潟字田潟442まで	前	4.5 ~8.8	865.8	西1-137号線	五十嵐二の町8765-1から 五十嵐二の町9135-1まで	前	6.9 ~10.2	899.8
		後	4.5 ~8.8	865.6			後	6.9 ~10.2	766.3
西南7-137号線	中野小屋字萱割779から 中野小屋字萱割786まで	前	2.7 ~4.5	280.5	西1-149号線	松海が丘二丁目5821-1350から 松海が丘二丁目5821-1398まで	前	6.0 ~10.1	123.0
		後	2.7 ~4.5	280.6			後	6.0 ~10.1	123.8



路線名	区 間	変前後更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
西 2 - 49号線	五十嵐一の町7019-4から 五十嵐一の町7231まで	前	2.7 ~7.0	1098.5
		後	2.7 ~7.0	1098.1
西 2 - 67号線	五十嵐一の町7166-3から 五十嵐一の町7142-2まで	前	2.0 ~4.6	156.8
		後	2.0 ~4.6	155.3
西 2 - 68号線	五十嵐一の町7166-1から 五十嵐一の町6759-1まで	前	2.5 ~8.2	714.6
		後	2.5 ~8.2	716.17
西 2 - 86号線	寺尾北一丁目32-4から 寺尾北一丁目5960-53まで	前	4.0 ~7.9	401.0
		後	4.0 ~7.9	401.2
西 2 - 112号線	真砂一丁目5821-23から 真砂一丁目5822-115まで	前	3.9 ~5.6	278.8
		後	3.9 ~5.6	278.7
西 2 - 212号線	大学南一丁目7810-16から 大学南一丁目333-3まで	前	3.70 ~5.5	598.7
		後	3.7 ~5.5	598.5
西 2 - 256号線	寺尾西五丁目5829-22から 寺尾西五丁目5829-143まで	前	3.3 ~10.2	51.4
		後	3.3 ~10.2	51.3
西 2 - 265号線	松美台5818-1202から 松美台5818-1210まで	前	4.9 ~10.3	179.3
		後	4.9 ~10.3	178.8
西 2 - 267号線	寺尾西三丁目6512-13から 寺尾西三丁目6512-30まで	前	6.0 ~10.2	168.3
		後	6.0 ~10.2	168.9
西 2 - 268号線	寺尾西三丁目6512-29から 寺尾西三丁目6529-3まで	前	6.0 ~10.2	17.9
		後	6.0 ~10.3	17.6
西 3 - 16号線	寺尾字栗戸上578-1から 寺尾字居浦845-1まで	前	4.0 ~7.3	159.1
		後	4.0 ~7.3	158.6
西 3 - 19号線	小針西一丁目1092-2から 寺尾朝日通1121-3まで	前	2.7 ~6.0	291.2
		後	2.7 ~6.0	290.2
西 3 - 28号線	小針南台1528-1から 小針が丘1740-14まで	前	5.3 ~8.9	303.6
		後	5.3 ~8.9	304.1
西 3 - 29号線	小針上山2155から 小針西一丁目1109-4まで	前	3.0 ~6.4	1383.3
		後	3.0 ~6.4	1382.5
西 3 - 30号線	小針南台1276-2から 小針南台1729-1まで	前	5.5 ~12.9	418.4
		後	5.5 ~12.9	418.2
西 3 - 34号線	小針上山2127から 小針上山2206-1まで	前	5.5 ~8.5	146.0
		後	5.5 ~8.5	144.9
西 3 - 61号線	青山二丁目263-7から 青山二丁目301-1まで	前	4.0 ~9.8	177.0
		後	4.0 ~9.8	176.3

路線名	区 間	変前後更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
西 3 - 97号線	小針西一丁目1240-7から 小針西一丁目1277-6まで	前	4.0 ~6.0	105.0
		後	4.0 ~6.0	105.1
西 4 - 31号線	榎尾字中曽根91から 榎尾字中曽根656まで	前	2.7 ~11.4	388.4
		後	2.7 ~11.4	386.6
西 4 - 32号線	榎尾字荻曾根169から 榎尾字荻曾根634まで	前	3.0 ~8.9	387.0
		後	3.0 ~8.9	386.7
西 4 - 36号線	榎尾字中曽根109から 榎尾字前三俵298まで	前	2.4 ~15.5	464.2
		後	2.4 ~15.5	464.5
西 4 - 37号線	榎尾字布割367-2から 榎尾字布割387まで	前	4.5 ~8.1	362.1
		後	4.5 ~8.1	362.3
西 4 - 38号線	榎尾字布割404から 榎尾字前三俵364-2まで	前	4.5 ~14.0	328.9
		後	4.5 ~14.0	328.0
西 4 - 39号線	榎尾字布割377から 新通字輪ノ内1071まで	前	6.2 ~7.9	229.6
		後	6.2 ~7.9	228.6
西 4 - 40号線	新通字輪ノ内1232-2から 新通字輪ノ内1046まで	前	4.8 ~8.2	1073.4
		後	4.8 ~9.4	1072.5
西 4 - 93号線	寺尾東三丁目1705-6から 寺尾東三丁目1705-21まで	前	6.5 ~6.7	126.9
		後	6.5 ~6.7	127.1
西 4 - 97号線	寺尾東三丁目1606-4から 寺尾東三丁目1705-17まで	前	6.0 ~10.5	234.9
		後	6.0 ~10.5	231.5
西 4 - 110号線	新通字輪ノ内1276-3から 新通字輪ノ内1257-4まで	前	12.0 ~16.53	267.97
		後	12.0 ~16.53	269.1
西 4 - 154号線	新通字輪ノ内1055-4から 新通字輪ノ内1333-2まで	前	9.0 ~13.24	220.41
		後	9.0 ~13.24	221.6
西 4 - 155号線	新通字輪ノ内1049-4から 新通字輪ノ内1347-3まで	前	6.0 ~10.54	309.61
		後	6.0 ~10.54	309.6
西 4 - 156号線	新通字輪ノ内1049-3から 新通字輪ノ内1348-4まで	前	6.0 ~10.24	217.26
		後	6.0 ~10.24	219.3
西 4 - 157号線	新通字輪ノ内1052-6から 新通字輪ノ内1242-3まで	前	6.0 ~10.24	40.17
		後	6.0 ~10.24	40.0
西 4 - 158号線	新通字輪ノ内1242-5から 新通字輪ノ内1245-3まで	前	6.0 ~10.24	63.7
		後	6.0 ~10.3	63.7
西 4 - 159号線	新通字輪ノ内1268-6から 新通字輪ノ内1264-3まで	前	6.0 ~10.24	64.83
		後	6.0 ~10.24	65.2

路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の		路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)				幅員(m)	延長(m)
西4-160号線	新通字輪ノ内1266-6 から 新通字輪ノ内1336-2 まで	前	6.0 ~10.24	50.87	西5-261号線	小針一丁目971-8から 小針一丁目971-7まで	前	6.0 ~10.26	32.0
		後	6.0 ~10.3	50.9			後	6.0 ~10.3	31.7
西4-161号線	新通字輪ノ内1264-10 から 新通字輪ノ内1260-3 まで	前	6.0 ~10.24	54.03	西6-15号線	新通字小エボ田3835から 新通字イタへ537まで	前	6.0 ~12.5	2004.5
		後	6.0 ~10.3	53.6			後	6.0 ~12.5	2007.8
西4-162号線	内野町847-4から 内野町833-1まで	前	4.0 ~6.15	110.0	西6-18号線	新通字前田969-2から 新田字向島83-3まで	前	2.8 ~14.6	1948.5
		後	4.0 ~6.2	111.0			後	2.8 ~14.6	1946.1
西5-7号線	寺尾東一丁目4920-1 から 坂井東二丁目2452-15 まで	前	6.0 ~12.0	636.7	西6-31号線	高山字沼下り584から 新通字イタへ508まで	前	5.45	385.0
		後	6.0 ~12.0	636.9			後	5.45	387.0
西5-35号線	坂井東三丁目2247から 坂井東二丁目2650-11 まで	前	5.5 ~12.3	1057.3	西6-42号線	新通字小エボ田3837から 新通字荒戸3261-1まで	前	6.0 ~10.3	386.1
		後	5.5 ~12.3	1055.6			後	6.0 ~10.3	382.9
西5-50号線	寺尾前通三丁目7-17 から 寺尾前通三丁目3-6 まで	前	6.0 ~11.1	207.2	西6-46号線	新田字新川西647-2から 新通字フケ4508-1まで	前	5.1 ~39.7	659.0
		後	6.0 ~11.1	205.1			後	5.1 ~39.7	734.2
西5-51号線	寺尾東一丁目4936-1 から 坂井東二丁目2631-1 まで	前	5.9 ~10.9	302.9	西6-50号線	黒鳥字下天保6188-2 から 新田字玄的772まで	前	3.3 ~5.4	215.9
		後	5.9 ~10.9	303.6			後	3.3 ~6.1	213.3
西5-55号線	寺尾字栗戸上576-1から 小針五丁目1316-16まで	前	5.4 ~6.5	1765.4	西6-51号線	新田字浜野209-7から 新田字浜野209-4まで	前	12.5 ~23.5	32.0
		後	5.4 ~6.5	1765.2			後	12.5 ~23.5	34.9
西5-105号線	小針七丁目463-2から 小針三丁目970まで	前	8.2 ~17.0	1451.1	西6-52号線	新通字向島4653-1から 新通字荒戸4246-3まで	前	4.54 ~10.5	184.0
		後	8.2 ~17.0	1451.3			後	4.54 ~10.5	188.1
西5-124号線	小針一丁目1033-14から 小針一丁目971まで	前	7.3 ~9.8	747.6	西7-31号線	小新西二丁目2431-1 から 小新字白鳥460-4まで	前	6.0 ~30.0	990.0
		後	7.3 ~9.8	746.9			後	6.0 ~30.0	985.9
西5-132号線	青山一丁目225-7から 東青山一丁目2-1まで	前	15.3 ~37.0	766.5	西7-34号線	小新字白鳥268から 小新字白鳥289-31まで	前	5.0 ~13.4	327.3
		後	15.3 ~37.0	754.8			後	5.0 ~13.4	328.4
西5-217号線	坂井一丁目306-4から 坂井一丁目1637-8まで	前	3.1 ~10.0	1125.0	西7-47号線	小新字白鳥300-2から 小新字的場3898-3まで	前	9.4 ~16.0	2516.0
		後	3.1 ~10.0	1111.5			後	9.4 ~16.0	2605.4
西5-219号線	坂井東二丁目2665-2 から 坂井東一丁目2695-11 まで	前	6.0 ~13.4	143.3	西7-57号線	小新字白鳥650から 小新字白鳥496まで	前	4.0 ~8.0	267.3
		後	6.0 ~13.4	142.7			後	4.0 ~8.0	270.3
西5-254号線	小針一丁目979-14から 小針一丁目979-11まで	前	4.8 ~7.0	32.3	西7-80号線	小新大通一丁目3650-1 90から 小新大通一丁目3650-1 84まで	前	3.9 ~7.1	275.6
		後	4.8 ~10.2	31.9			後	3.9 ~7.1	275.3
西5-258号線	寺尾朝日通115-27から 寺尾朝日通115-31まで	前	6.0 ~10.2	65.2	西7-81号線	小新大通一丁目3658- 6から 小新大通一丁目3650-1 2まで	前	2.8 ~4.5	282.6
		後	6.0 ~10.2	64.9			後	2.8 ~4.5	282.0
西5-259号線	小針三丁目855から 小針三丁目849まで	前	5.27 ~11.4	75.5	西7-118号線	小新三丁目289-24から 小新三丁目289-17まで	前	4.1 ~9.8	35.3
		後	5.27 ~11.4	75.6			後	4.1 ~10.5	35.1
西5-260号線	小針一丁目978-1から 小針一丁目971-1まで	前	5.19 ~8.74	61.0	西7-119号線	小新字白鳥430-5から 小新字白鳥460-1まで	前	10.0 ~44.17	539.6
		後	5.19 ~8.74	62.9			後	10.0 ~44.2	492.3

路線名	区 間	変前後更別	敷 地 の		路線名	区 間	変前後更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)				幅員(m)	延長(m)
西 7 - 120号線	小新字白鳥428-1から 小新字白鳥427-2まで	前	4.0	24.3	中央2 - 6号線	関南町13から 関南町146-2まで	前	5.3 ~8.3	134.3
		後	4.0	23.8			後	5.3 ~8.3	134.0
西 7 - 123号線	小新四丁目225から 小新四丁目214まで	前	6.0 ~14.3	73.9	中央2 - 7号線	関南町404-1から 関南町75まで	前	4.7 ~9.3	306.7
		後	6.0 ~14.3	74.1			後	4.7 ~9.3	307.2
西 7 - 124号線	小新四丁目209から 小新四丁目139まで	前	9.0 ~13.35	147.2	中央2 - 13号線	関南町131から 関南町117まで	前	6.0 ~11.0	122.2
		後	9.0 ~13.4	147.2			後	6.0 ~11.0	122.1
西 7 - 131号線	小新四丁目246から 小新四丁目128まで	前	6.0 ~13.24	165.4	中央2 - 14号線	関南町52から 関南町39-1まで	前	5.0 ~8.3	177.2
		後	9.0 ~13.24	166.7			後	5.0 ~9.9	176.9
西 7 - 132号線	小新南二丁目3202-1から 小新南二丁目3199-1まで	前	4.0	52.0	中央2 - 16号線	関南町53-1から 関南町563-18まで	前	4.2 ~7.7	402.3
		後	4.0 ~4.1	52.5			後	4.2 ~10.0	402.8
中央1 - 11号線	関屋金衛町二丁目307から 水道町一丁目5932-44まで	前	3.2 ~7.3	1593.9	中央2 - 26号線	関屋恵町6-4から 関屋恵町6-11まで	前	5.8 ~8.5	110.6
		後	3.2 ~7.3	1594.2			後	5.8 ~13.5	110.5
中央1 - 23号線	堀割町1785-15から 文京町15-18まで	前	2.8 ~8.2	820.2	中央2 - 42号線	関屋金鉢山町77-1から 関屋金鉢山町74まで	前	9.0 ~11.0	61.6
		後	2.8 ~8.2	818.4			後	9.0 ~11.0	61.3
中央1 - 24号線	文京町4-5から 文京町65-4まで	前	7.8 ~12.5	284.7	中央2 - 67号線	川岸町三丁目22-3から 川岸町二丁目11-1まで	前	8.1 ~15.4	732.5
		後	7.8 ~12.5	284.4			後	8.1 ~15.4	732.1
中央1 - 26号線	文京町23-1から 文京町15-16まで	前	7.7 ~15.5	484.7	中央2 - 71号線	川岸町二丁目15-1から 川岸町二丁目12-58まで	前	7.2 ~10.4	244.9
		後	7.7 ~15.5	487.7			後	7.2 ~10.4	244.8
中央1 - 27号線	文京町5から 関屋浜松町278まで	前	1.7 ~11.1	844.9	中央2 - 72号線	川岸町二丁目14-1から 川岸町二丁目8-6まで	前	7.8 ~13.4	303.4
		後	1.7 ~11.1	845.0			後	7.8 ~13.4	303.3
中央1 - 28号線	文京町7-3から 文京町16-23まで	前	5.6 ~10.4	241.3	中央2 - 76号線	白山浦二丁目171-50から 白山浦一丁目238-10まで	前	2.9 ~7.3	318.0
		後	5.6 ~10.4	240.6			後	2.9 ~7.3	318.1
中央1 - 30号線	文京町9-4から 文京町18-14まで	前	5.9 ~10.8	241.8	中央2 - 77号線	白山浦二丁目171-40から 白山浦一丁目336-9まで	前	2.8 ~4.6	436.4
		後	5.9 ~10.8	241.5			後	2.8 ~4.8	436.0
中央1 - 31号線	文京町3-3から 文京町19-27まで	前	5.8 ~10.3	278.0	中央2 - 81号線	白山浦一丁目240-5から 白山浦一丁目315-24まで	前	4.0 ~7.9	202.2
		後	5.8 ~10.3	277.6			後	4.0 ~7.9	202.1
中央1 - 53号線	文京町2-8から 信濃町20-15まで	前	6.0 ~15.7	656.6	中央2 - 82号線	白山浦一丁目238-9から 白山浦一丁目332-1まで	前	4.1 ~7.4	281.0
		後	6.0 ~15.7	655.7			後	4.1 ~7.4	280.7
中央1 - 95号線	関屋松波町一丁目88から 関屋松波町三丁目241-2まで	前	4.6 ~7.7	374.4	中央2 - 88号線	白山浦一丁目635-19から 川岸町一丁目49-1まで	前	6.7 ~14.0	217.9
		後	4.6 ~9.4	374.3			後	6.7 ~14.0	218.3
中央1 - 178号線	医学町通二番町74-3から 旭町通一番町76-4まで	前	4.0 ~4.8	47.2	中央2 - 92号線	川岸町一丁目48-4から 川岸町一丁目48-16まで	前	5.3 ~6.0	122.8
		後	4.0 ~5.6	48.1			後	5.3 ~8.2	123.9
中央1 - 189号線	関屋字立会山下割1840-31から 関屋字立会山下割1840-31まで	前	3.0 ~13.0	53.0	中央2 - 99号線	川岸町一丁目55から 川岸町一丁目55まで	前	6.4 ~8.5	73.2
		後	3.0 ~13.0	57.6			後	6.4 ~8.5	73.1

路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の		路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)				幅員(m)	延長(m)
中央2-101線	白山浦二丁目645-56から 一番堀通町6017-8まで	前	3.0 ~12.5	758.9	南1-92号線	日の出三丁目26から 日の出三丁目85まで	前	6.2 ~10.9	136.5
		後	3.0 ~12.5	806.3			後	6.2 ~10.9	137.5
中央2-175号線	青山字山腰420-1から 青山字道下396-4まで	前	2.0 ~9.0	73.0	南1-93号線	日の出二丁目14-1から 日の出二丁目170-2まで	前	3.2 ~12.9	346.5
		後	2.5 ~9.0	65.8			後	3.2 ~12.9	341.5
中央3-3号線	西船見町5232-285から 西船見町5232-285まで	前	4.0 ~6.8	50.8	南1-138号線	日の出二丁目16-110から 日の出二丁目16-86まで	前	6.0 ~10.2	339.2
		後	4.0 ~6.8	50.7			後	6.0 ~10.2	327.8
中央3-27号線	二葉町三丁目5334から 古町通十三番町2911-2まで	前	4.9 ~16.2	324.4	南1-139号線	日の出二丁目16-130から 日の出二丁目16-120まで	前	6.0 ~10.2	151.7
		後	4.9 ~16.2	324.0			後	6.0 ~10.3	151.9
中央3-61号線	窪田町一丁目1-1から 窪田町二丁目119-2まで	前	5.0 ~9.4	575.8	南1-141号線	日の出二丁目16-81から 日の出二丁目16-73まで	前	6.0 ~10.2	172.5
		後	5.0 ~9.4	576.2			後	6.0 ~10.2	170.0
中央3-98号線	並木町2391-1から 並木町2391-2まで	前	8.4 ~8.9	48.6	南1-142号線	日の出二丁目16-85から 日の出二丁目16-82まで	前	6.0 ~10.2	122.7
		後	8.4 ~21.2	48.9			後	6.0 ~10.3	123.4
中央3-173号線	窪田町二丁目120-6から 雲雀町1-6まで	前	3.4	42.4	南2-3号線	万代一丁目2444-2から 八千代一丁目2495-40まで	前	10.9 ~18.3	528.8
		後	3.4	41.3			後	10.9 ~18.3	529.1
南1-1号線	万代三丁目2452-3から 万代二丁目1999-1まで	前	7.2 ~16.7	515.8	南2-4号線	万代一丁目2508-2から 万代二丁目1991-1まで	前	10.5 ~17.1	409.5
		後	7.2 ~16.7	514.8			後	10.5 ~17.1	411.0
南1-2号線	万代三丁目2517-7から 万代三丁目2510-1まで	前	11.1 ~20.5	111.4	南2-5号線	八千代一丁目2495-25から 八千代二丁目2496-2まで	前	11.0 ~17.3	358.3
		後	11.11 ~20.5	111.6			後	10.9 ~17.3	358.3
南1-6号線	万代四丁目2460-1から 万代四丁目2471まで	前	10.9 ~14.9	90.6	南2-6号線	八千代一丁目2495から 八千代二丁目280-1まで	前	10.9 ~15.7	334.0
		後	10.9 ~14.9	91.0			後	10.9 ~15.7	334.2
南1-10号線	三和町1663-4から 万代五丁目1420-3まで	前	5.1 ~14.9	611.0	南2-7号線	幸西四丁目274-2から 幸西三丁目248-3まで	前	10.9 ~16.6	655.8
		後	5.1 ~14.9	611.3			後	10.9 ~16.6	656.4
南1-31号線	沼垂西三丁目1363-3から 沼垂西三丁目1315-5まで	前	8.4 ~15.2	299.6	南2-9号線	幸西四丁目273-3から 幸西四丁目273-6まで	前	11.0	144.6
		後	8.4 ~15.2	298.8			後	11.0	144.5
南1-34号線	沼垂西三丁目1317-2から 沼垂西三丁目1379-1まで	前	5.9 ~10.4	202.1	南2-25号線	東幸町392-1から 東幸町409-1まで	前	3.9 ~10.9	341.7
		後	5.9 ~10.4	201.8			後	3.9 ~10.9	341.9
南1-38号線	沼垂西三丁目1145-1から 沼垂西一丁目886-10まで	前	3.8 ~5.5	414.3	南2-27号線	天神尾一丁目99-1から 東幸町403-5まで	前	6.0 ~23.0	567.8
		後	3.8 ~5.5	414.0			後	6.0 ~23.0	568.2
南1-54号線	沼垂東六丁目5137-1から 沼垂東五丁目5533まで	前	5.1 ~12.9	368.0	南2-32号線	水島町5-1から 天神尾一丁目341-13まで	前	3.0 ~11.0	406.2
		後	5.1 ~12.9	368.3			後	3.0 ~11.0	404.4
南1-56号線	沼垂東五丁目5932-21から 沼垂東四丁目570-甲まで	前	4.4 ~11.2	850.5	南2-80号線	笹口三丁目7-23から 笹口三丁目4-1まで	前	6.0 ~9.5	195.0
		後	4.4 ~11.2	850.9			後	6.0 ~9.5	194.6
南1-58号線	沼垂東五丁目5169-1から 沼垂東五丁目5606-1まで	前	7.6 ~18.0	198.0	南2-85号線	笹口三丁目6-12から 笹口三丁目11-16まで	前	6.0 ~15.2	197.2
		後	7.6 ~18.0	197.8			後	6.0 ~15.2	197.1

路線名	区 間	変前後更別	敷 地 の		路線名	区 間	変前後更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)				幅員(m)	延長(m)
南 2 - 92号線	笹口一丁目12-10から 笹口一丁目13-1まで	前	6.0 ~9.4	217.9	南 3 - 112号線	上所上一丁目122から 上所上一丁目120まで	前	4.46 ~7.8	91.0
		後	6.0 ~9.4	217.7			後	4.5 ~7.8	94.8
南 2 - 93号線	笹口一丁目15-36から 笹口一丁目14-1まで	前	5.5 ~7.4	217.4	南 4 - 29号線	網川原一丁目152-3か ら鳥屋野一丁目781-6ま で	前	4.6 ~8.5	987.5
		後	5.5 ~7.4	217.6			後	5.2 ~8.5	987.5
南 2 - 94号線	笹口一丁目25-6から 笹口一丁目17-20まで	前	5.9 ~9.3	294.4	南 4 - 30号線	網川原一丁目187-19か ら網川原二丁目106-2ま で	前	5.0 ~9.2	613.1
		後	5.9 ~9.3	294.2			後	5.1 ~9.2	613.6
南 2 - 99号線	笹口二丁目12-8から 米山二丁目6-15まで	前	7.9 ~12.3	976.5	南 4 - 33号線	女池字上山90-17から 愛宕三丁目9-9まで	前	5.4 ~14.6	826.4
		後	7.9 ~12.3	976.2			後	5.4 ~14.6	825.8
南 2 - 103号線	米山一丁目4-4から 天神一丁目5-15まで	前	5.0 ~12.6	624.0	南 4 - 46号線	女池一丁目1140-1か ら愛宕三丁目6-17まで	前	3.8 ~11.5	2192.4
		後	5.0 ~12.6	623.6			後	3.8 ~11.5	2192.6
南 2 - 116号線	米山二丁目5-17から 米山二丁目4-15まで	前	6.0 ~8.8	101.2	南 4 - 50号線	近江字上90-1から 女池四丁目748まで	前	4.1 ~12.5	901.0
		後	6.0 ~8.8	101.4			後	4.1 ~12.5	900.1
南 2 - 120号線	天神二丁目2-1から 天神尾二丁目432-5ま で	前	5.3 ~26.3	566.1	南 4 - 52号線	新和字居付68から 女池五丁目904-1まで	前	3.6 ~7.5	1046.3
		後	5.3 ~26.3	565.5			後	3.6 ~7.6	1045.8
南 2 - 123号線	堀之内字浦沢55-2か ら天神尾二丁目505-2ま で	前	5.2 ~7.2	327.0	南 4 - 54号線	近江字下361-18から 近江字上188-1まで	前	4.2 ~9.1	1567.1
		後	5.2 ~7.2	327.1			後	4.2 ~12.0	1566.2
南 2 - 133号線	天神二丁目137-98から 天神二丁目137-91まで	前	3.8 ~7.6	260.2	南 4 - 57号線	新和字居付52から 女池二丁目968まで	前	4.0 ~9.5	941.1
		後	3.8 ~7.6	260.1			後	4.0 ~9.5	940.9
南 2 - 135号線	天神二丁目137-78から 天神二丁目137-82まで	前	3.9 ~8.0	49.1	南 4 - 58号線	近江字下323-1から 女池二丁目959-1まで	前	3.7 ~12.0	907.6
		後	3.9 ~8.0	48.6			後	3.7 ~12.0	907.3
南 2 - 136号線	天神二丁目137-84から 天神二丁目137-87まで	前	3.9 ~8.0	46.7	南 4 - 59号線	近江字下318-1から 女池二丁目955-1まで	前	3.8 ~7.4	897.4
		後	3.9 ~8.0	46.5			後	3.8 ~7.4	897.0
南 2 - 137号線	天神二丁目137-89から 天神二丁目137-90まで	前	3.7 ~7.4	40.5	南 4 - 64号線	女池六丁目1571-1か ら女池六丁目1581-1ま で	前	5.3 ~5.8	230.2
		後	3.7 ~7.4	40.6			後	5.3 ~5.8	229.4
南 3 - 12号線	上所一丁目1137-2か ら上所一丁目1137-2ま で	前	6.0	147.8	南 4 - 85号線	近江字下430-34から 近江字下430-37まで	前	5.0 ~10.4	182.5
		後	6.0	147.9			後	5.0 ~10.4	184.9
南 3 - 13号線	上所一丁目1137-1か ら上所一丁目1137-1ま で	前	11.1 ~11.2	61.2	南 4 - 114号線	女池四丁目735-4から 女池四丁目735-13まで	前	6.0 ~10.2	195.9
		後	11.1 ~11.2	61.3			後	6.0 ~10.3	193.1
南 3 - 15号線	下所島一丁目50-4か ら上所島三丁目778-1ま で	前	3.1 ~8.8	477.3	南 4 - 115号線	女池三丁目1094-11か ら女池三丁目1094-25ま で	前	6.0 ~13.2	129.8
		後	3.1 ~8.8	476.7			後	6.0 ~13.2	125.8
南 3 - 16号線	下所島一丁目485-1か ら幸町581-1まで	前	4.9 ~8.3	718.4	南 5 - 1号線	堀之内南一丁目244-1 から和合町一丁目1260-12 まで	前	5.3 ~8.2	706.7
		後	4.9 ~8.3	718.7			後	5.5 ~8.2	706.7
南 3 - 32号線	上所中二丁目426-1か ら上所中三丁目515まで	前	4.0 ~4.9	430.5	南 5 - 4号線	堀之内南一丁目290-1 から笹口二丁目475-2ま で	前	4.4 ~14.6	2117.7
		後	4.0 ~4.9	430.2			後	4.4 ~14.6	2117.5

路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の		路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)				幅員(m)	延長(m)
南5-11号線	米山四丁目357から 紫竹山一丁目170-4まで	前	4.8 ~7.8	913.3	南7-42号線	姥ヶ山一丁目793-1から 姥ヶ山一丁目793-1まで	前	5.0 ~8.0	68.5
		後	4.8 ~7.8	913.6			後	5.1 ~8.0	68.5
南5-12号線	米山三丁目573-22から 鏡西一丁目153-2まで	前	5.7 ~7.5	557.5	南7-44号線	姥ヶ山二丁目213から 美の里179-88まで	前	5.6 ~8.1	508.4
		後	5.7 ~7.5	557.7			後	5.8 ~8.1	508.4
南5-13号線	南笹口一丁目644-1から 紫竹山二丁目411-8まで	前	4.7 ~10.5	1073.0	南7-45号線	姥ヶ山二丁目133から 姥ヶ山字大日南田114-1まで	前	4.5 ~8.2	489.6
		後	4.7 ~10.5	1072.6			後	5.5 ~9.1	489.2
南5-17号線	鏡三丁目379から 鏡西二丁目325まで	前	6.0 ~9.3	1246.0	南7-47号線	美の里250-1から 姥ヶ山字大日南田65-1まで	前	5.1 ~11.0	415.9
		後	6.0 ~9.3	1246.4			後	5.2 ~12.5	418.0
南5-23号線	紫竹山二丁目447-1から 鏡二丁目443-31まで	前	4.4 ~8.5	479.9	南7-60号線	女池字西前沢1861-35から 女池字西前沢1885-12まで	前	5.7 ~10.8	275.7
		後	4.4 ~8.5	480.6			後	5.7 ~10.8	275.4
南5-27号線	紫竹山一丁目176-1から 紫竹山一丁目176-1まで	前	5.8 ~6.5	136.7	南7-61号線	女池字西前沢1884-4から 女池字西前沢1885-15まで	前	6.1 ~6.8	180.9
		後	5.9 ~9.0	136.7			後	6.2 ~6.8	180.9
南5-31号線	鏡三丁目374-3から 鏡三丁目379まで	前	3.6 ~5.7	142.3	南7-65号線	女池字東前沢1978-11から 小張木字居付78-2まで	前	3.8 ~29.3	1383.1
		後	3.6 ~5.7	142.2			後	3.9 ~29.3	1383.2
南6-70号線	山二ツ四丁目920-1から 山二ツ字中村前144-1まで	前	5.0 ~19.4	1012.8	南7-66号線	小張木字築留173-1から 小張木字築留179-13まで	前	4.0 ~6.8	382.4
		後	5.0 ~19.4	1013.1			後	4.0 ~6.8	380.1
南6-174号線	姥ヶ山字諏訪野538-1から 姥ヶ山字諏訪野534まで	前	3.8 ~35.5	134.2	南7-68号線	小張木字居付126-1から 小張木字居付143-59まで	前	4.0 ~5.6	385.8
		後	4.4 ~35.5	134.2			後	4.0 ~5.6	381.8
南6-184号線	紫竹山四丁目478-2から 紫竹山四丁目554-1まで	前	4.4 ~14.0	291.1	南7-85号線	久蔵興野字下郷地219から 久蔵興野字下郷地228-2まで	前	4.0 ~7.0	173.5
		後	4.4 ~14.0	291.4			後	4.0 ~8.2	173.7
南6-185号線	紫竹山四丁目514-1から 紫竹山四丁目512まで	前	5.8	67.2	南7-96号線	鐘木636-4から 鐘木626-2まで	前	4.0 ~4.2	305.0
		後	6.2 ~8.2	65.1			後	4.0 ~5.7	303.9
南6-186号線	紫竹山四丁目509-18から 紫竹山四丁目509-23まで	前	6.0 ~10.24	70.18	南7-97号線	鐘木633-1から 鐘木633-1まで	前	4.0 ~4.5	26.7
		後	6.0 ~10.24	69.1			後	4.1 ~4.5	25.3
南6-187号線	紫竹山四丁目509-30から 紫竹山四丁目509-35まで	前	6.0 ~10.24	65.28	南7-112号線	丸潟新田字上谷内680から 曾川字鐘木前甲1571まで	前	4.0 ~6.0	1340.5
		後	6.0 ~10.24	64.80			後	4.0 ~8.5	1340.1
南6-188号線	紫竹山四丁目516-1から 紫竹山四丁目515-2まで	前	5.45	40.0	南7-145号線	曾野木一丁目乙182-150から 曾野木一丁目乙238-25まで	前	5.0 ~9.2	104.7
		後	5.45 ~6.4	40.2			後	5.0 ~10.4	104.7
南7-10号線	姥ヶ山一丁目827-2から 弁天橋通三丁目867-5まで	前	4.9 ~7.4	280.1	南7-177号線	楚川字大割甲398から 楚川字居付乙344まで	前	4.9 ~10.3	989.4
		後	4.9 ~7.4	280.4			後	4.9 ~10.4	989.4
南7-11号線	長潟字長潟13から 姥ヶ山一丁目838-2まで	前	4.9 ~6.5	86.7	南7-183号線	楚川字湫割乙389-4から 楚川字居付乙269-2まで	前	3.5 ~5.8	961.1
		後	4.9 ~6.5	86.4			後	3.5 ~5.8	957.8
南7-29号線	長潟三丁目1242-1から 長潟三丁目1249まで	前	6.1	223.1	南7-194号線	親松字居付53-1から 親松字太田120-1まで	前	4.9 ~10.9	635.7
		後	6.1 ~6.9	222.2			後	4.9 ~10.9	636.4

路線名	区 間	変前後更別	敷 地 の		路線名	区 間	変前後更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)				幅員(m)	延長(m)
南 7 - 203号線	美の里179-5から 美の里161-3まで	前	5.0 ~8.3	606.0	南 8 - 22号線	平賀字居前716から 平賀字居村696まで	前	4.3 ~9.8	245.3
		後	5.0 ~8.3	608.6			後	4.3 ~9.8	243.1
南 7 - 206号線	鳥屋野字東割前163-1から 鳥屋野字中沼307-1まで	前	5.4 ~7.8	991.5	南 8 - 32号線	丸潟新田字荒田400から 丸潟新田字前沢225-1まで	前	2.9 ~7.9	767.2
		後	5.4 ~8.0	954.4			後	2.9 ~7.9	766.6
南 7 - 231号線	小張木字居付143-50から 小張木字居付140-6まで	前	4.0 ~7.1	112.0	南 8 - 33号線	丸潟新田字荒田336-1から 丸潟新田字荒田353-2まで	前	3.0 ~6.3	38.6
		後	4.0 ~7.1	110.0			後	4.4 ~6.3	38.3
南 7 - 265号線	鳥屋野字中沼358-7から 大島字割前204-1まで	前	6.0 ~9.5	1015.7	南 8 - 36号線	丸潟新田字居浦423から 丸潟新田字居浦427まで	前	5.3 ~8.1	369.1
		後	6.0 ~9.5	989.9			後	5.3 ~8.1	369.8
南 7 - 268号線	鳥屋野字東割前288-5から 鳥屋野字中沼373-1まで	前	4.8 ~12.6	527.5	南 8 - 70号線	天野字割前430-1から 天野字割前490-1まで	前	4.9 ~6.5	714.6
		後	4.8 ~12.6	526.7			後	4.9 ~8.0	714.6
南 7 - 277号線	紫竹山字西沢325-2から 紫竹山字西沢317-1まで	前	6.0 ~7.5	228.9	南 8 - 84号線	天野字割前546-3から 天野字割前590-2まで	前	4.0 ~7.0	700.4
		後	6.0 ~13.2	227.2			後	4.0 ~7.0	699.1
南 7 - 278号線	美の里164-3から 美の里164-8まで	前	4.3 ~10.0	172.5	南 8 - 278号線	舞潟字中谷内72-1から 舞潟字中谷内142-1まで	前	2.8 ~9.6	585.6
		後	4.3 ~10.0	171.3			後	3.0 ~9.6	585.2
南 7 - 284号線	女池字西前沢1879-5から 女池字西前沢1872-7まで	前	4.0 ~6.8	175.4	南 8 - 281号線	祖父興野字横堀内134-3から 祖父興野字横堀内67-6まで	前	3.4 ~6.4	105.6
		後	4.5 ~6.8	175.4			後	3.7 ~6.4	105.2
南 7 - 312号線	久蔵興野字下郷地229-1から 久蔵興野字下郷地257まで	前	4.0 ~11.0	842.5	南 9 - 10号線	嘉瀬字居村1570から 嘉瀬字居村1470-1まで	前	2.8 ~5.5	222.7
		後	4.0 ~11.0	821.7			後	2.8 ~5.5	222.1
南 7 - 324号線	長潟字長谷内1065から 長潟字長谷内1067まで	前	4.9	87.2	南 9 - 41号線	割野字沼1546-1から 割野字沼1546-1まで	前	4.0 ~14.5	75.3
		後	4.9 ~5.5	87.2			後	5.0 ~14.5	74.4
南 7 - 334号線	天野一丁目734-1から 天野一丁目718-2まで	前	4.0 ~6.9	112.2	東 1 - 50号線	桃山町一丁目73-1から 桃山町一丁目63-1まで	前	3.6 ~10.1	213.1
		後	4.4 ~6.9	112.2			後	3.6 ~10.1	217.3
南 7 - 351号線	天野一丁目743-52から 天野一丁目743-57まで	前	6.0 ~10.24	70.46	東 1 - 51号線	桃山町一丁目1-2から 桃山町一丁目40-1まで	前	4.0 ~10.2	187.5
		後	6.0 ~10.3	70.4			後	4.0 ~10.2	187.1
南 7 - 352号線	天野一丁目743-62から 天野一丁目743-65まで	前	6.0 ~10.26	70.73	東 1 - 143号線	空港西一丁目109-9から 空港西一丁目107-11まで	前	6.0 ~18.0	665.0
		後	6.0 ~10.3	70.6			後	6.0 ~18.0	698.6
南 7 - 353号線	天野一丁目743-66から 天野一丁目743-50まで	前	6.0 ~10.24	40.59	東 1 - 185号線	浜谷町一丁目97から 浜谷町一丁目102-18まで	前	6.05 ~8.8	56.7
		後	6.0 ~10.24	40.6			後	6.1 ~10.0	58.7
南 7 - 354号線	長潟字本村前152-1から 長潟字本村前142-1まで	前	4.9	260.0	東 1 - 186号線	浜谷町一丁目264-10から 浜谷町一丁目271-7まで	前	6.0 ~10.35	184.0
		後	4.9 ~6.0	265.6			後	6.1 ~10.35	185.5
南 8 - 20号線	平賀字居前724-1から 平賀字居村673まで	前	3.6 ~9.8	141.3	東 1 - 187号線	浜谷町一丁目268-4から 浜谷町一丁目268-15まで	前	4.0 ~8.23	36.0
		後	3.6 ~9.8	139.4			後	4.0 ~8.3	34.2
南 8 - 21号線	平賀字居前723から 平賀字居村688まで	前	2.7 ~9.5	201.1	東 2 - 10号線	大山二丁目144から 大山二丁目52-10まで	前	6.0 ~8.6	83.4
		後	2.7 ~9.5	195.4			後	6.0 ~8.6	83.1

路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の		路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)				幅員(m)	延長(m)
東 2 - 11号線	大山二丁目52-8から 大山二丁目146まで	前	5.9 ~10.5	125.0	東 3 - 241号線	津島屋五丁目47から 新川町13まで	前	4.5 ~7.0	606.5
		後	5.9 ~10.5	125.3			後	4.5 ~7.0	606.3
東 2 - 58号線	山木戸八丁目1281から 下木戸541-3まで	前	6.0 ~13.7	1135.8	東 3 - 243号線	新川町20-1から 新川町21-1まで	前	7.0 ~37.0	35.0
		後	6.7 ~13.7	1136.8			後	7.0 ~37.0	32.6
東 2 - 81号線	秋葉一丁目56-1から 秋葉一丁目2-326まで	前	16.0 ~40.0	599.9	東 3 - 244号線	下山二丁目450-1から 下山二丁目460まで	前	2.5 ~3.5	47.0
		後	16.0 ~40.0	597.6			後	2.5 ~3.5	46.2
東 2 - 105号線	秋葉一丁目63-32から 秋葉一丁目63-30まで	前	6.0 ~10.2	232.0	東 3 - 245号線	下山一丁目226-1から 新川町91-1まで	前	4.5 ~11.5	1000.9
		後	6.0 ~10.3	231.5			後	4.5 ~11.5	996.2
東 2 - 106号線	秋葉一丁目63-2から 秋葉一丁目63-30まで	前	6.0 ~8.1	187.5	東 3 - 259号線	松崎字萱場2819から 松崎字萱場2730まで	前	2.7 ~3.1	223.4
		後	6.0 ~8.2	189.2			後	2.7 ~5.0	222.8
東 2 - 107号線	秋葉一丁目63-56から 秋葉一丁目63-45まで	前	6.0 ~10.8	131.8	東 3 - 260号線	松崎字東140-1から 松崎字東157-2まで	前	6.4 ~8.0	156.1
		後	6.0 ~10.8	131.7			後	6.4 ~8.5	155.5
東 2 - 108号線	秋葉一丁目63-82から 秋葉一丁目63-82まで	前	6.0 ~10.2	15.3	東 3 - 261号線	松崎字萱場2725から 松崎字東143まで	前	2.8 ~6.0	165.0
		後	6.0 ~10.3	15.6			後	2.8 ~6.0	163.7
東 2 - 109号線	秋葉一丁目40-2から 秋葉一丁目63-2まで	前	4.0 ~6.4	43.6	東 3 - 316号線	一日市字居浦(丙)2246 -1から 一日市(甲)180まで	前	3.4 ~6.8	1010.3
		後	4.0 ~6.4	43.8			後	3.4 ~6.8	1030.6
東 2 - 110号線	秋葉一丁目63-91から 秋葉一丁目63-95まで	前	6.0	65.5	東 3 - 329号線	海老ヶ瀬字長田340から 海老ヶ瀬字新堀北1107 まで	前	4.9 ~6.1	350.4
		後	6.0	65.3			後	4.9 ~6.1	350.0
東 3 - 24号線	物見山二丁目68から 物見山二丁目72まで	前	4.7 ~9.1	60.8	東 3 - 335号線	一日市(甲)44から 大形本町二丁目417まで	前	3.6 ~12.1	1471.3
		後	4.7 ~9.1	60.5			後	3.6 ~16.9	1472.2
東 3 - 25号線	物見山二丁目59から 物見山一丁目143まで	前	4.0 ~8.5	221.5	東 3 - 364号線	豊二丁目1170から 豊二丁目1489-2まで	前	6.0 ~10.5	229.4
		後	4.0 ~8.7	221.5			後	6.0 ~15.2	221.6
東 3 - 26号線	物見山二丁目54から 物見山二丁目101まで	前	3.9 ~7.2	56.0	東 3 - 366号線	河渡(甲)庚234-1から 河渡(甲)庚384-13まで	前	4.9 ~10.7	632.1
		後	3.9 ~8.8	61.1			後	4.9 ~14.0	631.6
東 3 - 96号線	松園二丁目619-3から 松園一丁目606-1まで	前	2.4 ~9.5	413.8	東 3 - 375号線	中木戸216から 中木戸225まで	前	4.5 ~9.2	252.0
		後	2.5 ~9.5	418.7			後	4.5 ~9.2	254.5
東 3 - 102号線	松和町102-5から 松園二丁目614-5まで	前	6.0 ~15.0	851.9	東 3 - 383号線	下木戸1-3から 下木戸6-74まで	前	6.0 ~8.8	188.6
		後	6.0 ~15.0	851.7			後	6.0 ~8.8	187.8
東 3 - 164号線	松崎字萱場2734-1から 松崎字西75-1まで	前	2.7 ~6.0	370.6	東 3 - 417号線	中木戸47から 中木戸203まで	前	4.9 ~7.6	299.9
		後	2.7 ~6.0	373.3			後	4.9 ~10.4	299.9
東 3 - 239号線	下山二丁目594から 下山二丁目503-2まで	前	7.5 ~16.0	570.0	東 3 - 421号線	松園二丁目459-1から 松園二丁目457-22まで	前	4.0 ~7.6	133.6
		後	7.5 ~16.0	568.4			後	4.0 ~7.6	136.4
東 3 - 240号線	下山二丁目372-1から 津島屋五丁目18まで	前	2.0 ~5.4	258.4	東 3 - 430号線	海老ヶ瀬字家附840から 海老ヶ瀬字家附866まで	前	2.7 ~7.1	99.3
		後	2.0 ~7.7	258.4			後	2.7 ~7.9	99.6



路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
東 3 - 431号線	海老ヶ瀬字家附871から 海老ヶ瀬字家附870まで	前	2.8 ~4.7	80.1
		後	2.8 ~5.0	80.1
東 3 - 443号線	河渡(甲)庚318から 河渡(甲)庚362まで	前	6.0 ~14.4	611.5
		後	6.0 ~14.4	610.7
大平岡山 線 4 号	大形本町三丁目1730- 1から 松崎字西649-1まで	前	16.0 ~95.0	1091.6
		後	16.0 ~95.0	1091.2
東 3 - 500号線	新川町221から 新川町290-1まで	前	5.4 ~6.0	392.0
		後	5.4 ~11.8	491.3
東 3 - 502号線	新川町30-23から 新川町30-24まで	前	6.0	67.7
		後	6.0 ~10.2	65.7
東 3 - 517号線	新川町304から 新川町320-2まで	前	5.5 ~6.9	227.9
		後	5.5 ~6.9	225.9
東 3 - 528号線	下山二丁目1787から 下山二丁目1777まで	前	4.9 ~7.9	86.3
		後	4.9 ~7.9	86.1
東 3 - 532号線	津島屋七丁目7-1か ら 津島屋七丁目6-1ま で	前	8.4 ~13.2	135.7
		後	8.4 ~13.2	135.9
東 3 - 559号線	松園二丁目丙619-45か ら 松園二丁目丙619-62ま で	前	6.0 ~10.24	159.11
		後	6.0 ~10.3	156.5
東 3 - 564号線	下山二丁目334-1から 新川町22まで	前	6.0 ~16.0	250.0
		後	6.0 ~16.0	245.9
東 3 - 565号線	下山一丁目242-1から 下山一丁目520-1まで	前	6.0 ~30.6	245.4
		後	6.2 ~30.6	227.7
東 3 - 566号線	下木戸二丁目6-2か ら 下木戸二丁目6-70ま で	前	4.0 ~7.13	173.0
		後	4.0 ~7.9	175.6
東 3 - 567号線	松崎字東523-1から 松崎字東523-1まで	前	11.0 ~25.0	35.0
		後	11.0 ~25.2	36.7
東 3 - 568号線	松崎字東536から 松崎字東437-1まで	前	6.0 ~10.2	74.3
		後	6.0 ~10.3	74.2
東 4 - 20号線	中山一丁目36-1から 山木戸五丁目162-1ま で	前	8.5	746.3
		後	8.5	747.0
東 4 - 31号線	中山五丁目318から 紫竹六丁目1882-1ま で	前	4.9 ~13.0	919.3
		後	4.9 ~13.0	919.6
東 4 - 34号線	中山二丁目296-1から 中山二丁目302まで	前	4.0	66.4
		後	4.0 ~7.4	66.4

路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
東 4 - 51号線	紫竹五丁目1281-1か ら 紫竹五丁目1275-1ま で	前	6.0 ~14.0	253.4
		後	6.0 ~14.0	254.6
東 4 - 59号線	中山八丁目817-2から 中山八丁目1011-2ま で	前	4.9 ~7.6	462.6
		後	4.9 ~7.6	462.1
東 4 - 76号線	紫竹五丁目1101-1か ら 南紫竹一丁目1287-1 まで	前	4.0 ~20.2	1586.8
		後	4.0 ~20.2	1587.4
東 4 - 87号線	中山五丁目446-1から 中山五丁目446-3まで	前	4.0 ~5.2	52.6
		後	4.0 ~6.0	52.9
東 4 - 93号線	山木戸二丁目732から 山木戸二丁目81-2ま で	前	4.5 ~6.0	214.3
		後	4.5 ~6.0	213.9
東 4 - 122号線	中山一丁目59-6から 中山一丁目61-49まで	前	4.0	76.0
		後	4.0	76.9
東 4 - 123号線	紫竹六丁目725-24から 紫竹六丁目725-13まで	前	6.0 ~10.2	161.9
		後	6.0 ~10.3	161.9
東 4 - 124号線	紫竹六丁目725-36から 紫竹六丁目725-40まで	前	4.0	58.7
		後	4.0	58.6
東 5 - 39号線	逢谷内一丁目355-6か ら 寺山字浦沢1040-2ま で	前	4.1 ~6.3	744.6
		後	4.4 ~6.3	744.6
東 5 - 68号線	大形本町293-1から 大形本町41-7まで	前	4.0 ~6.6	599.2
		後	4.0 ~6.6	600.4
東 5 - 87号線	中興野55から 本所字元通船用跡1040 まで	前	2.8 ~7.1	334.0
		後	3.8 ~7.1	334.0
東 5 - 92号線	下場字北側72-3から 下場字北側68-4まで	前	5.3 ~7.3	170.1
		後	5.3 ~7.3	168.9
東 5 - 147号線	中野山三丁目3-52か ら 下場新町136-19まで	前	4.0 ~10.6	138.7
		後	5.9 ~10.6	139.0
東 5 - 151号線	大形本町291から 大形本町293-1まで	前	6.0 ~8.7	46.5
		後	6.0 ~8.7	46.9
東 5 - 213号線	牡丹山三丁目28-9か ら 牡丹山三丁目28-3ま で	前	6.0 ~10.24	152.7
		後	6.0 ~10.3	152.9
東 5 - 214号線	上木戸一丁目1-39か ら 上木戸一丁目1-42ま で	前	6.0 ~10.24	165.92
		後	6.0 ~10.24	161.0
東 6 - 175号線	江南二丁目1458-7か ら 江南二丁目1460-1ま で	前	4.7 ~7.2	54.1
		後	7.7 ~9.2	53.6

路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の		路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)				幅員(m)	延長(m)
東 7 - 108号線	北山字堀西1640-1から 丸山字野中1336まで	前	8.7 ~16.0	461.1	東 9 - 147号線	北山字屋敷付699-1から 北山字屋敷付636まで	前	3.7 ~6.0	164.7
		後	8.7 ~16.0	460.8			後	3.7 ~6.0	164.1
東 7 - 116号線	粟山字北谷内中458-1から 茗荷谷字東囲732まで	前	7.0 ~7.5	3076.3	北 1 - 10号線	松浜七丁目22-19から 松浜町字小麦畑(戊)36 35-88まで	前	6.0 ~10.0	580.1
		後	7.0 ~10.8	3075.7			後	6.0 ~10.0	579.6
東 8 - 4号線	下場本町684から 岡山字中山1549-1まで	前	6.0 ~13.8	2198.1	北 1 - 11号線	松浜七丁目25-26から 松浜町字小麦畑(戊)36 35-29まで	前	4.0 ~8.0	695.2
		後	6.0 ~13.8	2197.7			後	4.0 ~8.6	695.2
東 8 - 15号線	石山団地666-102から 石山団地666-69まで	前	4.0 ~7.2	133.0	北 1 - 20号線	松浜七丁目19-19から 松浜七丁目19-16まで	前	4.0 ~6.9	47.6
		後	4.0 ~7.2	132.7			後	4.0 ~6.9	47.1
東 8 - 16号線	石山団地666-108から 石山団地666-81まで	前	4.0 ~7.2	135.5	北 1 - 36号線	松浜六丁目3-2から 松浜六丁目15-14まで	前	4.0 ~7.6	242.4
		後	4.0 ~7.2	135.0			後	4.0 ~7.6	241.9
東 8 - 54号線	東中島一丁目666-275 から 東中野山五丁目196-9 まで	前	4.0 ~12.0	575.0	北 2 - 1号線	太夫浜字本屋敷911から 太夫浜字新割244-1ま で	前	2.1 ~5.2	284.8
		後	4.0 ~12.0	576.2			後	2.1 ~5.2	284.5
東 8 - 103号線	本所字居浦976-1から 本所字居浦891まで	前	4.5 ~7.5	151.7	北 2 - 50号線	太郎代字中町(甲)132か ら 太郎代字浜本183甲まで	前	2.7 ~7.2	182.2
		後	4.5 ~7.5	170.5			後	2.7 ~7.2	183.5
東 8 - 260号線	江口字寺浦1056-2から 江口字伊勢堂1669-2 まで	前	3.0 ~7.0	533.1	北 2 - 112号線	太郎代字浜辺2579-1 から 太郎代字浜辺2584-1 まで	前	4.0	194.5
		後	5.0 ~7.7	533.7			後	4.0 ~9.0	191.8
東 8 - 263号線	東中野山六丁目116-1 から 東中野山六丁目120-7 まで	前	4.9 ~5.5	51.3	北 2 - 113号線	太郎代字浜辺2622から 太郎代字浜辺2614まで	前	4.0	192.0
		後	6.0 ~6.4	51.3			後	4.0 ~11.2	194.0
東 8 - 286号線	児池字前沢41-3から 岡山55-7まで	前	4.0 ~4.7	160.7	北 3 - 28号線	松浜町字砂地町2672- 甲から 松浜町字本村3166まで	前	1.8 ~4.1	168.3
		後	4.0 ~6.7	160.7			後	1.8 ~4.1	168.6
東 8 - 297号線	江口字諏訪浦370-1から 江口字諏訪浦400-3ま で	前	4.9 ~5.2	371.1	北 3 - 65号線	松浜町字小麦畑3389-1 12から 松浜町字本村3308まで	前	2.7 ~4.4	283.1
		後	4.9 ~5.2	371.8			後	2.7 ~4.4	284.8
東 9 - 54号線	茗荷谷字堀端285-1から 茗荷谷字傳地山520まで	前	3.6 ~8.5	778.1	北 3 - 77号線	西名目所字屋敷付4519 -1から 西名目所字三反割4631 -子まで	前	2.6 ~4.1	299.7
		後	3.6 ~8.5	779.5			後	2.6 ~4.1	299.4
東 9 - 58号線	茗荷谷字道下250から 茗荷谷字道下251まで	前	2.8 ~3.9	41.6	北 3 - 108号線	新元島町4018-140から 新元島町4018-87まで	前	4.0 ~9.0	502.8
		後	2.8 ~3.9	41.4			後	4.0 ~9.0	502.6
東 9 - 73号線	丸山字清水が丘118-3 から 北山字前山700-2まで	前	5.5 ~10.8	699.7	北 4 - 16号線	太夫浜字中立2228から 太夫浜字中立2209まで	前	2.1 ~6.0	207.9
		後	5.5 ~10.8	699.5			後	2.1 ~6.0	207.4
東 9 - 96号線	北山字屋敷付652から 北山字屋敷付632まで	前	4.0 ~6.0	152.4	北 4 - 17号線	太夫浜字本屋敷2245か ら 太夫浜字中立2231まで	前	2.4 ~3.1	208.5
		後	4.0 ~6.0	151.9			後	2.8 ~3.5	208.9
東 9 - 129号線	茗荷谷字才追山1263か ら 茗荷谷字才追山1361ま で	前	5.0 ~8.6	291.3	北 6 - 17号線	島見町字居浦2196から 島見町字山辺2229-1 まで	前	2.5 ~8.5	367.5
		後	5.9 ~8.6	291.3			後	2.5 ~8.5	366.1
東 9 - 139号線	大淵字県道東381から 大淵字県道東347-1ま で	前	4.0 ~8.4	381.4	北 6 - 28号線	島見町字居浦2034から 島見町字山興野3511- 1まで	前	2.5 ~11.0	672.8
		後	4.0 ~13.4	381.0			後	2.5 ~11.0	671.7

路線名	区 間	変前後更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
北 6 - 60号線	太郎代字山辺856-4から太郎代字上山901-24まで	前	12.0 ~32.2	306.14
		後	12.0 ~32.2	306.9
北 6 - 61号線	島見町字長潟2601-15から太郎代字山辺856-2まで	前	12.0 ~32.2	796.98
		後	12.0 ~32.2	792.3
北 7 - 86号線	新崎二丁目3197-5から新崎二丁目3202-3まで	前	6.0 ~10.19	90.5
		後	6.0 ~10.19	90.8
北 8 - 23号線	新崎一丁目1223-2から新崎三丁目1109まで	前	6.0 ~9.1	871.8
		後	6.0 ~9.1	871.0
北 8 - 66号線	新崎字毘沙門470から新崎字毘沙門472まで	前	5.77 ~5.84	100.0
		後	5.77 ~11.2	109.3
黒崎1 - 25号線	寺地字浦郷476-1から寺地字浦郷308まで	前	2.7 ~3.5	492.6
		後	2.7 ~6.0	492.6
黒崎1 - 31号線	ときめき西一丁目16-3から立仏字川原1207-1まで	前	3.7 ~8.7	792.9
		後	3.7 ~8.7	790.3
黒崎1 - 34号線	山田字山田島2811-5から立仏字川原1240-1まで	前	4.3 ~7.1	243.4
		後	4.3 ~9.8	243.4
黒崎1 - 41号線	山田字堤付2309-1から山田字堤付2307-145まで	前	7.8 ~16.0	323.0
		後	8.0 ~16.0	312.8
黒崎1 - 47号線	鳥原字腰廻1から立仏字川原1245-1まで	前	3.6 ~6.5	853.8
		後	3.6 ~6.5	854.7
黒崎1 - 58号線	立仏字腰廻72-2から立仏字腰廻76まで	前	3.7 ~8.0	52.0
		後	4.0 ~8.0	52.0
黒崎1 - 415号線	立仏字腰廻65-2から立仏字腰廻70-3まで	前	6.0 ~9.84	46.77
		後	6.0 ~10.1	47.9
黒崎1 - 416号線	立仏字腰廻108-2から山田字中島3200まで	前	5.0 ~12.5	256.6
		後	5.0 ~12.5	258.8
黒崎1 - 417号線	山田字中島3240から山田字中島3249まで	前	6.0 ~10.2	91.2
		後	6.0 ~10.3	91.5
黒崎1 - 418号線	山田字中島3238から山田字中島3228まで	前	6.0 ~10.2	105.4
		後	6.0 ~10.3	105.5
黒崎1 - 419号線	山田字中島3213から山田字中島3205まで	前	6.0 ~10.2	109.0
		後	6.0 ~10.3	108.7
黒崎1 - 420号線	鳥原字腰廻830-1から善久字新川向450-11まで	前	6.0 ~11.1	100.9
		後	6.0 ~11.1	101.6

路線名	区 間	変前後更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
黒崎2 - 2号線	金巻字鳴巻1145-1から金巻字下尾1520-2まで	前	2.7 ~6.9	696.5
		後	2.7 ~6.9	694.8
黒崎2 - 19号線	小平方字曾根1079-1から小平方字新通1029まで	前	3.4 ~9.5	725.1
		後	3.4 ~9.8	725.7
黒崎2 - 36号線	黒鳥字本田2180-8から黒鳥字高分271まで	前	5.5 ~9.4	216.5
		後	5.5 ~9.4	215.8
黒崎2 - 51号線	木場字本田2036から木場字本田1855まで	前	3.6 ~8.5	585.4
		後	3.6 ~8.5	582.7
黒崎2 - 68号線	大潟字大潟415-1から大潟字下潟49まで	前	2.8 ~7.0	866.0
		後	2.8 ~7.0	866.8
黒崎2 - 69号線	木場字下谷地4063-1から大潟字大潟101まで	前	3.0 ~7.8	968.1
		後	3.0 ~7.8	965.1
黒崎2 - 71号線	木場字堤197-1から木場字大南596-2まで	前	3.0 ~8.0	559.1
		後	3.0 ~8.0	560.4
黒崎2 - 78号線	木場字下谷地4062-1から板井字己ノ明3721-2まで	前	7.5 ~27.0	3355.7
		後	7.5 ~27.0	3357.1
黒崎2 - 116号線	木場字本田1825から木場字本田1692-1まで	前	5.0 ~8.1	230.6
		後	5.0 ~8.1	227.9

新潟市告示第92号

市道路線の供用開始について  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道路線の供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成16年3月31日

新潟市長 篠田 昭

路線名	区 間	供用開始年月日
山の下の東港線1号	東新町94から松崎字西14まで	平成16年3月31日
新松浜線	新崎二丁目2983-1から松浜二丁目2-11まで	
山木戸津島屋線	上木戸字東大山16-2から津島屋三丁目1-1まで	
松逢谷内線	松崎字東511から逢谷内六丁目78-1まで	
榎山の下線	榎町57から古湊町1-13まで	
天神尾東幸町線	天神尾一丁目17から東幸町402-3まで	
明石紫竹山線	明石一丁目110から鏡三丁目369まで	

川岸町一番線	川岸町三丁目23-3から一番堀通町3-8まで
川端町入船線1号	上大川前通一番町165-1から柳島町一丁目8-7まで
寄居浜線1号	関屋字風砂除1-37から西船見町5932-616まで
有明台関屋大川前線	有明台418から関屋大川前一丁目2068-4まで
西大畑町線	西大畑町591-11から西大畑町5214-2まで
新潟鳥屋野線2号	天神尾一丁目341-21から紫竹山一丁目185-1まで
網川原線	網川原二丁目4から網川原二丁目82-1まで
網川原線1号	網川原二丁目82-1から和合町二丁目1193-2まで
寄居浜線3号	上所二丁目1141-100から近江字上80-1まで
小針線	西有明町5820-164から小新三丁目289-31まで
小坂井線	小針四丁目770-1から大野字村中147まで
小槇尾新線	小新一丁目34-3から槇尾字道下875-1まで
寺尾線	寺尾上三丁目5700-3から寺尾西二丁目6087-17まで
新田線	新田字丸瀧667-1から新田字浜野213-1まで
新通線	新通字フケ4464-1から新通字荒戸4246-3まで
槇尾前野外新田線	槇尾字道下877-5から前野外新田字尾崎524-1まで
曾上新町線	新中浜一丁目5-3から内野上新町11841まで
新幹線西側道線	山田字中道下ノ中363-1から板井字大新田3348-1まで
嘉蔵岡線	嘉蔵字居村3791-1から蔵岡字上境175まで
弁天町線	南万代町12から八千代一丁目2498まで
大直り山線	大測字中谷内167-3から直り山字小丸山919-1まで
紫河渡線	紫竹六丁目1819-13から河渡庚160-3まで
沼垂東線の出	沼垂東三丁目821-2から日の出二丁目170-2まで
八千代西線	八千代二丁目2000-1から幸西三丁目247まで
米紫竹山線	米山三丁目483-1から紫竹山一丁目153まで
網川原線	網川原二丁目116-42から鏡三丁目1-3まで
紫竹山線	紫竹山三丁目571から鳥屋野三丁目26まで
女紫竹山線	女池字山南1333-7から紫竹山字東沢553まで
南紫竹山二ツ線	南紫竹一丁目1300-7から山二ツ四丁目943-3まで
山二ツ線	山二ツ五丁目795-3から長瀧字長瀧968-1まで
舞曾川線	舞瀧字居村669から曾川字居村乙1402まで
網川原線	網川原二丁目1-1から楚川字東割291-1まで
礎町通線	礎町通上一ノ町1918から礎町通五ノ町2274まで
川岸町下大川前通線	川岸町三丁目33-2から下大川前通二ノ町2230-52まで
平島大野線1号	平島字道下1322-1から大野字川端17まで
五十嵐一の町上新栄町線	五十嵐一の町6289-2から上新栄町5960-420まで

五十嵐中島線	五十嵐中島3060から五十嵐中島1623-寅まで
中権寺線	中権寺字三倍2517から中権寺字道上74-1まで
黒鳥的場線	黒鳥字高分135-1から小新字的場3898-3まで
西南1-9号線	赤塚字沼5749から赤塚字鷺山5879まで
西南1-102号線	赤塚字稲場4715-3から赤塚字南浦原4842-1まで
西南1-110号線	赤塚字稲場4717-3から赤塚字北浦原5095まで
西南2-17号線	中権寺字小丸山3348から中権寺字三倍2849まで
西南2-25号線	中権寺字三倍2901-5から中権寺字三倍2824まで
西南2-26号線	中権寺字三倍2824から中権寺字三倍2940まで
西南2-73号線	五十嵐三の町北10356-1から五十嵐三の町10361まで
西南2-95号線	五十嵐三の町中10147-5から五十嵐三の町西9653まで
西南2-96号線	五十嵐三の町西9496-2から五十嵐三の町西9629-2まで
西南2-98号線	内野上新町11810-1から五十嵐三の町南13326-1まで
西南2-120号線	五十嵐中島四丁目1466-55から五十嵐中島四丁目2470-19まで
西南2-125号線	五十嵐中島四丁目2626-4から五十嵐中島四丁目2703-20まで
西南2-135号線	五十嵐中島三丁目3849-7から五十嵐中島三丁目2240-93まで
西南2-143号線	五十嵐中島一丁目13280-4から五十嵐中島一丁目1982まで
西南2-158号線	五十嵐中島一丁目2006-1から五十嵐中島一丁目2006-1まで
西南2-166号線	五十嵐中島三丁目3284-95から五十嵐中島三丁目3284-91まで
西南2-177号線	五十嵐中島二丁目1705-51から五十嵐中島二丁目1705-3まで
西南2-207号線	五十嵐中島二丁目1764-6から五十嵐中島二丁目2240-160まで
西南2-224号線	五十嵐中島二丁目1854-2から五十嵐中島二丁目1854-3まで
西南3-1号線	山崎字下り1216-5から木山字屋敷裏15-4まで
西南3-3号線	山崎字下り1184から山崎字屋敷添1112-甲まで
西南3-17号線	木山字屋敷裏字宅地611から木山字前田758まで
西南3-25号線	木山字屋敷裏字宅地40-1から木山字屋敷裏字宅地4まで
西南3-92号線	赤塚字稲場4704-1から赤塚字屋敷添4374-甲まで
西南3-93号線	赤塚字稲場4518-1から赤塚字稲場4518-1まで
西南3-139号線	赤塚字下川戸1233から藤蔵新田字おとら田248-3まで
西南3-142号線	藤蔵新田字小池前442-1から藤蔵新田字八百島670まで
西南3-184号線	勘助郷屋字下沢114から勘助郷屋字下利143-1まで
西南3-185号線	勘助郷屋字下沢142-4から勘助郷屋字下沢121まで
西南3-187号線	勘助郷屋字下利159-3から勘助郷屋字下利157まで
西南3-189号線	勘助郷屋字下利188から勘助郷屋字大沼330まで
西南3-192号線	勘助郷屋字内畑146-2から勘助郷屋字内畑229まで
西南3-198号線	勘助郷屋字大沼346から勘助郷屋字大沼335まで

西南3- 277号線	木山字屋敷裏409-2から 木山字前田1039-1まで
西南3- 280号線	勘助郷屋字下利143-1から 勘助郷屋字下利181-3まで
西南3- 281号線	山崎字下り1198-1から 山崎字下り1191まで
西南4- 24号線	中権寺字三倍2586-1から 中権寺字三倍2673-2まで
西南4- 50号線	木山字前田963から 木山中通1136まで
西南4- 51号線	木山字前田933から 木山中通1113まで
西南4- 52号線	木山字前田897から 山崎字芹谷地406まで
西南4- 57号線	神山字切替1540-1から 赤塚字下野地244まで
西南4- 75号線	早瀧字大新田105-1から 早瀧字大新田598-1まで
西南4- 78号線	早瀧字大新田496から 早瀧字碓下52-1まで
西南4- 119号線	小見郷屋字三辺166から 小見郷屋字中蒲324まで
西南4- 124号線	小見郷屋字三辺188-2から 小見郷屋字三辺168まで
西南4- 125号線	小見郷屋字三辺202-2から 小見郷屋字三辺189まで
西南4- 133号線	藤野木字江先137-2から 藤野木字江先145-2まで
西南4- 148号線	藤野木字江先495から 藤野木字江先488まで
西南4- 230号線	明田字屋敷廻704から 明田字前谷961-3まで
西南4- 238号線	明田字屋敷廻787-8から 明田字上谷508まで
西南4- 242号線	明田字布割551-1から 明田字布割545まで
西南4- 245号線	明田字前谷958-1から 明田字前谷481まで
西南5- 11号線	中権寺字道下431から 中権寺字道下427まで
西南5- 12号線	中権寺字道下451から 中権寺字道下463まで
西南5- 21号線	中権寺字道下459から 中権寺字道下880-1まで
西南5- 38号線	曾和字沢田384-1から 内野戸中才1524-2まで
西南5- 45号線	曾和字野付1064-1から 田島字地六山2397-4まで
西南5- 46号線	金巻新田字通下311から 曾和字六地1125-2まで
西南5- 47号線	曾和字沢田693-1から 曾和字六地1160まで
西南5- 48号線	曾和字六地885-1から 曾和字六地1147まで
西南5- 49号線	田島字堤内214-1から 田島字堤内245まで
西南5- 51号線	田島字蓮瀧525から 田島字堤内165まで
西南5- 60号線	田島字上関686-1から 金巻新田字早瀧338まで
西南5- 62号線	金巻新田字早瀧345から 内野字崎山3166-1まで
西南5- 83号線	金巻新田字早瀧386から 金巻新田字早瀧374まで
西南5- 106号線	内野戸中才1528-4から 内野戸中才1510-13まで
西南5- 107号線	内野戸中才1532-4から 内野戸中才1516-9まで
西南5- 108号線	内野戸中才1510-28から 内野戸中才1510-27まで
西南5- 109号線	内野戸中才1472-2から 内野戸中才1472-13まで

西南5- 110号線	曾和字六地1009-3から 曾和字野付1067-1まで
西南5- 111号線	曾和字沢田637-2から 曾和字沢田699-3まで
西南5- 112号線	曾和字沢田554-1から 曾和字沢田553-2まで
西南6- 1号線	曾和字沢田230-3から 曾和字野付44まで
西南6- 7号線	曾和字沢田495-1から 曾和字野付458-1まで
西南6- 138号線	笠木字五十歩1756-1から 笠木字荒田354まで
西南6- 139号線	笠木字十二歩190から 笠木字荒田372まで
西南6- 142号線	笠木字荒田411-7から 笠木字荒田409-1まで
西南6- 146号線	笠木字荒田411-1から 新田字新川西637まで
西南6- 147号線	笠木字荒田410-1から 新田字新川西668-2まで
西南6- 183号線	笠木字荒田411-7から 新田字新川西614まで
西南6- 184号線	高山字前田140-2から 新通字仲才32-2まで
西南6- 185号線	高山字前田199-7から 新通字仲才302-4まで
西南6- 186号線	新通字仲才101-2から 新通字仲才209まで
西南7- 19号線	小瀬字居村42から 小瀬字居村40まで
西南7- 26号線	小瀬字居村22から 小瀬字居村21まで
西南7- 45号線	大友字裏向62-2から 大友字裏向133-1まで
西南7- 49号線	大友字裏向123-1から 大友字裏向572-3まで
西南7- 58号線	大友字裏向252-3から 大友字裏向204まで
西南7- 72号線	大友字荒古744から 大友字土堤下514-1まで
西南7- 80号線	大友字土堤下591から 大友字土堤下500まで
西南7- 94号線	中野小屋字大友1753から 田瀧字田瀧1011-1まで
西南7- 95号線	中野小屋字本地610から 田瀧字田瀧275まで
西南7- 100号線	中野小屋字荒古1155から 中野小屋字荒古989まで
西南7- 103号線	中野小屋字下割938-1から 中野小屋字荒古985-2まで
西南7- 134号線	中野小屋字大友地先1777から 田瀧字田瀧442まで
西南7- 137号線	中野小屋字萱割779から 中野小屋字萱割786まで
西南7- 141号線	中野小屋字本地601-1から 保古野木字前野前687-1まで
西南7- 142号線	中野小屋字本地541から 保古野木字前野前671-1まで
西南7- 149号線	保古野木字尾崎524-1から 保古野木字前野前501まで
西南7- 151号線	田瀧字田瀧253から 田瀧字田瀧240-1まで
西南7- 153号線	田瀧字田瀧184-2から 田瀧字田瀧165-1まで
西南7- 173号線	中野小屋字本地380から 中野小屋字萱割785-2まで
西南7- 194号線	明田字布割651-1から 明田字大面839-1まで
西1- 11号線	五十嵐二の町8718から 五十嵐二の町8867-7まで
西1- 37号線	五十嵐二の町9022-3から 五十嵐二の町8998-1まで

西 1 - 52号線	五十嵐一の町7254-2から 五十嵐一の町7246まで
西 1 - 60号線	上新栄町5827-423から 上新栄町5827まで
西 1 - 69号線	松海が丘二丁目31-6から 松海が丘二丁目5821-301まで
西 1 - 77号線	真砂四丁目5821-139から 松海が丘三丁目5821-619まで
西 1 - 119号線	真砂四丁目5821-57から 真砂四丁目5821-77まで
西 1 - 127号線	真砂四丁目5821-327から 真砂四丁目5821-57まで
西 1 - 137号線	五十嵐二の町8765-1から 五十嵐二の町9135-1まで
西 1 - 149号線	松海が丘二丁目5821-1350から 松海が丘二丁目5821-1398まで
西 2 - 49号線	五十嵐一の町7019-4から 五十嵐一の町7231まで
西 2 - 67号線	五十嵐一の町7166-3から 五十嵐一の町7142-2まで
西 2 - 68号線	五十嵐一の町7166-1から 五十嵐一の町6759-1まで
西 2 - 86号線	寺尾北一丁目32-4から 寺尾北一丁目5960-53まで
西 2 - 112号線	真砂一丁目5821-23から 真砂一丁目5822-115まで
西 2 - 212号線	大学南一丁目7810-16から 大学南一丁目333-3まで
西 2 - 256号線	寺尾西五丁目5829-22から 寺尾西五丁目5829-143まで
西 2 - 265号線	松美台5818-1202から 松美台5818-1210まで
西 2 - 267号線	寺尾西三丁目6512-13から 寺尾西三丁目6512-30まで
西 2 - 268号線	寺尾西三丁目6512-29から 寺尾西三丁目6529-3まで
西 3 - 16号線	寺尾字栗戸上578-1から 寺尾字居浦845-1まで
西 3 - 19号線	小針西一丁目1092-2から 寺尾朝日通1121-3まで
西 3 - 28号線	小針南台1528-1から 小針が丘1740-14まで
西 3 - 29号線	小針上山2155から 小針西一丁目1109-4まで
西 3 - 30号線	小針南台1276-2から 小針南台1729-1まで
西 3 - 34号線	小針上山2127から 小針上山2206-1まで
西 3 - 61号線	青山二丁目263-7から 青山二丁目301-1まで
西 3 - 97号線	小針西一丁目1240-7から 小針西一丁目1277-6まで
西 4 - 31号線	榎尾字中曾根91から 榎尾字中曾根656まで
西 4 - 32号線	榎尾字荻曾根169から 榎尾字荻曾根634まで
西 4 - 36号線	榎尾字中曾根109から 榎尾字前三俵298まで
西 4 - 37号線	榎尾字布割367-2から 榎尾字布割387まで
西 4 - 38号線	榎尾字布割404から 榎尾字前三俵364-2まで
西 4 - 39号線	榎尾字布割377から 新通字輪ノ内1071まで
西 4 - 40号線	新通字輪ノ内1232-2から 新通字輪ノ内1046まで
西 4 - 93号線	寺尾東三丁目1705-6から 寺尾東三丁目1705-21まで
西 4 - 97号線	寺尾東三丁目1606-4から 寺尾東三丁目1705-17まで
西 4 - 110号線	新通字輪ノ内1276-3から 新通字輪ノ内1257-4まで

西 4 - 154号線	新通字輪ノ内1055-4から 新通字輪ノ内1333-2まで
西 4 - 155号線	新通字輪ノ内1049-4から 新通字輪ノ内1347-3まで
西 4 - 156号線	新通字輪ノ内1049-3から 新通字輪ノ内1348-4まで
西 4 - 157号線	新通字輪ノ内1052-6から 新通字輪ノ内1242-3まで
西 4 - 158号線	新通字輪ノ内1242-5から 新通字輪ノ内1245-3まで
西 4 - 159号線	新通字輪ノ内1268-6から 新通字輪ノ内1264-3まで
西 4 - 160号線	新通字輪ノ内1266-6から 新通字輪ノ内1336-2まで
西 4 - 161号線	新通字輪ノ内1264-10から 新通字輪ノ内1260-3まで
西 4 - 162号線	内野町847-4から 内野町833-1まで
西 5 - 7号線	寺尾東一丁目4920-1から 坂井東二丁目2452-15まで
西 5 - 35号線	坂井東三丁目2247から 坂井東二丁目2650-11まで
西 5 - 50号線	寺尾前通三丁目7-17から 寺尾前通三丁目3-6まで
西 5 - 51号線	寺尾東一丁目4936-1から 坂井東二丁目2631-1まで
西 5 - 55号線	寺尾字栗戸上576-1から 小針五丁目1316-16まで
西 5 - 105号線	小針七丁目463-2から 小針三丁目970まで
西 5 - 124号線	小針一丁目1033-14から 小針一丁目971まで
西 5 - 132号線	青山一丁目225-7から 東青山一丁目2-1まで
西 5 - 217号線	坂井一丁目306-4から 坂井一丁目1637-8まで
西 5 - 219号線	坂井東二丁目2665-2から 坂井東一丁目2695-11まで
西 5 - 254号線	小針一丁目979-14から 小針一丁目979-11まで
西 5 - 258号線	寺尾朝日通115-27から 寺尾朝日通115-31まで
西 5 - 259号線	小針三丁目855から 小針三丁目849まで
西 5 - 260号線	小針一丁目978-1から 小針一丁目971-1まで
西 5 - 261号線	小針一丁目971-8から 小針一丁目971-7まで
西 6 - 15号線	新通字小エボ田3835から 新通字イタへ537まで
西 6 - 18号線	新通字前田969-2から 新田字向島83-3まで
西 6 - 31号線	高山字沼下り584から 新通字イタへ508まで
西 6 - 42号線	新通字小エボ田3837から 新通字荒戸3261-1まで
西 6 - 46号線	新田字新川西647-2から 新通字フケ4508-1まで
西 6 - 50号線	黒鳥字下天保6188-2から 新田字玄の772まで
西 6 - 51号線	新田字浜野209-7から 新田字浜野209-4まで
西 6 - 52号線	新通字向島4653-1から 新通字荒戸4246-3まで
西 7 - 31号線	小新西二丁目2431-1から 小新字白鳥460-4まで
西 7 - 34号線	小新字白鳥268から 小新字白鳥289-31まで
西 7 - 47号線	小新字白鳥300-2から 小新字的場3898-3まで
西 7 - 57号線	小新字白鳥650から 小新字白鳥496まで

西7-80号線	小新大通一丁目3650-190から 小新大通一丁目3650-184まで
西7-81号線	小新大通一丁目3658-6から 小新大通一丁目3650-12まで
西7-118号線	小新三丁目289-24から 小新三丁目289-17まで
西7-119号線	小新字白鳥430-5から 小新字白鳥460-1まで
西7-120号線	小新字白鳥428-1から 小新字白鳥427-2まで
西7-123号線	小新四丁目225から 小新四丁目214まで
西7-124号線	小新四丁目209から 小新四丁目139まで
西7-131号線	小新四丁目246から 小新四丁目128まで
西7-132号線	小新南二丁目3202-1から 小新南二丁目3199-1まで
中央1-11号線	関屋金衛町二丁目307から 水道町一丁目5932-44まで
中央1-23号線	堀割町1785-15から 文京町15-18まで
中央1-24号線	文京町4-5から 文京町65-4まで
中央1-26号線	文京町23-1から 文京町15-16まで
中央1-27号線	文京町5から 関屋浜松町278まで
中央1-28号線	文京町7-3から 文京町16-23まで
中央1-30号線	文京町9-4から 文京町18-14まで
中央1-31号線	文京町3-3から 文京町19-27まで
中央1-53号線	文京町2-8から 信濃町20-15まで
中央1-95号線	関屋松波町一丁目88から 関屋松波町三丁目241-2まで
中央1-178号線	医学町通二番町74-3から 旭町通一番町76-4まで
中央1-189号線	関屋字立会山下割1840-31から 関屋字立会山下割1840-31まで
中央2-6号線	関南町13から 関南町146-2まで
中央2-7号線	関南町404-1から 関南町75まで
中央2-13号線	関南町131から 関南町117まで
中央2-14号線	関南町52から 関南町39-1まで
中央2-16号線	関南町53-1から 関南町563-18まで
中央2-26号線	関屋恵町6-4から 関屋恵町6-11まで
中央2-42号線	関屋金鉢山町77-1から 関屋金鉢山町74まで
中央2-67号線	川岸町三丁目22-3から 川岸町二丁目11-1まで
中央2-71号線	川岸町二丁目15-1から 川岸町二丁目12-58まで
中央2-72号線	川岸町二丁目14-1から 川岸町二丁目8-6まで
中央2-76号線	白山浦二丁目171-50から 白山浦一丁目238-10まで
中央2-77号線	白山浦二丁目171-40から 白山浦一丁目336-9まで
中央2-81号線	白山浦一丁目240-5から 白山浦一丁目315-24まで
中央2-82号線	白山浦一丁目238-9から 白山浦一丁目332-1まで
中央2-88号線	白山浦一丁目635-19から 川岸町一丁目49-1まで

中央2-92号線	川岸町一丁目48-4から 川岸町一丁目48-16まで
中央2-99号線	川岸町一丁目55から 川岸町一丁目55まで
中央2-101号線	白山浦二丁目645-56から 一番堀通町6017-8まで
中央2-175号線	青山字山腰420-1から 青山字道下396-4まで
中央3-3号線	西船見町5232-285から 西船見町5232-285まで
中央3-27号線	二葉町三丁目5334から 古町通十三番町2911-2まで
中央3-61号線	窪田町一丁目1-1から 窪田町二丁目119-2まで
中央3-98号線	並木町2391-1から 並木町2391-2まで
中央3-173号線	窪田町二丁目120-6から 雲雀町1-6まで
南1-1号線	万代三丁目2452-3から 万代二丁目1999-1まで
南1-2号線	万代三丁目2517-7から 万代三丁目2510-1まで
南1-6号線	万代四丁目2460-1から 万代四丁目2471まで
南1-10号線	三和町1663-4から 万代五丁目1420-3まで
南1-31号線	沼垂西三丁目1363-3から 沼垂西三丁目1315-5まで
南1-34号線	沼垂西三丁目1317-2から 沼垂西三丁目1379-1まで
南1-38号線	沼垂西三丁目1145-1から 沼垂西一丁目886-10まで
南1-54号線	沼垂東六丁目5137-1から 沼垂東五丁目5533まで
南1-56号線	沼垂東五丁目5932-21から 沼垂東四丁目570-甲まで
南1-58号線	沼垂東五丁目5169-1から 沼垂東五丁目5606-1まで
南1-92号線	日の出三丁目26から 日の出三丁目85まで
南1-93号線	日の出二丁目14-1から 日の出二丁目170-2まで
南1-138号線	日の出二丁目16-110から 日の出二丁目16-86まで
南1-139号線	日の出二丁目16-130から 日の出二丁目16-120まで
南1-141号線	日の出二丁目16-81から 日の出二丁目16-73まで
南1-142号線	日の出二丁目16-85から 日の出二丁目16-82まで
南2-3号線	万代一丁目2444-2から 八千代一丁目2495-40まで
南2-4号線	万代一丁目2508-2から 万代二丁目1991-1まで
南2-5号線	八千代一丁目2495-25から 八千代二丁目2496-2まで
南2-6号線	八千代一丁目2495から 八千代二丁目280-1まで
南2-7号線	幸西四丁目274-2から 幸西三丁目248-3まで
南2-9号線	幸西四丁目273-3から 幸西四丁目273-6まで
南2-25号線	東幸町392-1から 東幸町409-1まで
南2-27号線	天神尾一丁目99-1から 東幸町403-5まで
南2-32号線	水島町5-1から 天神尾一丁目341-13まで
南2-80号線	笹口三丁目7-23から 笹口三丁目4-1まで
南2-85号線	笹口三丁目6-12から 笹口三丁目11-16まで

南 2 - 9 2 号 線	笹口一丁目12-10から 笹口一丁目13-1まで	南 5 - 1 3 号 線	南笹口一丁目644-1から 紫竹山二丁目411-8まで
南 2 - 9 3 号 線	笹口一丁目15-36から 笹口一丁目14-1まで	南 5 - 1 7 号 線	鏡三丁目379から 鏡西二丁目325まで
南 2 - 9 4 号 線	笹口一丁目25-6から 笹口一丁目17-20まで	南 5 - 2 3 号 線	紫竹山二丁目447-1から 鏡二丁目443-31まで
南 2 - 9 9 号 線	笹口二丁目12-8から 米山二丁目6-15まで	南 5 - 2 7 号 線	紫竹山一丁目176-1から 紫竹山一丁目176-1まで
南 2 - 1 0 3 号 線	米山一丁目4-4から 天神一丁目5-15まで	南 5 - 3 1 号 線	鏡三丁目374-3から 鏡三丁目379まで
南 2 - 1 1 6 号 線	米山二丁目5-17から 米山二丁目4-15まで	南 6 - 7 0 号 線	山二ツ四丁目920-1から 山二ツ字中村前144-1まで
南 2 - 1 2 0 号 線	天神二丁目2-1から 天神尾二丁目432-5まで	南 6 - 1 7 4 号 線	姥ヶ山字諏訪野538-1から 姥ヶ山字諏訪野534まで
南 2 - 1 2 3 号 線	堀の内字浦沢55-2から 天神尾二丁目505-2まで	南 6 - 1 8 4 号 線	紫竹山四丁目478-2から 紫竹山四丁目554-1まで
南 2 - 1 3 3 号 線	天神二丁目137-98から 天神二丁目137-91まで	南 6 - 1 8 5 号 線	紫竹山四丁目514-1から 紫竹山四丁目512まで
南 2 - 1 3 5 号 線	天神二丁目137-78から 天神二丁目137-82まで	南 6 - 1 8 6 号 線	紫竹山四丁目509-18から 紫竹山四丁目509-23まで
南 2 - 1 3 6 号 線	天神二丁目137-84から 天神二丁目137-87まで	南 6 - 1 8 7 号 線	紫竹山四丁目509-30から 紫竹山四丁目509-35まで
南 2 - 1 3 7 号 線	天神二丁目137-89から 天神二丁目137-90まで	南 6 - 1 8 8 号 線	紫竹山四丁目516-1から 紫竹山四丁目515-2まで
南 3 - 1 2 号 線	上所一丁目1137-2から 上所一丁目1137-2まで	南 7 - 1 0 号 線	姥ヶ山一丁目827-2から 弁天橋通三丁目867-5まで
南 3 - 1 3 号 線	上所一丁目1137-1から 上所一丁目1137-1まで	南 7 - 1 1 号 線	長潟字長潟13から 姥ヶ山一丁目838-2まで
南 3 - 1 5 号 線	下所島一丁目50-4から 上所島三丁目778-1まで	南 7 - 2 9 号 線	長潟三丁目1242-1から 長潟三丁目1249まで
南 3 - 1 6 号 線	下所島一丁目485-1から 幸町581-1まで	南 7 - 4 2 号 線	姥ヶ山一丁目793-1から 姥ヶ山一丁目793-1まで
南 3 - 3 2 号 線	上所中二丁目426-1から 上所中三丁目515まで	南 7 - 4 4 号 線	姥ヶ山二丁目213から 美の里179-88まで
南 3 - 1 1 2 号 線	上所上一丁目122から 上所上一丁目120まで	南 7 - 4 5 号 線	姥ヶ山二丁目133から 姥ヶ山字大日南田114-1まで
南 4 - 2 9 号 線	網川原一丁目152-3から 鳥屋野一丁目781-6まで	南 7 - 4 7 号 線	美の里250-1から 姥ヶ山字大日南田65-1まで
南 4 - 3 0 号 線	網川原一丁目187-19から 網川原二丁目106-2まで	南 7 - 6 0 号 線	女池字西前沢1861-35から 女池字西前沢1885-12まで
南 4 - 3 3 号 線	女池字上山90-17から 愛宕三丁目9-9まで	南 7 - 6 1 号 線	女池字西前沢1884-4から 女池字西前沢1885-15まで
南 4 - 4 6 号 線	女池一丁目1140-1から 愛宕三丁目6-17まで	南 7 - 6 5 号 線	女池字東前沢1978-11から 小張木字居付78-2まで
南 4 - 5 0 号 線	近江字上90-1から 女池四丁目748まで	南 7 - 6 6 号 線	小張木字築留173-1から 小張木字築留179-13まで
南 4 - 5 2 号 線	新和字居付68から 女池五丁目904-1まで	南 7 - 6 8 号 線	小張木字居付126-1から 小張木字居付143-59まで
南 4 - 5 4 号 線	近江字下361-18から 近江字上188-1まで	南 7 - 8 5 号 線	久蔵興野字下郷地219から 久蔵興野字下郷地228-2まで
南 4 - 5 7 号 線	新和字居付52から 女池二丁目968まで	南 7 - 9 6 号 線	鐘木636-4から 鐘木626-2まで
南 4 - 5 8 号 線	近江字下323-1から 女池二丁目959-1まで	南 7 - 9 7 号 線	鐘木633-1から 鐘木633-1まで
南 4 - 5 9 号 線	近江字下318-1から 女池二丁目955-1まで	南 7 - 1 1 2 号 線	丸潟新田字上谷内680から 曾川字鐘木前甲1571まで
南 4 - 6 4 号 線	女池六丁目1571-1から 女池六丁目1581-1まで	南 7 - 1 4 5 号 線	曾野木一丁目乙182-150から 曾野木一丁目乙238-25まで
南 4 - 8 5 号 線	近江字下430-34から 近江字下430-37まで	南 7 - 1 7 7 号 線	楚川字大割甲398から 楚川字居付乙344まで
南 4 - 1 1 4 号 線	女池四丁目735-4から 女池四丁目735-13まで	南 7 - 1 8 3 号 線	楚川字湫割乙389-4から 楚川字居付乙269-2まで
南 4 - 1 1 5 号 線	女池三丁目1094-11から 女池三丁目1094-25まで	南 7 - 1 9 4 号 線	親松字居付53-1から 親松字太田120-1まで
南 5 - 1 号 線	堀の内南一丁目244-1から 和合町一丁目1260-12まで	南 7 - 2 0 3 号 線	美の里179-5から 美の里161-3まで
南 5 - 4 号 線	堀の内南一丁目290-1から 南笹口二丁目475-2まで	南 7 - 2 0 6 号 線	鳥屋野字東割前163-1から 鳥屋野字中沼307-1まで
南 5 - 1 1 号 線	米山四丁目357から 紫竹山一丁目170-4まで	南 7 - 2 3 1 号 線	小張木字居付143-50から 小張木字居付140-6まで
南 5 - 1 2 号 線	米山三丁目573-22から 鏡西一丁目153-2まで	南 7 - 2 6 5 号 線	鳥屋野字中沼358-7から 大島字割前204-1まで



南 7 - 268号線	鳥屋野字東割前288-5から 鳥屋野字中沼373-1まで
南 7 - 277号線	紫竹山字西沢325-2から 紫竹山字西沢317-1まで
南 7 - 278号線	美の里164-3から 美の里164-8まで
南 7 - 284号線	女池字西前沢1879-5から 女池字西前沢1872-7まで
南 7 - 312号線	久蔵興野字下郷地229-1から 久蔵興野字下郷地257まで
南 7 - 324号線	長潟字長谷内1065から 長潟字長谷内1067まで
南 7 - 334号線	天野一丁目734-1から 天野一丁目718-2まで
南 7 - 351号線	天野一丁目743-52から 天野一丁目743-57まで
南 7 - 352号線	天野一丁目743-62から 天野一丁目743-65まで
南 7 - 353号線	天野一丁目743-66から 天野一丁目743-50まで
南 7 - 354号線	長潟字本村前152-1から 長潟字本村前142-1まで
南 8 - 20号線	平賀字居前724-1から 平賀字居村673まで
南 8 - 21号線	平賀字居前723から 平賀字居村688まで
南 8 - 22号線	平賀字居前716から 平賀字居村696まで
南 8 - 32号線	丸潟新田字荒田400から 丸潟新田字前沢225-1まで
南 8 - 33号線	丸潟新田字荒田336-1から 丸潟新田字荒田353-2まで
南 8 - 36号線	丸潟新田字居浦423から 丸潟新田字居浦427まで
南 8 - 70号線	天野字割前430-1から 天野字割前490-1まで
南 8 - 84号線	天野字割前546-3から 天野字割前590-2まで
南 8 - 278号線	舞潟字中谷内72-1から 舞潟字中谷内142-1まで
南 8 - 281号線	祖父興野字横堀内134-3から 祖父興野字横堀内67-6まで
南 9 - 10号線	嘉瀬字居村1570から 嘉瀬字居村1470-1まで
南 9 - 41号線	割野字沼1546-1から 割野字沼1546-1まで
東 1 - 50号線	桃山町一丁目73-1から 桃山町一丁目63-1まで
東 1 - 51号線	桃山町一丁目1-2から 桃山町一丁目40-1まで
東 1 - 143号線	空港西一丁目109-9から 空港西一丁目107-11まで
東 1 - 185号線	浜谷町一丁目97から 浜谷町一丁目102-18まで
東 1 - 186号線	浜谷町一丁目264-10から 浜谷町一丁目271-7まで
東 1 - 187号線	浜谷町一丁目268-4から 浜谷町一丁目268-15まで
東 2 - 10号線	大山二丁目144から 大山二丁目52-10まで
東 2 - 11号線	大山二丁目52-8から 大山二丁目146まで
東 2 - 58号線	山木戸八丁目1281から 下木戸541-3まで
東 2 - 81号線	秋葉一丁目56-1から 秋葉一丁目2-326まで
東 2 - 105号線	秋葉一丁目63-32から 秋葉一丁目63-30まで
東 2 - 106号線	秋葉一丁目63-2から 秋葉一丁目63-30まで
東 2 - 107号線	秋葉一丁目63-56から 秋葉一丁目63-45まで

東 2 - 108号線	秋葉一丁目63-82から 秋葉一丁目63-82まで
東 2 - 109号線	秋葉一丁目40-2から 秋葉一丁目63-2まで
東 2 - 110号線	秋葉一丁目63-91から 秋葉一丁目63-95まで
東 3 - 24号線	物見山二丁目68から 物見山二丁目72まで
東 3 - 25号線	物見山二丁目59から 物見山一丁目143まで
東 3 - 26号線	物見山二丁目54から 物見山二丁目101まで
東 3 - 96号線	松園二丁目619-3から 松園一丁目606-1まで
東 3 - 102号線	松和町102-5から 松園二丁目614-5まで
東 3 - 164号線	松崎字萱場2734-1から 松崎字西75-1まで
東 3 - 239号線	下山二丁目594から 下山二丁目503-2まで
東 3 - 240号線	下山二丁目372-1から 津島屋五丁目18まで
東 3 - 241号線	津島屋五丁目47から 新川町13まで
東 3 - 243号線	新川町20-1から 新川町21-1まで
東 3 - 244号線	下山二丁目450-1から 下山二丁目460まで
東 3 - 245号線	下山一丁目226-1から 新川町91-1まで
東 3 - 259号線	松崎字萱場2819から 松崎字萱場2730まで
東 3 - 260号線	松崎字東140-1から 松崎字東157-2まで
東 3 - 261号線	松崎字萱場2725から 松崎字東143まで
東 3 - 316号線	一日市字居浦(丙)2246-1から 一日市(甲)180まで
東 3 - 329号線	海老ヶ瀬字長田340から 海老ヶ瀬字新堀北1107まで
東 3 - 335号線	一日市(甲)44から 大形本町二丁目417まで
東 3 - 364号線	豊二丁目1170から 豊二丁目1489-2まで
東 3 - 366号線	河渡(甲)庚234-1から 河渡(甲)庚384-13まで
東 3 - 375号線	中木戸216から 中木戸225まで
東 3 - 383号線	下木戸1-3から 下木戸6-74まで
東 3 - 417号線	中木戸47から 中木戸203まで
東 3 - 421号線	松園二丁目459-1から 松園二丁目457-22まで
東 3 - 430号線	海老ヶ瀬字家附840から 海老ヶ瀬字家附866まで
東 3 - 431号線	海老ヶ瀬字家附871から 海老ヶ瀬字家附870まで
東 3 - 433号線	河渡(甲)庚318から 河渡(甲)庚362まで
大 岡山線4号	松崎字東436-3から 松崎字西649-1まで
東 3 - 500号線	新川町221から 新川町28-1まで
東 3 - 502号線	新川町30-23から 新川町30-24まで
東 3 - 517号線	新川町304から 新川町320-2まで
東 3 - 528号線	下山二丁目1787から 下山二丁目1777まで
東 3 - 532号線	津島屋七丁目7-1から 津島屋七丁目6-1まで

東 3 - 559号線	松園二丁目丙619-45から 松園二丁目丙619-62まで	東 8 - 297号線	江口字諏訪浦370-1から 江口字諏訪浦400-3まで
東 3 - 564号線	下山二丁目334-1から 新川町22まで	東 9 - 54号線	茗荷谷字堀端285-1から 茗荷谷字傳地山520まで
東 3 - 565号線	下山一丁目242-1から 下山一丁目520-1まで	東 9 - 58号線	茗荷谷字道下250から 茗荷谷字道下251まで
東 3 - 566号線	下木戸二丁目6-2から 下木戸二丁目6-70まで	東 9 - 73号線	丸山字清水が丘118-3から 北山字前山700-2まで
東 3 - 567号線	松崎字東523-1から 松崎字東523-1まで	東 9 - 96号線	北山字屋敷付652から 北山字屋敷付632まで
東 3 - 568号線	松崎字東536から 松崎字東437-1まで	東 9 - 129号線	茗荷谷字才追山1263から 茗荷谷字才追山1361まで
東 4 - 20号線	中山一丁目36-1から 山木戸五丁目162-1まで	東 9 - 139号線	大淵字県道東381から 大淵字県道東347-1まで
東 4 - 31号線	中山五丁目318から 紫竹六丁目1882-1まで	東 9 - 147号線	北山字屋敷付699-1から 北山字屋敷付636まで
東 4 - 34号線	中山二丁目296-1から 中山二丁目302まで	北 1 - 10号線	松浜七丁目22-19から 松浜町字小麦畑(戊)3635-88まで
東 4 - 51号線	紫竹五丁目1281-1から 紫竹五丁目1275-1まで	北 1 - 11号線	松浜七丁目25-26から 松浜町字小麦畑(戊)3635-29まで
東 4 - 59号線	中山八丁目817-2から 中山八丁目1011-2まで	北 1 - 20号線	松浜七丁目19-19から 松浜七丁目19-16まで
東 4 - 76号線	紫竹五丁目1101-1から 南紫竹一丁目1287-1まで	北 1 - 36号線	松浜六丁目3-2から 松浜六丁目15-14まで
東 4 - 87号線	中山五丁目446-1から 中山五丁目446-3まで	北 2 - 1号線	太夫浜字本屋敷911から 太夫浜字新割244-1まで
東 4 - 93号線	山木戸二丁目732から 山木戸二丁目81-2まで	北 2 - 50号線	太郎代字中町(甲)132から 太郎代字浜本183甲まで
東 4 - 122号線	中山一丁目59-6から 中山一丁目61-49まで	北 2 - 112号線	太郎代字浜辺2579-1から 太郎代字浜辺2584-1まで
東 4 - 123号線	紫竹六丁目725-24から 紫竹六丁目725-13まで	北 2 - 113号線	太郎代字浜辺2622から 太郎代字浜辺2614まで
東 4 - 124号線	紫竹六丁目725-36から 紫竹六丁目725-40まで	北 3 - 28号線	松浜町字砂地町2672-甲から 松浜町字本村3166まで
東 5 - 39号線	逢谷内一丁目355-6から 寺山字浦沢1040-2まで	北 3 - 65号線	松浜町字小麦畑3389-112から 松浜町字本村3308まで
東 5 - 68号線	大形本町293-1から 大形本町41-7まで	北 3 - 77号線	西名目所字屋敷付4519-1から 西名目所字三反割4631-子まで
東 5 - 87号線	中興野55から 本所字元通船用跡1040まで	北 3 - 108号線	新元島町4018-140から 新元島町4018-87まで
東 5 - 92号線	下場字北側72-3から 下場字北側68-4まで	北 4 - 16号線	太夫浜字中立2228から 太夫浜字中立2209まで
東 5 - 147号線	中野山三丁目3-52から 下場新町136-19まで	北 4 - 17号線	太夫浜字本屋敷2245から 太夫浜字中立2231まで
東 5 - 151号線	大形本町291から 大形本町293-1まで	北 6 - 17号線	島見町字居浦2196から 島見町字山辺2229-1まで
東 5 - 213号線	牡丹山三丁目28-9から 牡丹山三丁目28-3まで	北 6 - 28号線	島見町字居浦2034から 島見町字山興野3511-1まで
東 5 - 214号線	上木戸一丁目1-39から 上木戸一丁目1-42まで	北 6 - 60号線	太郎代字山辺856-4から 太郎代字上山901-24まで
東 6 - 175号線	江南二丁目1458-7から 江南二丁目1460-1まで	北 6 - 61号線	島見町字長湯2601-15から 太郎代字山辺856-2まで
東 7 - 108号線	北山字堀西1640-1から 丸山字野中1336まで	北 7 - 86号線	新崎二丁目3197-5から 新崎二丁目3202-3まで
東 7 - 116号線	粟山字北谷内中458-1から 茗荷谷東圃732まで	北 8 - 23号線	新崎一丁目1223-2から 新崎三丁目1109まで
東 8 - 4号線	下場本町684から 岡山字中山1549-1まで	北 8 - 66号線	新崎字毘沙門470から 新崎字毘沙門472まで
東 8 - 15号線	石山団地666-102から 石山団地666-69まで	黒埼1 - 25号線	寺地字浦郷476-1から 寺地字浦郷308まで
東 8 - 16号線	石山団地666-108から 石山団地666-81まで	黒埼1 - 31号線	ときめき西一丁目16-3から 立仏字川原1207-1まで
東 8 - 54号線	東中島一丁目666-275から 東中野山五丁目196-9まで	黒埼1 - 34号線	山田字山田島2811-5から 立仏字川原1240-1まで
東 8 - 103号線	本所字居浦976-1から 本所字居浦891まで	黒埼1 - 41号線	山田字堤付2309-1から 山田字堤付2307-145まで
東 8 - 260号線	江口字寺浦1056-2から 江口字伊勢堂1669-2まで	黒埼1 - 47号線	鳥原字腰廻1から 立仏字川原1245-1まで
東 8 - 263号線	東中野山六丁目116-1から 東中野山六丁目120-7まで	黒埼1 - 58号線	立仏字腰廻72-2から 立仏字腰廻76まで
東 8 - 286号線	児池字前沢41-3から 岡山55-7まで	黒埼1 - 415号線	立仏字腰廻65-2から 立仏字腰廻70-3まで

黒崎1-416号線	立佯字腰廻108-2から山田字中島3200まで
黒崎1-417号線	山田字中島3240から山田字中島3249まで
黒崎1-418号線	山田字中島3238から山田字中島3228まで
黒崎1-419号線	山田字中島3213から山田字中島3205まで
黒崎1-420号線	鳥原字腰廻830-1から善久字新川向450-11まで
黒崎2-2号線	金巻字鳴巻1145-1から金巻字下尾1520-2まで
黒崎2-19号線	小平方字曾根1079-1から小平方字新通1029まで
黒崎2-36号線	黒鳥字本田2180-8から黒鳥字高分271まで
黒崎2-51号線	木場字本田2036から木場字本田1855まで
黒崎2-68号線	大潟字大潟415-1から大潟字下潟49まで
黒崎2-69号線	木場字下谷地4063-1から大潟字大潟101まで
黒崎2-71号線	木場字堤197-1から木場字大南596-2まで
黒崎2-78号線	木場字下谷地4062-1から板井字己ノ明3721-2まで
黒崎2-116号線	木場字本田1825から木場字本田1692-1まで

親松あじさい公園	新潟市親松81番地12
関新さくら園	新潟市関新3丁目2番46号
真砂けやき園	新潟市真砂1丁目21番17号17
松美台なかよし公園	新潟市松美台12番5号5
クロネコ園	新潟市五十嵐1の町6860番地9
はなれ山園	新潟市五十嵐2の町8690番地8
プラザ新通第1公園	新潟市新通1054番地4
秋葉サンサンパーク	新潟市秋葉1丁目17番8号
花海道西園	新潟市空港西1丁目10番1号
礎公園	新潟市礎町通6ノ町2246番地1
やなぎ公園	新潟市鳥原3685番地
金巻の池公園	新潟市金巻247番地1
大江山公園	新潟市笹山423番地
沼垂東緑地	新潟市沼垂東6丁目10番21号

新潟市告示第93号

都市公園の区域変更及び供用開始について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び新潟市都市公園条例（昭和32年条例第44号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年3月31日

新潟市長 篠田 昭

区域を変更する都市公園

名称	位置	区域	変更する期日
紫竹たけのこ公園	新潟市紫竹6丁目17番20号	区域図は、公園水辺課において告示の日から10日間一般の縦覧に供する。	平成16年3月31日
秋葉公園	新潟市秋葉1丁目5番5号		
濁川公園	新潟市濁川686番地1		
佐潟公園	新潟市赤塚5404番地14		
信濃川やすらぎ堤緑地	新潟市一番堀通町地先		
西川緑地	新潟市小新地内地先		

供用開始する都市公園

名称	位置	区域	開始する期日
下場北側園	新潟市下場54番地1	区域図は、公園水辺課において告示の日から10日間一般の縦覧に供する。	平成16年3月31日
藤見町第2団地公園	新潟市藤見町1丁目16番3号		
神道寺なかよし第二公園	新潟市神道寺191番地5		
紫竹ふれあい公園	新潟市紫竹5丁目10番15号		
新栄第3公園	新潟市女池3丁目63番26号		

新潟市告示第94号

予算の要領について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により平成16年度新潟市一般会計、特別会計及び企業会計の各補正予算の要領を次のとおり告示します。

平成16年3月31日

新潟市長 篠田 昭

## 平成16年度新潟市一般会計補正予算（第1号）

平成16年度新潟市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出算それぞれ2,168,142千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195,868,142千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		78,519,880	2,163,942	80,683,822
	1 市 民 税	28,472,789	2,163,942	30,636,731
12 分 担 金 担 及 び 金		2,765,594	4,200	2,769,794
	1 負 担 金	2,737,551	4,200	2,741,751
歳 入 合 計		193,700,000	2,168,142	195,868,142

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		16,417,826	1,047,937	17,465,763
	1 総務管理費	13,353,776	196,928	13,550,704
	2 徴税費	1,807,589	527,875	2,335,464
	3 戸籍台帳住民費	600,213	323,134	923,347
3 民生費		48,122,657	727,235	48,849,892
	1 社会福祉費	5,430,017	427,761	5,857,778
	2 児童福祉費	15,021,206	51,503	15,072,709
	3 障害福祉費	5,777,980	7,955	5,785,935
	5 老人福祉費	11,430,981	195,647	11,626,628
	6 国民年金費	73,438	44,369	117,807
4 衛生費		18,081,377	117,199	18,198,576
	1 保健衛生費	8,489,941	92,679	8,582,620
	2 清掃費	9,591,436	24,520	9,615,956
6 農水産業林業費		3,028,397	47,183	3,075,580
	1 農業費	1,350,170	45,009	1,395,179
	2 農地費	1,255,963	2,174	1,258,137
8 土木費		31,327,286	220,061	31,547,347
	2 道路橋梁費	6,883,794	5,602	6,889,396
	4 都市計画費	18,140,797	205,613	18,346,410
	5 公園緑地費	2,833,519	3,000	2,836,519
	8 住宅費	1,647,389	5,846	1,653,235
9 消防費		5,903,282	8,527	5,911,809
	1 消防費	5,903,282	8,527	5,911,809
歳出合計		193,700,000	2,168,142	195,868,142

## 平成16年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

平成16年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265,035千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,515,192千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		3,405,080	265,035	3,670,115
	1 他会計繰入金	2,690,465	265,035	2,955,500
歳入合計		36,250,157	265,035	36,515,192

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		704,600	265,035	969,635
	1 総務管理費	701,668	265,035	966,703
歳出合計		36,250,157	265,035	36,515,192

## 平成16年度新潟市下水道事業会計補正予算（第1号）

平成16年度新潟市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192,787千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,880,462千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		13,387,293	192,787	13,580,080
	1 他会計繰入金	13,387,293	192,787	13,580,080
歳入合計		45,687,675	192,787	45,880,462

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道費		28,828,284	192,787	29,021,071
	1 管理費	5,894,050	192,787	6,086,837
歳出合計		45,687,675	192,787	45,880,462

## 平成16年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第1号）

平成16年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195,647千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,545,105千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		3,795,762	195,647	3,991,409
	1 一般会計繰入金	3,795,762	195,647	3,991,409
歳入合計		26,349,458	195,647	26,545,105

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		605,871	195,647	801,518
	1 総務管理費	342,611	195,647	538,258
歳出合計		26,349,458	195,647	26,545,105



## 平成16年度新潟市水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成16年度新潟市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成16年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	11,904,648	164,581	12,069,229
第1項 営業収益	11,479,317	153,363	11,632,680
第2項 営業外収益	425,329	11,218	436,547

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	9,803,067	380,538	10,183,605
第1項 営業費用	8,635,117	380,538	9,015,655

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,029,551千円は,」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,037,936千円は,」に,「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額524,872千円,」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額525,271千円,」に,「及び繰越利益剰余金処分額16,712千円で」を「及び繰越利益剰余金処分額24,698千円で」に改め,資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	12,624,543	8,385	12,632,928
第1項 建設改良費	11,393,188	8,385	11,401,573

(利益剰余金の処分)

第4条 予算第11条本文中「繰越利益剰余金のうち16,712千円は,」を「繰越利益剰余金のうち24,698千円は,」に,同条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補 正 前	補 正 後
(1) 建設改良積立金	16,712	24,698

新潟市告示第95号

生活保護法による医療機関の指定申請について  
(告示)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(第55条において準用する同法第49条)の規定により、指定医療機関等を指定し次のとおり告示する。

平成16年3月31日

新潟市長 篠田 昭

名 称	所 在 地	指定年月日
ひまわり鍼灸指圧接骨院	新潟市上大川前通5番町67番地4	平成16年3月1日
谷澤整形外科クリニック	新潟市本町通6番町1134番地	平成16年3月8日
阿部・島本小児科内科医院	新潟市関屋本村町2丁目224	平成16年1月30日
かねこ歯科クリニック	新潟市古湊町3-50	平成16年3月1日
モトイ調剤薬局東中通店	新潟市営所通1丁目318番地	平成16年3月1日

新潟市告示第96号

生活保護法による医療機関の廃止届について  
(告示)

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項の規定により、指定医療機関等から廃止旨の届出があったことを次のとおり告示する。

平成16年3月31日

新潟市長 篠田 昭

名 称	所 在 地	廃止年月日
(医)佐藤外科医院	新潟市粟山4丁目3-12	平成16年3月31日
モトイ調剤薬局小針店	新潟市小針1丁目33番23号	平成16年2月29日
岡田小児科・内科医院	新潟市田中町427	平成16年2月28日
(有)モトイ調剤薬局東中通店	新潟市寄居町332 東京生命ビル	平成16年3月1日
阿部・島本小児科内科医院	新潟市関屋本村町2丁目224	平成16年1月29日
指定訪問看護ステーションわかば	新潟市船江町1丁目4番18号	平成16年3月31日

新潟市告示第97号

生活保護法による介護機関の廃止届について  
(告示)

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項の規定により、指定介護機関等から廃止した旨の届出があったことを次のとおり告示する。

平成16年3月31日

新潟市長 篠田 昭

事業所の名称	所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
医療法人 新潟勤労者医療協会 指定訪問看護ステーション わかば	新潟市船江町1丁目4番18号	訪問看護	平成16年3月31日

新潟市告示第98号

生活保護法による介護機関の変更について(告示)

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項の規定により、介護機関等から変更した旨の届出があったので、次のとおり告示する。

平成16年3月31日

新潟市長 篠田 昭

- 指定医療機関の名称及び所在地  
指定訪問看護ステーションわかば  
新潟市船江町1丁目4番18号
- 変更事項  
旧 指定訪問看護ステーションわかば  
新潟市船江町1丁目4番18号  
新 居宅介護支援事業所わかば  
新潟市空港西1丁目15番17号
- 変更年月日  
平成15年4月1日

教育委員会規則

新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月25日

新潟市教育委員会

委員長 小池 泰子

新潟市教育委員会規則第7号

新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例施行規則(平成10年新潟市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

新潟市立万代高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月25日

新潟市教育委員会

委員長 小池 泰子

新潟市教育委員会規則第 8 号

新潟市立万代高等学校学則の一部を改正する規則

新潟市立万代高等学校学則（昭和34年新潟市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を次のように改める。

課程	修業年限	学 科	学級編制及び生徒定員		
			第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
全日制の課程	3 年	普通科	5 学級 200人	5 学級 200人	5 学級 240人
		英語理数科	1 学級 40人	1 学級 40人	

第 6 条第 1 項第 5 号中「第 1 学年」を「第 1・2 学年」に、「第 2・3 学年」を「第 3 学年」に改める。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

新潟市立高志高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月25日

新潟市教育委員会

委員長 小池 泰子

新潟市教育委員会規則第 9 号

新潟市立高志高等学校学則の一部を改正する規則

新潟市立万代高等学校学則（昭和54年新潟市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を次のように改める。

修業年限	学 科	学級編制及び収容定員					
		第 1 学年		第 2 学年		第 3 学年	
3 年	普通科	6 学級	240人	6 学級	240人	6 学級	240人
	機械科	2 学級	80人	2 学級	80人	2 学級	80人
	電気科	1 学級	40人	1 学級	40人	1 学級	40人

第 6 条第 1 項中第 9 号を削り、第10号を第 9 号とする。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

新潟市黒埼学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月25日

新潟市教育委員会

委員長 小池 泰子

新潟市教育委員会規則第10号

新潟市黒埼学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市黒埼学校給食センター条例施行規則（平成12年新潟市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「新潟市立木場小学校

新潟市立板井小学校 を

新潟市立黒鳥小学校」

「新潟市立黒埼南小学校」に改める。

第 4 条第 1 項中「20人」を「16人」に改める。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

新潟市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月25日

新潟市教育委員会

委員長 小池 泰子

新潟市教育委員会規則第11号

新潟市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市立図書館条例施行規則（昭和39年新潟市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 個人貸出を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者

(2) 白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、渦東村、月潟村又は中之口村に居住する者

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

新潟市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月25日

新潟市教育委員会

委員長 小池 泰子

新潟市教育委員会規則第12号

新潟市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市体育施設条例施行規則（昭和40年新潟市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「場合」の次に「及び条例で定める定期券で利用する場合」を加える。

第4条1項中「利用する場合」の次に「及び条例で定める定期券で利用する場合」を加える。

別記様式第1号中「新潟市教育委員会様」を「(あて先)新潟市教育委員会」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

トレーニングセンター利用許可申請書・体育施設定期券申請書			
年 月 日			
(あて先)新潟市教育委員会			
利用施設		利用期間	
フリガナ 氏名 (本人)		保護者 本人が20 歳未満の 場合	印
生年月日	年 月 日 男・女 満 歳	現住所	〒 電話 ( )
学校名 (本人が学 生の場合)	学校 科 学年		
勤務先	所在地	〒 電話 ( )	

別記様式第4号を次のように改める。

体育施設定期券・会員券	
利用施設	
利用期間	
氏 名	男・女
生年月日	
新潟市教育委員会	

附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

### 新潟市選挙管理委員会告示第81号

選挙人名簿からの抹消について

新潟市の区域内に住所を有しなくなった日後4か月を経過した者を、公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した。

平成16年3月3日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 抹消した者の数 3,847人  
(男 2,059人 女 1,788人)

根拠法令 公職選挙法第28条

### 新潟市選挙管理委員会告示第82号

直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第4条の2第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第4条の2第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成16年3月3日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 8,405  
 2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 70,042  
 3 選挙権を有する者の総数の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 136,709  
 (有権者総数 420,250)

## 公平委員会規則

新潟市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び新潟市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月25日

新潟市教育委員会

委員長 伴 昭彦

### 新潟市公平委員会規則第2号

新潟市職員の勤務条件に関する措置の要求に関

する規則及び新潟市職員の不利益処分について  
の不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

(新潟市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

**第1条** 新潟市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年新潟市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，以下」を「。以下」に改める。

第2条第2項中「[という。]」の次に「別記様式第1号」を加え、同項に次の2号を加える。

(5) 口頭審理を請求する場合は、その旨

(6) 書面審理又は口頭審理（以下「審理」という。）の公開又は非公開の別

第4条の次に次の1条を加える。

(審理の公開)

**第4条の2** 公平委員会は、要求者から審理の公開の請求があつたときは、審理を公開しなければならない。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるときは、理由を示した上で審理の全部又は一部を公開しないことができる。

第5条の見出し中「取下」を「取下げ」に改め、同条中「取下げる」を「取り下げる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による措置の要求の取下げは、措置要求取下申出書(別記様式第2号)によるものとする。別表を削る。

附則の次に次の2様式を加える。

別記様式第1号（第2条関係）

書  
求  
要  
置  
措  
日  
月  
年  
新  
潟  
市  
公  
平  
委  
員  
会  
様  
要  
求  
者  
氏  
名  
印  
地  
方  
公  
務  
員  
法  
第  
46  
条  
の  
規  
定  
に  
基  
づ  
き  
、  
下  
記  
の  
と  
お  
り  
措  
置  
を  
要

記

要求者	氏名	年月日		要求事項	要求する理由	当局との交渉経過の概要	審理方法の種類
	職名	生年月日	年月日				
	所属部局及び勤務場所						
公開書面審理・非公開書面審理・公開口頭審理・非公開口頭審理							

別記様式第2号（第5条関係）

措置要求取下申出書

新潟市公平委員会 様

要求者氏名

印

年 月 日

年 月 日

日に措置要求を提出しましたが、下記のとおり取り下  
げます。

記

1 事件の表示

2 取下げの内容  
(1) 全部又は一部の別 全部・一部  
(2) 一部の場合、その内容

（新潟市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正）

第2条 新潟市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和26年新潟市公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，（以下「法」という）」を「。以下「法」という。」に改める。

第5条第2項第7号中「及び公開又は非公開の別」を削り、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし第7号の次に次の1号を加える。

(8) 書面審理又は口頭審理（以下「審理」という。）の公開又は非公開の別

第9条の2に次の1項を加える。

4 準備手続は、非公開とする。

第9条の3の次に次の1条を加える。

（審理の公開）

第9条の4 公平委員会は、不服申立人から審理の公開の請求があつたときは、審理を公開しなければならない。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおこれがあると認めるときは、理由を示した上で審理の全部又は一部を公開しないことができる。

第10条の見出しを「（不服申立ての取下げ）」に改め、同条第1項中「取下げる」を「取り下げる」に改め、同条第2項中「取下」を「取下げ」に、「申立て」を「申し立て」に改め、同条第3項中「取下」を「取下

げ」に改める。

別表中

規則第5条第2項に規定する審査請求書

審査請求書

昭和 年 月 日

新潟市公平委員会委員長 殿

請求者 氏名 (印)  
住 所

次のとおり審査を請求します。  
なお、別紙処分説明書の写を添付します。

記

1 処分を受けた者の氏名生年月日  
住 所  
現在の職名  
所属部局

2 処分を受けた当時の職 名(註 処分後離職又は所属部局の変更の  
所属部局(あつた場合のみ))

3 処分者の職及び氏名

4 処分の内容及び処分を受けた年月日

5 処分に対する不服の具体的事由  
(公開口頭審理, 非公開口頭審理,)

6 審理方法の種類  
(書面審理等の別)

7 処分説明書受領の年月日

8 代理人の住所, 職業, 氏名

を

不服申立書

年 月 日

新潟市公平委員会 様

不服申立人氏名 印

下記のとおり不利益処分に関する不服申立てをします。

記

処分を受けた者	住所			
	氏名		生年月日	
	現在の職名		所属部局	
処分時の職名及び所属部局				
処分者の職及び氏名				
処分の内容				
処分を受けた年月日				
処分があったことを知った年月日				
処分に対する不服の理由				
審理方法の種類	公開書面審理・非公開書面審理・公開口頭審理・非公開口頭審理			
処分説明書の受領年月日				
処分説明書を公布されなかつた場合はその経緯				

注 処分時の職名及び所属部局は、処分後離職又は変更のあつた場合にのみ記入してください。

に改める。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

### 監査委員訓令

新潟市監査事務運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 3 月10日

新潟市代表監査委員 熊 田 光 男

#### 新潟市監査委員訓令第 1 号

新潟市監査事務運営規程の一部を改正する規程

新潟市監査事務運営規程（昭和61年新潟市監査委員訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 監査基準は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 監査委員事務局職員心得

(2) 監査等の実施手続

(3) 監査等の着眼点

第 5 章中第13条を第19条とする。

第 5 章を第 6 章とする。

第12条第 1 項中「第 9 条」を「第15条」に改め、同条第 2 項中「第10条第 1 項及び第 2 項」を「第16条第 1 項及び第 2 項」に改め、同条第 3 項中「第10条第 3 項」を「第16条第 3 項」に改め、第 4 章中同条を第18条とし、第11条を第17条とする。

第 4 章を第 5 章とする。

第 3 章中第10条を第16条とし、第 9 条を第15条とし、第 8 条を第14条とする。

第 3 章を第 4 章とし、第 2 章の次に次の 1 章を加える。

#### 第 3 章 監査委員会議

(会議)

第11条 監査委員の職務執行に関し必要な場合は、監査委員会議（以下「会議」という。）を開催する。

(会議の公開)

第12条 会議は、公開する。ただし、監査委員の合議により非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第13条 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

第 2 章中第 7 条を第10条とし、第 6 条の次に次の 3 条を加える。

(監査等の着眼点)

第 7 条 第 5 条第 4 項の規定に基づき定める監査等の着眼点は、前条に定める監査等の着眼点のうちから適宜選択する。ただし、監査等の対象により、必要に応じて、その都度着眼点を追加して定めるものとする。

(監査等の実施手続の適用基準)

第 8 条 第 6 条第 2 項の規定に基づき別に定める監査等の実施手続の適用は、監査等の種類、対象、目的、管理点検体制及び内部監査（内部考査）の信頼性の程度を勘案して、試査又は精査による。ただし、試査による場合は、その範囲を合理的に決定しなければならない。

2 試査は、監査等の対象となっている事項について一部を抽出して調査し、その結果によつて、全体の正否又は適否を推定する。

3 精査は、監査等の対象となっている事項について、全部にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにする。

(監査等の実施手続の適用方法)

第 9 条 第 2 条第 1 号アからエまで、同条第 2 号及び第 3 号に掲げる監査等の実施手続の適用は、原則として試査による。ただし、試査によつて異常を発見

した場合、当該事項については範囲を拡大して手続きを実施し、必要と認めるときは、精査によるものとする。

附 則

この規程は、平成16年3月10日から施行する。

新潟市監査委員会議傍聴規程を次のように定める。

平成16年3月10日

新潟市代表監査委員 熊田光男

新潟市監査委員訓令第2号

新潟市監査委員会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟市監査事務運営規程(昭和61年新潟市監査委員訓令第2号)第13条の規定に基づき、監査委員会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の受付等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議を開催する会場の受付で別記様式に規定する傍聴希望者受付簿に自己の住所及び氏名を記入の上、所定の席につかなければならない。

2 傍聴の受付は、先着順で行う。ただし、受付開始時に定員を超えるときは、抽選により決定する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

(会議を傍聴することができない者)

第4条 次の各号に掲げる者は、会議の傍聴をすることができない。

- (1) 凶器等他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛にすることとし、拍手、その他方法の如何を問わず、会議中の発言に対して批評を加えたり、可否を表明しないこと。
- (2) 会場において、飲食し、又は喫煙しないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、代表監査委員の許可を得た者は、この限りでない。
- (4) 前3号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 会議を非公開とするときは傍聴人は退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 代表監査委員は、この規程に違反した傍聴人に対して、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、代表監査委員がその都度定める。

附 則

この規程は、平成16年3月10日から施行する。



別記様式（第2条関係）

監査委員会議傍聴希望者受付簿

受付番号

開 催 日 時	住 所	氏 名
年 月 日		

注 1 人につき 1 枚使用

**監査委員公表**

**新監査公表第 6 号**

平成15年度に実施された新潟市包括外部監査の結果について、今井 誠包括外部監査人より、平成16年 3月19日付けで報告書の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定による公表を新潟市監査事務運営規程第14条により公表します。

平成16年 3月26日

新潟市監査委員 熊 田 光 男  
 同 金 井 哲 郎  
 同 今 井 ヨシイ  
 同 真 島 義 郎

包括外部監査結果報告書

第 1 部 包括外部監査の概要

第 1 監査の種類

地方自治法252条の37の規定に基づく包括外部監査

第 2 外部監査の目的

地方自治法 2 条14項には、「地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努める

とともに最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定され、同条第15項には、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と規定されている。

平成 9 年の法改正によって新たに制度化された外部監査契約に基づく監査は、従前から実施されている監査委員による内部監査に、外部の専門家による監査を加えることによって、地方公共団体における監査の実効性を確保せんとするものである。

この包括外部監査では、地方自治法の定める目的に沿って、特定の事件（監査対象とすべき特定のテーマ）を選定し、それについて行政外部と独立した立場から「適法性」（合法性）と「相当性」（経済性、有効性、公平性、透明性など）について監査するものである。

もとより、包括外部監査人が行う監査は、包括外部監査対象団体の「財務に関する事務の執行」と条例で定められた特定の包括外部監査対象団体の「経営に係る事業の管理」に関する監査であっていわゆる「行政監査」や「政策監査」を主たる目的とするものではない。

第 3 外部監査のテーマと選定理由

1 選定した特定の事件（外部監査のテーマ）

新潟市の行政各部における業務委託について

## 2 テーマ選定の理由

近年地方公共団体の公共工事の入札をめぐる「談合疑惑」が続発し、全国的なレベルで入札のあり方や契約のあり方が活発に議論されてきている。そうした議論のなかで工事契約については、一般競争入札方式を拡大・定着させる方向での具体的な改革が進みつつあり、新潟市においても大型の工事契約を対象にして、従来の指名競争入札中心の契約方式から一般競争入札による契約方式に徐々に切換えられつつある。

工事契約をめぐるこうした動きの一方で、行政運営の効率化、住民サービスの向上を図る目的のもとに、地方公共団体の行政事務の外部への委託が急激に増大しつつある。新潟市における平成14年度の一般会計の歳出合計(支出済額)は、1862億8328万円で、そのうち業務委託費(委託料)として支出された額は支出全体の12%、224億3448万円に達している。この額は、一般会計の工事請負費186億4191万円(支出全体の10%)を上廻っており、今後とも増加が予測されている。

地方公共団体における行政事務の外部への委託をめぐることは、行政内部にも積極・消極の意見があり、行政サービスを受ける側の住民の中にも種々の意見がある。

新潟市では平成15年7月に「市政改革・創造推進のための基本指針」を定め、これに基づいて平成16年度までの推進プランを策定しているが、この中には、入札・契約制度の改革とともに民間委託等の改革も含まれている。

そこで、増え続ける委託業務について、経費削減・行政運営の効率化という財務面からの検討とともに、競争性・公平性・透明性を確保するといった契約方式・法的規制の面からの検討、更には、行政目的の達成・市民サービスの向上といった政策面からの検討が必要な時期であると判断して、本年度のテーマに選定した。

## 第4 外部監査の対象及び監査方法

### 1 監査の対象

新潟市の総務局、企画財政局、市民局、産業経済局、都市整備局、教育委員会事務局、黒埼支所などの行政各部局(市民病院と水道局を除く)における業務委託全般。

### 2 監査対象期間

平成12年度から平成14年度の3ヶ年間

(個別契約事例の監査は平成14年度を中心に実施)

### 3 監査の要点

- (1) 委託契約に関する条例、規則、要綱、要領、指針などは十分に整備されているか。
- (2) 委託の必要性・相当性について全庁的に十分審査・検討しているか。委託した業務の事後評価(行

政効果、経済効果など)はきちんと行われているか。また、特定の団体や業者に長期間継続的に委託するなど「談合」「癒着」と疑われる事例はないか。

- (3) 契約書、見積書、予定価格などの必要書類や積算資料などのデータが適正に作成・保存されているか。
- (4) 契約方式は法令の定めるところに従って適法かつ適式におこなわれているか。
- (5) 契約の相手方となる業者の選定は公正に行われているか。
- (6) 委託料(予定価格、契約価格)の積算は十分な根拠・資料に基づいて行われているか。
- (7) 委託契約の内容(再委託の制限、履行確保措置など)はきちんとチェックされているか。
- (8) 委託した業務の履行確認・検査・検収はきちんと行われているか。

## 第5 外部監査の実施時期

### 1 包括外部監査契約の締結

平成15年4月1日包括外部監査契約書に記名押印した。

### 2 外部監査人補助者の選任

平成15年4月22日に包括外部監査人から弁護士3名、公認会計士1名の補助者の選任についての協議を代表監査委員に申し入れ、同月30日に代表監査委員から協議成立の通知を受けた。

### 3 予備調査の実施

平成15年4月20日に補助者4名を選任すると同時にテーマ選定のための予備調査に着手し、関係する部署から必要な資料と情報入手し、契約課の職員などから業務委託契約などについての一般的説明を受けた。

### 4 外部監査計画と外部監査実施計画の策定

予備調査の段階で仮のテーマとして選定した「補助金」「合併に伴う財務事務」「業務委託」の三つの中から、最終的に平成15年8月1日に「新潟市における業務委託契約について」を本年度のテーマに選定した。

テーマの選定と同時に監査部署と要領を定めた「監査計画書」と「監査実施計画書」を策定し、これを代表監査委員に提出し、監査委員事務局より関係各課に通知された。

### 5 外部監査の実施

#### (1) 業務委託の実態調査

平成15年8月1日に市民病院と水道局を除く、市の全部局(対象課76課)に対し、平成14年度の委託業務の概要(委託業務の名称など6項目)について文書による照会を行い、8月末日までに大半の部局から回答を得た。

その後、平成15年9月から平成16年1月末日にか

けて、平成12年度から平成14年度までの3ケ年の委託事務の種類、委託理由など19項目に及ぶ詳細な全件調査を各部局に対し実施し、必要な回答を得た。

## (2) 個別契約事例の監査

平成15年11月20日から平成16年1月末日にかけて、外部監査人と4名の補助者とで分担して、各局単位でサンプルを抽出して個別契約事例の監査を実施した。

## 6 外部監査報告書の作成

### (1) 中間報告

平成15年12月25日に包括外部監査人より監査委員にそれまでの監査状況を「中間報告」の形で文書と口頭で報告した。

### (2) 最終報告書の作成

平成16年1月から外部監査人と4名の補助者とで分担して包括外部監査報告書の作成に着手し、同年2月17日に報告書原案を確定した。これを監査対象とした各部局に関係部分を提出して、意見を徴したうえで、必要な修正をして最終報告書の内容を確定し、これを印刷に付して最終報告書として完成させた。

## 第6 外部監査人補助者の職・氏名

- 1 弁護士 古島 実
- 2 公認会計士 酒井 真人
- 3 弁護士 平石 広佳
- 4 弁護士 今井 慶貴

## 第7 外部監査人と選定した特定事件との利害関係

包括外部監査人と4名の補助者は、いずれも本監査で選定された特定事件について、地方自治法第252条の29に定める利害関係がないことを確認した。

## 第2部 業務委託に関する法規制

### 第1 契約方式

#### 1 業務委託に関連する法律等

地方公共団体が締結する契約は、地方自治法（以下「法」という。）、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）によって規定されている。新潟市が締結する契約は、新潟市財務規則（以下「財務規則」という。）、新潟市契約規則（以下「規則」という。）、新潟市委託事務の執行に関する要綱（以下「要綱」という。）、新潟市委託事務の執行に関する要綱実施細目（以下「細目」という。）によって規定されている。

#### 2 業務委託の意義及び契約締結方法の種類

(1) 委託とは、新潟市がその事務事業の処理を相手方に委ねるもので、契約当事者間の信頼関係を重要な要素とし、相手方の責任において行わせるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規程に基づくものを除く）をいう（要綱2条）。

委託を民法上の典型契約に分類すると、委任又は

請負に該当する契約が多い。

委任とは、当事者の一方が法律行為を為すことを相手方に委託し相手方がこれを承諾することによって効力を生ずる契約である（民法643条以下）。法律行為以外の事務を委託する契約を準委任といい、準委任は委任に関する規定を準用している（民法656条）。また、商行為の受任者は、委任の本旨に反しない範囲内において、委任を受けない行為を為すことができる（商法505条）。

請負とは、当事者の一方（請負人）がある仕事を完成することを約し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約である（民法632条、商法502条6号）。

委任と請負の区別は、委任も請負もともに独立性のある労務の供給だが、後者はむしろ労務の供給によって仕事を完成することに重点があるのに対し、前者は労務の供給そのものに意味があるとされている（民法(6)契約各論有斐閣双書）。

なお、地方自治法252条14乃至16が規定している委託とは、一の地方公共団体が他の一の地方公共団体に、具体的な事務の一部、すなわち、法律行為又は事実行為をすることを委ねること（新版、逐条地方自治法1082頁）、本監査において取り上げる委託とは異なる。

(2) 地方公共団体の締結する契約は、地方自治法により、一般競争入札・指名競争入札・随意契約・せり売りの方法によることと定められている（法234条1項）。

「一般競争入札」とは、契約に関し公告をし、不特定多数人をして入札の方法によって競争をさせ、普通地方公共団体に最も有利な条件を提供する者との間に締結する契約方法をいう（同書749頁）。

「指名競争入札」とは、入札者を指名して、特定多数の者をして入札の方法によって競争をさせ、普通地方公共団体に最も有利な条件を提供する者との間に締結する契約方法をいう（同書749頁、750頁）。

「随意契約」とは、普通地方公共団体が契約の相手方を競争の方法によらないで選択して締結する契約方法をいう（同書750頁）。新潟市における随意契約の方法には、見積合わせ、一者随意契約及びコンペ方式の3種類がある。見積合わせは、2者以上の者から見積書を提出させ相手方を決定する方法である。一者随意契約は、一者から見積書を提出させ相手方を決定する方法である。コンペ方式は、ポスター・パンフレットの製作、展示装飾の業務などを、その企画・デザイン・アイデアの提案を含めて相手方に依頼する場合で、複数の者にその素材を提出させその内容を比較検討のうえ採用する者を決

定する方法である（細目別紙2委託契約における随意契約運用指針2,以下「細目別紙2」という。）。

「せり売り」とは、買受者に入札の方法によらず口頭（挙動）で価格の競争をさせ、普通地方公共団体に最も有利な条件を提供する者との間に締結する契約方法をいう（同書750頁）が、新潟市は、後記記載第3部全件調査の結果によると、せり売りの方法を行っていない。

### 3 一般競争入札方式

地方公共団体が締結する契約方法は一般競争入札が原則であり、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法は、政令で定める場合に限定されている（地方自治法234条2項）。普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しようという観点から、古くから、一般競争入札の方法が原則的契約方法とされてきた。これに対し、「一般競争入札は、本来公開で行われるべきであり、広く誰でもが入札参加しようということから、資力、信用等のある者が果たして落札者となるかどうか、またその者が確実に契約を履行することが果たして期待できるかどうかを的確に把握することができないため、かえって普通地方公共団体に損失を招くおそれがある場合がある」（新版、逐条地方自治法750頁参照）との有力な批判がある。また、「一般競争入札は、地元企業の保護育成に反する結果となる恐れがある」との意見もある。新潟市は、後記記載第3部の全件調査の結果によると、平成12年から平成14年まで業務委託契約締結に際して一般競争入札を行っていない。

### 4 指名競争入札方式

前述のように、指名競争入札は、公正さを損なうおそれがあるため、施行令により指名競争入札しうる場合を限定し、次のように規定している（施行令167条）。

- 1号 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 2号 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 3号 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

### 5 随意契約方式

#### (1) 施行令による規制

随意契約は、手続が簡略で経費を抑えうるが、相手方が固定し、競争原理が働かず公正な取引が行われない恐れがあるため、施行令は随意契約を締結しうる場合を限定し、次のように規定している（施行令167条の2第1項）。

- ① 売買、賃貸、請負その他の契約でその予定価格

（賃貸の契約にあつては、予定賃貸料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じて定める同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき。

別表第5（※表内の漢数字を算用数字とした）

1 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市 250万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。） 130万円
2 財産の買入れ	都道府県及び指定都市 160万円
	市町村 80万円
3 物件の借入れ	都道府県及び指定都市 80万円
	市町村 40万円
4 財産の売払い	都道府県及び指定都市 50万円
	市町村 30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市 100万円
	市町村 50万円

② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。

③ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

④ 競争入札に付することが不利と認められるとき。

⑤ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

⑥ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

⑦ 落札者が契約を締結しないとき。

#### (2) 新潟市契約規則等による規制

① 細目別紙2には、「随意契約は、契約方法としては例外的に認められているものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する理由があるときに限られている。従って、個々の業務から導き出される随意契約の理由が、そのいずれかに該当するかを検討するにあたっては、厳格に行わなければならない。」「一者随意契約は随意契約の例外的な方法であり、これにより契約を締結できるのは、当該相手方でなければ契約できない理由があるときに限られる。」旨明記されている。

また、規則、要綱、細目は、前項に記載した施行令①乃至⑦（前項①乃至⑦は、施行令1号乃至

7号に対応する)について具体化している。

- ② 施行令第1号の要件につき、規則26条により、随意契約とすることができる場合は、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額)が次の表の左欄にかかげる契約の種類に応じて右欄に掲げる額を超えないものとされている(規則26条)。

(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入れ	80万円
(3) 物件の借入れ	40万円
(4) 財産の売払い	30万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

- ③ 施行令第2号については、次のような事例を対象事例としている(細目別紙2)。

ア 特殊な技術・手法等を要するもので、当該業者以外に発注できる者がいないとき。

イ 訴訟代理、文化財複製品の製作など、事実上競争入札になじまないものをするとき。

ウ 機械による警備を目的とする契約等、相手方の負担で設備費等の投資をせざるを得ないものをするとき(新たに機械警備を実施する場合を除く)。

エ 業者の能力・技術・信用・手法その他から見て、適当と判断されるとき(例えば、調査研究業務を委託する場合等)。

オ (社)新潟市シルバー人材センター、(財)新潟市開発公社のような公共的目的をもって設立された団体を活用する目的で、当該団体を契約の相手方とするとき。

- ④ 施行令第3号については、災害の復旧等緊急に対応を要するものとしている(細目別紙2)。

- ⑤ 施行令第4号については、次のような事例を対象事例としている(細目別紙2)。

ア 既設の機械・設備等の保守点検のように、その設置又は納入した者を相手方とすることが価格面及び業務の確実性・迅速性において有利であるとき。

イ コンピューター業務のように、その業務に関するソフトウェアを特定の者が有しているとき。

- ⑥ 施行令第5号については、特定の者が開発した技術・手法・作業設備等を利用することとした場合に、時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき、としている(細目別紙2)。

- (3) 業者選定方法及び基準

① 委託先は、公正の確保と処理の確実性の見地から、知識、技術、信用、実績等の点で適格性を有するものから選定するものとする(要綱6条)。

② 同一の委託先との間で委託契約を継続することは、次の各号の一に該当する場合に限りできるものとする(要綱8条)。

ア 事務事業の内容が専門的であるため、代替可能な委託先が存在しないとき。

イ 事務事業の連続性から継続することが必要なとき。

ウ その他事務事業の性質上、継続することが適切であると認められるとき。

第2 契約手続の概略

1 新規事業を委託化する基準

(1) 執行予定課は、新規事業を行う際に委託化するか否かを決定する際に、次に記載する一般的基準及び契約類型別基準を検討する。

(2) 執行予定課は、次の一般的基準に適合するか否かを検討する(要綱3条)。

① 法令に適合していること。

② 行政責任が確保できること。

③ 市民サービスが確保できること。

(3) 執行予定課は、業務の性質により、次の類型別基準及び留意点について十分検討しなければならない(要綱第4条)。

類型	業務の性質	事務事業の例示	類型別基準	類型別留意点
I	定型的・反復的な業務で外部の技能を活用するもの	庁舎等清掃、警備、設備の保守点検、電話交換、樹木管理、害虫駆除、料金収納等	経済的効果・事務処理の効率化が期待できること	仕様を明確にし、処理の確実性を確保すること
II	外部の専門的知識・技術・情報等を活用するもの	調査研究、測量、設計、検診、公告、編集、イベント実施等	市の有する知識・技術・情報だけでは目的を達成できないこと 直営で行うよりも効果的な成果が期待できること	できるだけ委託先との協同体制をとり、職員の専門的知識・技術等の蓄積を図ること
III	市民生活に密着した業務で、市民ニーズへのきめ細かな対応と市民意識の高揚を目指すもの	市民利用施設の管理運営、市民文化・スポーツ事業の実施、地域福祉サービス等	市民意識の高揚に役立つこと 適切な委託先があること	公平な市民サービスを確保すること

2 予算決定手続

執行予定課は、新規事業を委託化することを決定した後、予算要求する。予算要求に基づき予算査定が行われ、予算査定が終了した後に、当該予算は、議案として議会に提出され、議会で議決されることにより予算が正式に決定される。

予算決定された後は、後記「標準的な委託事務の処

理方法」によって手続が行われている。以下、3及び4に記載したとおりに、各契約方法毎に契約手続が行われる。

3 指名競争入札の具体的手続

(1)① 入札に参加しようとする者は、市長が定める期間内に入札参加申込書を市長に提出しなければならない。市長は、入札参加申込みのあった者が、当該資格を有するかどうかを審査し、当該資格を有する者については、有資格者名簿に登載するものとする(規則25条, 同5条, 同6条)。平成15年4月1日現在の業務委託関係有資格名簿搭載者(登録業者)は、460社(名)とのことである。

② 契約執行職員は、有資格者名簿に登載された者からなるべく3名以上の者を指名しなければならない(規則23条)。

新潟市は、細目別紙1において、競争入札等における参加業者の指名についての一般的基準を次のように定めている。

ア 業者の地域性を考慮し、市内業者を優先する。

[定義]

- ・市内業者……新潟市内に本社(店)を有する業者
- ・準市内業者……新潟市内に本社(店)を有しないが、支店・営業所等を有する業者
- ・市外業者……上記以外の業者

イ 中小企業を優先する。

[定義]

- ・会社及び個人
  - 次表のうち、会社にあつては資本の額又は出資の総額もしくは常時使用する従業員の数のいずれかの要件を満たすもの、個人にあつては、従業員の数を満たすものをいう(中小企業基本法第2条, 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条)

業 種	(A)資本の額又は出資の総額	(B)常時使用する従業員の数
①製造業, 建設業, 運輸業その他の業種(②~⑤に掲げる業種を除く。)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤政令指定業種		
a. ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業者を除く。)	3億円以下	900人以下

b. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
c. 旅館業	5千万円以下	200人以下

\*官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律が改正され、市の運用は添付資料ウ・別表1の表から上記一覧表に変更されている。

・組合

→ 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合など、特別な法律によって設定されたもの。

ウ 公共的目的をもって設立された団体を優先する。

例：(社)新潟市シルバー人材センター

(2) 契約執行職員は、委託の競争入札における最高限度額を意味する予定価格を仕様書及び設計書又は評価等によって定め(規則25条, 11条)、経費執行伺書を起案し、予算執行職員の決裁を受けなければならない(財務規則27条1項)。500万円以上の委託契約(新規業務委託契約, 調査研究委託契約又は基本設計委託契約にあつては200万円以上のもの)に関する予算の執行に関する事項は、経費執行伺書等により、合議・協議をしなければならない(財務規則29条1項)。

合議の相手方は、①市長の決定を要する事件及び助役又は局長が専決規程等の規定により専決すべきこととされた事件については「企画財政局長」、②部長が専決規程等の規定により専決すべきこととされた事件は「財政部長」、③課長が専決規程等の規定により専決すべきこととされた事件は「財政課長」である。

協議の相手方は、①市長の決定を要する事件及び助役又は局長が専決規程等の規定により専決すべきこととされた事件は「収入役」、②部長又は課長が専決規程等の規定により専決すべきこととされた事件は「副収入役」である。

(3) 契約執行職員は、指名をしたとき、入札期日の前日から起算して1日以上の見積期間において、所定事項を記載した書面をもって指名した者に通知しなければならない(規則23条2項)。

契約執行職員又は入札担当職員は、予定価格を記載した書面を封書にして、開札の際これを開札の場所に置かなければならない(規則25条, 13条)。契約執行職員又は入札担当職員は、入札に参加した者が記載した入札書を受け取り、指定入札時刻経過後、直ちに入札の場所で、入札者の面前において開札し(規則25条, 14条, 15条)、開札終了後入札調書を作成し(規則21条)、落札者が決定したときは直ちにその旨を入札者に通知しなければならない(規則16

条)。落札者は、落札決定の日から10日以内に当該契約を締結しなければならない(規則30条)。

4 随意契約の具体的手続

契約執行職員は、原則として、仕様書及び設計書又は評価等によって予定価格を定め(規則27条, 同11条), 経費執行伺書を起案し, 予算執行職員の決裁を受けなければならない(財務規則27条)。随意契約においても、前記3に記載した指名競争入札と同様の要件のもとに合議協議をしなければならない。予定価格は、競争入札の場合と同様に「契約金額を決定するための基準」としての機能を果たし、経費執行伺書の決裁日に正式決定される。

契約執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく有資格者名簿に登録された者のうちから、特別の理由のあるものを除き2名以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、国、政府機関又は地方公共団体が契約の相手方となる時、価格が法令等で確定しているとき、見積書を提出させることが適当でないと認められるとき、又は価格が少額で見積書を提出させる必要が認められないときは、この限りではない(規則28条)。契約課においては、「少額」に該当する要件を5万円未満と各課に指導している。

随意契約の相手方は、随意契約の相手方となったことを知った日から10日以内の間に当該契約を締結しなければならない(規則30条)。

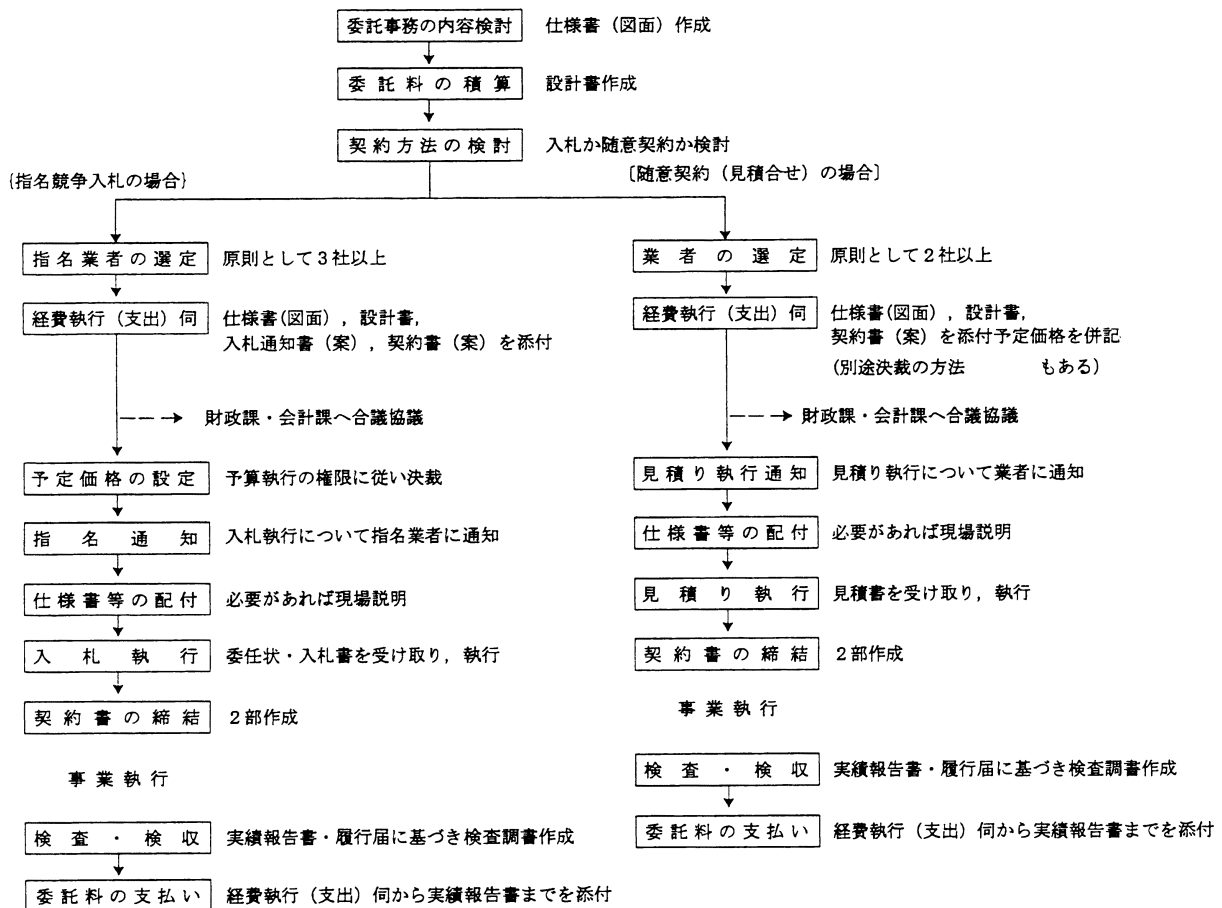
5 契約書の作成手続

契約執行職員は、規則31条に定められた事項を記載した契約書を作成しなければならない。しかし、50万円未満の指名競争入札による契約又は随意契約をするとき等に契約書の作成を省略できる(規則32条1項7号)。

6 履行確認手続

契約執行職員又は検査執行職員は、契約相手から履行届が提出されたときは、速やかに検査をし又は検査職員に通知して検査させなければならない(規則39条, 40条1項)。契約執行職員、検査執行職員又は検査職員は、検査結果について検査調書を作成し、若しくは契約の相手方から提出された当該契約の履行に関わる文書にその旨を明記しておかなければならない(規則40条2項)。ただし、1件50万円以下の委託契約については、請求書又は支出命令書若しくは経費執行伺書兼支出命令書に検査した旨を記載することをもって検査調書等にかえることができる(規則40条2項但書)。

○ 標準的な委託事務の処理方法



## 第3 不正行為に関する法規

1 法は、入札が適正に機能するように様々な規制を加えている。

(1) まず、刑法は談合罪を次の第2号に記載するように処罰の対象としている。

## 【刑法96条の3】

1号 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

2号 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も前項と同様とする。

(2) 次に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（いわゆる、独占禁止法）においても、不当な取引制限に関する規定がある。

① 「不当な取引制限」とは、事業者が契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう（法2条6項）。

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない（法3条）。

② 法3条に違反する行為に関して次に記載する規定がある。

（排除措置）

## 【法7条1項】

第3条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、営業の一部の譲渡そのほかこれらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

（課徴金）

## 【法7条の2第1項】

事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で、商品若しくは役務の対価に係わるもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものをしたときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行った日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が3年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼって3年間とする。以下「実

行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に100分の6（小売業については100分の2、卸売業については100分の1）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が50万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

（罰則）

## 【法89条1項】

次の各号のいずれかに該当するものは、3年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

1号 第3条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

## 【法95条1項1号（両罰規定）】

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

1号 第89条 5億円以下の罰金刑

## 【法95条の2】

第89条1項1号（省略）の違反があった場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかった当該法人（第90条第1号又は第3号の違反があった場合における当該法人で事業者団体に該当するものを除く。）の代表者に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(3) また、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（いわゆる、官製談合防止法）が平成14年7月に成立し、平成15年1月6日から施行されている（資料ク）。この法律は、入札談合等関与行為を排除及び防止するため、公正取引委員会による各省庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償請求、当該職員にかかる懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等について定めている（法1条）。

独占禁止法は、事業者側に対する法的措置が規定されているが、官製談合防止法により、法の要件に該当する場合に、地方公共団体職員等に対する法的措置が可能となった。平成15年1月、公正取引委員会は、北海道岩見沢市が発注した建設工事入札談合事件について、官製談合防止法を初適用し岩見沢市長に対し改善措置要求を行った。

(4) なお、公共工事を対象とした法律ではあるが、「公



共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が、情報の公表、地方公共団体の長が一定の場合に公正取引委員会への通知をすること、一括下請負の禁止等を定めている。

### 第3部 新潟市の業務委託の実態調査

#### 第1 新潟市の業務委託の概要

##### 1 委託業務の種類と量

新潟市が外部の民間企業等に委託して実施している業務（事務事業）には、性質や内容の異なるたくさんの種類のものがあり、その件数や量は膨大である。平成14年度を例にとってみると、委託契約の件数で3685件となっている。

このうち、件数の多い順に委託業務の種類を見てみると、1位が施設の管理運営(32%)、2位が市民サービス(13%)、3位が土地の測量設計等(11%)、4位が廃棄物の処理・清掃等(9%)、5位が電子計算関係(6%)、6位が試験・検査(5%)、7位が事務処理(4%)、8位が企画調査研究、広告宣伝イベント、廃棄物収集運搬(各3%)といったところである。市の行政各部のうち、件数の多い部は、平成14年度で保健福祉部が995件で最も多く、次いで、土木部の609件、下水道部435件、学校教育部342件、環境部206件、市民生活部190件、農林水産部174件、生涯学習部162件の順となっている。

なお、ここで取り上げている委託業務には、新潟市が他の地方公共団体に事務の一部を委託している「事務委託」(地方自治法252条の14～16)、「歳入の徴収又は収納の委託」(同法施行令158条)などは含まれていない。

##### 2 委託金額（委託料）

新潟市の決算資料によると、平成12年度から平成14年度にかけての3年間に、市の一般会計から支払われた委託金額（委託料）の総額はつぎのとおりである。

( )内の%は一般会計の歳出に占める割合。

平成12年度 196億270万4904円(10.5%)

平成13年度 202億3220万2190円(10.8%)

平成14年度 224億3448万6387円(12.0%)

これを各費目単位で平成14年度で多い順に見てみると、民生費が最も多くて75億4562万4262円、次いで衛生費45億9006万3352円、総務費42億1374万4478円、土木費23億4757万9628円、教育費22億8846万2838円、農林水産費2億2156万6913円、商工費2億2076万5652円の順となっている。平成14年度の委託料で、1件当たりの金額が1億円を超えているものが35件、10億円を超えているものが3件ある。平成14年度の委託件数3685件のうち100万円未満の委託料のものが2262件で大半を占めている。

#### 第2 業務委託実態調査の実施

##### 1 概要調査の実施

本件の実態調査の一環として、新潟市の行政各部局に対し、平成14年度の業務委託の種類、業務委託の相手方、契約金額と件数、契約の方法など6項目について概要の調査を実施した。対象とした76課のうち54課から回答があった。

この概要調査の結果では、合計の委託件数が1955件で、種類別では施設の運営・管理902件(46.1%)、土地の測量設計267件(13.7%)、廃棄物処理199件(10.2%)、市民サービス116件(5.9%)、その他468件(23.9%)であった。

また、業務委託の相手方では、市と関連のある団体267件(13.7%)、その他1686件(86.2%)であった。

更に、契約金額が500万円以上248件(12.7%)、50万円以上500万円未満847件(43.3%)、50万円未満860件(44%)であった。

最後に、契約方法では入札方式392件(20.1%)、随意契約1533件(78.4%)、その他30件(1.5%)であった。

この概要調査の結果は、その後の全件調査の結果と相当大きく違っている。(もし、独自のデータを入手して後の全件調査を実施しなかったとすると、この概要調査を正確なものとしてその後の監査が実施されたことになったと思われる。)

##### 2 全件調査の実施

業務委託契約はほとんどの課においてなされているものの、それについて全体的な調査資料や統計をとるための材料は新潟市には存在しなかった。そのため、概要調査に引き続いて、業務委託契約の実態を把握するため、全課を対象として横断的に契約全件について調査する必要が生じた。

そこで、外部監査人は、下記のとおり、全課を対象とする業務委託契約全件についての調査を行った。

##### 第3 全件調査の経過

新潟市の決算資料の一つである「委託料並びに負担金、補助及び交付金の支出状況調」の平成12年度分～14年度分を入手し、スキャナーによって全件をデジタルデータ化した。そして、そのうち委託料分を抽出して(合計約一万件)、個別委託事業についての情報(年度、配当課、款、項、目、節、事業名、相手方の団体名及び代表者名、事業内容、支出金額、支出日)を整理した。その後、個別委託事業を上記情報で特定した上で、支出状況調に記載のあった全課76課に対し、支出状況調に記載のあった委託事業全件について下記19項目の調査事項の回答を求めた。

<p>1 委託事務の種類 以下の12種から選択。 ①施設の運営・管理 ②土地の測量設計等 ③廃棄物処理・清掃等 ④市民サービス（福祉、厚生、各種検診等） ⑤電子計算関係 ⑥廃棄物収集処理 ⑦事務処理 ⑧企画、調査研究 ⑨広報、PR、宣伝、イベント ⑩試験・検査 ⑪工事、製作 ⑫その他</p>	<p>7 契約の相手先の分類 以下の6つから選択。 ①新潟市利害関係者（「契約の相手先との利害関係の有無」において「有り」と回答した場合に選択） ②公益目的団体 ③福祉関連団体 ④営利法人 ⑤個人 ⑥その他</p>
<p>2 委託事務の種類 以下の新潟市委託事務の執行に関する要綱第4条（別表）に定める3つの類型から最も適切なものを選択。 ①類型Ⅰ（定型的・反復的業務） ②類型Ⅱ（外部の専門的知識・技術・情報等を活用する必要のある業務） ③類型Ⅲ（市民生活に密着した業務） ④その他</p>	<p>8 予定価格</p> <p>9 契約方法 以下の8種の方法から選択。 ①入札（一般競争） ②入札（指名競争） ③随契（見積合わせ） ④随契（一者） ⑤随契（コンペ方式） ⑥随契（プロポーザル方式） ⑦随契（デザイン競争方式） ⑧その他</p>
<p>3 事務委託の割合 一つの事務について一部の事務の委託の場合は、「一部」、全部の事務の委託の場合は「全部」と回答。</p>	<p>10 指名競争入札とした理由 以下の地方自治法施行令第167条各号に定める3つの理由から選択し、最も理由として適切なものを1つだけ選択。 ①一般競争入札に適さない（1号） ②競争者が少数（2号） ③一般競争入札に付することが不利（3号） ④その他</p>
<p>4 委託理由 以下の8つの理由から選択し、最も委託理由として適切なものを選択。 ①短期間に処理する必要があるため（人手不足） ②直営より低コストで効率よく処理できるため（コスト、効率） ③変則的な勤務条件が必要となるため（勤務条件） ④高度の専門的能力、技術、設備、情報が必要となるため（能力） ⑤臨時的、一時的な業務であるため（一過性） ⑥直営より行政サービスの向上が見込まれるため（サービスの質） ⑦法律その他により直営で行なうことが不可能なため（制約） ⑧その他</p>	<p>11 随意契約とした理由 以下の地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める7つの理由から選択。 ①一定金額以下（1号） ②競争入札に適さない（2号） ③緊急で競争入札不可能（3号） ④競争入札では不利（4号） ⑤時価より有利価格で契約可能（5号） ⑥入札、落札者なし（6号） ⑦落札者が契約しない（7号） ⑧その他</p>
<p>5 事後評価の実施、未実施の別 委託を行なった後に、受託者の業務内容を評価したり、委託による事務の効率化、コスト削減効果の有無、程度等について検討を行なうなど、何らかの検査、委託効果の測定等の事後評価を行なったかどうか。</p>	<p>12 随意契約とした時期 委託当初から随意契約としたか、途中から随意契約としたか。</p>
<p>6 契約の相手先との利害関係の有無 ①出資 新潟市が受託者に投資している場合 ②人事 新潟市の職員、職員であった者が、受託者の財務、営業、事業の方針決定等に影響を与えることが出来る地位にいる場合（例）新潟市のOBが、受託者であったり、受託者の役員、理事、監事などの役職についている場合 ③補助金 新潟市が補助金を供与している場合 ④補助金以外の資金協力 新潟市が受託者の借入等の過半について融資、保証、補助金支出以外の方法で資金協力をを行っている場合 ⑤技術 新潟市が受託者に対し技術指導、援助等を行なっており、当該援助等の終了により、受託者の事業継続に重要な影響を及ぼすと考えられる場合 ⑥取引 当該委託契約を含め、受託者の新潟市に対する事業依存度が著しく大きい場合（例）受託者の売上全体に占める新潟市との取引の割合が過半を占める場合 ⑦その他 ①から⑥以外であっても、新潟市と委託者とが緊密な関係にあると認められる場合</p>	<p>13 一者随意契約とした理由 以下11個の理由から選択。 ①法令その他の規則等で相手方が特定されているため ②契約の性質、目的から相手方を特定せざるを得ないため（他の者に受託能力無し） ③過去にその特命者の設備等が設置されているため ④数年にわたり継続して委託する業務であり、一貫性、継続性が必要なため ⑤過去に委託実績があったため ⑥過去に委託実績はないが、特命者の評判が良いことを知ったため ⑦時価よりも有利な価格で契約できるため ⑧緊急事態であったため ⑨少額であったため ⑩特命者以外の者との面識がなく、情報も把握していないため ⑪その他</p>
<p>14 見積業者数</p>	<p>15 最低見積価格</p>
<p>16 前年度支出額</p>	<p>16 前年度支出額</p>

17 委託先について新規・継続の別

18 初回支出年月日

19 下請（再委託）の有無，不明の別

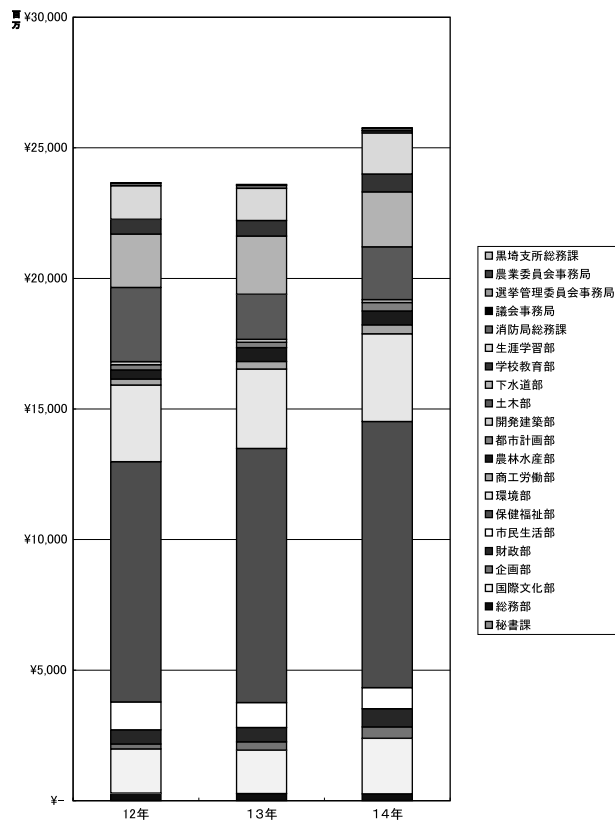
第 4 全件調査の結果とその分析

1 合計金額・合計件数

各課の各年度の業務委託の合計件数と合計金額は資料 1 表，資料 2 グラフのとおりである（本文中に掲載のない資料は末尾に添付する。）平成12年度は3434件，236億5995万円，平成13年度は3541件，235億9984万円，平成14年は3685件，257億6655万円であった。平成13年度が前年比0.3%のマイナスであったが，平成14年度は前年比で9.2%のプラスであった。

第 3 部 第 1 2 記載の委託金額と異なるのは，同記載の委託金額は一般会計についてのみの集計であるのに対し，ここでの集計は特別会計の一部が含まれているためである。

資料 2 グラフ「部別業務委託支出金額の推移」



2 各課の増減

平成12年度から平成14年までの2年間の課別の増減は資料 3 表のとおりである。

資料 3 表「課別業務委託支出金額増減ランキング」

平成12年と平成14年を比較した

50選挙管理委員会事務局	157665.5%	210障害福祉課	11.0%
360水産林務課	1746.6%	205児童福祉課	10.8%
105用地対策課	980.0%	020広報課	10.0%
388街づくり推進課	550.8%	030男女共同参画課	8.7%
085総合企画課	370.2%	140自治振興課	5.6%
370園芸センター	323.8%	010秘書課	5.0%
380都市計画課	297.5%	457下水道企画課	2.7%
315西清掃センター	272.3%	525施設課	1.9%
971黒埼支所総務課	254.3%	200保健福祉総務課	1.6%
365中央卸売市場管理課	192.1%	175西地区事務所	0.4%
330産業企画課	157.1%	195石山地区事務所	0.3%
545保健給食課	113.5%	190坂井輪地区事務所	-0.7%
530学校指導課	109.7%	170中地区事務所	-1.6%
045情報政策課	101.0%	625青少年課	-1.8%
125資産税課	86.8%	165東地区事務所	-1.9%
495議会事務局	82.8%	392新潟駅周辺計画課	-3.2%
335商工振興課	79.4%	040職員厚生課	-4.4%
080歴史文化課	62.0%	258介護保険課	-6.1%
290環境対策課	46.8%	185南地区事務所	-7.3%
395港湾空港課	38.1%	415住宅課	-8.3%
285衛生試験所	37.0%	540総合教育センター	-9.2%
410建築指導課	33.5%	305東清掃センター	-10.6%
355農地課	32.1%	350農業振興課	-14.6%
025市民相談室	28.7%	150国民健康保険課	-15.5%
550生涯学習課	27.9%	510農業委員会事務局	-15.8%
100管財課	26.0%	485消防局総務課	-16.9%
050国際課	25.3%	035人事課	-20.1%
635体育課	23.6%	430土木企画課	-31.2%
435公園水辺課	22.2%	340観光物産課	-32.7%
325新田清掃センター	21.3%	515教委総務課	-36.0%
130納税課	21.0%	015総務課	-43.4%
055文化振興課	20.8%	425土木総務課	-46.8%
145防災課	17.5%	400都市開発課	-57.4%
260保健所総務課	13.3%	120市民税課	-64.2%
240高齢者福祉課	12.9%	405都市再開発課	-66.5%
235厚生福祉課	12.9%	160市民課	-79.7%
295清掃課	11.8%	110契約課	-95.2%
		095財政課	-100.0%

土木，都市開発関係の課が減少しているのに対して，環境，福祉，教育関係の課が増加しているのがわかる。選挙管理委員会事務局が著しく増加しているのは平成14年度に選挙が重なり，次のとおりの支出があったためである。

新潟県議会議員選挙及び新潟市議会議員選挙ポスター掲示場設置業務委託	¥13,754,000
参議院新潟県選出議員補欠選挙ポスター掲示場設置業務委託料	¥1,992,375

市長選挙ポスター掲示場設置業務委託料（保守及び撤去を含む）	¥3,028,410
県議会議員選挙及び新潟市議会議員選挙ポスター掲示場設置業務委託	¥55,458,000

3 委託業務の規模

委託業務一件当たりの金額は、資料4表のとおりである。100万円未満のものから、1億円を超えるものもあり、高額なものは10億円を超える。1億円を超える業務委託は資料5一覧表のとおりである。件数で見ると、100万円未満のものが多い。

資料4 表「一件当たりの金額と件数の関係」

	平成12年	平成13年	平成14年
0－	2,167	2,170	2,262
100万－	410	430	455
200－	168	201	203
300－	120	128	144
400－	121	137	133
500－	69	69	74
600－	40	47	31
700－	36	34	39
800－	40	30	36
900－	19	32	26
1000－	11	11	20
1100－	16	20	17
1200－	18	23	12
1300－	8	16	13
1400－	12	11	15
1500－	11	14	14
1600－	10	10	13
1700－	4	7	10
1800－	7	6	9
1900－	6	3	5
2000－	40	39	49
3000－	29	28	31
4000－	9	15	10
5000－	10	12	12
6000－	1	0	3
7000－	11	6	3
8000－	4	10	7
9000－	4	4	4
1億－	16	13	20
2億－	7	5	3
3億－	2	2	2
4億－	0	1	3
5億－	7	6	4
10億－	1	1	3
	3,434	3,541	3,685

資料6表では、競争入札の例外事由となっている一定金額（地方自治法施行令167条の2第1項1号、業務委

託契約では50万円）以下と一定金額（50万円）超で件数と金額を比較したものである。件数で見ると50万円以下と50万円超で約半分ずつである。しかし、合計金額で見ると50万円超が約99%を占めている。

資料6 表「支出金額 50万円超・50万円以下比率」

	0－50万			
	合計件数	全体の比率	合計金額	全体との比率
平成13年	1738	50.6%	258,591,380	1.1%
平成14年	1740	49.1%	288,473,811	1.2%
平成15年	1827	49.6%	304,733,200	1.2%
	50万超			
	合計件数	全体の比率	合計金額	全体との比率
平成13年	1696	49.4%	23,401,353,582	98.9%
平成14年	1801	50.9%	23,311,367,770	98.8%
平成15年	1858	50.4%	25,461,821,701	98.8%

業務委託契約については1件50万円を超える場合、原則として競争入札をしなければならず、個別具体的に実質的な要件がなければ随意契約（見積合わせ、一者随意契約）は採用できない。

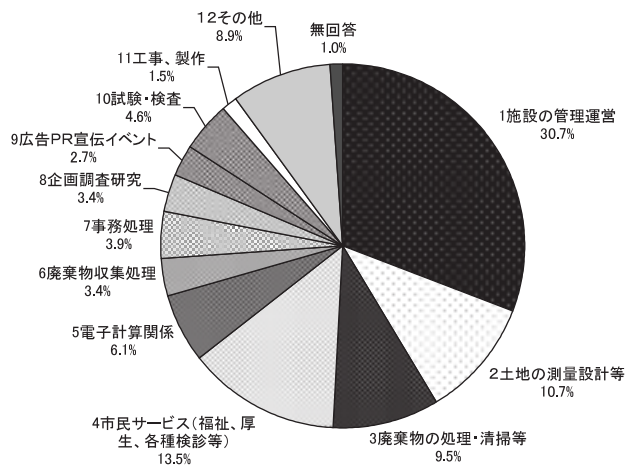
1件50万円を越える契約が金額割合で約99%を占めていることからすれば、50万円を超える高額の業務委託については、競争入札の適否を検討するばかりでなく、随意契約を行わなければならない理由及び随意契約の適否について十分な検討がなされなければならない。

4 委託事務の種類

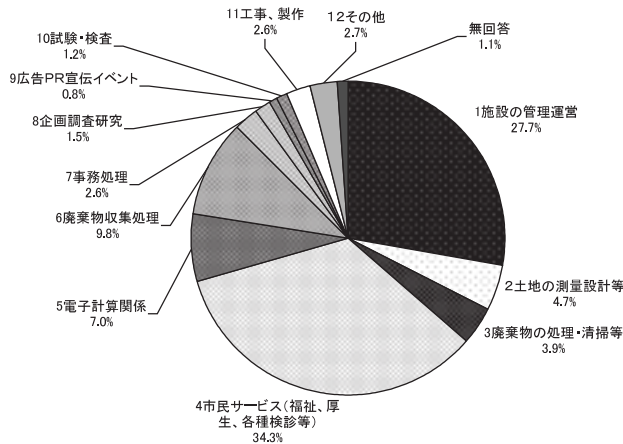
どのような業務が外部に委託されているかについて調査を行った。件数で最も多かったのが「施設の管理運営」である（資料7表、資料8グラフ）。次に多いのが「市民サービス（福祉、厚生、各種検診等）」である。

これに対して、金額の割合で見ると（資料7表、資料9グラフ）「市民サービス」が最も多くなる。

資料8 グラフ「平成14年度 委託業務の種類別件数割合」



資料9 グラフ「平成14年度 委託業務の種類別金額割合」



それぞれの委託業務の具体例を資料10表に示す。高額の委託業務を例示するために金額上位10件の配当課、費目、委託業務名、支出金額を例示するとともに、少額なものを例示するために、50万円未満の委託業務を10件例示した。

「施設の管理・運営」には体育館、清掃センター、資源再生センター、下水処理場、食肉センター、音楽文化会館、市民芸術文化会館、水族館などの市の大規模施設関連の委託業務が並ぶ。

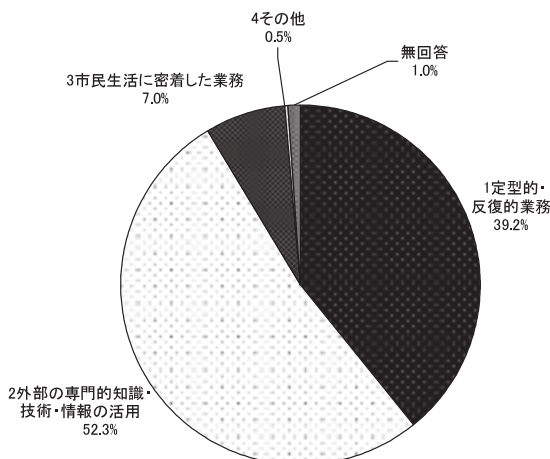
「市民サービス」には、私立保育園乳幼児保育委託料(48億円)、老人保健健康診査費(10億円)があり、合計金額で市民サービスの割合を増加させていると考えられる。

5 委託事務の種類

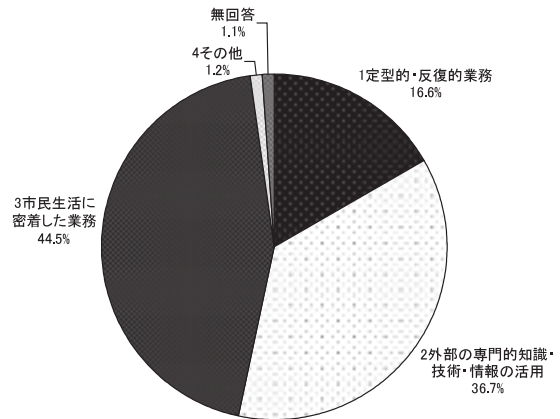
外部委託されている業務を知る上で、新潟市委託事務の執行に関する要綱第4条(別表)に定める類型についても調査を行った。

件数で見ると「外部の専門的知識・技術・情報の活用」が最も多い(資料11表、資料12グラフ)。「外部の専門的知識・技術・情報の活用」には、基本健康診査等委託料やひまわりクラブ管理運營業務委託手数料などの福祉関連の委託業務も存在する。

資料12 グラフ「平成14年度 委託の種類 件数割合」



資料13 グラフ「平成14年度 業務委託の種類 金額割合」



※ ひまわりクラブとは、「就労等により、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童の健全育成を図るための施設で、事業は、市が実施しているが、運営管理は(財)新潟市福祉公社に委託して実施している。公社では、各ひまわりクラブに専任の指導員を配置して、児童の保護および育成に当たっている。」(この説明は新潟市児童福祉課のホームページより引用)事業のことを言う。

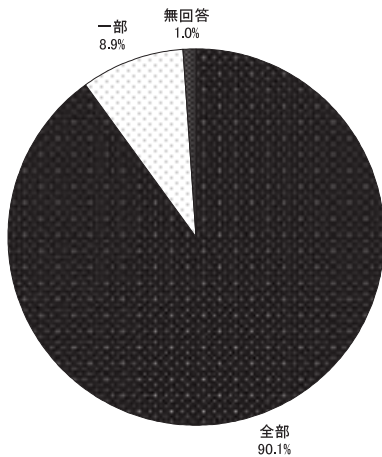
「市民生活に密着した業務」には私立保育園保育委託料(48億円)、鳥屋野総合体育館(11億円)、市民芸術文化会館(8億円)、水族館の管理委託料(6億円)、ゴミや資源物の運搬収集の業務委託が存在する。この分類の金額が大きくなった(資料13グラフ)のは、特に私立保育園保育委託料が含まれたためと考えられる。

6 委託の割合

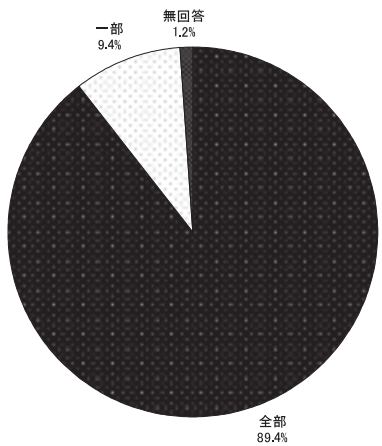
一つの業務について、全部を一者に委託しているか、部分的に委託しているかについて調査した。一つの業務について、分割して発注すれば、競争入札の例外的形式的要件である50万円以下とすることができ、競争入札をせずに随意契約ができる。また、一つの業務を複数に分割すれば委託料も増加する。同一業者に分割発注すれば、合計の委託業務の金額は大きくなる。そこで、不当に分割発注をしているかどうかを十分に調査する必要がある。

資料15表、資料16グラフ、資料17グラフによれば、分割発注は件数及び金額共に全体の1割以下である。

資料16 グラフ「平成14年度 一部委託・全部委託 件数割合」



資料17 グラフ「平成14年度 一部委託・全部委託 金額割合」



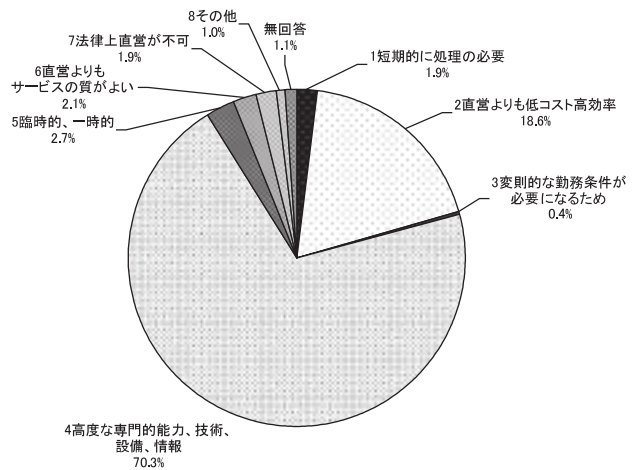
資料18一覧表は、執行課である土木事務所（配当課は公園水辺課）が新潟市内の公園内の便所の清掃委託業務を財団法人と個人、株式会社に一者随意契約で委託した例である。公園内の便所の掃除ができる業者は市内に複数あると考えられる。しかも、業務の合計金額が約407万円であることからすれば、一つの委託業務として競争入札を行えばさらに低い金額で契約が可能であったと考えられる。

7 委託理由

委託理由は、市役所の業務のうち市役所の職員を使用して当該業務をするか(直営)、委託料を支払って外部の個人や団体に委託して業務を行うか(民間委託)の判断の基準となる。市役所の財政は有限であり、少ない費用で最大の効果を得ようとする場合は、業務委託をすることによって市役所の職員を使用して行うよりも効果的といえる場合でなければならない。そこで、委託理由を十分に監査する必要がある。

委託理由で一番多い(件数、金額共に)のは「高度な専門的能力、技術、設備、情報」を受託者が有していることである(資料19表、資料20グラフ、資料21グラフ)。それぞれの委託理由を回答した委託業務を資料22一覧表に挙げた。

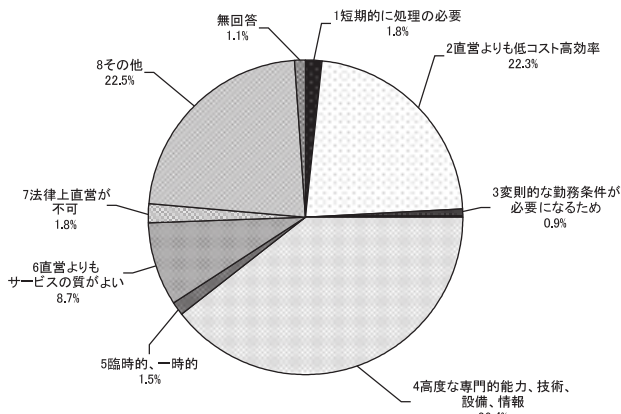
資料20 グラフ「平成14年度 委託理由別 件数割合」



資料18 一覧表「一部委託の例」

年度	費目	事業者名	委託業務名	支出金額
14	1829・公園緑地管理費	財団法人新潟市都市緑化推進協会	公園便所清掃業務委託料	¥347,480
14	1829・公園緑地管理費	個人A	公園便所清掃業務委託料	¥17,580
14	1829・公園緑地管理費	株式会社B	公園便所清掃業務委託料	¥477,386
14	1829・公園緑地管理費	個人C	公園便所清掃業務委託料	¥694,960
14	1829・公園緑地管理費	個人(自治会会長D)外	公園便所清掃業務委託料	¥2,383,017
14	1829・公園緑地管理費	個人E	公園便所清掃業務委託料	¥155,937

資料21 グラフ「平成14年度 委託理由別 金額割合」

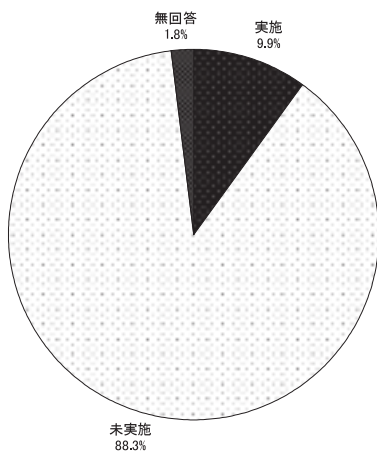


8 事後評価の有無

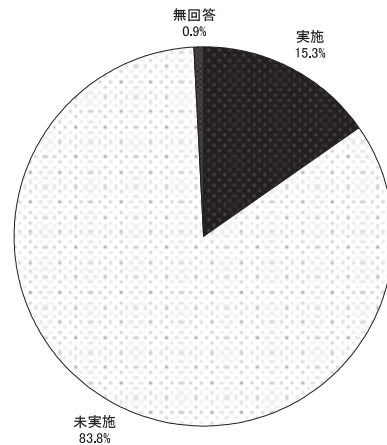
業務委託は、市役所職員以外の者に対価を支払って市の業務を行わせることによって、市の職員が自ら行うよりも効果があることから行われる。そこで、実際に、契約時の仕様書どおりの業務を行っているかどうかの履行確認（履行確認については個別監査の箇所であられる）ばかりでなく、委託によって、事務の効率がよくなったか、どの程度コストが削減できたかを確認する必要がある。

事後評価を行っているのは全業務委託のうち、件数にして約1割、金額にして約15パーセントにすぎない（資料23表、資料24グラフ、資料25グラフ）。

資料24 グラフ「平成14年 事後評価 件数割合」



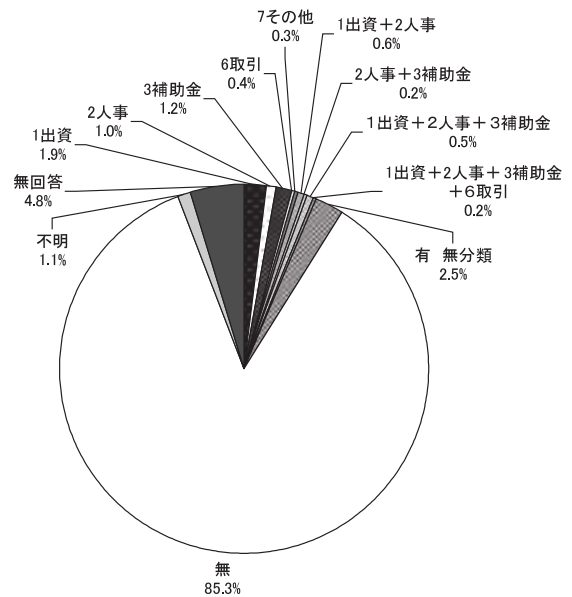
資料25 グラフ「平成14年 事後評価 金額割合」



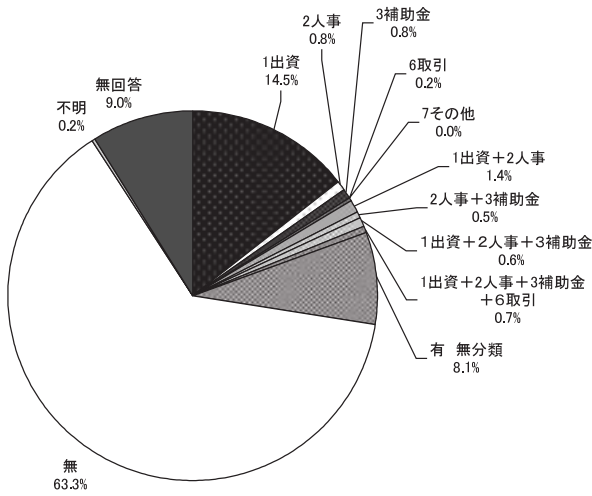
9 相手方との利害関係の有無

業務委託の相手方が委託者である市役所と何らかの利害関係がある場合は、特別扱いや馴れ合いなどで、契約金額の決定や履行確認などが甘くなり、他の受託者に比して有利な取り扱いがなされ、反面、委託の効果が少ない業務委託に対して多くの支出がなされる可能性がある。利害関係について調査した結果は資料26表、資料27グラフ、資料28グラフのとおりである。

資料27 グラフ「平成14年度 利害関係の有無及び相手方別 件数割合」



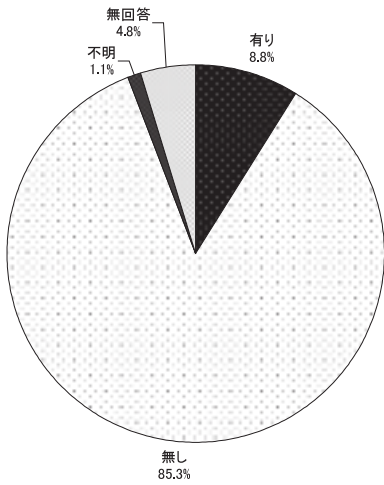
資料28 グラフ「平成14年度 利害関係の有無及び相手方別 金額割合」



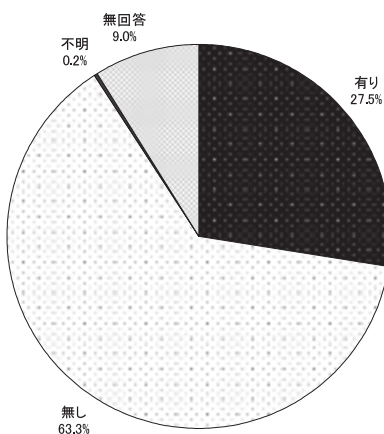
(1) 利害関係の有無について

何らかの利害関係のある相手方の比率は、件数は8.8%にすぎない。しかし、金額の割合では27.5%である（資料29表、資料30グラフ、資料31グラフ）。

資料30 グラフ「平成14年度 利害関係有無 件数割合」



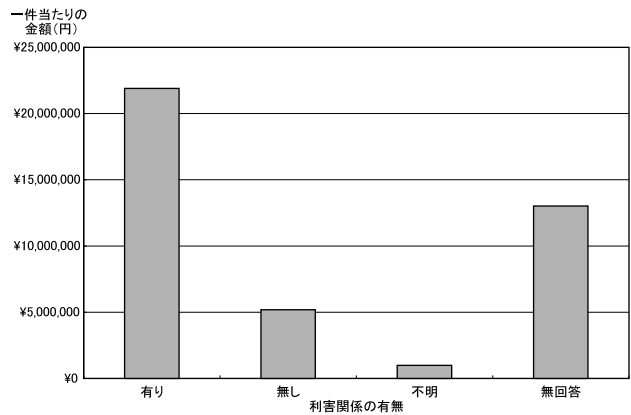
資料31 グラフ「平成14年度 利害関係有無 金額割合」



一件あたりの金額は、「利害関係有」が約2190万円に対して、「利害関係無」は約519万円である。「利害

関係有」の方が約4倍近くも高額になっている（資料29表、資料32グラフ）。

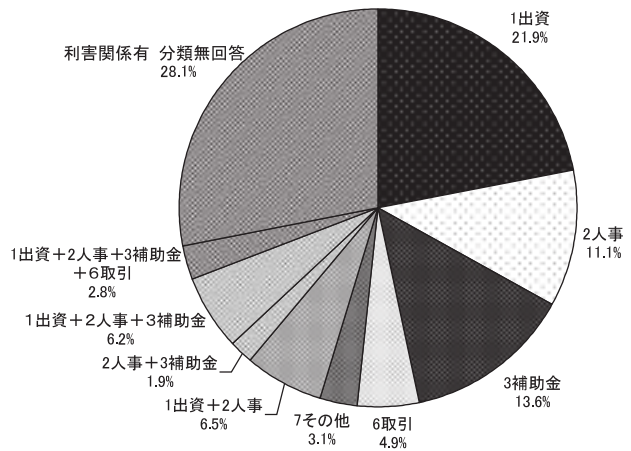
資料32 グラフ「平成14年度 利害関係者 一件当たりの金額」



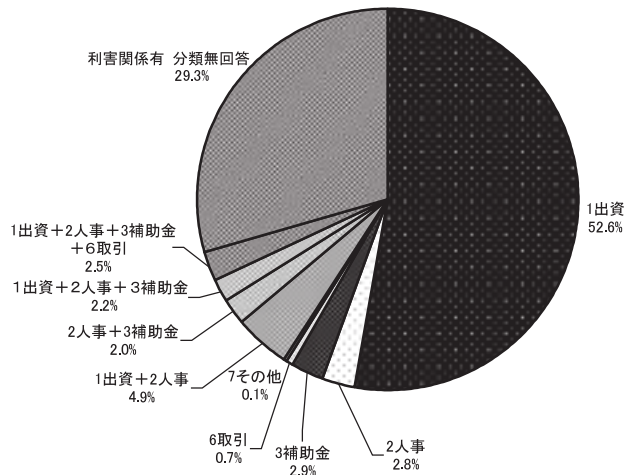
(2) 利害関係の種類

利害関係がある相手方の種類の内訳は資料33表、資料34グラフ、資料35グラフのとおりである。件数及び金額ともに「出資」が群を抜く。利害関係の種類と一件あたりの金額は資料36グラフのとおりである。「出資」が約5261万円ときわめて高額である。

資料34 グラフ「平成14年度 利害関係者内訳 件数割合」

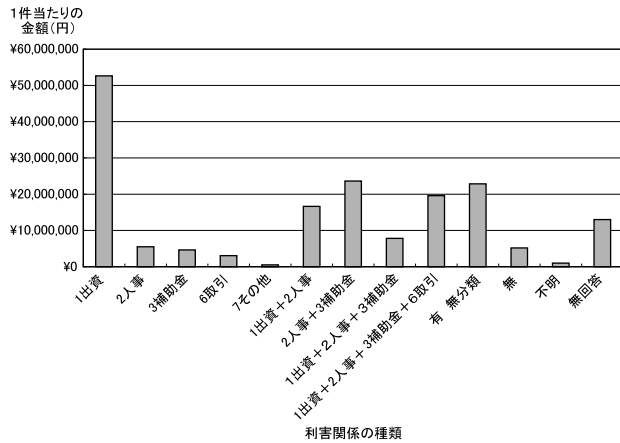


資料35 グラフ「平成14年度 利害関係者内訳 金額割合」





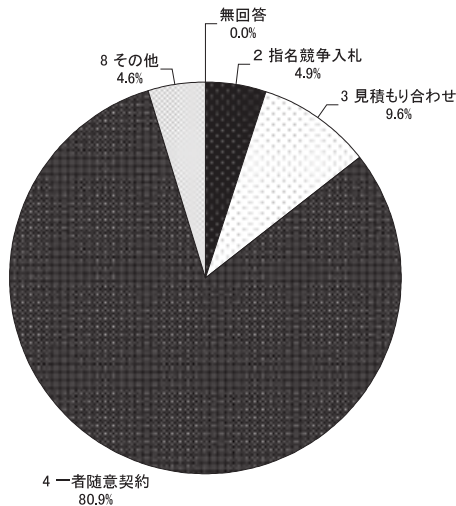
資料36 グラフ「平成14年度 利害関係の種類と一件当たりの金額の関係」



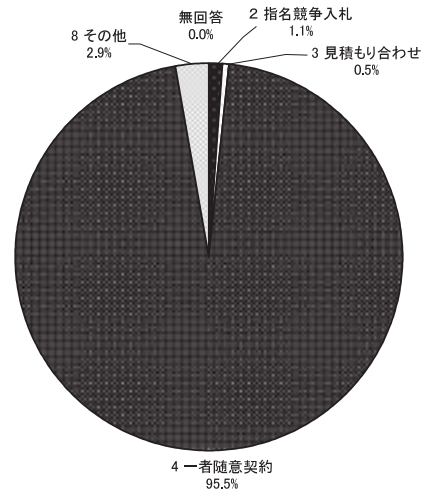
(3) 利害関係者との契約方法

利害関係者との契約方法の割合は資料37表、資料38グラフ、資料39グラフのとおりである。一者随意契約が件数にして80.9%、金額にして95.5%である。指名競争入札は件数にして4.9%、金額にして1.1%にすぎない。一件あたりの金額を比較すると（資料40グラフ）、一者随意契約がほかの契約方法を圧倒して高額となっている。

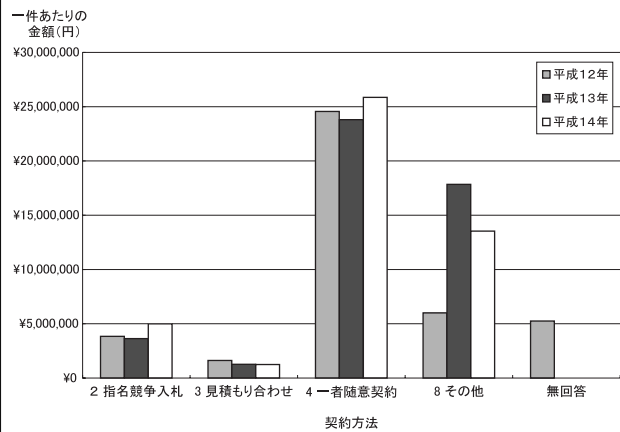
資料38 グラフ「平成14年度 利害関係者との契約方法 件数割合」



資料39 グラフ「平成14年度 利害関係者との契約方法 金額割合」



資料40 グラフ「利害関係者 一件あたりの金額 契約方法別」



利害関係のある者と高額な委託業務契約を一者随意契約という競争的な要素が全くなく、かつ、契約当事者以外に情報が公開されない契約方法を採用することは大きな問題がある。

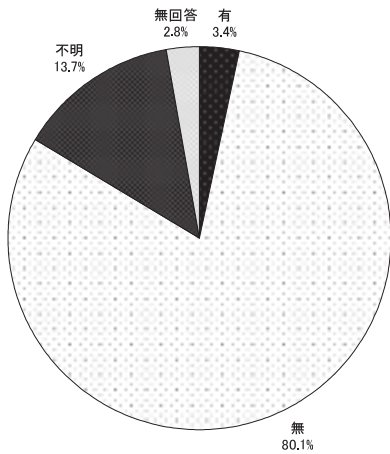
10 再委託の有無

(1) 全体の比較

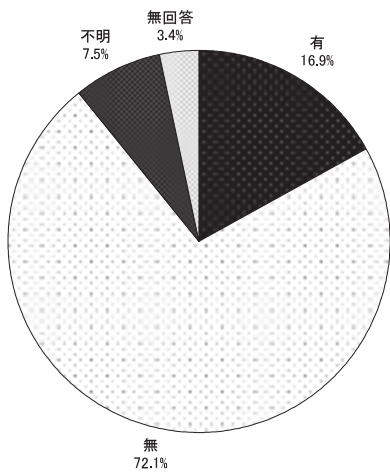
市役所から委託された業務を受託業者がさらに外部の別の業者に委託することを再委託という。再委託が安易になされると、管理費用などの中間搾取がある分コスト高になり、かつ、履行の確認も十分になされない危険もある。

平成14年度における再委託のある委託事業は件数で3.4%、金額で16.9%である（資料41表、資料42グラフ、資料43グラフ）。一件あたりの金額は再委託がある場合が3437万円、ない場合が629万円である（資料44グラフ）。

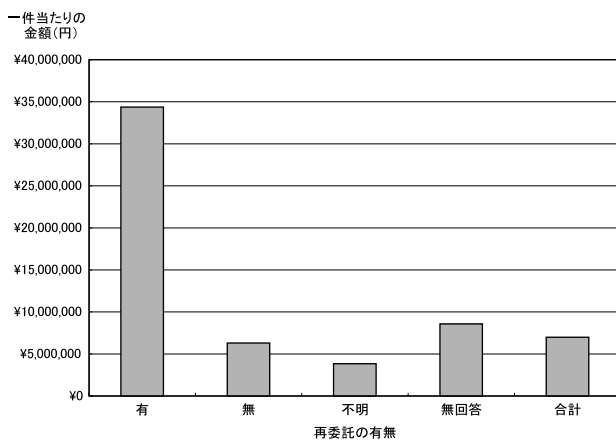
資料42 グラフ「平成14年度 再委託の有無 件数割合」



資料43 グラフ「平成14年度 再委託の有無 金額割合」



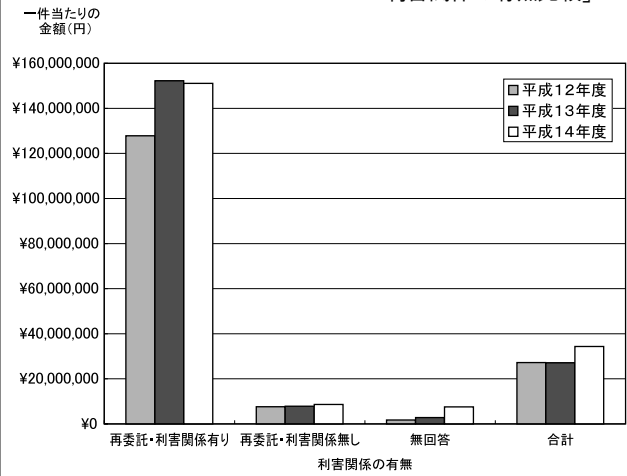
資料44 グラフ「平成14年度 再委託の有無 1件当たりの金額」



(2) 利害関係の有無で比較

再委託ある場合で市役所が相手方と利害関係があるかないかで一件当たりの金額を比較した(資料45表, 資料46グラフ)。利害関係がある場合は一件当たりの金額が著しく高額になっている。

資料46 グラフ「再委託 一件当たりの金額 利害関係の有無比較」



資料47 一覧表 「具体例 再委託」

配当課	費目	委託業務名	相手方	支出金額
635体育課	2584体育施設管理運営委託事業費	新潟市鳥屋野総合体育館等の管理運営及び使用料徴収事務の委託について	財団法人新潟市開発公社	¥1,141,742,784
055文化振興課	3153市民芸術文化会館管理運営委託事業費	新潟市民芸術文化会館の管理委託料	財団法人新潟市芸術文化振興財団	¥776,134,003
055文化振興課	2453水族館管理運営委託事業費	新潟市水族館の管理委託料	財団法人新潟市開発公社	¥572,422,910
450下水道企画課	6019使用料徴収経費	平成14年度下水道使用料等徴収事務委託料	新潟市水道ガス事業管理者	¥284,948,469
240高齢者福祉課	8003審査支払手数料経費	4～3月分審査支払手数料(老人医療)	新潟県国民健康保険団体連合会	¥167,137,517
055文化振興課	3860音楽文化会館管理運営委託事業費	新潟市音楽文化会館の管理委託料	財団法人新潟市芸術文化振興財団	¥154,015,742
295清掃課	1138資源再生センター管理運営費	3月分資源再生センター施設運転管理業務委託料	営利法人	¥150,263,400
350農業振興課	食肉センター管理委託料	新潟市食肉センター管理業務委託(概算払い,年4回のうち4回目)	財団法人新潟ミートプラント	¥120,308,857
200保健福祉総務課	3820総合福祉会館管理運営費	新潟市総合福祉会館の管理及び使用料の徴収に関する事務委託料	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	¥120,206,000
395港湾空港課	4425右岸立坑展望展示室建設事業費	平成14年度右岸立坑展望展示室工事委託料	国土交通省北陸地方整備局	¥112,000,000
040職員厚生課	0260福利厚生費	平成14年度厚生業務委託料	新潟市職員互助会	¥98,287,000
295清掃課	1113新潟市ふれあい健康センター管理運営費	新潟市ふれあい健康センター管理業務委託料概算払い第4期分	財団法人新潟市開発公社	¥90,378,313
335商工振興課	8605西堀地下駐車場管理運営事業費	新潟市西堀地下駐車場の平成14年度管理委託料概算払い	財団法人新潟市開発公社	¥87,347,641
210障害福祉課	0612総合福祉会館障害者福祉センター事業費	新潟市総合福祉会館身体障害者センター運営事業の委託料支払	財団法人新潟市福祉公社	¥86,029,366
240高齢者福祉課	8000一般管理費	4～3月分共同電算処理委託料 国保・社保分(老人医療)	新潟県国民健康保険団体連合会	¥59,039,799
080歴史文化課	2919郷土歴史博物館(仮称)建設事業費	郷土歴史博物館(仮称)ミュージアムシアター映像ソフト制作業務委託	営利法人	¥42,170,000
240高齢者福祉課	8003審査支払手数料経費	4～3月分審査支払手数料(老人医療)支払基金分	新潟県社会保険診療報酬支払基金	¥31,103,985
355農地課	4401基幹水利施設管理事業	田潟排水機場等業務委託料	土地改良区	¥29,913,000
355農地課	4401基幹水利施設管理事業	旧広通江排水機場等業務委託料	土地改良区	¥27,796,000
045情報政策課	4607情報通信ネットワーク管理費	クライアントへのセキュリティ設定業務委託料	営利法人	¥25,882,500
360水産林務課	3740海辺の森管理事業費	平成14年度新潟市海辺の森管理業務委託契約料(第4回)	財団法人新潟市都市緑化推進協会	¥22,676,000
080歴史文化課	2347郷土歴史博物館(仮称)開館準備経費	新潟市郷土歴史博物館(仮称)開館準備業務委託料	財団法人新潟市芸術文化振興財団	¥16,210,108
395港湾空港課	4425右岸立坑展望展示室建設事業費	右岸立坑展望展示室工事委託料(工事諸費分第2回)	国土交通省北陸地方整備局	¥16,000,000
210障害福祉課	3885障害者生活支援事業費	平成14年度障害者生活支援事業の委託料	財団法人新潟市福祉公社	¥15,000,000
330産業企画課	3346製造業緊急実態調査事業費	新潟市製造業緊急実態調査事業委託料	財団法人新潟工学振興会	¥15,000,000
200保健福祉総務課	0485福祉総合システム運用経費	新潟市福祉総合システムの運用業務委託料	営利法人	¥14,868,000
240高齢者福祉課	8000一般管理費	4～3月分保険者別医療費通知事務委託料(国保分)	新潟県国民健康保険団体連合会	¥9,393,326
240高齢者福祉課	0889医療受給者健康指導事業費	7・9・11・1月分共同電算処理取扱手数料医療費通知分(老人医療)	新潟県国民健康保険団体連合会	¥8,401,421
150国民健康保険課	5028基本健康審査等助成事業費	基本健診、肝炎ウイルス検診、胃がん・大腸がん及び乳がんの委託料	社団法人新潟市医師会	¥8,067,900
450下水道企画課	6038除害施設設置指導費	流域下水道に排除される下水の量及び水質に関する調査委託	営利法人	¥7,980,000
055文化振興課	3316市民プラザ施設整備事業費	新潟市民プラザの管理委託料(施設整備)	財団法人新潟市芸術文化振興財団	¥5,819,735
240高齢者福祉課	8000一般管理費	4～3月分保険者別医療費通知事務委託料(社保分)	新潟県社会保険診療報酬支払基金	¥4,922,922
355農地課	1287本所・蔵岡排水機場管理費	本所・蔵岡排水機場等維持管理業務委託料	土地改良区	¥4,583,000
450下水道企画課	6021船見下水処理場管理運営費	船下委第11号船見下水処理場遠心脱水機点検整備委託料	営利法人	¥3,360,000
045情報政策課	4665情報通信ネットワーク再構築事業費	無線LANシステム用機器等の導入に係る技術調整等の業務委託料	営利法人	¥3,072,300
450下水道企画課	6021船見下水処理場管理運営費	船下委第8号船見下水処理場計装機器点検整備委託	営利法人	¥2,740,500
240高齢者福祉課	0686老人医療費助成事業費	4～3月分審査支払手数料(県老社保分・県老国保分)	新潟県国民健康保険団体連合会	¥2,387,975
450下水道企画課	6021船見下水処理場管理運営費	船下委第5号船見下水処理場庁舎清掃業務委託契約料	営利法人	¥2,047,500
355農地課	1287本所・蔵岡排水機場管理費	本所・蔵岡排水機場等維持管理業務委託(変更契約分)	土地改良区	¥1,979,000
240高齢者福祉課	8000一般管理費	4～3月分審査支払手数料(老人医療)	新潟県国民健康保険団体連合会	¥1,856,556
515教委総務課	2198小学校運営費	校内LAN用コンピュータ移設等委託料	営利法人	¥1,742,750
240高齢者福祉課	8000一般管理費	高齢者福祉老人保健システム開発業務委託料	営利法人	¥1,635,480
150国民健康保険課	5028基本健康審査等助成事業費	子宮がん検診(医療機関実施分)の委託料	社団法人新潟市医師会	¥1,368,200
290環境対策課	1001環境教育推進事業費	環境フェア会場運営業務委託料	営利法人	¥1,232,500
240高齢者福祉課	0715大山台ホーム運営費	ボイラー、ストレージタンク、熱交換器の検査整備工事委託料	営利法人	¥1,157,184
240高齢者福祉課	0717松鶴荘運営費	ボイラー、ストレージタンク、熱交換器の検査整備工事委託料	営利法人	¥1,077,111
450下水道企画課	6021船見下水処理場管理運営費	船下委第1号船見下水処理場自家用電気工作物保安管理業務委託契約料	財団法人東北電気保安協会新潟事業本部	¥1,062,726

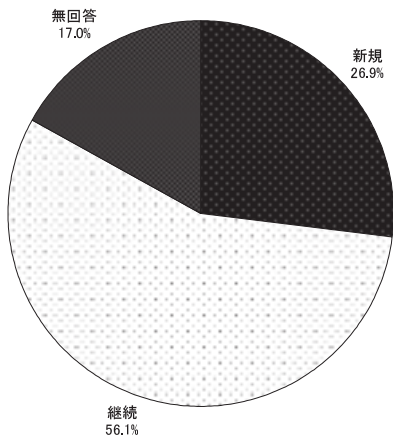
資料47一覧表は再委託ある委託業務（平成14年度）の金額上位50件である。上位に新潟市の出資団体やその他の公共団体が並ぶ。

以上のことから、利害関係者は、高額の委託業務を一方随意契約によって受注し、外部に再委託しているものと解される。出資団体や人事に影響力がある団体が再委託によって利益をうることは問題があり、利害関係者が再委託により利益を得ているかどうかを十分に検証する必要がある。

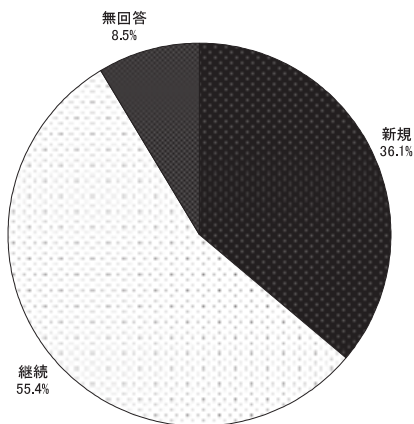
11 相手方との継続性

相手方と長期にわたり継続的に取引をすると馴れ合いによって価格形成が不公正になり、または、履行確保が不十分になるおそれがある。そこで、当該業務が継続か新規かについての回答を求めた。その結果は資料48表、資料49グラフ、資料50グラフのとおりである。「継続」が件数で56.1%、金額で55.4%である。「新規」が件数で26.9%、金額では36.1%である。

資料49 グラフ「平成14年度 新規か継続か 件数割合」



資料50 グラフ「平成14年度 新規か継続か 金額割合」



12 契約の相手方

契約の相手方は資料51表、資料52グラフ、資料53グラフのとおりである。

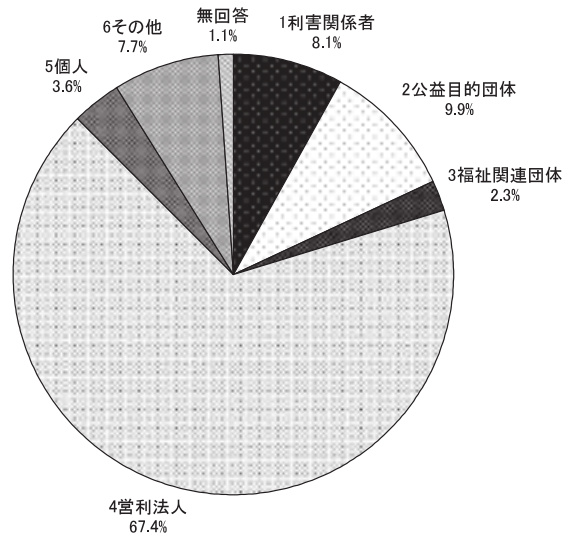
営利法人は件数では67%と最も多いが、金額で見ると39%にすぎず、代わって、件数が少なかった利

害関係者や福祉関連団体が増加する。

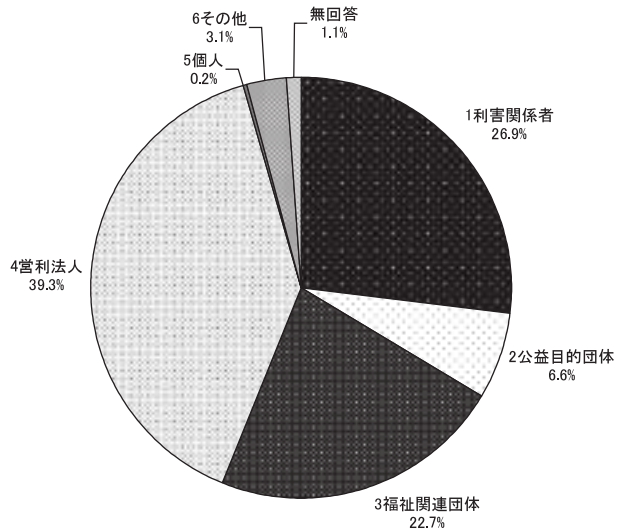
これらの相手方に対する委託業務の金額が高額になっていることの証拠である。相手方別の一件あたりの金額は資料54グラフのとおりであり、福祉関連団体への委託が飛び抜けて高額となっている。

これは、福祉関連団体への業務委託数が少なく、おおむね低額なのに対して、「平成14年度第6回公衆浴場入浴事業委託料、¥115,600,440」という高額な委託業務が同項目に集計されたためである。

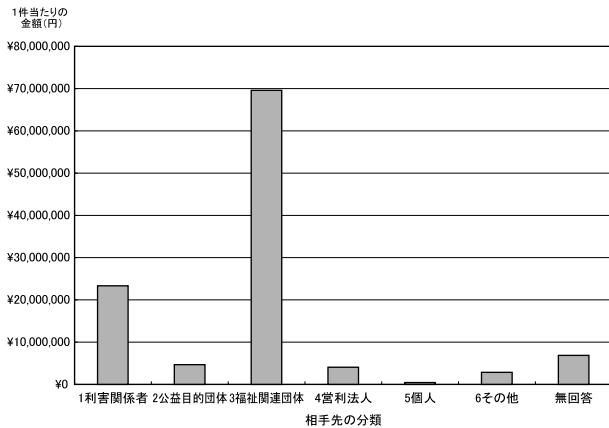
資料52 グラフ「平成14年度 相手方の種類 件数割合」



資料53 グラフ「平成14年度 相手方の種類 金額割合」



資料54 グラフ「平成14年度 一件当たりの金額 相手方別」

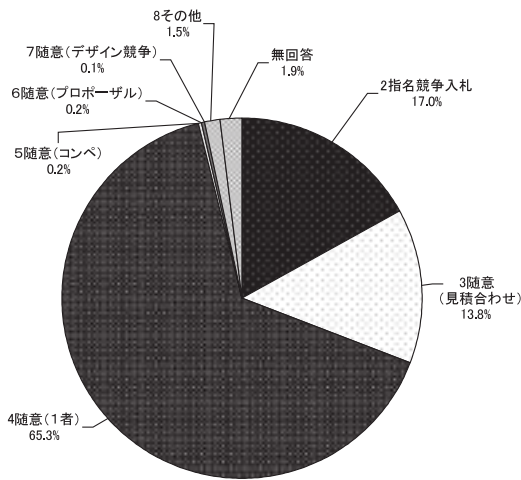


13 契約方法の割合

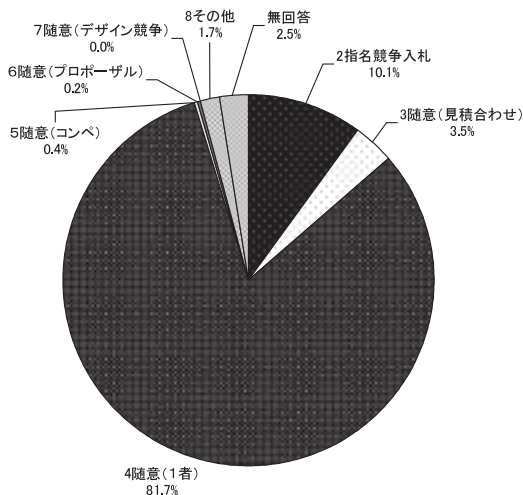
契約方法の割合は、資料55表、資料56グラフ、資料57グラフのとおりである。件数金額とも一者随意契約が他を圧倒し件数で65.3%、金額で81.7%である。指名競争入札は件数で17%、金額で10.1%にすぎない。

競争入札に対して極めて消極的な態度をとっていることがわかる。

資料56 グラフ「平成14年度 契約の方法 件数割合」



資料57 グラフ「平成14年度 契約の方法 金額割合」

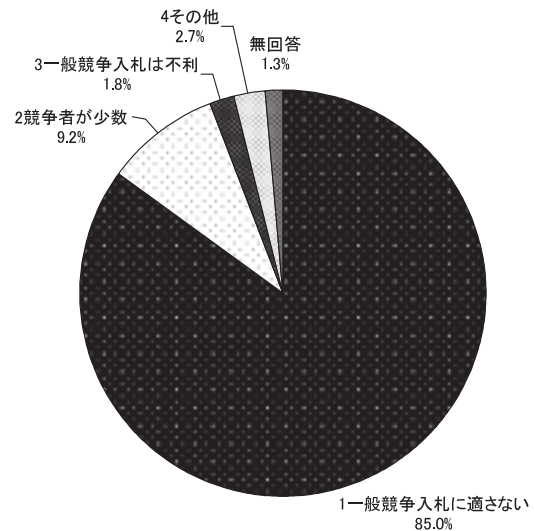


14 指名競争入札の実情

(1) 一般競争入札にできなかった理由

原則的契約方法は一般競争入札である。しかし、一般競争入札の事例は1件も認められなかった。資料58表に掲げられている1から3は地方自治法施行令167条に定める指名競争入札にするための要件である。「一般競争入札に適さない。」とするのがもっとも多かった(資料59グラフ)。各回答があった委託業務の具体例は資料60一覧表に記載する。具体例においては金額上位の10件と少額な事例を挙げるために100万円から高額なものへ順に10件を例示した。

資料59 グラフ「平成14年度 一般競争入札にせずに指名競争入札にした理由 件数割合」



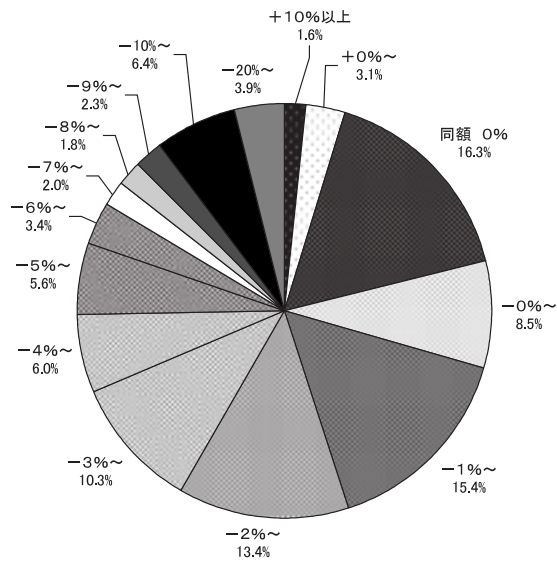
(2) 乖離率

① 本調査での乖離率

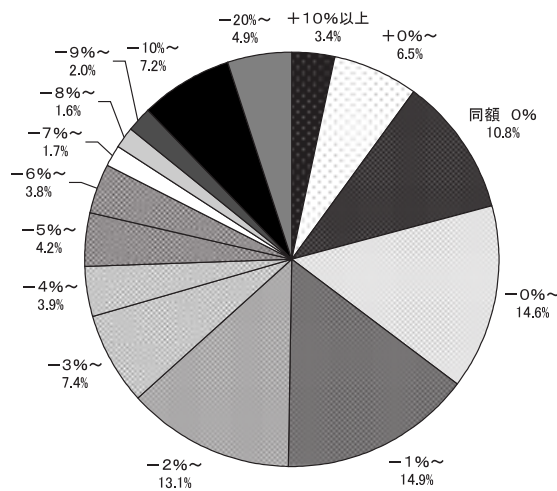
競争入札を行う場合、契約金額の上限として予定価格が定められる。予定価格と契約金額の差を乖離率という。競争入札は競争によって契約金額を下げることを目的とするのであるから、乖離率はマイナスでなければならない。いわゆる落札率は、予定価格を100%としてそれに対する契約金額の割合をいう。例えば乖離率がマイナス1パーセントの場合、落札率は99パーセントとなる。

本調査では支出金額と予定価格を比較しているため、入札によって契約金額が決定した後、契約内容が変更されて当初の契約金額と異なる価格で支出された場合も乖離率として含まれる。

資料62 グラフ「平成14年度 指名競争入札 乖離率 件数割合」



資料63 グラフ「平成14年度 乖離率 金額割合」



② 乖離率がプラスの事案

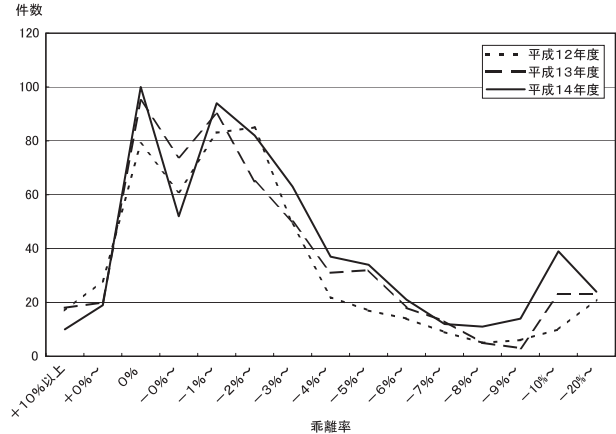
本調査では乖離率がプラスの事案がある（資料62グラフ）。これは、一度予定価格よりも同額かそれよりも低い金額で契約がなされたが、契約内容を変更したために価格が増額され、予定価格よりも高額な支出金額になった契約が含まれる為と考えられる。実際に個別監査によりこのような事例は発見された。競争入札によって契約金額が決まった後、契約当事者のみで契約内容を変更して契約金額を増額することがなされれば、競争入札をして価格を決めた意味が無くなり、一者随意契約と何ら異ならないことになる。その意味で、乖離率がプラスの事案には問題がある事案が含まれる。仕様を変更し、予定価格を上げてから、再入札しなければならない。

③ 機能していない指名競争入札

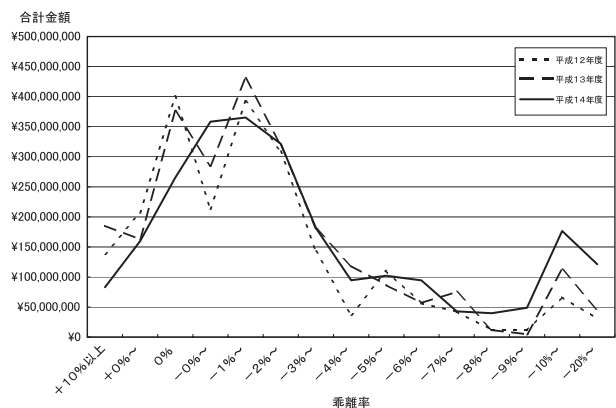
指名競争入札の乖離率は資料61表のとおりであり、平成14年度の各乖離率の件数割合については

資料62グラフ、金額割合については資料63グラフに示す。0%（同額）からマイナス5%までで件数割合、金額割合ともに約7割に達する。指名競争入札では、契約額（入札額）がほとんど予定価格から減額されていないことがわかる。この傾向は資料64グラフ、資料65グラフからすれば平成12年から14年まで大きく変化していない。

資料64 グラフ「平成12年度～平成14年度 指名競争入札の乖離率別合計件数」



資料65 グラフ「平成12年度～平成14年度 指名競争入札の乖離率別合計金額」



④ 三年連続乖離率0パーセント

指名競争入札で予定価格が公表されていない限り乖離率が0%となることは通常考えられない。しかし、乖離率が0%の契約が平成14年度で件数にして15.9%、金額にして10.2%も存在する。乖離率0%の事例を集計すると、3年連続して同一事業者が乖離率0%で落札している契約が多数存在していることが分かった。その具体例を資料66一覧表に示す。

15 随意契約の実情

(1) 随意契約にした理由

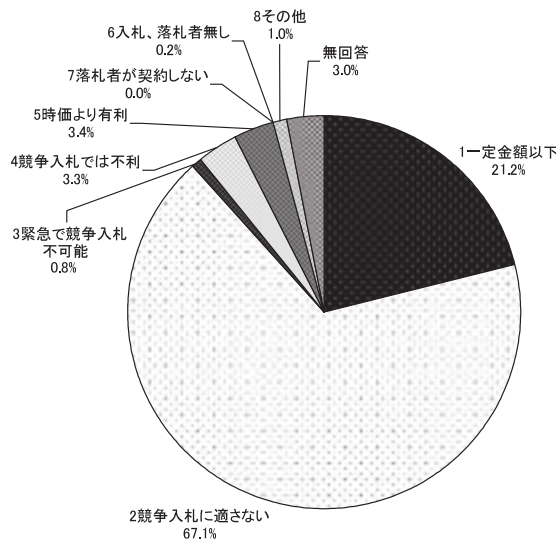
契約は競争入札が原則であり、随意契約（見積合わせ、一者随意契約）を結ぶには、地方自治法施行令167条の2第1項各号に定める要件がなければならない。随意契約とした理由についての回答の集計

を資料67表，資料68～73グラフに示す。件数割合では，見積合わせは「一定金額以下(1号)」が53.0%，「競争入札に適さない(2号)」が39%である。一者随意契約では「一定金額以下(1号)」が14.5%，「競争入札に適さない(2号)」が73%と圧倒的に多い。

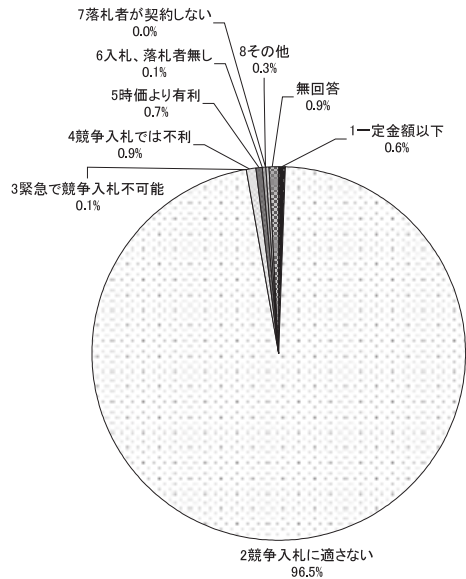
見積合わせによる契約にするかどうかの判断は金額(50万円超か以下か)により判断され，一者随意契約にするかどうかの判断は金額にあまり左右されていないと考えられる。

見積合わせと一者随意契約を合わせると「競争入札に適さない(2号)」の要件に当たるから随意契約としたとする契約が金額割合で見ても，96.5%に達する(資料69グラフ)。一者随意契約で見ると金額割合では「競争入札に適さない。」が97.2%に達する。一者随意契約では競争的要素が無く，しかも，契約に関する情報が契約当事者以外に公開されない契約であり，原則の一般競争入札から見れば，例外中の例外として認められる特殊な契約方式である。この「競争入札に適さない(2号)」の要件が安易に利用されないように，この要件を具体化した細目別紙2の規定(第2部，第1,5,(2)参照)を厳格に適用する必要がある。

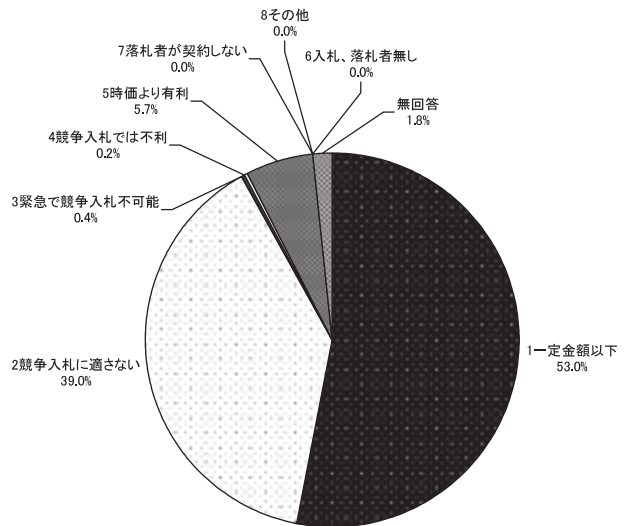
資料68 グラフ「平成14年度 随意契約(見積合わせ+一者随意)にした理由 件数割合」



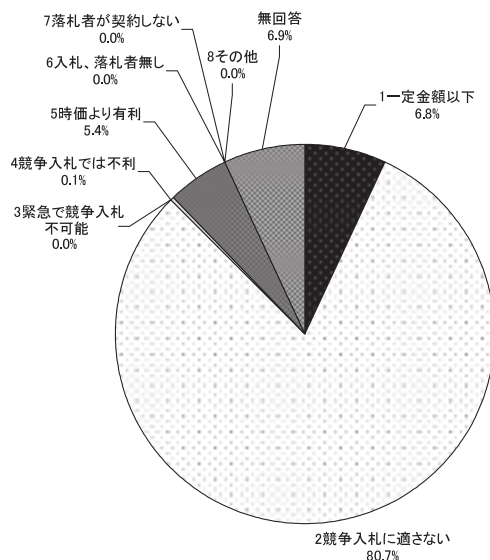
資料69 グラフ「平成14年度 随意契約(見積合わせ+一者随意)にした理由 金額割合」



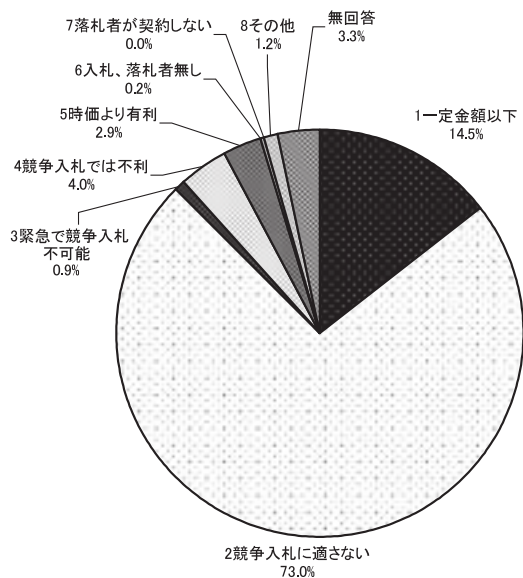
資料70 グラフ「平成14年度 随意契約(見積合わせ)にした理由 件数割合」



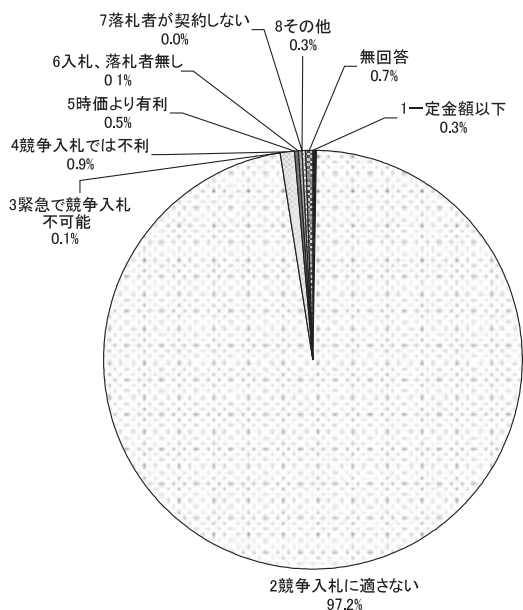
資料71 グラフ「平成14年度 随意契約(見積合わせ)にした理由 金額割合」



資料72 グラフ「平成14年度 随意契約（一者随意契約）とした理由 件数割合」



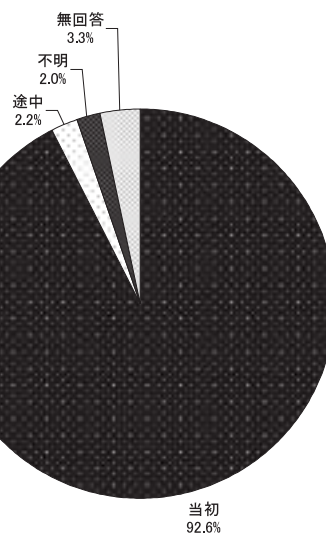
資料73 グラフ「平成14年度 随意契約（一者随意契約）とした理由 金額割合」



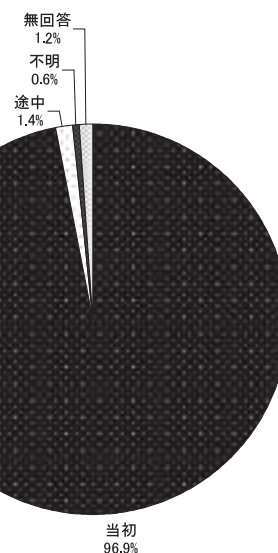
(2) 随意契約にした時期

随意契約にした時期は「当該契約当初から行われた。」とするのが圧倒的（資料74表、資料75～80グラフ）である。競争入札で受注した業者がその後随意契約に移行したり、定期的に随意契約を競争入札によって見直すということはほとんど行われていないと考えられる。競争的な要素がなく契約が始まり、かつ、継続していると考えられる。

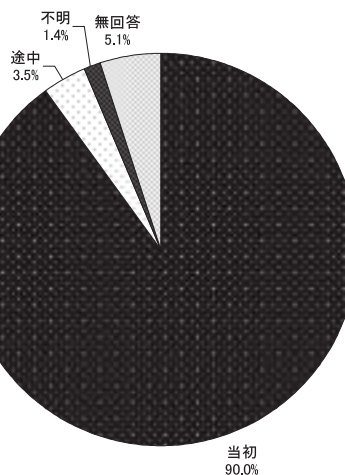
資料75 グラフ「平成14年度 随意契約（見積合わせ＋一者随意）にした時期 件数割合」



資料76 グラフ「平成14年度 随意契約（見積合わせ＋一者随意）にした時期 金額割合」

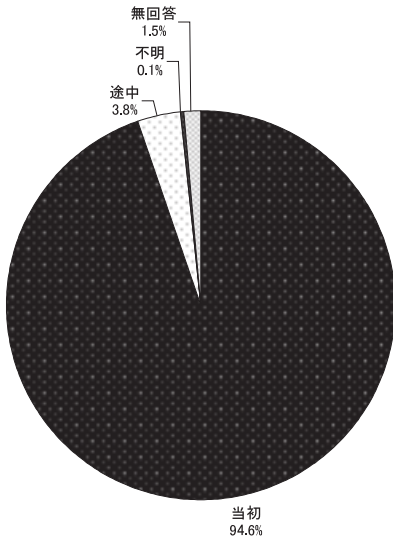


資料77 グラフ「平成14年度 随意契約（見積合わせ）にした時期 件数割合」

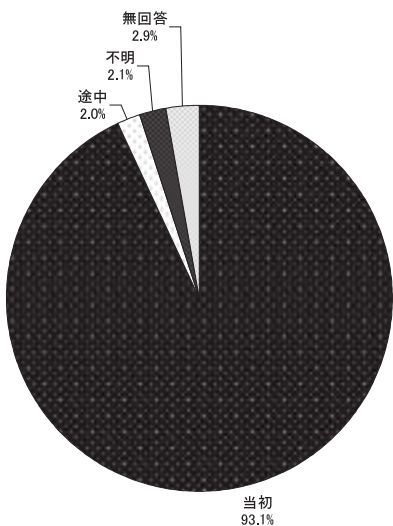




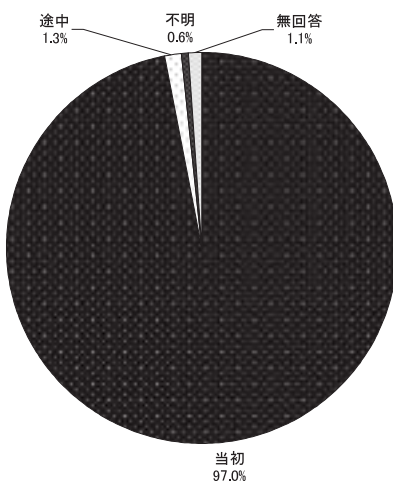
資料78 グラフ「平成14年度 随意契約（見積合わせ）にした時期 金額割合」



資料79 グラフ「平成14年度 随意契約（一者随意）にした時期 件数割合」



資料80 グラフ「平成14年度 随意契約（一者随意）にした時期 金額割合」

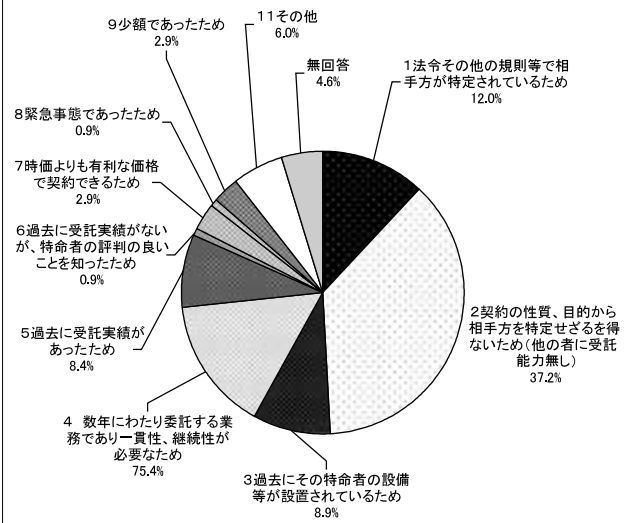


(3) 一者随意契約

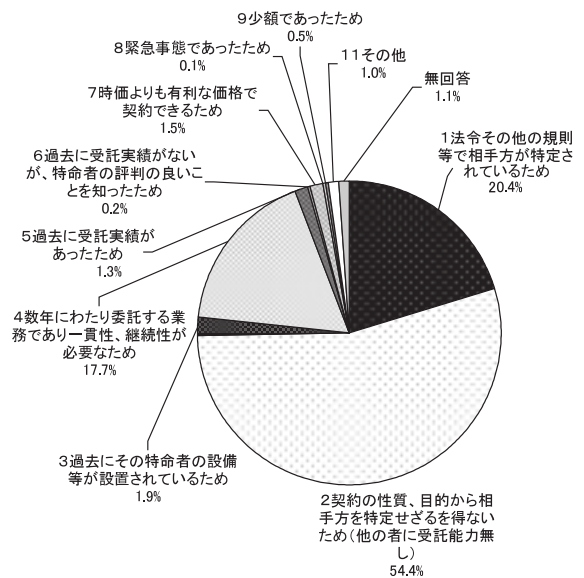
一者随意契約は競争的な要素がなく、しかも、契約に関する情報が契約当事者以外に公開されることがなく、いわば内輪だけで契約がなされるため、これを安易に認めると不公正な契約がなされるおそれがある。したがって、この方式は、強度の必要性がなければ認められるべきではない例外的な契約方法とされているものである。

そこで、一者随意契約にした理由について回答を求めた。その結果は資料81表、資料82グラフ、資料83グラフのとおりである。

資料82 グラフ「平成14年度 一者随意契約とした理由 件数割合」



資料83 グラフ「平成14年度 一者随意契約にした理由 金額割合」



「契約の性質、目的から相手方を特定せざるを得ないため(他の者に受託能力無し)」が件数、金額ともに多かった。各回答をした委託業務の具体例を資料84一覧表に示す。

2番目の「契約の性質、目的から相手方を特定せ

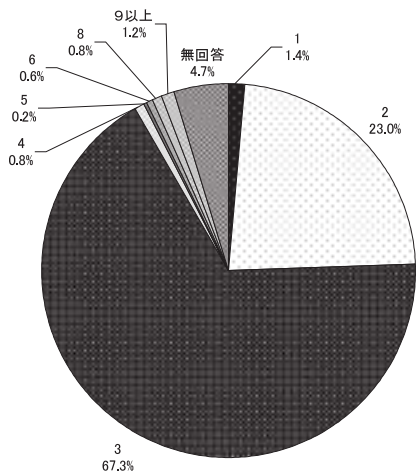
ざるを得ないため(他の者に受託能力無し)」の回答をした契約の具体的な内容を見ると、100万円付近の低額の契約では昇降機(エレベーター)の保守点検業務が目立つ。エレベーターを設置した業者が設置後そのまま保守管理を継続しているという場合である。3番目の「過去にその特命者の設備等が設置されているため」も同様である。空調設備、警備設備、ポンプ設備など、様々な機械の設置業者が設置後そのまま一者随意契約によって保守管理または運用を継続しているという事例は多く認められた。設置業者でなくとも保守点検や運用が可能な場合があるかを検討し、可能な場合は競争的な契約方法によって契約を締結する必要がある。

(4) 見積合わせ

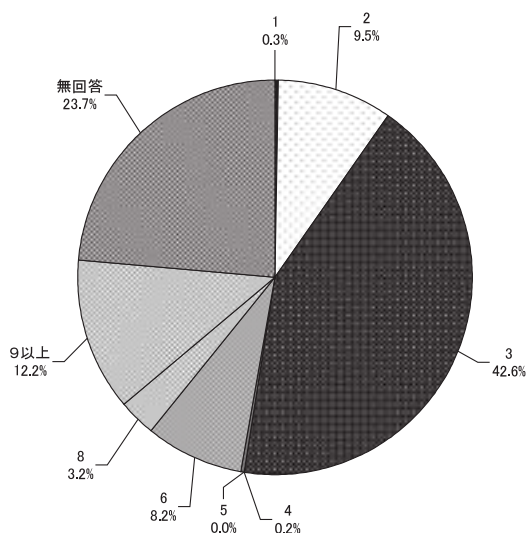
① 見積業者数

見積合わせの業者数は資料85表、資料86グラフ、資料87グラフ記載のとおりである。見積業者数「3者」がもっとも多い。見積業者「1者」との回答があり、回答者が見積合わせの意義を理解していないための回答と解さざるをえない。

資料86 グラフ「平成14年度 見積もり業者数 件数割合」



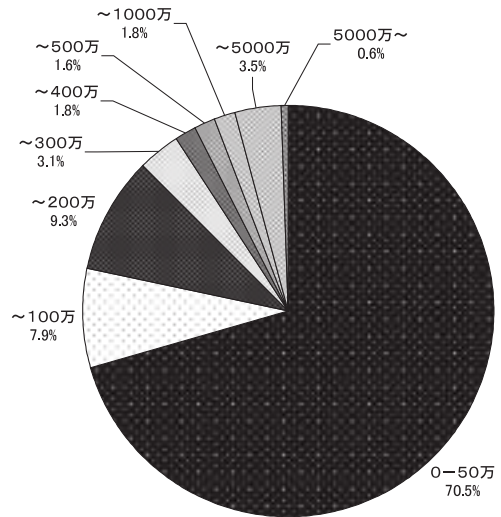
資料87 グラフ「平成14年度 見積もり業者数 金額割合」



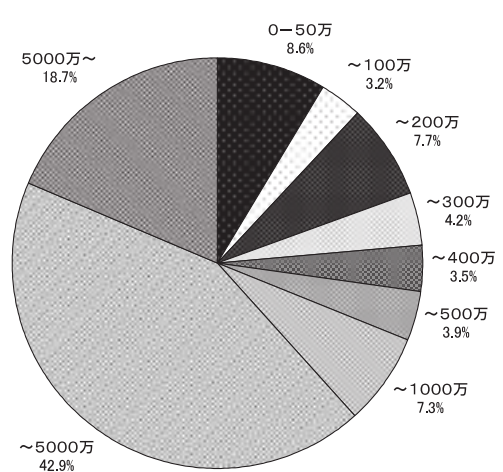
② 見積合わせの一件当たりの金額

見積合わせの一件当たりの金額帯別の件数割合及び合計金額割合は資料88表、グラフ89~92のとおりである。

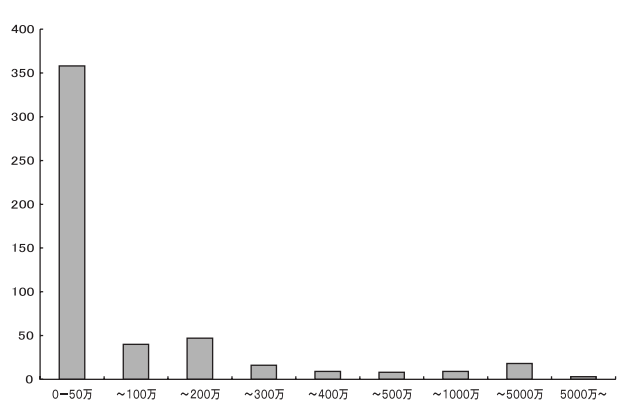
資料89 グラフ「平成14年度 見積合わせ 1件の金額 件数割合」



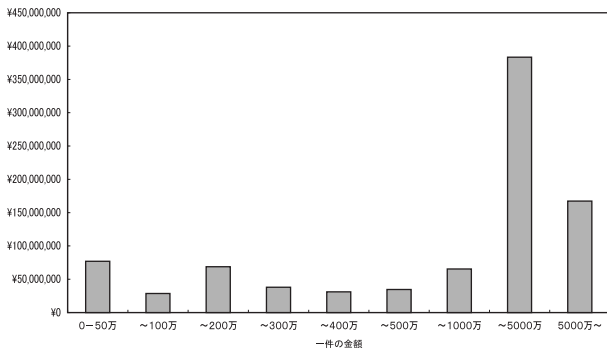
資料90 グラフ「平成14年度 見積合わせ 1件の金額 金額割合」



資料91 グラフ「平成14年度 見積合わせ 1件の金額 合計件数」



資料92 グラフ「平成14年度 見積合わせ 1件の金額 合計金額」

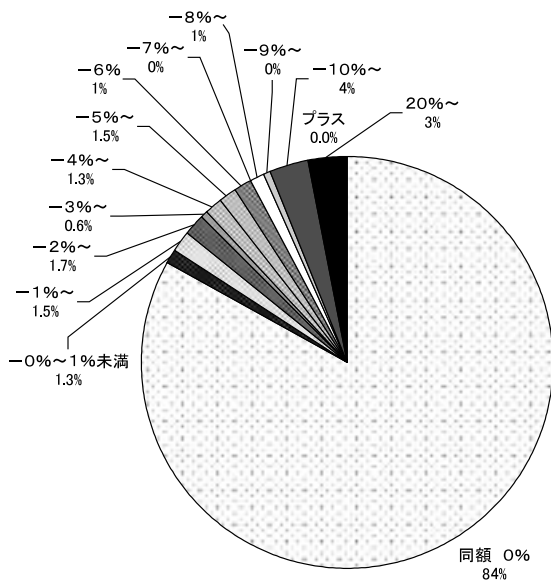


件数においては50万円以下が圧倒的に多い。簡便な競争的な契約方法として少額な業務委託契約に利用するのは妥当な取扱いであるといえる。しかし、合計金額でみると、1件当たりの金額が高額な契約の見積合わせが圧倒的に多い。このような高額な契約は競争入札を行うべきである。

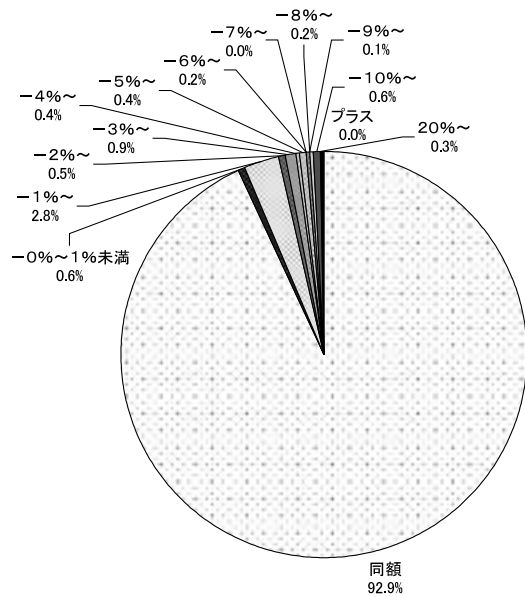
③ 機能していない見積合わせ

見積合わせの乖離率は資料93表、資料94グラフ、資料95グラフのとおりである。件数合計で84%が同額(乖離率0%)、金額合計で92.9%が同額(乖離率0%)である。見積合わせが全く機能していないといわざるを得ない。資料96グラフ、資料97グラフによれば、この傾向は平成12年から14年までほとんど変わらないことが分かる。

資料94 グラフ「平成14年度 見積合わせ 乖離率 件数割合」



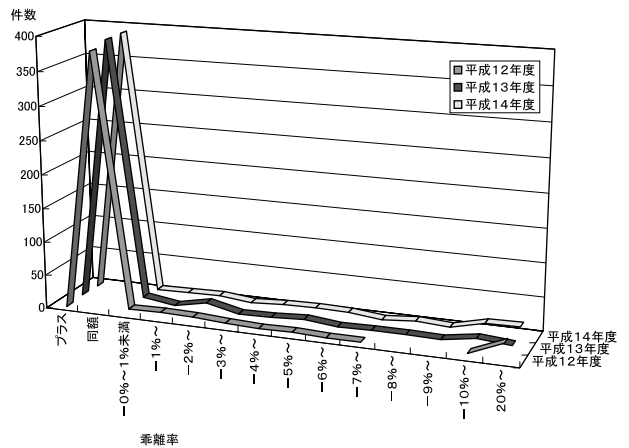
資料95 グラフ「平成14年度 見積合わせ 乖離率 金額割合」



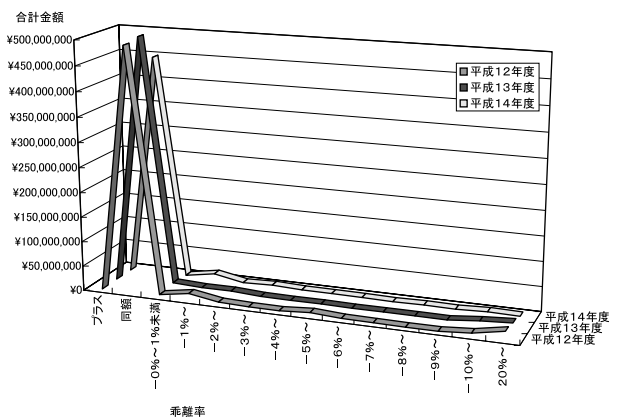
④ 三年連続乖離率0%

指名競争入札と同様に3年間予定価格と同額で同一業者が受注している事案を集めてみた。50万円以下を含めると多すぎて集計ができないので、今回は50万円以上に限って集計した(資料98一覧表)。

資料96 グラフ「見積合わせ 乖離率 件数推移」



資料97 グラフ「見積合わせ 乖離率 推移 金額割合」



第5 全件調査の総括

1 一者随意契約の問題点

- (1) 利害関係のある受託者が高額な委託業務を一者随意契約で受注し下請け業者に再委託をしている。
- (2) 類似の委託業務を一つに集めれば競争入札を行うことが十分に可能な事例がある。
- (3) 安易に多用されている。
- (4) 一度なされると長期間継続する。

2 競争的な契約方法の問題点

- (1) 指名競争入札
  - ① 極めて消極的な運用がなされている。
  - ② ほとんど機能していない。
- (2) 見積合わせ
  - ① 本来競争入札にされるべき高額な委託業務についても多用されている。
  - ② 利用されていたとしても全く機能していない。
- (3) 一般競争入札
  - ① 業務委託契約では平成12年度から平成14年度の間に、1件も行われていない。
  - ② それ以前にも行われた形跡がない。
  - ③ 今後この方式が行われるか不明である。

第4部 業務委託の個別監査

第1 個別監査の要領

1 監査対象の抽出

調査対象は、水道局及び市民病院を除く全部局のうち各部から任意に1課ないし複数課を調査対象課とした上、さらに全件調査の結果を踏まえ、外部監査人又は補助者において、調査対象とする業務委託契約を任意に抽出した(後記3「監査の視点」に従い、金額や契約方法等による抽出基準は設けなかった。)

2 監査対象課及び調査日

(1) 総務局

- ① 総務部 人事課 平成15年12月11日
- ② 国際文化部 歴史文化課 平成15年12月8日, 16日, 17日

(2) 企画財政局

- ① 企画部 情報政策課 平成15年12月19日
- ② 財政部 管財課 平成15年11月20日  
平成16年1月13日

(3) 市民局

- ① 市民生活部 自治振興課 平成15年12月11日
- ② 保健福祉部 高齢者福祉課 平成15年12月8日  
平成16年1月14日, 16日
- ③ 環境部 清掃課 平成15年12月9日

(4) 産業経済局

- ① 商工労働部 産業企画課 平成15年12月17日  
商工振興課 平成16年1月14日

- 観光物産課 平成15年12月18日
- ② 農林水産部 農業振興課 平成15年12月16日  
農地課 平成15年12月17日  
水産林務課 平成16年1月14日  
中央卸売市場 平成15年12月8日  
平成16年1月13日

(5) 都市整備局

- ① 都市計画部 不実施
- ② 開発建築部 不実施
- ③ 土木部 土木企画課 平成15年12月16日  
公園水辺課 平成15年12月11日
- ④ 下水道部 不実施
- ⑤ 西土木事務所 平成15年12月18日

(6) 黒埼支所 下水道課 平成16年1月8日

(7) 教育委員会

- ① 学校教育部 施設課 平成15年12月8日
- ② 生涯学習部 生涯学習課 平成16年1月7日

3 監査の視点

(1) 形式的視点

- ① 指名競争入札
  - ア 必要書類が保存されているか  
有資格者名簿, 経費執行何書, 予定価格書, 委任状, 入札通知書, 入札書, 入札調書, 仕様書, 契約書, 履行届, 検査調書, 支出命令書, 請求書, (請書, 仮契約書)
  - イ 必要事項の記載がなされているか  
(ア) 規則上の記載事項  
(イ) 経費執行何書  
執行理由の記載が具体的か, 指名業者の指名理由の記載はあるか, 指名理由は具体的か  
(ウ) 検査調書  
検査結果の記載が具体的か

② 随意契約

- ア 必要書類が保存されているか  
有資格者名簿, 経費執行何書, 見積書, 仕様書, 契約書, 履行届, 検査調書, 支出命令書, 請求書, (予定価格書, 仮契約書)
- イ 必要事項の記載がなされているか  
(ア) 規則上の記載事項  
(イ) 経費執行何書  
随意契約の法令根拠の記載はあるか, 随意契約方法を選択する理由は具体的か  
(ウ) 見積書  
2人以上から見積書をとっているか

(2) 実質的視点

- ① 委託の必要性…委託の必要性があるか  
ア 委託理由は合理的か  
イ 事後評価を行っているか

- ② 契約方式の選択…当該契約方式の選択は合理的か
  - ア 指名競争入札方式
  - イ 随意契約方式（分割発注ないか）
  - ウ 一者随意契約方式
  - エ その他の契約方式
- ③ 業者の選定…業者の選定は合理的か
  - ア 市との利害関係による影響はないか
  - イ 同一業者との長期契約・金額の固定化ないか
  - ウ 不適切な再委託・下請はないか
  - エ 指名理由に合理性があるか
  - オ 指名業者・落札業者の固定化ないか
  - カ 再入札の場合の1位不動現象はないか
- ④ 予定価格の決定方法…予定価格決定の方法は適切か
  - ア 適切な見積合わせをしているか
  - イ 予定価格と支出金額の乖離（落札率）が不自然でないか
  - ウ 委託の対象業務・費用の積算は明確か
- ⑤ 履行の検査・精算…契約後の履行検査等の体制はあるか
  - ア 履行の検査は適切か
  - イ 個人情報保護に配慮しているか
  - ウ 費用の精算はなされているか
- ⑥ その他…その他の問題点はないか

4 監査の方法

個別監査は、外部監査人及び補助者において各局ごとに担当者を決め、各担当者が調査対象課に赴いて、委託契約関係書類を閲覧した上、適宜、担当者に説明を求め、必要に応じて追加資料の提出を求めるという方法で行った。

第2 個別監査の結果

1 書類の形式的不備

(1) 必要書類

新潟市においては、委託事業を予算化した後、契約代金を支払うまでに、主に次表に記載した書類が作成される。

なお、○は原則として作成される書類を示し、△は所定の要件に該当する場合に作成されないこともある書類を示す。

書類	入札	随意契約	条文
経費執行何書	○	○	財務規則28条
予定価格書	○	△	規則11条, 13条, 規則27条
見積書		○	規則28条
委任状	○		規則14条2項
入札通知書	○		規則23条2項

入札書	○		規則14条1項
入札調書	○		規則21条
仕様書	○	○	規則11条, 規則27条
契約書	△	△	規則31条1項
履行届	○	○	規則39条
検査調書	△	△	規則40条2項
支出命令書	△	△	財務規則72条
請求書	△	△	財務規則70条

（なお、条文は「新潟市財務規則」は「財務規則」と記載し、「新潟市契約規則」は「規則」と記載した。）

(2) 調査結果

以下、調査を行った各課において、見受けられた形式的不備について記載する。

① 書類の不備

- ア 予定価格書がない事例がみられた。
- イ 契約書に添付される仕様書がない事例がみられた。
- ウ 予定価格を決める際に業者から徴求した見積書を添付していない事例がみられた。
- エ 検査調書がない事例がみられた。
- オ 作業日報等現場作業の記録の提出を受けていない事例がみられた。

② 必要事項の記載無し、誤記

- ア 契約方法を指名競争入札とする理由に関しては、記載がない契約が殆どであった。
- イ 指名競争入札における指名理由の記載がない事例がみられた。
- ウ 経費執行何書に、予算現況、特定財源収入の記載のない事例がみられた。
- エ 支出命令書の委託料支払先（受取人欄）に誤記があり、会計課において訂正されている事例がみられた。

③ 日付の記載無し、改竄、齟齬、誤記

- ア 経費執行何書に決裁日の記載がない事例がみられた。
- イ 入札書、委任状に、日付の記載がない事例及び日付修正痕がある事例がみられた。
- ウ 入札書の金額が消費税込みになっている事例がみられた。
- エ 予定価格書の日付が改竄されている事例がみられた。
- オ 入札調書に入札日の記載がない事例がみられた。
- カ 月例報告書、業務報告書に日付のない事例がみられた。
- キ 予定価格を決定する際に提出を求めた見積書

に日付がない事例が散見された。

ク 請求書、支出命令書に記載された日付が誤記である事例がみられた。

## 2 新規事業の採択と民間委託

### (1) 指摘事項

市が公共事業ないし市民サービスの一環として新規の事業を採択し、これを民間業者に委託する場合の基本的ルールを定めた条例や規則がなく、要綱3条・4条に一定の基準や留意点が定められているものの、市の各部局において、新規事業がどのように企画・発案され、事業計画が立てられ、予算づけが行われているのか必ずしも明確でない。

そうした状況の下で、各部局単位で年々市民生活に関わりの深い新規事業が採択され、その多くは随意契約の方法で民間委託されているが、このような安易なやり方は、市の行財政の運営面からも、公共事業のあり方や市民サービスのあり方の面からも、大きな問題がある。

### (2) 契約事例

新潟市が平成12年度から平成14年度にかけて、新規事業として予算づけをし、民間企業等に業務委託している事例のうち、市民生活に関係の深いものとして次のような事例がある。

#### ①高齢者生きがい動向調査委託契約（高齢者福祉課）

これは、平成14年度の新規事業（調査業務）として採択され、市が平成14年5月27日に、K社と委託金額335万2020円（税込）で調査委託契約を指名競争入札方式によって締結した事例である。

この調査の目的は、新潟市に居住する高齢者の今後のライフスタイルと生きがいの方向性や世代や所得階層ごとの差異を明らかにし、市の生きがい施策の有効性や、今後、担うべきニーズとそれに対する施策を検討するというものである。そして、調査の方法として、これから高齢期を迎える人か、高齢者層の中核となる年齢層の男女（55歳～74歳）を対象に、事前調査、グループインタビュー、郵送調査を行うというものである。

#### ②（仮称）新潟市中央図書館周辺整備等基本構想策定委託契約（生涯学習課）

これは、平成13年度の新規事業として採択され、市がS社と13年度分として委託金額499万8000円（税込）、14年度分として委託金額89万1450円（税込）で業務委託契約を締結した事例である。

この契約の目的は、市が旧長嶺小学校の跡地に建設を計画している市立の中央図書館について、建設予定地周辺の整備と図書館建設の基本構想及び基本計画の策定を委託するというものである。

そして、平成13年度には、周辺整備と中央図書館建設の基本構想を策定し、平成14年度には周辺整備と中央図書館建設の基本計画を策定するというものである。

なお、市ではS社との業務委託契約とは別に、平成14年度の事業として、（仮称）新潟市中央図書館基本計画策定委託契約を、委託金額382万3008円（税込）で社団法人日本図書館協会と締結している。

#### ③笹口小学校ふれあいスクール運営委託契約（生涯学習課）

これは、平成14年度の新規事業として採択され、市が笹口小学校ふれあいスクール運営委員会に対して委託金額68万円（税込）で業務委託契約を締結した事例である。

笹口ふれあいスクールの目的は、「地域と学校の結びつき・交流を一層強化し、地域に根ざした学校教育の振興を図る」こと、「地域住民の学習活動の場として、生涯学習の振興を図る」こと、「学校を地域の学習・交流の拠点施設として活用し、地域コミュニティの育成と地域活動の充実を図る」こと、とされている。

そして、このふれあいスクールを運営するための運営委員会（学校・PTA・自治会・民生委員・スポーツ振興会・公民館などの代表者・地域のボランティア等で構成）を設置し、そこが中心となって地域交流活動、地域学習活動、青少年健全育成活動などを実施するものとされている。

#### ④フラワータワー製作管理委託契約（公園水辺課）

これは、2002年ワールドカップサッカーの新潟開催に向けて、2001年と2002年の2ヶ年に亘り、市が平成13年度分として委託金額3066万円、平成14年度分として委託金額4252万5000円で、社団法人新潟市造園建設業協会と業務委託契約を締結した事例である。人の集まる新潟駅前など市内の主要7カ所にフラワースタンドやフラワータワー、花壇ボックスなどを設置して、大会気運を盛り上げるとともに国内外からの来訪者を歓迎しようとするものである。

### (3) 考察

全件調査の結果によれば、平成12年度から平成14年度の3年間に新規事業として採択され、民間等に外部委託された件数・金額は相当数（件数・金額とも全体の3割前後）にのぼっている。

これらの新規事業の中には、一般市民の生活とかがわりが深く、市民の関心の高い事業も多く含まれている。しかし、それぞれの事業が、いつ頃、誰から提案（企画・発案）され、どのような基準でもって市の事業として採択となり、どのような手続を経て事業計画や予算がつけられて業務委託されるに

至ったのか、外部の一般市民からはほとんど見えてこない。

住民自治と市民参加がこれまで以上に要請されている今日、市民生活に大きなかかわりを持つ新規の公共事業や市民サービス事業の採択には、市の関係部局（主として所管課）内での検討だけでなく、広く議会での議論や市民参加の場が確保されるべきである。

まちづくりへの市民の参加や市の行政への市民の参加は、計画・構想の段階から、また、提案・準備の段階から保障されてこそ意味があると思われる。

いかなる事業や業務をもって、公共事業や公益的業務とみるべきか、最初からほぼ100%民間に委託する事業を市の事業として採択すべきものか否か、市が事業を直接経営する場合と民間業者に委託する場合の振り分けの基準をどう定めたらよいか、市の業務を民間に委託する場合に双方が最低限確認しておくべき基本的事項や契約方式などの基本的手続をどう定めるか、等々について全市民的・全庁的レベルで検討すべき時期にきているように思われる。

3 指名競争入札の形骸化

(1) 指摘事項

指名競争入札の手続が形式的には問題なく執行されているものの、実質的には長期間継続して限られた業者だけが指名業者として選定され、特定業者が継続して予定価格に近似した価格で落札し続けるなど、手続が形骸化した結果、競争原理が働かず公正性と経済性が損なわれているのではないかとと思われる事例が見受けられた。

(2) 契約事例

① 森林関連の下記6事業に係る業務委託契約（水産林務課）

ア 本件委託事業の種類と内容は以下のとおりである。

事業名	事業内容
①松くい虫航空防除事業	ヘリコプターを用いて、空から松に対し薬剤を散布する予防事業。
②松くい虫地上防除事業	動力散布機を用いて、地上から松に対し薬剤を散布する予防事業。
③森林病害虫等防除事業	松くい虫被害木を切り倒し、駆除する。駆除の方法として、切り倒した被害木をシートで覆って蒸す「くん蒸」と、破碎機で細かく砕く「特別伐倒駆除」がある。実施区域は主に①、②事業を行った区域。
④保全松林健全化整備事業	③森林病害虫等防除事業とほぼ同内容。実施区域は①、②事業を行った区域以外の区域。

⑤松くい虫被害跡地林緊急再生事業	松くい虫被害木を切り倒し、破碎機で細かく砕いて処理する。
⑥松林環境保全緊急再生事業	ハローワーク（公共職業安定所）を通じて失業者を新規雇用し、保安林内における、下草刈り、松くい虫被害木調査、不法投棄物撤去等の作業をする。

イ 本件委託事業においては、その性質や目的が一般競争入札に適しない（地方自治法施行令第167条第1号）ことを理由に主に指名競争入札が行われている。全件調査の結果、本件委託事業の大半は指名競争入札により委託先が決定されているため、一般的には年度ごとに異なる業者が予定価格とある程度の乖離幅をもった価格で落札するのが自然な状態と想定されるが、毎年同一業者が予定価格に極めて近似した価格で落札しているケースがほとんどであったため、詳細な調査を実施することとした。

その結果、本件委託事業に係る契約は、以下の推移となっていることが判明した。

森林関連事業に係る契約推移

金額単位：円

年度	支出額 (税込)	予定価格 (税込)	支出額/ 予定価格 (%)	入札価格(税抜き) (注) 入札価格が色塗りされている先が落札(契約)業者										
				A社	B社	C社	D社	E社	追加F社	追加G社	追加H社	その他の業者	(注)	
①松くい虫航空防除事業														
12	3,591,000	3,613,050	99.39%	3,420,000	3,450,000	3,500,000						3,500,000	3,480,000	
13	3,612,000	3,613,050	99.97%	3,440,000	3,530,000	3,450,000	3,550,000	3,470,000						
14	3,612,000	3,645,600	99.08%	3,440,000	3,490,000	3,480,000	3,550,000	3,500,000						
15	1,482,689	1,483,545	99.94%											本年度から県で入札執行 (県の落札業者と随意契約)
15	1,025,394	1,026,060	99.94%											
②松くい虫地上防除事業														
12	1,481,451	1,487,850	99.57%	3,680,000	3,600,000	3,750,000						3,700,000	3,800,000	公園水辺課分と合算して 入札しているため、落札 価格と支出額が整合しな い。
12	1,481,451	1,487,850	99.57%	3,680,000	3,600,000	3,750,000						3,700,000	3,800,000	
13	1,392,017	1,401,120	99.35%	3,400,000	3,370,000	3,450,000	3,500,000	3,520,000						
13	1,392,017	1,401,120	99.35%	3,400,000	3,370,000	3,450,000	3,500,000	3,520,000						
14	1,351,515	1,365,000	99.01%	3,400,000	3,270,000	3,500,000	3,750,000	3,500,000						
14	1,351,515	1,365,000	99.01%	3,450,000	3,270,000	3,400,000	3,500,000	3,700,000						
15	1,340,700	1,365,000	98.22%	3,350,000	3,250,000	3,400,000	3,500,000	3,430,000						
15	1,340,700	1,365,000	98.22%	3,270,000	3,250,000	3,400,000	3,300,000	3,300,000						
③森林病害虫等防除事業														
i 特別伐倒駆除(春期)														
12	3,517,500	3,555,300	98.94%	3,350,000	3,420,000		3,400,000	3,380,000					3,450,000	
13	4,063,500	4,083,450	99.51%	3,870,000	3,890,000		3,970,000	3,950,000				3,900,000		
14	4,924,500	4,964,400	99.20%	4,690,000	4,750,000	4,790,000	4,780,000	4,700,000						
14	3,780,000	3,851,400	98.15%	3,600,000	3,630,000	3,700,000	3,750,000	3,660,000						
ii 特別伐倒駆除(秋期)														
12	4,956,000	4,979,100	99.54%	4,720,000		4,770,000		4,750,000				4,800,000	4,850,000	
12	2,835,000	2,854,950	99.30%	2,700,000		2,770,000		2,750,000				2,800,000	2,800,000	
13	1,522,500	1,527,750	99.66%	1,450,000	1,500,000	1,550,000	1,500,000	1,480,000						
13	273,000	280,350	97.38%	260,000										一者随意契約
15	2,247,000	2,468,550	91.03%	2,140,000	2,250,000	2,300,000	2,380,000	2,260,000	2,440,000	2,400,000	2,500,000			
iii くん蒸(春期)														
14	1,995,000	2,055,900	97.04%	1,900,000	1,950,000	2,100,000	2,120,000	2,000,000						
15	903,000	926,100	97.51%	860,000	890,000	950,000	920,000	920,000						
15	514,500	521,850	98.59%	490,000	500,000	530,000	550,000	550,000						
15	3,937,500	4,003,650	98.35%	3,750,000	3,780,000	3,780,000	3,800,000	3,850,000						
15	3,360,000	3,417,750	98.31%	3,200,000	3,330,000	3,280,000	3,220,000	3,230,000						
15	2,709,000	2,760,450	98.14%	2,580,000	2,600,000	2,600,000	2,700,000	2,680,000						



森林関連事業に係る契約推移

金額単位：円

年度	支出額 (税込)	予定価格 (税込)	支出額/ 予定価格 (%)	入札価格(税抜き) (注) 入札価格が色塗りされている先が落札(契約)業者									
				A社	B社	C社	D社	E社	追加F社	追加G社	追加H社	その他の業者	(注)
④保全松林健全化整備事業													
i くん蒸(春期)													
12	3,097,500	3,121,650	99.23%	2,950,000	2,980,000		3,000,000	3,050,000				3,000,000	
13	1,491,000	1,495,200	99.72%	1,420,000	1,450,000		1,480,000	1,500,000			1,450,000		
14	3,622,500	3,668,700	98.74%	3,600,000	3,450,000	3,600,000	3,630,000	3,800,000					
15	3,864,000	3,940,650	98.05%	3,680,000	3,700,000	3,750,000	3,770,000	3,695,000					
ii くん蒸(秋期)													
12	4,252,500	4,274,550	99.48%	4,300,000	4,050,000				4,480,000			4,500,000	4,400,000
13	3,045,000	3,053,400	99.72%	3,000,000	2,900,000	3,100,000	2,960,000	3,020,000					
14	1,239,000	1,251,600	98.99%	1,180,000	1,200,000	1,250,000	1,290,000	1,250,000					
14	4,567,500	4,613,700	99.00%	4,350,000	4,370,000	4,390,000	4,380,000	4,370,000					
14	120,750	124,950	96.64%	115,000	120,000	121,000							随意契約(見積合せ)
15		2,809,800		2,695,000	2,699,000	2,820,000	2,715,000	2,800,000	2,835,000	2,800,000	2,880,000		初回入札不調
	2,677,500	2,809,800	95.29%	2,550,000	2,555,000	2,585,000	2,590,000	2,600,000	2,590,000	2,580,000	2,600,000		再入札
iii 特別伐倒駆除(春期)													
12	1,837,500	1,853,250	99.15%	1,750,000	1,850,000		1,800,000	1,790,000				1,860,000	
13	2,247,000	2,282,700	98.44%	2,140,000	2,170,000		2,200,000	2,150,000			2,250,000		
14	4,924,500	4,972,800	99.03%	4,690,000	4,770,000	4,720,000	4,780,000	4,720,000					
iv 特別伐倒駆除(秋期)													
12	4,021,500	4,033,050	99.71%	3,830,000	3,880,000				3,900,000			4,000,000	3,950,000
12	3,906,000	3,923,850	99.55%	3,720,000	3,770,000				3,880,000			3,900,000	3,950,000
13	3,454,500	3,458,700	99.88%	3,290,000	3,550,000	3,330,000	3,300,000	3,500,000					
13	3,066,000	3,085,950	99.35%	2,920,000	2,950,000	3,350,000	3,300,000	3,000,000					
13	40,950	43,050	95.12%	39,000									一者随意契約
14	1,470,000	1,495,200	98.31%	1,400,000	1,410,000	1,420,000	1,420,000	1,405,000					
15	735,000	829,500	88.61%	750,000	920,000	850,000	840,000	825,000	700,000	810,000	900,000		
⑤松くい虫被害跡地林緊急再生事業													
13	2,824,500	2,849,700	99.12%	2,690,000	2,720,000	2,900,000	2,800,000	2,830,000					
14	1,092,000	1,128,750	96.74%	1,040,000	1,080,000	1,100,000	1,110,000	1,070,000					
15	600,600	645,750	93.01%	572,000	593,000	600,000	605,000	585,000					
⑥松林環境保全緊急再生事業													
14	10,920,000	11,167,800	97.78%	10,400,000	10,700,000		10,760,000		10,500,000	10,750,000			
15	10,815,000	11,167,800	96.84%	10,500,000	10,800,000		11,000,000		10,300,000	10,700,000			

ウ 契約推移から明らかなおと、担当課では新潟市が公正取引委員会による立入検査を受け、入札改革の動きが進展する以前の平成15年度半ばまでは、大半の事業において概ねA, B, C, D, E社の5社を指名業者として選定してきた。指名された5業者による入札の結果は、④保全松林健全化整備事業におけるくん蒸業務の一部についてのみA社またはB社が落札しているものの、②松くい虫地上防除事業はB社が、それ以外の事業については全てA社が毎年継続して落札する結果となっている。しかも、その際の予定価格に対する支出額の割合は99%前後のものが大半を占めている。逆に、他の指名業者であるC, D, E社は、毎年指名業者として指名され入札に参加しているが、毎年同じような入札価格を提示し、一度も落札していない。

一般に指名競争入札が適正に行われ、入札した指名業者間で一定の競争原理が働く限り、本件契約のようにA社やB社だけが、長期間にわたり継続して同一内容の契約を落札し続けるとは考え難い。また、実質的な指名業者間の競争性が確保されているのであれば、不況下にある近年の経済環境において、採算を度外視した安値受注の恐れが生じることはあっても、予定価格の99%前後での高値落札が継続することなど常識的には考えられず、このような結果は明らかに不自然であり異常である。

エ 担当課では、このような不自然な契約推移となったことについて、業者間で談合等の不正行為が行われているとの情報や証拠等を入手している訳でもなく、新潟市契約規則等に準拠して適正な事務手続が行われている以上、結果として同一業者が長期間継続して同一内容の契約を落札しているに過ぎないと受け止めざるを得ないとし、入札改革の動きが進展する平成15年の秋期以前までは特段の対応策を講じて来なかった。

しかし、担当課において上記の契約推移のように過去の落札業者や指名業者などの推移や予定価格に対する支出額の割合などを把握、分析することにより、入札の異常性の有無をある程度推測することは可能なはずである。仮に担当課で不自然な動きを察知することが出来れば、入札参加業者の事情聴取や指名業者の入れ替え、新規指名業者の追加などの措置を講ずることにより、談合等の不正行為の継続を排除することが可能となるが、異常な状態のまま放置している。

実際に、担当課が入札改革の動きを受けて、従前のA～Dの5社に加え、F, G, H社の3社を新たに指名業者に追加したり、全入札参加者が一通の入札通知書（入札案内）に受領サインをする方法から、各社が個別にサインする方法に変更し、指名業者名が他社に漏れないやり方にしてからは、契約推移に変化が見られるようになってきている。例えば、担当課がこのような対応策を講じ始めた平成15年の秋期以降は、④保全松林健全化整備事業iv特別伐倒（秋期）や⑥松林環境保全緊急再生事業などにおいては、従来のA社ではなく追加して指名されたF社が落札しており、その際の予定価格に対する支出額の割合も以前より低下する結果となっている。

このように不自然かつ異常な指名競争入札の結果が生じる要因については、一方では指名業者側の談合等の不正行為の可能性を推測し得るところであるが、他方、発注者側における不正行為への対処が十分でないこともその一因になるのである。

オ 担当課において、入札改革の動きが進展する平成15年の秋期以前までは概ねA～Dの5社が指名業者に選定され、平成15年の秋期以降はそこにF, G, H社の3社が追加されているが、文書等によって具体的な指名業者の指名基準や指名理由が明らかにされておらず、選定過程が不透明である。

指名基準については、「新潟市委託事務の執行に関する要綱実施細目」別紙1「競争入札等における参加業者の指名についての一般的基準」において、市内業者、中小企業者、公共的目的を有する団体を優先的に指名すると一般的な基準は定められているものの、一般的基準に該当する多数の業者から何を基準に指名業者に選定されるのかは明らかではない。

この点について、担当課では、委託の場合、指名基準や指名理由を文書化する規定となっていないため、文書によって指名基準等を明らかにしていないものの、クレーン等の設備を備えた一定レベルの技術力を有する大手造園業者を念頭に、契約課と相談しつつ業者を指名しており、ある程度の指名基準等は存在すると説明する。

しかし、担当課が説明するような文書化もされていない不明確で抽象的な基準では、恣意的な指名業者の選定が行われているのではないかと疑念を払拭するには不十分と言わざるを得

ない。現実には、平成15年の秋期以前までは同じような設備と技術力等を有する大手造園業者の中から、概ねA～Dの5社だけが指名業者に選定され続けたのに対し、入札改革以降に指名業者に追加されたF、G、H社の3社などは過去にあまり指名されてこなかったことの合理性を、このような抽象的で不明確な基準により説明することは困難である。仮に文書等により明確化された具体的な指名基準や合理的な指名理由に基づいて業者を指名していたとするならば、このような不自然かつ異常な契約推移が継続しているにもかかわらず、多数存在する業者の中から概ねA～Dの5社だけを指名し続け、異常な状態のまま放置する結果を招くことにはならなかったはずである。

カ 業者の指名基準や指名理由を文書化することなく指名業者を選定し得るような発注体制のもとでは、発注者による特定業者の恣意的な指名や、競争を制限し意図的に業者間の受注業務量を調整するような指名などの不正関与行為を容易に行うことが可能となる。また、発注者による直接的な不正行為への関与はなくとも、発注者が指名業者による談合等の不正行為の存在を察知しつつ、それに気が付かぬふりをするような意図的な容認行為を招きかねない。

発注者側には、委託業務の性質や目的から見て制度上は指名競争入札を選択しているものの、現実的には事務負担の増大などもあり委託業者の変更を望まない側面もある。こうした中で、発注者が指名過程を明確にすることなく指名業者を選定し得るならば、意図的に現在の委託業者（例えばA社、B社）と入札には参加するが落札意思の無い業者（例えばC、D、E社）を長期間継続して入札参加業者に指名し続けることにより、形式的には指名競争入札の手続を適正に執行しつつ、実質的には特定業者と長期間継続して契約を締結するような行為が可能となるのである。

### (3) 考察

委託業務の性質や目的が一般競争入札に適しない（地方自治法施行令第167条第1号）などの理由から、指名競争入札を選択せざるを得ない場合においても、公正、公平な業者指名を行い、指名された業者間で競争原理を働かせ公正性と経済性を確保する必要がある。しかし、指名競争入札の形式的手続を不備なく執行したとしても、談合等の不正行為が行われるような場合はこうした競争原理は働かないのであり、指名競争入札の手続は実効性ある形で適正

に執行されなければならない。指名競争入札を実質的な意味で機能させるためには、発注者側において談合等の不正行為を防止し、競争性を確保し得るような発注体制を整備し、適切に運用していくことが必要となる。

具体的な対策は、「21 その他不自然な契約事例」を参照。

## 4 指名競争入札後の契約内容の変更

### (1) 指摘事項

指名競争入札後、落札者と契約を締結した後に、契約金額を増額する変更契約を行っているが、変更契約の合理性、増額金額の算出根拠の合理性に疑問がある事例が見られた。

### (2) 契約事例

#### ① 高齢者生きがい動向調査委託（高齢者福祉課）

ア これは、「新潟市に居住する高齢者の今後のライフスタイルと生きがいの方向性や世代や所得階層ごとの差異を明らかにし、市の生きがい施策の有効性や、今後、担うべきニーズとそれに対する施策を検証する」目的で、「これから高齢期を迎えるか、高齢者層の中核となる年齢層の男女（55歳～74歳の男女）」を対象に、「事前調査、グループインタビュー、郵送調査」という方法で、平成14年度に行われた調査業務の委託である。

イ 本契約は、次のような経過で締結され、変更契約がなされた。

まず、このような調査を業とする3業者から参考見積を徴した。

見積金額（税込み）は、A社388万5000円、B社395万5308円、C社387万8700円であり、予定価格を最低見積金額であるC社見積金額と同額の387万8700円として（入札書比較価格＝予定価格を105で除した税抜き価格＝369万4000円）、ABC3社による指名競争入札を実施した。

入札の結果は、A社360万円、B社319万2400円、C社369万4000円であり、市は、B社と委託金額335万2020円（税込み）で調査委託契約を締結した（平成14年5月27日）。

ところが、その後、市はB社との間で、平成15年3月3日付で、報告書の仕様を「A4サイズ、総ページ数150ページ程度の報告書200部」を「A4サイズ、総ページ数200ページ程度の報告書200部」に変更するとともに、B社との委託金額を335万2020円（税込み）を371万9520円（税込み）に変更する内容の調査委託変更契約をなすに至った。

ウ 契約担当者によれば、「収集した市民の生の声

を大切にするため、報告書作成用の内部資料にするのではなく、報告書に掲載して記録を保存する必要があると同課が判断し、当初の予定を変更し報告書のページを増やした」ことを理由として変更契約を締結したとのことである。

しかし、このような調査委託において、結果的に契約当初の想定より充実した内容の調査がなされたとしても、それによる報告書の質量の増大を直ちに契約金額に反映すべきものであるかどうかについては疑問がある。とりわけ、本件においてはページ数以外の仕様書の変更は一切なされておらず、契約担当者によれば、契約当初から調査票の質問項目数や質問様式をあらかじめ全て決定して契約したのではなく、協議と経験を重ねながら決定していったものであるから、内容面で契約当初の想定とどの程度変更になったのか客観的に明らかにしようがないのである。

そうすると、本契約は指名競争入札において最低額を入札したB社に委託したものであり、その際、ページ当たりの単価によって入札されたものではないことからすれば、結果的に、変更後の委託金額が、次順位のA社の入札価格の税込み金額である378万円を超過していないとしても、競争入札の公正性に疑問を抱かれてもやむを得ないものである。

また、変更契約の際にB社が提出した見積書は、200ページ×200部の報告書の印刷製本費用を積算したもの（税込み金額36万7500円）であるが、当初契約においても、150ページ×150部の印刷製本費用が含まれていたはずであるから、仮に印刷実費の増額分のみを見積もる場合、追加費用の積算としては200ページ分全部ではなく、増加した50ページ分の印刷製本費用だけでなければならないはずであり、150ページ分について実費の二重計上という不合理な内容になっている。

この点、契約担当者は、結果として報告書の質と量の拡大が必要な場合に、その対価増の要素として印刷ページ数という物理的な部分の増は認めやすい反面、ソフト経費の増分をどのように見積もるかには困難な課題であると説明するが、当初見積書においてはソフト経費である集計作業費や分析作業費などが一応算出されているのであるから、あまり説得力がない。ソフト経費の増分の見積りが困難であるということは、そのような変更契約をなすべきでないことの理

由にこそなれ、費目と内容の対応関係が曖昧な見積書に基づいて契約金額を増額する理由にはならない。

### (3) 考察

競争入札によって委託契約を締結した後も、やむを得ない理由によって、契約内容の一部変更をなさざるを得ない場合があり得る。

この場合、明確な単価を前提とした若干の数量的変更であれば、契約の公正性に疑いを持たれるおそれは少ないが、仕様の変更理由や変更部分の委託料の算定根拠に明確な合理性がない場合には、低価格で入札した後に仕様変更を理由として委託費の増額を図ったものと疑いをもたれてもやむをえない。

したがって、入札後の契約変更はこのような疑いを持たれることのないよう慎重になされるべきであり、契約の変更内容を客観的に明確にし、変更に伴う対価も厳密に検討されなければならない。当初契約の進捗状況や追加部分との可分性いかんによっては再度入札を実施すべき場合もあるであろう。

## 5 指名競争入札における入札日の記載漏れ等

### (1) 指摘事項

指名競争入札において、入札書及び入札調書における入札日の記載がない事例、現実に入札が行われた日と異なる日の記載がなされていた事例が見られた。

### (2) 契約事例

#### ① 松鶴荘・大山台ホーム・大山台診療所清掃業務委託（高齢者福祉課）

ア これら3施設は、いずれも新潟市の施設であって市内大山にあり、松鶴荘は養護老人ホーム、大山台ホームは特別養護老人ホーム、大山台診療所は新潟市民病院附属の診療所である（以下「大山台3施設」という。）。

本業務委託は、大山台3施設の清掃業務を委託するものである。

イ 本契約は、ABC3社による指名競争入札がなされているが、次のような書類上の問題点が見られた。

平成14年度の入札調書において、入札日時の記載がなされていない。

平成13年度の入札調書において、入札日時の記載が「平成13年4月1日」のみで時刻の記載がなされていなかった。他方、指名業者宛の入札通知書には、入札日時が「平成13年3月29日（木）午後1時45分」との記載があり、入札調書の記載との齟齬がある。

平成12年度の入札調書において、入札日時の記載が「平成12年4月1日」のみで時刻の記載

がなされていなかった。他方、入札書及び入札者の委任状は、全て日付欄が「平成12年3月30日」とあったものが「4月1日」と修正されており、予定価格書も「3月28日」に修正されていた（但し、修正前の日付は不明）。

ウ 契約担当者に上記イの点につき説明を求めたところ、現実には4月1日に入札を行っておらず、会計課の指導に従って、入札実施後に入札書等の記載を修正したことを認めた。入札は支出負担行為であり3月中には実施できないとの見解によったものと思われる。

エ なお、本契約では、平成12年度から平成14年度の3か年の指名業者3社及び落札業者はいずれも同一であり、落札率は99%ないし100%と競争入札が有効に機能していない。指名業者を変更するなどの対応を検討すべきである。

また、隣接する松鶴荘の清掃業務を同一業者と随意契約しているが、入所者のプライバシー保護との理由は、隣接施設で入札を行っている以上合理的でなく、入札による委託料を参考にした積算もなされていない。3施設とともに入札に付すべきである。

② 松鶴荘・大山台ホーム・大山台診療所給食業務委託（高齢者福祉課）

ア 本業務委託は、大山台3施設の入所者及び入院患者の給食に付随する食器洗浄、消毒、配膳車運搬業務を委託するものである。

イ 本契約は、①の契約における同一のABC3社による指名競争入札がなされているが、やはり同様に書類上の問題点が見られた。

平成12年度の入札調書において、入札日時に記載が「平成12年4月1日」のみで時刻の記載がなされていなかった。他方、指名業者宛の入札通知書には、入札日時が「平成13年3月30日午後2時」との記載があり、入札調書の記載との齟齬がある。また、入札書及び入札者の委任状は、全て日付欄が「平成12年3月30日」とあったものが「4月1日」と修正されていた。

ウ 契約担当者の説明は①の契約におけるほぼ同様であり、平成13年度については、現実には3月30日に入札が実施されたとのことである。

エ なお、本契約でも、平成12年度から平成14年度の3か年の指名業者3社及び落札業者はいずれも同一であり、落札率は99%ないし100%と競争入札が有効に機能していない。指名業者を変更するなどの対応を検討すべきである。

③ 白新地区ふれあいセンター清掃業務委託（高齢者福祉課）

ア 本業務委託は、白新地区ふれあいセンターの清掃業務を委託するものである。

イ 本契約は、ABCD4社による指名競争入札がなされているが、次のような書類上の問題点が見られた。

平成13年度の入札書及び入札者の委任状は、日付欄が同一の日付スタンプで「平成13年4月1日」と押されていたものが3業者分、日付欄を修正したものが1業者分あった。

平成12年度の入札書及び入札者の委任状は、日付欄が全て空欄であった。

ウ 契約担当者の説明では、平成13年度の入札自体が4月1日に実施されたのは間違いのないことである。

しかし、入札書等の日付が空欄であることは好ましくない。また、日付スタンプは市が押したものと推測され、これも同様に好ましくない。

エ なお、本契約では、平成12年度から平成14年度の3か年の指名業者4社及び落札業者はいずれも同一であり、落札率は100%と競争入札が有効に機能していない。指名業者を変更するなどの対応を検討すべきである。

(3) 考察

年度当初からの業務委託については、次のような法律上の問題点があり、対応に苦慮している様子が窺えた。

ここに、支出負担行為とは、地方自治法232条の3の規定により、地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為であり、予算執行の第1段階の行為である。したがって、予算単年度主義に立つ現行法の下では、その性質上、年度当初の4月1日から開始されるべき業務委託については、新年度予算の執行が可能となる4月1日以降に支出負担行為がなされなければならないが、新年度予算に基づく契約を旧年度中に締結しなければならない場合には、旧年度予算で債務負担行為を設定して契約を締結する必要がある。

しかし、現実的には、4月1日開始の契約について、入札事務を4月1日に全て実施することは困難であり、特に給食や警備といった1日の間断をも許さない業務では不可能に近いと言わざるを得ない。

他の自治体の中には、このような問題点を踏まえ、(a)年度当初からの業務委託は全て随意契約にする、(b)3月中に入札行為を事実行為として行うが、契約の予定者を決めるだけのものとして、実際の契約は4月1日付で行う、(c)1か月と11か月の2つの契約に分けて行う、などの対応がとられているよう

であるが、このうち、(a)の方法は、技術的な理由のみで競争入札を排除するものであって妥当でなく、(c)の方法も技巧的にすぎ煩雑であるから、(b)の方法が最も適切である。

しかし、(b)の方法によった場合、入札書や入札調書への入札日の記載は、形式上4月1日に入札があったような記載をするのではなく、現実の入札日を記載すべきである。これらに日付記載を要求する趣旨は、入札という事実行為がいつ行われたかを明らかにすることで不正行為を防止するためであり、法的効力の発生時期を画するためではない。したがって、便宜的な記載が許されるものとは到底考えられない。

そもそも、入札をもって支出負担行為と解釈する必然性はなく、見積書の徴収と同様の契約準備行為と解釈することも十分に可能である（現に、多摩市においては3月中旬に入札を行って4月1日契約としている）。現実の入札日時と異なった入札書や入札調書を作成するよりも、このような解釈をとった方がはるかによいと思われる。

## 6 随意契約における見積合わせの形骸化

### (1) 指摘事項

見積合わせの手続が形式的には問題なく執行されているものの、実質的には長期間同一業者と同一価格で随意契約を締結するなど、手続が形骸化し、競争原理が働かず公正性と経済性が損なわれていると見受けられる事例があることが判明した。

### (2) 契約事例

#### ① 市場庁舎施設警備業務委託契約（中央卸売市場）

（注）①と同様の問題点を有する契約事例については、後にまとめて示す。

ア 本件契約は、中央卸売市場内の施設の警備業務を委託する契約である。

イ 本件契約においては、競争入札に適しない（地方自治法施行令第167条の2第1項2号）ことを理由に見積合わせによる随意契約が締結されている。

本件は見積合わせによる随意契約であるため、一般的には年度ごとに異なる業者と異なる委託金額で契約するのが自然な状態と想定されるが、毎年同一業者と同一金額で委託契約が締結されていたため、詳細な調査を実施することとした。

その結果、本件契約は、以下の契約推移となっていることが判明した。

市場庁舎施設警備業務委託料 見積参加可能業者数12社  
（平成15年度現在）

金額単位：円

年度	支出額 予定価格	見積 業者数	見積業者名と見積金額（税込）		
			A社=契約	B社	C社
10	14,855,400	2	14,855,400	15,058,260	-
11	14,855,400	2	14,855,400	15,598,170	-
12	14,855,400	2	14,855,400	15,598,170	-
13	14,855,400	3	14,855,400	15,498,000	15,624,000
14	14,855,400	3	14,855,400	15,620,850	15,296,400

（注）本件契約は平成10年度以前から継続しており、推移表の初年度は新規契約年度を意味するものではない。

ウ この契約推移を見ると、A社は、継続して同一の見積価格を提示し、かつ、毎年その金額がB社又はC社よりも低い見積価格となっているため、長期間継続して委託先に選定されていることがわかる。一般に見積合わせが適正に行われ、見積書を提出した業者間で一定の競争原理が働く限り、本件契約のようにA社が5年以上の長期間にわたり継続して、しかも同一価格で委託先に決定されるとは考え難く、このような結果は明らかに不自然であり異常である。

エ 担当課では、このような不自然な契約推移となったことについて、業者間で談合等の不正行為が行われているとの情報や証拠等を入手している訳でもなく、規則等に準拠して見積合わせの手続が行われている以上、結果として同一業者が長期間、同一価格で継続しているに過ぎないと考えざるを得ないとし、特段の対応策は講じていない。

確かに業者間だけで談合等の不正行為が行われる場合は、発注者側から不正行為の存在を裏付ける証拠を入手することは困難であり、不自然な契約推移のみをもって不正行為ありと断定する訳にはいかない面があるのも事実である。しかし、現状の仕組みにおいても上記の契約推移のように過去の契約業者や見積業者、見積価格などの推移を把握したり、見積書の内訳等を詳細に吟味したりすることにより、異常性の有無をある程度推測することは可能であり、異常が認められる場合には業者に事情聴取を行うなどの対応をとるべきであるが、何ら対応策を講じていない。また、担当課で不自然な動きを察知した段階で見積業者の入れ替えを行い、他の業者を新規に見積に参加させるなどの措置を講

ずることにより、特定業者による不正行為の継続を排除することが可能となるが、異常な状態のまま放置している。

このように不自然かつ異常な見積合わせの結果が生じる要因については、一方では見積業者側の不正行為の可能性を推測し得るところであるが、他方、発注者側における不正行為への対処が十分でないこともその一因として指摘し得る。

オ このような不自然かつ異常な契約推移が継続しているにもかかわらず、担当課が見積業者の入れ替えを行なうこともなく、特定業者を長期間継続して見積業者に選定し続けるのは何故であろうか。

担当課における見積業者の選定基準や選定理由を明らかにするために、担当課に対して本件契約に関して見積参加可能業者と認識している業者が何社存在し、どのような選定基準に基づいて、いかなる理由で見積業者を選定したのか質問したところ、次のような説明を受けた。

まず、担当課において見積参加可能業者と認識しているのは新潟市競争入札参加者名簿から市内の業者を抽出した12業者とのことである。次に、当該12業者の中から、特定のA、B、C社を見積業者として選定する際の選定基準や選定理由については、A社は現状の委託先であり業務に精通しているという理由をもって選定しているが、他のB、C社については従来から見積業者として選定しているため慣行的に見積業者として引き継いでいる面が強く、明確な選定基準や選定理由はないとのことである。

すなわち、担当課では明確な選定基準や合理的な選定理由に基づいて見積業者が選定されるのではなく、さしたる理由もなく慣行的に前年度と同一の業者を選定しているに過ぎないのである。仮に明確な選定基準や合理的な選定理由に基づいて見積業者を選定していたとするならば、このような不自然かつ異常な契約推移が継続しているにもかかわらず、多数存在する業者の中から特定のA、B、C社を長期間継続して見積参加者に選定し続け、異常な状態のまま放置する結果を招くことにはならなかったはずである。

カ ところで、発注者側において、特定業者を長期間継続して見積参加者に選定し続けたいとする誘因はないのであろうか。

もともと本件契約は、中央卸売市場内の施設の警備業務を委託する契約であり、業務の性質

から見れば本来的には競争になじむ業務である。しかし、実際に業務を委託する担当課では、卸売市場には多数の者が頻繁に出入りすることなどから、従来から出入り業者を把握している業務に精通した現在の委託業者と継続して契約をしたいという意向が根強い。つまり、委託業務の性質や目的自体は競争に適しており、制度上は競争を前提とした契約方法を選択するのが原則ではあるが、現場としては、事務負担の増大なども考慮に入れ、現状に問題が無く予算の枠内である限り、委託業者の変更を望まない実態がある。

こうした実態がある中で、見積業者の選定基準や選定理由を明確にすることなく随意契約を行うことが出来るような発注体制にあるとするならば、現在の委託業者と見積書は提出するが契約意思の無い業者を長期間継続して見積参加業者に選定し続けることにより、形式的には見積合わせの手続を適正に執行しつつ、実質的には特定業者と長期間継続して一者随意契約を締結したのと同じ効果を得るような不正関与行為や不正行為の意図的な容認行為を招くおそれがあり問題がある。

以下、契約事例①と同様の問題点を有する契約事例を列挙する。(全て中央卸売市場)

金額単位：円

② 市場管理庁舎清掃業務委託契約料

見積参加可能業者数 17社  
(平成15年度現在、以下同様)

年度	支出額 予定価格	見積 業者数	見積業者名と見積金額(税込)		
			A社=契約	B社	C社
10	1,453,410	2	1,453,410	1,477,980	-
11	1,453,410	2	1,453,410	1,526,070	-
12	1,453,410	2	1,453,410	1,526,070	-
13	1,453,410	3	1,453,410	1,582,350	1,596,420
14	1,453,410	3	1,453,410	1,541,400	1,524,600

③ 市場内電話交換業務委託料

見積参加可能業者数 6社

年度	支出額 予定価格	見積 業者数	見積業者名と見積金額(税込)		
			A社=契約	B社	C社
10	5,541,480	2	5,541,480	5,725,650	-
11	5,541,480	2	5,541,480	5,818,512	-
12	5,541,480	2	5,541,480	5,818,512	-
13	5,541,480	3	5,541,480	6,018,600	5,982,900
14	5,541,480	3	5,541,480	5,834,850	5,722,500

## ④ 重量電動式シャッター保守点検委託料

見積参加可能業者数 3社

年度	支出額 予定価格	見積 業者数	見積業者名と見積金額(税込)		
			H社=契約	I社	J社
12	493,500	3	493,500	522,900	509,250
13	493,500	3	493,500	520,590	511,770
14	493,500	3	493,500	523,530	506,310

## ⑤ 消防用設備等の維持点検委託料

見積参加可能業者数 12社

年度	支出額 予定価格	見積 業者数	見積業者名と見積金額(税込)		
			K社=契約	L社	M社
12	724,500	3	724,500	852,600	877,800
13	724,500	3	724,500	819,000	877,800
14	724,500	3	724,500	819,000	908,250

## ⑥ 植栽等管理業務委託料

見積参加可能業者数 9社

年度	支出額 予定価格	見積 業者数	見積業者名と見積金額(税込)		
			S社=契約	T社	U社
12	179,550	3	179,550	210,000	210,000
13	179,550	3	179,550	180,000	200,000
14	179,550	3	179,550	189,000	210,000

## ⑦ 冷蔵庫冷蔵冷凍設備点検整備委託料

見積参加可能業者数 3社

年度	支出額 予定価格	見積 業者数	見積業者名と見積金額(税込)		
			Z社=契約	AA社	BB社
12	336,000	3	336,000	359,100	350,700
13	336,000	3	336,000	352,800	347,550
14	336,000	3	336,000	352,800	347,550

## ⑧ 場内清掃及びごみ収集処理業務の委託料

見積参加可能業者数 8社

年度	支出額 予定価格	見積 業者数	見積業者名と見積金額(税込)			
			D社=契約	E社	F社	G社
10	21,391,650	3	21,391,650	21,991,200	21,644,700	-
11	20,291,544	3	20,291,544	21,882,000	21,648,900	-
12	21,925,260	3	21,925,260	23,455,845	23,352,840	-
13	21,925,260	3	21,925,260	23,455,845	-	23,572,500
14	23,222,000	3	23,222,000	24,126,900	-	24,524,850

## ⑨ 鼠族駆除業務委託料

見積参加可能業者数 9社

年度	支出額 予定価格	見積 業者数	見積業者名と見積金額(税込)			
			O社=契約	P社	Q社	R社
12	481,467	3	481,467	516,600	513,450	-
13	481,467	3	481,467	516,600	513,450	-
14	481,467	3	481,467	516,600	-	549,150

## ⑩ 電気構内線の碍子の点検と清掃及び電気室清掃業務の委託料

見積参加可能業者数14社

年度	支出額 予定価格	見積 業者数	見積業者名と見積金額(税込)			
			V社=契約	W社	X社	Y社
12	202,650	3	202,650	213,150	207,900	-
13	202,650	3	202,650	213,150	210,000	-
14	202,650	3	202,650	-	210,000	218,400

## ⑪ 冷蔵庫自動扉の保守点検委託料

見積参加可能業者数 3社

年度	支出額 予定価格	見積 業者数	見積業者名と見積金額(税込)				
			CC社=契約	DD社=契約	EE社	FF社	GG社
12	166,950	3	166,950	-	210,000	205,800	-
13	166,950	3	166,950	-	210,000	-	273,000
14	166,530	3	-	166,530	220,500	-	207,900

(注) DD社はCC社が撤退する際に、CC社から紹介された業者である。

(注) 全件調査の調査対象期間(平成12~14年度)以前の状況を把握するため、一部契約については、平成10,11年度も調査を行っている。

なお、各契約は推移表の初年度以前から継続しており、推移表の初年度は新規契約年度を意味するものではない。

## (3) 考察

委託業務の性質や目的が競争入札に適さず随意契約を締結せざるを得ない事情がある場合においても、見積合わせを行うことにより一定の競争原理を働かせ、公正性と経済性を確保する必要がある。しかし、見積合わせの形式的体裁を整えるだけでは、こうした競争原理は働かないのであり、実効性ある形で適正に執行されなければならない。見積合わせを実質的な意味で機能させるためには、発注者側において競争性を確保し得るような発注体制を整備し、適切に運用していくことが必要となる。

具体的な対策は、「21 その他不自然な契約事例」を参照。

## 7 一者随意契約

## (1) 指摘事項

地方自治法234条2項は一般競争入札を原則的契約方法とし、新潟市契約規則は、「随意契約をしようとするときは、なるべく第6条に規定する有資格者



名簿に登録された者のうちから、特別の理由のあるものを除き2人以上の者から見積書を提出させなければならない。」旨規定し、見積合わせを随意契約を締結する場合の原則的契約方法としている（規則28条）。しかるに、平成14年度の現状は、1業者のみから見積書を提出させて契約を締結している事案が全契約件数の65.3パーセントを占めており（第3部参照）、地方自治法234条2項及び契約規則28条が形骸化している。

また、一者随意契約の事例の殆どは、前年度に契約を締結した業者が見積書を提出し、かつ、当該年度においても前年度と同一の業者と契約を締結するという実態であった。このような事例において、見積書は、形式的に要件を整えるための書類となるにすぎず、価格の妥当性を判断する資料としての機能を果たし難い。

## (2) 契約事例

### ① パンチ業務委託契約（情報政策課）

ア 本件契約は、電子計算機処理に係るデータの入力を内容とする委託契約である。

イ 市は、昭和59年頃から同一業者と随意契約を締結している。随意契約の理由は「新潟市委託事務の執行に関する要綱第8条第3号、委託内容が個人情報を含み、また、処理量に応じた対応が必要なことから、その体制を有しており、データ保護の立場から信用のおける業者であるため（経済産業省認定 安全対策実施事業所としての実績）」と記載されている。

ウ 同要綱第8条第3号には「その他事務事業の性質上、継続することが適切であると認められるとき。」と規定されている。

本件委託事務は、市が発注したデータを専用の機械を使用して入力する作業であるが、受注者は、データを効率的に入力するためのプログラム等を作成し入力作業を行う。情報政策課によると、契約月である4月は、入力作業量が多い時期であり、受託者に変更があると、新たな受託者は、入力作業の他に効率的に入力するためのプログラムを作成すること等により、事務処理の停滞をきたすおそれが高いため、業者を変更することができず、新たな機械を導入するまでは、同一業者と契約を締結せざるを得ないとのことである。

確かに、当該機械に習熟し、既存のプログラムを利用する従来からの受託業者が受託すれば、確実かつ迅速に事務処理ができる可能性が高い。しかし、本件受託業務は、物理的に当該業者しか行い得ない業務とは言い難い。市が、

入札又は見積合わせをする際に、当該業務量、繁忙期等について詳細な情報を与え、相手方に、当該業務を行いうるか否かを判断する機会を与えることにより、受託能力のある業者の有無について判断すべきであろう。

よって、同要綱第8条3号の事由に該当するとは言い難い。

また、新たな機械を導入するまでは、当該機械に習熟している業者に委託するという担当課の考え方によれば、長期間同一の業者と一者随意契約を締結することになる。

エ 昭和59年当時においては、処理体制を持つ業者でデータ保護の立場から信用のおける業者が存在しないという随意契約理由に関して首肯しうるが、現時点において、同様のことがいえるかにつき再検証すべきである。

なお、情報政策課担当者によると、当該業者から賃借している機械を入力に使用していることが、当該業者に入力事務の委託をしていることに関係しているようであるが、同作業は、機械を所有している業者の従業員しか行い得ない業務ではない。

オ 一般論として、従来からの受託業者は当該業務に精通しており、当該業務を迅速かつ確実に行える可能性が高い。言い換えれば、いかなる契約においても、従前の業者と異なる業者が契約相手方となると、履行を確保しうるか否かというリスクが生じる。しかし、そのようなリスクを回避することを第1の目的とすれば、受託業者は固定化され、競争原理が働かず、機会均等の理念にも反する結果となる。本件契約においても、従来からの受託業者に委託した方が円滑に業務が行われる可能性が高いことは確かであろうが、データ入力業務は、受託能力のある業者が複数存在する可能性が高く、履行の確認が比較的容易であり、受託する業者によって成果物の個性が小さいため、少なくとも、数年に1度は、入札または見積合わせの方法により、契約相手方を見直すべきであろう。

カ なお、パンチ業務は、1文字当たりの入力単価を合計した金額により契約価格が決められる。同単価は、平成9年頃から同額であり、新潟県における委託の単価と比較検討し、また、財団法人経済調査会編「積算資料」等を参考にしている。しかし、実際に、民間業者からの見積書をとること等により適正価格についての検討もすべきであろう。

### ② 市庁舎空調設備保守点検業務委託契約（管財

課)

ア 本件契約は、空調設備保守点検業務を委託する契約である。

イ(ア) 本件委託は、「本館の空調設備の施工業者であり設備内容を熟知しており、業務の迅速性、確実性、価格面で他社に比べて有利である。また、業務態度は誠実で信頼性が高い。」という理由により、空調設備が設置された平成元年から平成14年まで同一業者に委託している。しかし、施工業者以外の業者に保守点検業務を行い得ないかを打診しておらず、施工業者の外に本件保守点検業務を行い得る業者がいるか否かは不明である。

イ(イ) 本件契約は、平成12年から平成14年までは、連続して金2604万7350円で一者随意契約の方法により締結されている。

委託契約の価格は、業者が提出する見積書に基づいて決められている。見積書の内訳は「1)空調機(還気ファン、全熱交換器含む)498万7000円、2)送・排風機類138万7100円、3)パッケージ型空調機5万7000円、4)冷却塔40万8000円、5)自動制御設備1461万5000円、6)空調機フィルター廃棄処分11万7600円、7)共通費323万5300円」である。1)乃至6)の内訳は、「点検・整備費」と「消耗・雑材料費」から成り、点検整備費が多くを占める。たとえば、空調機の点検・整備費は460万円であり、消耗・雑材料費は38万7000円である。

しかるに、管財課は、どのような根拠により空調機の点検・整備費が460万円となるか把握していない。また、その他の項目に関しても算出根拠を把握していない。管財課の担当者によると、最初に業者と契約を締結した平成元年に、「庁舎建設準備室」において、業者との間で価格の設定がなされたということであるが、管財課においては、少なくとも、平成12年から平成14年度の3カ年にわたって、価格の妥当性に関して何ら検証していない。

イ(ウ) 他社との見積合わせをする等して価格の妥当性を検証することが必要である。当該契約は、受託した業者以外の7社が履行に関与していることに鑑みると、当該受託業者以外にも、本件委託業務を履行できる業者が存在する可能性がある。

また、施工業者しか保守点検業務を行えない業種においては、後述するように、施工の

際に、施工代金のみならず保守料に関する提案書等をとった上で、総合的な評価の基に業者を選定すべきである。

(3) 考察

① 新潟市契約規則は、随意契約をしようとするときは、特別の理由のある者を除き2人以上の者から見積書を提出させなければならない旨規定している。しかるに、一者随意契約の理由として記載されていた事情は、合理性に乏しいものも散見された。よって、一者随意契約の理由が合理的であるか否か再検討すべきである。

② 特に、保守契約に関しては、従来、新たな開発を行う時に、開発費用のみを対象とした見積合わせ又は指名競争入札を行い、開発を行った業者から機械を賃借し、同社と保守契約を締結していた。しかし、当該契約方法をとると、開発費用が安くても、その後、高額な保守費用を見積もられた場合に、業者の言い値で契約を締結することになりかねない。

新潟市においても、上記事情を考慮し、平成14年度に、開発費用のみならず、賃料、保守料の見積書を開発時提出させ、総合的に相手方を決定するという方法を行った例がある。

たとえば、「汎用型データベースシステム」に使用するハードシステム等の契約(情報政策課)は、システム導入(設置・設定)に関する委託、保守委託、器機およびデータベース等のソフト一式の賃貸借契約によって構成される。当該契約は見積合わせにより業者を決定しており、見積合わせの対象資料として、①システム導入一時費用(設置費用)、②1ヶ月分の保守料、③1ヶ月分の賃貸借料の見積を提示させている。当該契約を委託する業者は、①乃至③の見積もりを総合して決められた。

また、新潟市職員認証システム開発業務委託に関する契約(情報政策課)は、予定価格を決定するための参考見積もりをとる際に、「システム開発データセットアップ等」「ハード購入費」「システム保守料」「運用支援費」に関して、2社から見積もりを取り、ハード購入費、システム保守料、運用支援費に大差がないことを確認した後に、同2社を指名して、システム開発業務の指名競争入札を行っている。保守料等の見積もりは、予定価格を決定するための参考見積もりであるため、相手方を法的に拘束することはできないにしろ、このような試みにより日々の運用経費が抑えられる。

今後は、各課においても、このような業者決定方法を取り入れ、保守契約における運用経費を抑

える契約方法を検討すべきであろう。

## 8 同一業者との長期随意契約

### (1) 指摘事項

きわめて長期間にわたり、同一業者との間で一者随意契約がなされている事例が見られた。

### (2) 契約事例

#### ① 燃えるごみ等収集運搬委託（清掃課）

ア 旧新潟市域の平成14年度のごみ収集運搬委託は、燃えるごみ、燃えないごみ、資源物(びん・缶・プラスチック)、粗大ごみの各収集業務について、4社との随意契約がなされている(但し、燃えるごみは3社)。昭和38年頃より、民間委託が開始され、新潟市の区域拡大に伴い、委託範囲が広がっていったとのことである。

委託料は、燃えるごみが約5.5億円、燃えないごみが約1億円、資源物が約5.1億円、粗大ごみが約1億3000万円である。

また、旧黒埼町域の平成14年度のごみ収集運搬委託は、普通ごみ、空きビン、粗大ごみ、有害ごみの各収集運搬業務について、普通ごみのみ2社、他は1社との随意契約がなされている。

委託料は、普通ごみが約8600万円、空きビンが約500万円、粗大ごみが約1000万円、有害ごみが約120万円である。

平成14年度における燃えるごみの収集量は、市直営が5万2709トン、委託が7万4793トンと約4：6の割合となっている。

イ 旧新潟市域は4社、旧黒埼町域は2社で、地区割りをしての随意契約が長期間継続されている。

旧新潟市域では、臨時ごみ収集運搬単価契約の1日単価でみる限り、少なくとも平成10年以降横ばいである。

旧黒埼地域では、普通ごみの単価は、新潟市域に合わせる前提であるため、平成13年度、14年度と連続して上昇しているが、計算上の必要台数を減少させることによって、委託金額の上昇を防いでいる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令によると、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準として、「受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」(4条1号)、「受託者自ら受託業務を実施する者であること」(同条3号)と定められており、現行の業者はそれぞれこの要件

を充たすものである。

ウ 現在、政令指定都市ないし中核市において、ごみの収集運搬業務の委託先を指名競争入札で決めているところは、札幌市と広島市が見られる(以下の記載は、平成14年度広島市包括外部監査報告書による)。

広島市では、普通ごみを11地区、資源ごみ、大型ごみ、ペットボトルを各8地区と細分化して指名競争入札を実施しているが、1業務ごとの指名業者数は、許可業者49社の中から6社又は7社となっている。もともと、全体の業務の約27%を5年間同一業者が落札していたり、落札率95%超の割合が平成14年度で約70%と高くなっており、指名競争入札の有効性が達成されているとは言い難いとの評価がなされている。

新潟市(黒埼地区を除く)の一般廃棄物処理業許可業者は、平成15年4月1日現在で25社あるが、このうち、ごみ収集運搬委託業者は7社であり、広島市と比較した場合、指名競争入札を実施する基盤が乏しいことは否定できない。

しかし、新潟市のごみ収集運搬の業務委託の長期随意契約については、市民の間において一定の不信感があるのは否定できないと思われる(さらに、委託業者の株式会社新潟市環境事業公社が市が約30%を出資する第三セクターであり、市役所OBも役職についていることを疑問視する声も聞かれる)。今後、近い将来において、入札を実施する可能性を模索すべきである。大規模合併によって許可業者が増加する際に、地域を細分化して入札に付すという方法は検討の価値があると思われる。

エ なお、ごみ収集運搬業務における直営と委託のコスト比較の試算がなされているが、それによると、燃えるごみ1トンあたりの収集コストは直営が2万377円、委託が7389円と約2.75倍の開きがある。平成16年4月からは直営収集車の乗員が3人から2人に削減される予定であるが、なお両者の開きは大きい。

### (3) 考察

同一業者との間で、長期間にわたり随意契約がなされるケースも様々であるが、契約の細分化や対象業者の拡大により、競争入札が実施できる場合も相当数あるのではないかと推察される。

長期随意契約によって、業者との間で馴れ合いが発生していないか、新規業者の参入を抑制していないか、委託料が高値安定していないか、毎年欠かさず検証することが必要である。

## 9 積算根拠の不明な委託料

(1) 指摘事項

新潟市契約規則によれば、市が委託契約を締結する場合は、仕様書及び設計書又は評価等により予定価格を定めなければならない。また、委託料の決定に際しては、あらかじめ的確な予定価格を算定しておくものとされている（新潟市委託事務の執行に関する要綱第5条）。

しかし、契約によっては予定価格が算定されておらず、どのような積算根拠をもとに委託料が決定されているのか不明な例が見受けられた。

(2) 契約事例

① 新潟市西堀地下駐車場管理委託料（商工振興課）

② 新潟市西堀地下駐車場駐車料金徴収事務委託料（商工振興課）

ア 市は、古町、西堀地区の駐車場不足と交通渋滞の緩和、歩行者の安全の確保などのため西堀地下駐車場の存続が不可欠と判断し、経営の悪化した新潟地下開発(株)から同駐車場を買い取り市の施設とした。そして、その設置目的を効果的に達成するために、施設の管理業務と料金徴収業務を一括して、前の所有者である新潟地下開発(株)に委託するのが望ましいとの考えもあったが、当時の制度上、公の施設の管理の委託先には一定の制約があったため、管理業務は(財)新潟市開発公社に委託し、徴収業務のみ新潟地下開発(株)に委託されることとなった。

本件契約①は、市が買い取った新潟市西堀地下駐車場の管理を(財)新潟市開発公社に委託する契約であり、契約②は、当該駐車場の駐車料金の徴収事務を新潟地下開発(株)に委託する契約である。

イ 平成12～14年度における委託料の推移は以下のとおりである。

金額単位：千円

委託内容	平成12年度	平成13年度	平成14年度
①駐車場管理委託料	-	47,798	87,347
②駐車料金徴収事務委託料	-	11,540	22,870

(注) 平成13年度の途中から委託が開始されている。

ウ 予定価格が算定されておらず、委託料の積算根拠が不明確である。

担当課が作成した委託料の内訳資料を見ると、契約①における(財)新潟市開発公社に対する管理委託料（平成14年度）の中には、管理業務に係る実費の伴わない公社事務費136万円が含まれている。また、契約②における新潟地下開発(株)に対する徴収事務委託料（平成14年度）の

中には、実費の伴わない徴収事務手数料が193万円含まれている。

契約①の公社事務費136万円は、管理業務に係る実費の1.5%相当額として算出されているが、実費の1.5%という積算根拠は不明である。また、契約②の徴収事務手数料193万円は、前々年度駐車場収入の1%相当額として算出されているが、駐車場収入の1%という積算根拠は不明である。

この点について担当課に質問したところ、次のような説明を受けた。

管理業務については管理業務事業費の実費、徴収事務については使用料収入に応じて業務量を判断し、業務量に一定の料率を乗じて事務手数料としている。手数料率については、市が管理業務を委託している(財)新潟市開発公社が、体育施設等の管理、徴収事務を受託している実績があり、その際、管理徴収に係る実費の2.5%を手数料率としていることや、受託者の経営状況などを参考に協議の上、定めたものとのことである。

エ 新潟市委託事務の執行に関する要綱実施細目によれば、委託料の算定に際しては、仕様書等を基礎にその業務内容、作業の難易度、類似委託事例における実例価格等を考慮しつつ、適正に積算するように求められている。また、業務の性質上、積算が困難な場合であっても他都市の状況を参考にする等、可能な限り積算根拠の確立に努めるよう規定されている。

担当課が根拠としている体育施設等の管理、徴収事務の委託事例は、管理徴収に係る実費の2.5%を手数料率としているのであって、本件徴収事務のように使用料収入に手数料率を乗じている訳ではない。担当課では、委託事例が何に対する2.5%を手数料としているのかということも考慮することなく、単純に管理業務の1.5%と徴収事務の1%を加算すれば委託料率が2.5%となるように見える点を捉えて積算根拠としているのであり合理性に乏しい。また、他都市の状況などが参考にされた形跡もない。さらに、委託先は、市と利害関係を有する関連団体等であり、双方の協議により決定された手数料率であっても、一般的には合理的な手数料率とは認め難い面がある。

③ 露店市場運営事業委託料（旧黒埼町分は除く）（商工振興課）

④ 露店市場出店料収納事務委託料（旧黒埼町分は除く）（商工振興課）

ア 市は、新潟市露店市場管理条例、同施行規則に基づき、本町市場他4ヶ所の露店市場の管理運営を行っている。市は、専任の管理員2名を配置して、露店市場の管理運営を行っているが、現場の運営や清掃などについては、各市場の出店者組合に運営事業を委託している。また、露店市場の出店料の収納事務についても出店者を熟知した個人に委託している。

本件契約③は、市が露店市場の運営事業を各市場の出店者組合に委託する契約であり、契約④は、露店市場の出店料の収納事務を特定の個人に委託する契約である。

イ 平成12～14年度における委託料の推移は以下のとおりである。

金額単位：千円

委託内容	平成12年度	平成13年度	平成14年度
③露店市場運営事業委託料	2,998	2,914	2,833
④露店市場出店料収納事務委託料	837	800	761

予定価格書は作成されていないが、担当課が作成した委託料の内訳資料によれば、委託料は定額の清掃委託を除き、出店料収入の一定比率として計算されていた。具体的には次のとおりである。

③ 露店市場運営事業委託料 = i + ii

i 運営委託料

露店市場出店料×運営委託料率(32.44%)  
=運営委託料  
運営委託料率32.44%は、昭和55年度から一定。昭和54年度までは31.28%。

ii 清掃委託料

定額。金額は各市場によって異なる。

④ 露店市場出店料収納事務委託料

露店市場出店料×収納事務委託料率(15.78%)  
=収納事務委託料  
収納事務委託料率15.78%は、昭和55年度から一定。昭和54年度までは15.22%。

ウ 委託料率の設定根拠が不明なまま、長期間見直しが行われていない。

担当課では、契約規則で定めなければならない予定価格書を作成していない。したがって、正式な積算根拠は不明であるが、担当課が作成した内部資料では、上記の計算のとおり、概ね出店者数の増減に連動して委託料が決定されることになっており、それなりの合理性を有すると思われる。

しかし、委託料の計算で使用される委託料率

については、昭和55年度から全く見直しが行われておらず、現在では担当課でも設定根拠が不明とのことである。昭和55年度に委託料率の改定が行われた際、小数点以下4位といった細部まで定めていることから、当時は一定の根拠に基づいて算出したものと推測される。このため、本来であれば当時の設定根拠を調査するのが原則であるが、現実的には今から遡って調査するには困難な面もある。しかし、今後の他市町村との合併の過程で、市の委託料の算定根拠を明らかにしなければならない場面も想定されるため、当時の料率の根拠はともかく、少なくとも現時点において合理的と考え得る委託料率を再検討することが必要である。

(3) 考察

委託料の決定に際して予定価格を算定する場合には、文書により委託料の算定根拠を明示し、合理的に予定価格の決定が行われたことを明らかにするとともに、算定の基礎となる条件に変化が生じた場合に、適時に予定価格の修正を行い、委託料の見直しを行い得るだけの積算根拠を持つ必要がある。

10 契約単価の妥当性に関する検証

(1) 指摘事項

システムの運用支援業務委託においては、契約単価が、SE(システムエンジニア)単価×人月(1人の人間が仕事を終わらせるためにかかる月数)によって決められることが多い。しかし、人月及び単価の妥当性に関する検証が不十分である契約がみられた。

また、保守委託契約に関しても、契約単価の妥当性に関して検証がなされていない契約がみられた。

(2) 契約事例

① 財務会計システム運用支援業務等の委託に関する契約(情報政策課)

ア 本件契約は、変更を希望する多数の財務会計システムの中で、次年度に変更したい部分で予算が認められた分野に関する運用支援業務を委託する契約である。本件契約単価は、SE単価×人月によって決められる。人月は、変更等を行う委託内容に応じて相手方が見積りを出し、市と協議して決定される。

相手方の職員は、市庁舎内に常駐して作業を行うものではなく、自社に持ち帰って変更を加えることもある。市は、履行が終わった後に履行届けの提出を受け、システムを作動させて問題がないかを確認する。

イ 本件契約は、単価の計算根拠となる単価及び人月の妥当性に関する検証が不十分である。本

件契約に従事する相手方の職員は、1人又は2人であるが、他の業務と兼業で当該業務を行っている。よって、本件契約を履行するために、当初の見積りの人月を要するか否かは不明である。現状においては、過去の類似例と比較し、また、財団法人経済調査会編「積算資料」等を参考にして人月を決定している。しかし、そのような資料により一般論としてどの程度の人月が妥当であるかということがいえても、当該契約において当初の見積もりが妥当であったかは判明しない。

今後は、相手方の職員が、どれだけの時間を要して、当該運用支援業務を行っているかを把握する必要があり、作業員に、委託に携わった時間に関する勤務簿をつけてもらう等することにより、当該運用支援業務に関して、当該人月が妥当であるかを検証することが必要である。

ウ また、SE単価に関しては、県の単価、財団法人経済調査会編「積算資料」を参考にして、市が委託する場合の単価を統一している。しかし、価格を統一化するのが妥当であるか否か、また、当該資料が妥当であるか否かを検証するためにも、民間業者の見積もり等も含めた価格の検討が必要であろう。

## ② 電子計算機処理システムの運用支援に関する業務委託契約（情報政策課）

ア 本件契約は、住民記録システム等の電子計算機処理システムの運用支援を委託する業務である。本件契約の金額は、平成12年から平成14年まで、同一価格であり、SE単価×15.5人月を根拠とした見積書によって決められている。本件契約の業務は、相手方の職員が市庁舎内に常駐して行っているが、特別の事態が発生した場合に補充のために1人来てもらって行くこともある。よって、見積書の人月は、15.5人月となっている。

イ 市は、常駐していないSEが、どの程度、委託業務に携わっているかの報告を受けていない。今後、SEの勤務簿をつける等して人月の妥当性を検証すべきである。特に、本件契約は毎年、同額で契約を締結しているため、人月の妥当性を検証する必要性が高い。

## ③ ネットワーク関係機器の保守委託契約（情報政策課）

ア ネットワーク関係機器の調整又は消耗品の部品の交換等を内容とする保守契約である。相手方は、SEを常駐させずに、市の要請・指示に基づき保守業務を行う。

イ 本件契約の相手方は、本件契約以外に多数の業務を受託しているため、市は、本件契約の履行内容を他の多数の業務と一括して2ヶ月に1回定例会において報告資料を受領することによって確認している。よって、相手方が行った業務の内容は、資料としては保存されている。しかし、市は、当該資料を契約毎に分類しておらず、年間を通じて本件契約の履行としてどの程度の業務がなされたかを検証していない。

## (3) 考察

運用支援業務委託契約や保守委託契約は、同一の相手方と長期間契約を継続する事例が多い。よって、当該契約において、当該年度の履行业務のなされた頻度等を確認し、人月の妥当性を検証し、次年度以降の契約価格決定に生かすべきであろう。

また、単価の妥当性についても、国や県の積算基準や積算資料だけでなく、民間の情報や資料を入手して、価格の妥当性を検証すべきであろう。

## 11 契約方式の見直し

### (1) 指摘事項

地方自治法は、地方公共団体が締結する契約の方式（契約の方法）について、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの方法を定めている（同法234条1項）。

さらに、同法は、これらの契約方式のうち、原則として一般競争入札方式を採用すべきであり、指名競争入札方式や随意契約方式は、政令（同法施行令）で定める特別の場合にのみ採用することができるとしている（同法234条2項）。

そして、特別かつ例外的な場合として指名競争入札方式を採用してよい場合と、随意契約方式を採用してよい場合について、すでに第2部、第1で詳しく説明したところである。

なお、公共事業の契約方式を定めている地方自治法234条と同法施行令167条は、土木工事や建築工事などの工事請負契約ばかりでなく、業務委託契約にも適用されるものである。

### (2) 契約事例

全件調査の結果からも明らかなように、新潟市の公共事業の契約では、これまで全くといってよい程に一般競争入札方式による契約が採用されてこなかった。業務委託契約だけでなく、工事請負契約でも、そのほとんどは指名競争入札方式と随意契約方式であって一般競争入札方式による契約事例はほぼ皆無であった。

新潟市では、平成15年度の途中から工事請負契約の一部に制限付一般競争入札方式を試みに採用して

いるが、その件数と金額は、全体からみるとごく僅かである。業務委託契約については、今回実施した全件調査の結果、平成14年度の全委託契約件数3,726件のうち、一般競争入札は0、指名競争入札が660件(17.7%)でその余は随意契約となっている。

新潟市の平成14年度の全部の委託契約のうち、例外の更に例外の契約方式である「一者随契」(見積書を契約の相手方1者(社)からだけ徴求する随意契約のこと)が2412件で約65%を占めているのである。

### (3) 考察

地方公共団体の公共工事の契約で、法令が原則的な契約方式と明定している一般競争入札の方式を採用しているところは、全国的に見ても極めて少ない。

地方公共団体が公共事業について契約を締結するに際し、一般競争入札の方式を採用するか否かについては、個々の具体的契約ごとに契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、契約当事者が合理的に裁量判断して決定すべしとするのが、裁判所の考え方である(最高裁昭和62年3月20日民集41巻2号189頁以下参照)。

しかし、新潟市の契約当事者がこの裁判所の考え方に立って個別の業務委託契約を締結してきていないことは、今回の全件調査と個別事例監査の結果からして明らかであろう。

近年、公共工事の契約をめぐる全国各地で「談合疑惑」が表面化し、新潟市においても、平成15年9月30日に、公正取引委員会が談合の疑いで新潟市と取引のある県内の建設業者に一斉に立ち入り検査を実施するなど不正行為排除の動きがあったばかりである。今回の公正取引委員会の一斉検査は、工事契約をめぐる談合疑惑にメスを入れようとしたものと思われるが、問題の核心は、業務委託契約を含む公共事業の不透明かつ不適切な契約方式にある。

もし、地方自治法の定める原則的・基本的契約方式である一般競争入札方式を維持し尊重しようとするのであれば、土木工事や建築工事の請負契約だけではなく、業務委託契約を含む全部の契約について早急に「一般競争可能なものは一般競争入札による」との基本的方針を確定し、全庁的レベルで全面的な見直し作業に着手すべきである。

仮に、手抜き作業などのリスク回避、地元の経済事情、歴史的経過、業者との信頼関係の保持などの面から法律の定める原則的的方式である一般競争入札方式によるのが不可能ないし著しく困難であるというのであれば、同じような状況にある他の地方公共団体等と協議・協力して国に制限撤廃の法改正を働

きかけるべきである。指名競争入札や随意契約などの現状の契約方式に固執し続けることは、地方自治法をはじめ関連する法令の趣旨を損なうことになりかねない。

## 12 関連団体との契約・その1…社団法人新潟市シルバー人材センター

### (1) 問題点

社団法人新潟市シルバー人材センター(以下「シルバー」と略称する。)との委託契約に際して、同センターに対する補助金を考慮に入れた場合に一般民間業者より真に安価であるか否かの検証がなされていない。

### (2) 契約事例

#### ① 松鶴荘・大山台ホーム・大山台診療所警備業務委託(高齢者福祉課)

ア 大山台3施設の警備業務の委託である。機械警備については、別途専門業者に委託しているので、業務内容は主として、通年の日直及び宿直によって施設内の火災、盗難、不良行為等を予防することである。

イ 本契約は、平成14年5月1日から、それまで、随意契約していた民間業者との委託契約を見直し、シルバー人材センターとの間で委託契約を締結したものである。

見直しの理由は、経費の削減であり、民間業者の同施設担当警備員2名が60歳を超えていたため、その人達にシルバーに登録してもらい、そのままシルバーのスタッフとして警備業務に当たってもらったという経過である。

契約内容については、民間業者のときは平日が午後5時から午前8時30分、土日休日が24時間であったが、シルバーになって365日24時間体制となったので、手厚くなった反面、民間業者のときにあった事故発生時の保障はなくなった。

他方、委託料は、平成14年度のシルバーが11か月分で530万2778円(税込み)、平成11年度から平成13年度の民間業者は年間で747万2000円(税込み)と、年間で比較するとシルバーは民間の約77%であり、差し当たり経費削減効果が見られた。

ウ 本契約におけるシルバーへの委託料の見積りは、スタッフに配分される配分金として日直1人・宿直1人につき各1日6000円・11か月で各201万円、機械警備の材料費等として78万9777円、これらに対する事務費5%として24万488円、さらに消費税という計算になっている。

結局、シルバーは、人件費が低廉であり、間

接費として事務費5%しかからないために、割安で業務委託を受けることができるのである。

エ なお、警備委託契約書における業務内容について、民間業者との契約時に付されていた詳細な仕様書がなくなっているが、合理的でないと思われる。

### (3) 考察

本契約におけるように、契約担当者等が意識的に経費節減を図るように努めることは市財政に余裕のない折から高く評価すべきものである。

問題は、シルバー人材センターに対しては、公費による補助金が出ていることから、市全体あるいは国全体で見た場合に本当に経費の節減になっているかどうかを検証しにくいということであり、現にそのような検証はなされていない。

もともと、シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(昭和62年)を根拠として設立された民法上の公益法人であり、健康で働く意欲のある60歳以上の高齢者を会員として、センターが家庭・企業・官公庁等から請け負った臨時的・短期的又は厚生労働大臣が定める軽易な業務を行い、センターから賃金水準より低い配分金を受け取るというシステムであり、現在、全国組織として社団法人シルバー人材センター事業協会が、新潟県には社団法人新潟県シルバー人材センター連合会がある。

新潟市においては、昭和54年に新潟市高齢者事業団として発足し、昭和59年に社団法人化し、昭和62年に社団法人新潟市シルバー人材センターと名称変更して現在に至っている。平成14年度の会員数は2654人、契約金額は7億7769万4000円、うち新潟市の委託分は2億9678万円であり、全体の38.2%を占めている。

他方、補助金については、平成14年度の市の補助金額は3402万円であり、これと同額の国の補助金が県の連合会経由で補助されている。

もとより、シルバーへの補助金は市の経費節減を目的としたものではなく、会員の就労を通じた生きがい対策の確保費用であるが、結果的にはシルバーの間接費の軽減になっていることも否定できないから、委託経費の節減効果の評価をするに際し、同じ市の支出する補助金を考慮に入れる必要があることに変わりはない。

そこで、次のような2とおりの方法で試算してみることとした(但し、補助金額の決定方法は斟酌していないので、あくまで参考数値にとどまる。)

第1に、民間業者に対する委託料の支出との採算性において比較すべき対象を市のシルバーへの総支

出額(市の委託料+市の補助金)と仮定すると、市のシルバー全体への総支出額は、委託料2億9678万円+補助金3402万円=3億3080万円となり、総支出額に占める委託料の割合は約89.7%である。国の補助金を含むと委託料の割合は約81.3%である(総支出比較方式)。

この考え方によると、シルバーに対する委託料が民間業者に対する委託料の約90%であれば、補助金を考慮しても市としては経費節減効果があり、約80%であれば、国の補助金を考慮しても公費の節減効果があると一応言えそうである。

第2に、市のシルバーへの補助金による間接経費の軽減効果は、市以外の依頼者にも及んでいると考え、市の補助金は全契約金額に占める市の契約金額の割合である38.2%相当が市の委託業務の間接経費に充当されたことになるから、関係総支出額は、委託料2億9678万円+関係補助金1300万円(補助金3402万円の38.2%)=3億978万円となり、関係総支出額に占める委託料の割合は約95.8%である(関係補助金比較方式)。

この考え方によると、シルバーに対する委託料が民間業者に対する委託料の約95%であれば、補助金を考慮しても市としては経費節減効果があると一応言えそうである。

いずれにせよ、このような試算方法の当否も含め、補助金を視野に入れた業務委託の採算性の検証がなされるべきである。

## 13 関連団体との契約・その2…財団法人新潟ミートブランド

### (1) 指摘事項

市が設置した施設の管理について、その設置目的を効果的に達成するために必要があるときは、条例で定めるところにより、施設の管理を関連公共団体等に委託することができる(地方自治法第244条の2第3項)。この場合、市から関連公共団体等に対しては、施設の管理に要する事業費に見合う金額が委託料として支払われることになる。

しかし、市と関連公共団体等との間の施設管理に係る費用の按分方針や関連公共団体等における当該施設の管理事業費とその他の単独事業費との区分基準に曖昧な面があるため、委託料が合理的に算定されていないと思われる例が見受けられた。

### (2) 契約事例

#### ① 新潟市食肉センター管理業務委託料(農業振興課)

ア 市は、食用に供するために行う獣畜の処理を適正に行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的に、と畜場(名称:新潟市食肉セ



ンター)を設置している。そして、その設置目的を効果的に達成するために、新潟市食肉センター条例を制定し、関連公共団体等である財新潟潟ミートプラントに施設の管理を委託している(新潟市食肉センター条例第9条)。本件契約は、市が設置した新潟市食肉センターの管理を財新潟潟ミートプラントに委託する契約である。

イ 平成12～14年度における委託料の推移は以下のとおりである。

金額単位：千円

委託内容	平成12年度	平成13年度	平成14年度
新潟市食肉センター管理業務委託料	94,697	93,306	120,308
牛海綿状脳症対策緊急整備委託料	—	18,997	—
合計	94,697	112,303	120,308

なお、平成14年度の管理業務委託料が1億2030万円となり、前年度と比べ2700万円程度増加しているのは、市から財新潟潟ミートプラントに派遣される職員に係る人件費について、平成14年度から派遣先が支給し、市はこれに相当する金額を委託料として負担することに変更したためである。

ウ 市と財新潟潟ミートプラントとの利害関係(平成15年3月末現在)

(資金)

市は、財新潟潟ミートプラントの基本財産1億2000万円のうち、4800万円を出捐している(平成5年1月21日)。

(人事)

市職員の派遣—専務理事1名、事務局長1名OBの派遣—理事長(非常勤)

エ 財新潟潟ミートプラントの概要

財新潟潟ミートプラントでは、食肉に関する知識等の普及や安全啓発に係る事業などを行う他、特別会計を設けて、本件契約の管理委託事業を行い、その他単独事業として、と殺解体、冷蔵保管事業などの収益事業を行っている。

平成14年度の特別会計の状況は以下のとおりである。

金額単位：千円

財新潟潟ミートプラントの収支計算書(特別会計)の概要	
平成14年4月1日～平成15年3月31日	
収入の部	
と殺解体等事業収入	390,911
施設管理受託収入	120,308

雑収入	1,464
当期収入合計(A)	512,685
前期繰越収支差額	17,282
収入合計(B)	529,967
支出の部	
と殺解体等事業費	395,292
施設管理事業費	120,308
固定資産取得支出	13,012
当期支出合計(C)	528,613
当期収支差額(A)-(C)	△15,928
次期繰越収支差額(B)-(C)	1,354

市は、上記支出の部における施設管理事業費1億2030万円に見合う委託料を支払っている。

オ 財新潟潟ミートプラントにおける、と殺解体事業費と施設管理事業費との区分の基準が曖昧である。

市は委託料を年間予算の範囲内で分割して概算払いし、年度終了後に委託先である財新潟潟ミートプラントから施設管理に係る支出の内訳を明らかにした精算書の提出を受け、精算残金がある場合には市に返還させることになっている。財新潟潟ミートプラントから提出される精算書が正確に作成されない場合は、当然、市が負担する委託料の金額も妥当性を欠くことになるため、担当課では精算書の内容を十分に吟味することが求められる。その場合、委託先の財新潟潟ミートプラントでは、施設管理の他、単独の収益事業として、と殺解体、冷蔵保管事業も行っているため、施設管理に係る支出か、と殺解体、冷蔵保管事業に係る支出かといった事業費の計上区分が重要となる。

この点について、財新潟潟ミートプラントでは、事業費の支出の都度、支出の内容が施設管理に係る支出か、と殺解体事業に係る支出かを個別に判断し適切に区分して計上していると説明する。

しかし、調査の結果、と殺解体事業費と施設管理事業費との区分基準が曖昧なため、施設管理事業費が正確に集計されず、結果として委託料の精算が正確に行われていない面が見受けられた。

以下、具体的に例示する。

(ア) 例示1—修繕費

新潟市食肉センターの維持修繕費用等に係る事業費は、次のa～cの3通りの区分で支出することになる。

a 新潟市と畜場事業会計の工事請負費として支出

b 財新潟ミートプラントの特別会計の施設管理事業費として支出

c 財新潟ミートプラントの特別会計のと殺解体事業費として支出

上記の a, b に区分された維持修繕費用は最終的には市が負担し, c に区分された場合のみ財新潟ミートプラントの負担となる。

担当課によれば, 平成11年度までは, 概ね以下の基準で計上されてきたとのことである。

上記 a : 概ね300万円以上の修理, 改良等

上記 b : a, c 以外の場合

上記 c : 解体室など限られた範囲での概ね10万円未満の修理, 改良等

しかし, 平成12年度以降は, 市からの施設管理委託料が減額となったため, 委託料に影響する上記 b の支出を抑制する必要性が生じ, 従来の区分基準に準拠すれば上記 b の支出とされた場所における修繕や, 10万円以上の高額修繕であっても上記 c の支出として処理し, 財新潟ミートプラントが以前より過大に負担しているのである。

つまり, 平成12年度以降は, 一定の合理的な区分基準に準拠して施設管理に係る修繕費を集計しているのではなく, 減額となった委託料の予算に合わせる形で意図的に修繕費を調整して計上しているものであり, 正確かつ合理的な委託料の精算の観点からは問題がある。

(イ) 例示2－旅費交通費

財新潟ミートプラントの特別会計における, と殺解体事業の旅費交通費は42万7650円であり, 施設管理事業の旅費交通費は23万5110円である。

財新潟ミートプラントでは, 原則として, 出張用務が, と殺解体事業に関連するものか, 施設管理事業に関連するものかを個別に判断し区分計上している。しかし, 例年, 施設管理事業の旅費交通費の予算が早い時期になくなるため, 年度の後半には, 施設管理関連の出張であっても, と殺解体事業費として計上することがあるとのことである。

本来, 合理的な計上基準に準拠して区分計上しなければならない旅費交通費が, 意図的に調整して計上されており, 正確な委託料の精算の観点からは問題がある。

(ウ) 例示3－人件費

人件費については, 業務に従事する者の業務内容に応じて, と殺解体事業費と施設管理事業費に区分しており, 両事業に共通して従事する場合は, 人件費を除く両事業費の比率で按分している。

両事業に共通して従事する者に係る人件費の按分状況は, 次のとおりである。

	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	管理委託	と殺事業	管理委託	と殺事業	管理委託	と殺事業
共通従事者						
理事長	38.59%	61.41%	非常勤のため報酬なし		100%	－
専務理事	38.59%	61.41%	38.59%	61.41%	100%	－
事務局長	市が給与として支給		市が給与として支給		100%	－
(参考)						
(実際比率)	20.39%	79.61%	23.44%	76.56%	23.34%	76.66%

(注1) ■■■ は, 市からの現職職員の派遣を示す。これ以外は, 市OBの派遣。

(注2) 平成12, 13年度の人件費の按分に使用した比率は, 平成11年度の人件費を除く両事業費の比率であり, 管理委託38.59%, と殺事業61.41%である。平成14年度は全く按分が行われていない。参考までに, 各年度の同比率を実際比率として示した。

両事業に共通して従事する者の人件費の按分比率について, 年度ごとに問題点を整理すれば以下のとおりである。

(平成12, 13年度)

理事長, 専務理事の人件費の按分比率について, 平成11年度の按分比率である管理委託38.59%, と殺事業61.41%をそのまま使用しているが, 毎年, と殺解体事業費と施設管理事業費を費目ごとに集計しているのだから, 各年度の按分比率は容易に算出可能なはずであり, 過去の按分比率をその後の年度において使用することに合理性はないと考える。参考までに各年度の実際の按分比率を見ると, 実際の管理事業費比率が約20~23%であるのに対し, 人件費の按分計算に使用しているのは38.59%であり, 人件費が実態より多く管理事業費として集計され, 市の委託料負担が過大となっている。

また, 市から派遣された事務局長については, 市が全て人件費を負担しているが, 業務内容, 勤務実態からみて, 両事業に共通して従事していると考えるのが妥当であり, 派遣先に応分の負担を求めるべきであろう。

(平成14年度)

平成14年度は人件費の按分を行わず, 全て施設管理事業費に集計しているが, 理事長,

専務理事、事務局長の業務内容、勤務実態からみて、両事業に共通して従事していると考えるのが妥当であり、明らかに合理性を欠いている。この結果、市の委託料負担が著しく過大となっており問題がある。

(c) 例示4－その他共通経費

人件費以外にも管理棟に係る光熱水料費など両事業に共通して発生する事業費が存在するが、按分せず一方の事業費に計上している。事業費の割合や占有面積の割合など費目の性質に応じて合理的な按分基準を設定し、正確な事業費の集計を行うよう指導する必要がある。

(3) 考察

市が負担する委託料の金額を正確かつ合理的に算定するためには、委託先における施設管理事業費が合理的な基準に従い正確に集計されなければならない。市が決定した委託料の予算に合わせるために、合理的な理由もなく委託先における施設管理事業費と、と殺解体事業費の区分基準が変更されるようなことがあってはならない。

市は、委託先の作成した精算書等の内容を十分に吟味し、委託料の金額を予算に合わせるために、委託事業費とそれ以外との区分基準を意図的に操作するような行為が行われていないか検証するとともに、合理的な区分基準に準拠して集計された適正な施設管理事業費を基礎として次年度以降の委託料の予算を決定していくことが求められる。

そのためには、市と委託先との費用の按分基準や委託先における委託事業費とその他の事業費などの区分基準などをあらかじめ文書等により明確化しておく必要がある。

14 関連団体との契約・その3…財団法人新潟地域産業振興センター

(1) 指摘事項

市が設置した施設の管理について、その設置目的を効果的に達成するために必要があるときは、条例で定めるところにより、施設の管理を関連公共団体等に委託することができる(地方自治法第244条の2第3項)。この場合、市から関連公共団体等に対しては、施設の管理に要する事業費に見合う金額が委託料として支払われることになる。

しかし、市が施設の管理に要する事業費の実費以上に委託料を支払う手法により、実質的な関連公共団体等の運営支援を行っている例が見受けられた。

(2) 契約事例

① 新潟市産業振興センター管理業務委託料(商工振興課)

ア 市は、産業振興と市民の文化向上に寄与することを目的に、新潟市産業振興センターを設置している。そして、その設置目的を効果的に達成するために、新潟市産業振興センター条例を制定し、関連公共団体等である(財)新潟地域産業振興センターにセンターの管理を委託している(新潟市産業振興センター条例第7条)。

本件契約は、市が設置した新潟市産業振興センターの管理を(財)新潟地域産業振興センターに委託する契約である。

イ 平成12～14年度における委託料の推移は以下のとおりである。

金額単位：千円

委託内容	平成12年度	平成13年度	平成14年度
新潟市産業振興センター管理業務委託料	137,094	138,012	147,746
(上記の内訳の一部) (催事費又は産業振興センター事務費)	(4,000)	(4,000)	(4,000)

ウ 産業振興センターの運営管理業務に係る実費以上の委託料を支払うことにより、実質的な(財)新潟地域産業振興センター(以下、財団という)の運営支援が行われている。

担当課が作成した委託料の内訳資料を見ると、催事費(平成12,13年度)または産業振興センター事務費(平成14年度)なる名目で400万円が計上されている。同金額については、委託先の財団では、平成12年度は管理運営業務特別会計の催事費として処理されているが、平成13年度以降は同特別会計で事業費として支出した形跡がなく、一般会計への繰出金として処理されている。

本件契約の目的は、市の設置した施設の運営管理業務を財団に委託するものであるから、通常、施設の運営管理とは無関係の催事関連の費用に相当する金額を、センターの運営管理委託料として支出することはないはずである。また、本件契約においては、委託料を概算払いし、年度終了後に委託先から支出の内訳を明らかにした精算書の提出を受け、精算残金がある場合には市に返還されることになっているため、委託先の管理運営業務特別会計において実費として支出されなかった資金が、一般会計に振り替えられ、市に返還されない状況は想定し難い。

この点について担当課に質問したところ、次のような説明を受けた。

本件契約の委託先である財団では、昨今の経

済情勢下において、その運営財源である基本財産の運用収入が望めず、寄付行為の目的にある地域産業の健全な育成及び発展に寄与するような事業を十分に行うことができない状況にある。そこで、担当課としては産業振興センターの運営管理業務に係る実費以上の委託料を支払うことにより、実質的な財団への運営資金の援助を行い、同財団の地域産業の振興事業を支援しているとのことである。

すなわち、市は、財団に対し、センターの運営管理委託料の名目で、実質的には補助金ないし助成金の性質を有する資金援助を行っているのである。

### (3) 考察

財団は公益法人であり、営利を目的とした法人ではない。したがって、当該財団法人の運営財源は、主に基本財産の運用収入により賄われるべきであって、市からの受託業務の中でいわゆる「利益」を得て、それを財源に本来の公益事業を行う形態は望ましいとは言えない。仮に、市が、財団の運営資金を支援する必要があるのであれば、補助金や助成金など直接的な形で資金支援を行うべきである。

また、市が、委託料の名目に関連公共団体等に対し実質的な補助金又は助成金の性質を有する資金援助を行う手法は、市が行っている支援の実態を不明確化させる恐れがある点でも問題がある。本件契約の場合、平成12～14年の各年度において、市から財団に対し委託業務に係る実費以上に支払われた400万円は、用途を限定した支援資金ではないため、正確な用途は明らかではないが、市も共催している新潟ビジネスメッセの共催負担金に使われたと思われる。この場合の財団の資金用途等は、その目的から見て不当なものではなく、市が財団の事業の支援を行うこと自体に問題はないと考えられる。しかし、市がこのような手法で資金支援を行うと、表面的には財団が独自の運営資金で新潟ビジネスメッセを共催したように見えるため、実質的には共催者である市が共催資金を負担しているといった実態は影に隠れ、市の会計から資金支援の事実を把握することが困難となる。市が、関連公共団体等の事業に対し何らかの資金援助を行う場合は、事業や関連公共団体等に対する資金支援の必要性、資金用途などを明らかにした上で、直接的に資金支援を行い、支援の実態を明確にするべきである。

## 15 再委託（下請・外注）

### (1) 指摘事項

新潟市契約規則第43条によれば「契約の相手方は、契約により生ずる権利又は義務を譲渡し、承継

させ、若しくは担保に供し、又は工事、製造若しくは供給を一括して他人に請け負わせ、若しくは委任することができない。ただし、あらかじめ市長の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」とされている。

また、新潟市委託事務の執行に関する要綱及び要綱実施綱目に基づき作成されている業務別標準委託契約書には、いずれも再委託の制限（公の施設の管理委託契約書では再委託の禁止）条項が付されている。

こうした規定にもかかわらず、委託契約書に再委託の制限条項を付さず、また、市長による書面による承諾なしに事実上再委託ないし、下請、外注に出されている事例があり、更には、受託業務を処理できる技術や能力や体制がないのに委託契約を締結している事例があった。

### (2) 契約事例

#### ① フラワータワー製作管理委託（公園水辺課）

これは、ワールドカップサッカー新潟開催に向けて来訪者の歓迎と大会運気の高揚を図る目的で市内の主要7カ所に花壇等を設置する事業で、平成13年度分委託金額3045万円、平成14年度分の委託金額4116万9450円で、いずれも、社団法人新潟市造園建設業協会と業務委託契約を締結しているものである。

同協会は、新潟市内に本社又は事業所を有し、建設業法3条の許可を受けて造園工事業を含む者によって組織されている公益法人で、平成15年5月現在28の業者が加盟している。

同協会の設立趣意書と定款によると、業界内の情報交換、調査研究、緑化事業の推進などを主たる事業としているだけで、実際の造園工事などは、同協会に加盟する会員企業が行なっている。

本件の委託業務も、協会が受託窓口になるだけで実際には、現場代理人として届け出ている会員業者のY造園が中心となって委託業務を処理している。本件の委託契約書には、再委託の制限条項が定められていない。なお、平成15年4月から前・公園水辺課長が同協会の専務理事に就任しているとのことである。

#### ② アメリカシロヒトリ防除作業委託契約（公園緑地課→公園水辺課）

これは、新潟市が管理する学校や公園、街路樹などのアメリカシロヒトリ等の防除作業を、平成12年度の委託金額1101万976円、平成13年度の委託金額1147万5248円、平成14年度の委託金額1147万5286円で、財団法人新潟市緑化推進協会と業務委託契約を締結しているものである。

同協会は、新潟市の資金援助を受けて設立された公益法人で、新潟市から役職員が派遣されている。

同協会の平成14年度の受託事業会計収支計算書によれば、病虫害防除事業費の80%以上が、雇入れた臨時作業員の賃金とトラックの借上料とトラック持込作業員の謝礼等であって、受注した防除作業の大部分を外注に出していると変わりが無いものである。

市と同協会との委託契約書には再委託禁止の条項が定められているが、前記のとおり実質的に骨抜きになっている。協会の委託業務の処理の実体は管理業務のみであって、現場での防除作業を受注して処理できる体制にないものと思われる。

③ 新潟市ふれあい健康センター管理業務委託契約（清掃課）

新潟市ふれあい健康センターは、新田清掃センターで排出される余熱を利用したプール施設で、「アクアパークにいがた」の名称で財団法人新潟市開発公社によって管理運営されている。市が業務委託契約を締結しているのは、市の関連団体の新潟市開発公社であるが、同施設に配置されている公社の職員は2名だけであって、同施設の実際の管理運営業務を担っているのは、A社という別の民間会社である。書面による再委託の承諾はあるが、開発公社に実質的な受託業務の処理能力がないことは明らかである。

なお、財団法人新潟市開発公社は、これとは別に、新潟市が所有する西堀地下駐車場の管理業務を市から受託しているが、実際には、市から派遣されている所長の人件費だけ残して、新潟地下開発株式会社に再委託している。

④ 本庁舎貯水槽点検清掃業務委託契約書（管財課）

ア 本件契約は、本庁舎における貯水槽清掃業務を委託する契約である。

イ 新潟市は、A協会新潟支部（以下「協会」という。）と本庁舎の貯水槽点検清掃業務に関して平成元年から委託契約を締結している。

経費執行何書によると、一者随意契約の理由として「A協会は民法第34条に基づき設立された公益法人で、市内の貯水槽清掃業者の殆どが（43社）会員となっており、業界及び住民に対しての啓発を主に目的としている公共団体である。実際の業務は協会が公平に加入業者に配分しているため、協会と契約することで公平性及び機会均等が確保され業界の育成につながる。また市に対する実績も大きく信頼性が高い。」と

記載されている。すなわち、協会に委託することにより公平性及び機会均等が確保されることが随意契約の主な理由となっている。

しかし、平成14年度及び平成13年度は、協会が同一業者3社に委託しており、また、平成12年度も1社に変更があったのみである。市は、協会がどの業者に委託するかについて関与しておらず、協会が公平かつ適切に業者を選択して委託しているか否かを把握していない。

よって、経費執行何書に記載されているような「公平性及び機会均等が確保」されているかは疑問である。むしろ、協会が同一業者に毎年委託している場合には、業者間の競争、機会均等が阻害されているともいえる。

ウ 新潟市は、どの会員が協会から受託しているかについては把握しているが、各会員が何円で受託しているかを把握していない。また、市は、協会の決算書を徴収していないため、協会にどのくらい利益が計上されているかも認識していない。協会が3年間ほぼ同一の業者と契約を締結していることに鑑みると、市は、協会をを介入せずに、業者と直接契約を締結したほうが経済的合理性に適うものとも思える。

(3) 考察

新潟市の関連団体の中には、受託した業務を処理できる体制や能力がないにもかかわらず、契約名義人として形だけ市から業務委託をうけ、役職員の人件費など管理的費用を残して、受託した業務を一括して下請に出したり、外注に廻したりしているケースが見受けられる。このような受託業務について十分な処理能力がない団体が、公共の事業を受託すること自体が問題であるといわなければならない。

平成15年8月末に発生した新潟市万代島のコンベンション複合施設「朱鷺メッセ」の連絡通路落下事故でも指摘されているように、連絡通路などの設計業務を受託した新潟市の設計協同組合が技術的対応能力がないのに関連する設計管理業務を受託したことから、連絡通路部分の設計業務を東京の別の業者に再委託して事故が発生したと問題視されているのである。

今回の外部監査の一環として実施した全件調査の結果によれば、再委託された委託業務は、件数で3.4%、金額で16.9%となっている。しかし、今回の個別事例の監査の過程で、市の契約担当者は委託先の団体や企業が、業務を再委託したり下請に出したりしていることについて、さほど関心を示さず組織的に確認や調査もしていないことが判明した。委託契約書に再委託の制限条項を定めないものも多く、

実際には各課からの回答数以上に多くの委託業務が再委託に出されたり、下請や外注に出されているものと推定されるので全庁的レベルで再調査のうえ、改善が図られるべきである。

## 16 契約の履行確認

### (1) 指摘事項

契約の相手方は、契約を履行したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない(規則39条)。契約執行職員又は検査執行職員は、履行届出を受けた後、検査をし、原則として検査調書を作成しなければならない(規則40条)。

履行届は、「委託契約を履行したので届けます。」と不動文字で記載された書面に、契約の相手方が委託番号、委託件名、履行場所、契約金額、履行期間、履行年月日等を記載することによって完成する定型の書面である。契約相手方から、定型の履行届の提出を受けることのみをもって履行の確認としている契約がみられた。

また、今回個別監査を実施した各課の契約事例の中には、現場での作業を伴う委託業務について、単に報告書や写真だけで履行を確認したとされているものがかなり多く、実際の作業を監督したり、完了した業務の現場確認がなされているものはごく僅かであった。

### (2) 契約事例

#### ① 市庁舎空調設備保守点検業務委託契約(管財課)

ア 本件契約は空調設備保守点検業務を委託する契約である。

イ 市は、本件契約を平成元年から平成14年まで連続してA社に委託している。しかるに、業務は、A社が単独で行っている分野はなく、A社から委託(再委託)を受けた6社、更に、6社のうちの1社から委託(再々委託)を受けた1社が実際に行っていた。A社は、年に1度、全ての業務を終了した時点において、「下記点検業務が完了致しましたので、点検結果報告書を添えてご報告致します。」と記載した報告書を提出している。当該報告書の各機器点検結果表は、「1」蒸気ボイラー「2」第一種圧力容器「3」ユニット型空調機・還風機・全熱交換器「4」送排風機「5」パッケージ型空調機「6」自動制御設備「7」フィルター廃棄の項目から成る。この7項目の履行に関する報告書は、全てA社から委託を受けた業者が作成している。報告書の中には、「御注文先A社、御納入先新潟市庁舎」と記載されている事例もあった。

ウ 管財課担当職員によると、当該業務は、全て

A社の監督のもとにA社から委託を受けた業者が行っているとのことである。本件契約において市に対するあらゆる債務を負担するのはA社であること及びA社の監督のもとに当該業務が行われていることに鑑みると、市は点検結果報告についてもA社の名前で提出を受けるべきである。

#### ② 新潟市郷土歴史博物館開館準備業務委託(歴史文化課)

ア 本件契約は、歴史博物館開館準備業務、すなわち、企画展の計画・教育普及計画の立案その他開館準備に関する事項を財団法人新潟市芸術文化振興財団に委託することを内容とする。同博物館は、開館後、同財団が管理を行うため、本件委託も同財団を相手方として行っている。

イ 本件契約金額は、財団が業務の執行をするために要する人件費及び館長予定者に対する報酬によって決められる。財団は、館長予定者に対して、顧問料金20万円を毎月支払っているが、どういう頻度でどういう内容の顧問業務が行われたかの報告書を作成していない。顧問業務の頻度を検証し、次年度以降の顧問契約に関する価格の適否を判断する資料とすべきであった。

### (3) 考察

市は、契約を締結する際に業者から提出を受けた見積書の項目に対応させて、履行内容の報告を受け検査することにより、翌年度に同様の契約を締結する際に価格を決定する資料とすべきである。

また、現場での作業を伴う委託業務については、必要に応じて現場立会、現場での監督、現場で報告を受けるなどの確認手段を講ずべきである。

## 17 採算性の考慮が不十分な委託契約

### (1) 指摘事項

業務委託契約において、委託契約の採算性が十分に考慮されない方法で契約されていると思われる事例がみられた。

### (2) 契約事例

#### ① 新潟市ふれあい健康センター管理業務委託(清掃課)

ア 新潟市ふれあい健康センターは、新潟市新田清掃センターで排出される余熱を利用したプール施設であり、「アクアパークにいがた」の名称で運営されている。その管理業務を財団法人新潟市開発公社に委託し、さらに同公社は、A社(100%民間会社)に管理業務を包括して再委託している。

同施設の公社職員は2名に過ぎず、同施設の実質的な管理運営はA社が行っているものと思

われる。

イ 開発公社に対する委託料は、年度当初に決められた概算委託料に入館料等の公社営業収入を加えた収入額から、経費等の支出額を差し引いて清算し、そこで残額が生じた場合には市に返納されることとされている。

初年度の平成12年度は、概算委託料が3400万円、公社営業収入が9017万1736円、支出額が1億1449万2068円、差引額967万9668円であり、実質委託料は2432万332円であった（7月20日開館のため、実質8か月の営業である。）。

平成13年度は、概算委託料が4600万円、公社営業収入が9468万3968円、支出額が1億6840万5242円であり、差引額マイナス2772万1274円であったため、委託料の変更契約が行われ、実質委託料は7372万1274円となった。

平成14年度は、概算委託料が9187万2000円、公社営業収入が9507万972円、支出額が1億8544万0285円、差引額149万3687円であり、実質委託料は9037万8313円である。

ウ 平成13年度に概算委託料が大幅に不足して経費流用という事態に陥った原因は、来場者及び新規会員が見込みより大幅に伸び悩んだことによるものであるが、確かに、実質8か月の営業でしかない平成12年度と大差のない営業収入しか上がらない事態は予測の範囲外であったかもしれない。

平成14年度は、当初の概算委託料を倍増させたために、年度末における委託料の不足こそ生じなかったが、営業収入が平成13年度並にもかかわらず、支出額が約1700万円増額し、それがそのまま実質委託料の増額に結びついている。

そもそも、同施設は清掃工場のある新潟市外れの田園地帯に立地し、施設的にも歩くプールのみで泳げるプールはなく、魅力や集客力に乏しいと言わざるを得ない。もちろん、焼却場の余熱の有効利用やいずれ耐用年数を迎える新田清掃センターの地元用地対策という側面を考慮したとしても、公費より多額の委託料を支払って運営するに値する施設であるのか疑問の余地がある。

また、営業収入が不足するのであれば、経費を最小限にして支出を抑えるのが通常の経営であるが、現在の委託状況においては、いくら予算不足となっても、開発公社やA社は市の委託料によって補填される一方で、経費を節減して委託料を残しても、差額を返納しなければならないわけであるから、およそ自社の経営維持の

ために経費を節減する動機付けが働く余地がない。委託料の増額傾向は、このような問題点を如実に示している。

今後は、地方自治法の改正により、公の施設の管理についても指定管理者制度によって純然たる民間委託が可能となったのであるから、競争原理が働くような入札による委託先の選定や、経営原理の働くような委託料算定方式（例えば、十分な来客や経費の予測を前提とした委託料の固定化など）にする方向で真摯な検討がなされるべきである。

エ なお、年度途中で耐用年数の長い備品を購入する場合、予め備品費を委託料に含ませた上で、開発公社が備品を購入後、市に寄付するという運用がなされているが、市の財産となる備品は、市の物品購入手続に従って購入されるべきであり、このような運用には疑問がある。

### (3) 考察

新潟市市政改革・推進本部が平成15年11月に発表した「市政改革・創造推進プラン」によれば、新潟市は今後、民間委託等を推進し、民間活力を活用して公的サービスの質の確保・向上を図るとともに、効率化・コスト縮減を図ることを市政改革の方向性としている。

しかし、民間委託を行えば、即効率化、コスト縮減に結びつくものではない。民間委託であっても、そこに競争原理や経営原理が働かなければ、むしろ市のコスト増大に結びつく可能性がある。のみならず、本来、民間に委ねるべき仕事をも行政が抱え込み続ける危険性すらある。

したがって、「民間委託」イコール「民営化」ではないことを十分理解し、念頭においた市政改革が望まれるところである。

## 18 事後評価と事業の見直し

### (1) 指摘事項

業務委託の必要性や合理性を判断するためには、契約担当者レベルだけでなく、全庁レベルでの事後評価が不可欠であり、事業の行政効果を判定（政策評価）し、財政効果を判定（経済性・効率性の評価）するためにも、絶えず事後評価に基づく事業の見直しが必要である。

今回の監査の一環として実施した全件調査の結果では、平成12年度から平成14年度の3年間に、民間委託した委託業務について事後評価を実施しているのは僅か15%程度であって、残りの約85%は、事後評価もそれに基づく事業の見直しも実施していないことが明らかにされている。

本来なら当然見直されてしかるべき委託業務が、

長期間見直されることなく継続されていること自体が大きな問題である。

(2) 契約事例

① 黒埼地区ポンプ場及び関連施設維持管理委託契約（黒埼支所下水道課）

ア この委託契約は、合併前の黒埼町が昭和61年に事業を開始して以来、現在まで、継続して、S社との間で、毎年、随意契約で業務委託契約を繰り返してきているものである。

イ 委託金額は、平成12年度分が一般会計と特別会計合計で2394万円、平成13年度分が一般会計1795万5000円、平成14年度分が、一般会計1425万9000円である。

ウ 旧黒埼町では、昭和61年のポンプ場施設の供用開始にあたり、直営方式と委託方式について検討した結果、他に類似設備がなく専門的技術職員もいなかったことから、業務委託方式を採用したとのことである。そして、同施設の維持管理業務の開始に際しては、指名競争入札の方式によりS社を業務委託先に選定したが、2年目以降は、随意契約によってS社を委託先に選定してきたとのことである。

旧黒埼町が長期間S社と随意契約を継続してきたのは、S社の職員が施設に常駐する形で日々管理を行ってきたこと、毎年業者が代わると機器類等の保守・管理に支障を来す恐れがあったこと、などの理由によるものであるが、経済性・効率性などの面から問題もあったので、この間、機器類の改善を含む施設改善などに取り組み、常駐方式を改善して経費の削減に努めるなどの環境整備に努めてきたとのことである。平成13年1月の新潟市との合併時には、市による直営方式も検討したが、遠隔操作システムの配備等の施設改善が進んでいない中で、市への管理移管は時期尚早と判断し、施設改善・組織統合の方向で見直し作業を進めていく方針とのことである。

なお、本業務委託については、他の民間業者でも受託可能であるため、平成16年度に指名競争入札方式による委託契約を検討しているとのことである。

② 公衆浴場入浴事業業務委託（高齢者福祉課）

ア 本契約は、65歳以上の高齢者の健康保持と生きがいの推進を目的に公衆浴場の利用券を交付し、市内の公衆浴場24軒の加盟する新潟市公衆浴場協同組合に入浴業務を委託するものである。

昭和48年から実施されており、昭和60年4月

1日に「新潟市公衆浴場無料入浴事業実施要綱」が施行され、平成10年4月1日に改正がなされている。

新潟市に居住する65歳以上の高齢者のうち、自家風呂を有する者に対しては入浴券（大券）を月2枚、自家風呂を有しない者に対しては入浴券（小券）を月4枚交付しており、公衆浴場への委託料は、大券1枚につき270円、小券1枚につき310円が支払われ、年6回に分けて委託料が支払われる内容になっている。

イ 本委託による委託料の実績は、次のとおりである。

平成14年度…1億1572万4990円

大券：33万8354枚、委託料9135万5580円

小券：7万8611枚、委託料2436万9410円

平成13年度…1億1615万4610円

大券：33万3550枚、委託料9005万8500円

小券：8万4181枚、委託料2609万6110円

平成12年度…1億1493万9420円

大券：32万4645枚、委託料8765万4150円

小券：8万8017枚、委託料2728万5270円

ウ 上記実績によれば、委託料実績はおおよそ1億1500万円前後で推移し、そのうち自家風呂を有する高齢者に対する入浴券相当額が約76～78%を占めていることが分かる。

本委託事業の目的は高齢者の健康保持と生きがいの推進であり、自家風呂のない高齢者に対してはもとより、自家風呂を有する高齢者にとっても、一人暮らしで入浴が困難であったり、公衆浴場を社交の場として充実した生活を送ることを可能にするという意義を有することは否定するものではない。現に、対象高齢者の約20%が本制度を利用し、高齢者生きがい動向調査においても、今後の利用意向が39%あったとのことである（但し、生きがい動向調査の対象者は、55歳～74歳の男女であり、若年者層や中年者層の意向は反映していない。）。また、大券は県の設定した正規料金より13%安い価格である反面で、各公衆浴場の全体収入のうち約1/3が高齢者入浴券の入浴料で占められており、結果的には公衆浴場業の経営補助的効果もあろうかと思われる。

ただ、市の財政状況が逼迫した状況下において、65歳以上の高齢者であるという理由だけで自家風呂を有する者に対しても入浴券を交付する政策的な妥当性は検証されるべきであり、実際、予算編成や議会審議においても議論がなされてきたとのことであるが、結果的には存続す



る結果となっている。

現在の高齢化社会、財政危機の状況下において、高齢者の生きがい推進という理由だけで年間1億1500万円前後もの公費支出をすることが果たして妥当であるのか、世代間公平や公費支出の優先順位が求められている現状に即したものであるのか、将来的に高齢化が一層進展する中でむしろもっと緊急度の高い公費の使途があるのではないのか、引き続き財政状況と政策効果を多面的に検証していく必要がある。

### (3) 考察

平成15年11月に定められた新潟市の市政改革・創造推進プランによれば、民間委託等の改革項目として次の7項目があげられている。

- ①民間委託等の推進
- ②ごみ収集車の2人乗車化とごみ収集業務の民間委託の検討
- ③道路清掃業務の民間委託の実施
- ④道路補修業務の民間委託の検討
- ⑤新田清掃センター新焼却施設の運転管理委託の検討
- ⑥新卸売市場の管理運営方式の検討
- ⑦浄水場運転管理体制への統括監視システムと民間委託の導入

市は、市政改革・創造推進のための基本指針の中で重点項目の一つとして評価の徹底をあげており、その中で、「行政評価システムの充実と活用」「市民参加型評価システムの導入」を重点推進項目としてあげている。

もし、市のこうした方針を徹底しようとするのであれば、大小3000を超える委託業務について、早急に全面的な事後評価を実施し、民営化できるものは民営化するなどして、委託業務全般の見直しを大胆に推進すべきである。

なお、市が予算づけをして事業の全部を市の関連団体などに業務委託するのは、民営化とは似て非なるものであって、市の公共事業からの受託収入だけで運営されているような関連団体（外廊団体）については、整理縮小も視野に入れて見直しがなされるべきものと思われる。

## 19 委託料の名目で支出される派遣職員の人件費負担

### (1) 指摘事項

- ① 市では、平成14年度より、派遣職員が専ら派遣先の業務に従事することから、派遣職員には、原則として、その派遣の期間中、給与を支給してはならないことになった。但し、その例外として派遣職員が派遣先において従事する業務が、市の委託を受けて行う業務であるなど一定の場合には、

市は、条例で定めるところにより給与を支給することができるものとされる《公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下、「派遣法」という)第6条》。したがって、市が、例外的に派遣職員に給与を支給する場合には、派遣法や条例などに抵触することの無いように慎重な検討が必要となる。

しかし、調査の結果、市が、こうした検討を行うことなく、派遣職員への人件費相当額を委託料などの名目で派遣先に支払う手法により、形式的には市から派遣職員の給与を支給することなく、実質的には給与を負担し続けている実態が明らかになった。このような市の対応は、派遣法の規制趣旨に反するだけでなく、本来、法の例外規定に基づいて給与として支給していれば発生しない消費税等の負担を新たに発生させ、著しく経済性を損なう結果となっており問題である。

- ② また、市が例外的に給与相当額を負担する場合でも、その全額を市が負担するかどうかは別の問題であり、派遣先での業務の従事割合などに応じて派遣先に一部負担させることも可能なはずである。しかし、大半は市が全額負担しており、一部で派遣職員の時間外手当などを負担させている場合があるものの、派遣先での業務の内容や従事割合などを勘案して負担させている例は見当たらない。

例外的に市が給与相当額を負担する場合でも、派遣先での業務の従事割合などを勘案した負担を検討する必要がある。

### (2) 契約事例

- ① 市職員の派遣先との間の委託契約全般（人事課ほか）

ア 市は、派遣法により職員を派遣する全ての場合において、派遣職員への人件費を給与として支払うことなく、委託料、補助金、負担金などの名目で派遣先に支出している。

派遣先ごとの支出の状況をまとめれば、以下のとおりである。

## 派遣に基づく派遣職員の人件費等

※H14年度決算の状況

〔単位：千円〕

No	団 体 名	市からの派遣職員		人件費総額のうち市の実質的負担				派遣職員の人件費のうち実質的に派遣先団体が負担しているもの
				市が支出する際の名目 (派遣法施行までは市の 人件費として支出)			計	
		人数	人件費総額	委託料	補助金	負担金 その他		
1	財新潟市国際交流協会	1人	8,542	8,542			8,542	
2	財新潟市芸術文化振興財団	23人	203,695	184,252	10,175	9,268	203,695	
3	財新潟市開発公社	33人	291,247	289,618			289,618	管理職手当 超過勤務手当
4	財新潟市福祉公社	8人	73,327	26,672	46,655		73,327	
5	財新潟ミートプラント	2人	22,165	22,165	0	0	22,165	
6	社新潟県産業貿易振興協会	1人	10,682			10,682	10,682	
7	財新潟市勤労者福祉 サービスセンター	2人	17,516		17,497		17,497	
8	財新潟市勤労者福祉振興協会	2人	17,862		17,862		17,862	
9	財新潟インダストリアル プロモーションセンター	2人	14,316		14,316		14,316	
10	財新潟観光コンベンション協会	3人	28,882		28,882		28,882	
11	財新潟市都市緑化推進協会	3人	32,769		32,521		32,521	時間外勤務手当
12	財新潟水道サービス	2人	20,358		20,358		20,358	
13	新潟市健康保険組合	3人	15,176				0	
14	新潟市土地開発公社	8人	71,860		68,368		68,368	管理職手当 時間外勤務手当
15	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会	3人	29,480		29,325	155	29,480	時間外勤務手当 管理職員特別勤務手当
	合 計		857,877	531,249	285,959	20,105	837,313	

イ 市は、上記のように委託料や補助金、負担金などの名目で、派遣職員の人件費相当額を派遣先に支払う手法により、形式的には派遣法の原則どおり給与を支払わず、実質的にはこれまで通り給与相当額を負担している。このため、市では上記に派遣されている派遣職員の給与や時間外手当などの人件費を市が負担すべきか否か、負担するとしてどこまで負担すべきかといった派遣法適用に係る実質的な問題点の検討が十分に行われていない面がある。

上記の派遣先ごとに、派遣法適用に係る問題点の有無を検討すべきである。

ウ また、市が例外的に派遣職員に給与を支給できる場合でも、派遣先での業務の従事状況により、派遣先に給与の一部を負担させる必要性の有無を検討することも必要であろう。この検討に当たっては、派遣先ごとの業務従事状況を個別に吟味していく必要があるが、ここでは簡便に派遣先ごとの総事業費に占める市関連事業費

の割合を算出した資料を入手し、派遣先における業務従事状況を推測することにする。

なお、市関連事業費は形式的に集計されたものであり、必ずしも派遣先における業務従事割合などと整合するものではなく、あくまで参考値に過ぎない。

派遣先の総事業費に占める市関連事業費の割合（参考）

※H14年度決算の状況

〔単位：千円〕

No	団体名	総事業費	市関連事業費	市関連事業費の割合	単独事業費		備考
					事業名	金額	
1	財新潟市国際交流協会	54,770	24,583	44.9%	国際理解・異文化理解促進	7,812	
					在住外国人・留学生支援	4,301	
					国際交流・協力活動支援	3,953	
					その他（管理費等）	14,121	
					計	30,187	
2	財新潟市芸術文化振興財団	1,741,537	1,699,630	97.6%	付帯事業（売店等）	41,907	
					計	41,907	
3	財新潟市開発公社	2,161,332	1,829,556	84.6%	霊園管理	12,201	
					各種貸付事業	23,276	
					体育施設等付帯事業（売店等）	65,676	
					駐車場	61,648	
					賃貸住宅等管理	1,795	
					温浴施設運営	167,180	
計	373,683						
4	財新潟市福祉公社	1,831,834	1,077,602	58.8%	介護保険サービス事業	678,653	
					自主事業（まごころヘルプ等）	75,579	
					計	754,232	
5	財新潟ミートブランド	529,436	120,309	22.7%	特別会計（と殺解体、冷蔵庫保管事業）	395,293	
					特別会計（固定資産取得支出）	13,012	
					一般会計（食肉普及、啓発、管理）	822	
					計	409,127	
6	社新潟県産業貿易振興協会	58,086	12,480 （＝市の負担金額を計上）	21.5%	（総事業費一市の負担金額を計上）	45,606	広く新潟県の貿易振興を業務としているため、市の関連事業を金額的に表現することは困難。
7	財新潟市勤労者福祉サービスセンター	276,465	0	0.0%	サービスセンター事業（市内の中小企業の福利厚生事業）	276,465	厚生労働省の施策を、市が受皿を作って行っているような形態。
8	財新潟勤労者福祉振興協会	248,468	0	0.0%	新潟テルサ運営事業等（コンサート、教養講座の開催等）	248,468	厚生労働省の施策を、市が受皿を作って行っているような形態。
9	財新潟インダストリアルプロモーションセンター	55,158	46,886	85.0%	管理費	328	
					地域産業育成支援事業	7,944	
					計	8,272	
10	財新潟観光コンベンション協会	103,401	0	0.0%	観光客・コンベンション誘致関係事業	81,878	業務内容が新潟市に限定されていないため、市の関連事業に計上しなかったが、市の観光行政の一環という意味が多分にある。（財源の7割が市の補助金）
					広報宣伝	16,448	
					その他	5,075	
					計	103,401	
11	財新潟市都市緑化推進協会	222,784	210,770	94.6%	民有地緑化推進事業費	1,905	
					信濃川係留場運営事業費	4,010	
					やすらぎ堤緑地管理事業費	1,493	
					自動販売機等管理事業費	1,833	
					その他	2,773	
					計	12,014	
12	財新潟水道サービス	328,851	307,713	93.6%	日本海タワー運営管理費	16,071	
					喫茶運営管理費	5,067	
					計	21,138	
13	新潟市健康保険組合	2,717,727	2,717,727	100.0%	－	0	人件費は、全て健保組合で負担
14	新潟市土地開発公社	6,515,906	6,218,813	95.4%	保育土地賃貸等事業	82,856	
					一般管理費	214,237	
					計	297,093	
15	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	1,159,991	129,374	11.2%	ボランティア活動振興、共同募金事業への協力等	1,030,617	

エ 派遣法では、派遣職員の従事する業務が、市の委託を受けて行う業務であり、それが派遣先における主たる業務である場合には、派遣職員の業務の内容を問わず、市は派遣職員の給与を支給することができるものとされる。

この資料を見ると、派遣職員の従事する業務は、市の委託を受けて行う業務であり、派遣先における主たる業務に該当する例が多いのではないと思われるが、(財)新潟ミートプラントなどは市の委託業務と直接関連しない事業費の占める割合が高く、派遣職員が派遣先の独自事業に従事している割合も高いのではないかと推測される。このような状況の派遣先の場合、派遣法上、市が実質的に派遣職員の給与を負担することができるのか否か、市が給与を支給できるかとしても、派遣先に一部を負担させる必要性がないか慎重に検討する必要があると考える。

### (3) 考察

市は、派遣職員への人件費相当額を委託料などの名目で派遣先に支払い、実質的に給与相当額を負担するような行為を行うべきではない。派遣法の規制趣旨に反するばかりか、消費税等の追加負担まで必要になるからである。市は、派遣先ごとに、派遣法上、市が給与を支給できる場合に該当するのか否かを検討し、可能な場合は、給与として支給する方法を検討すべきである。

また、市が例外的に派遣職員に給与を支給できる場合でも、市の業務に従事していない部分については、派遣先に給与の一部を負担させる対応を検討する必要がある。

## 20 委託料の用途をめぐる住民トラブル

### (1) 指摘事項

委託料の趣旨について、十分な周知徹底がなされていないため、委託料の用途について住民トラブルが発生した事例がみられた。

### (2) 契約事例

#### ① 自治会等事務委託（自治振興課）

ア 本契約は、新潟市内の自治会・町内会等の住民組織（以下「自治会等」という。）に対し、行政連絡事務、調査事務、一般行政協力事務を委託したものである。

具体的には、「行政連絡事務」とは、文書の回覧・配布等であり、「調査事務」とは、住民を対象とする各種調査であり、「一般行政協力事務」とは、上記以外の協力事務（物品の配布等）を指す。新潟市内の自治会等の数は、平成14年度当初で約1100あり、これらとの間の事務委託にかかる委託料の合計額は、平成14年度で2億21

83万9060円であり、世帯数及び自治会等の数の増加に伴い漸増傾向にある。

委託料の算出方法は、「新潟市自治会等事務委託要綱」によって定められ、世帯割と均等割の合計額となっている。「世帯割」は、1世帯につき月額92円とし、基準日における自治会等の世帯数を乗じて得た数に月数を乗じた数、「均等割」は、自治会等の世帯数に応じた年1回の額であり、100世帯未満が年額5500円、100世帯以上500世帯未満が年額6000円、500世帯以上が年額6500円となっている（平成10年4月から現在まで変更がない。）。

したがって、例えば、世帯数100の自治会等における委託料は、年額11万6400円となる。

イ 本契約は、多数の自治会等との業務委託であるが、平成13年から14年頃にかけて、一部の自治会において委託料の用途及び会計処理についての住民トラブルが発生した。その中には、委託料を自治会等の予算書や決算書に計上せず、自治会長が生活費や役員手当として流用しているものが見られ、平成14年4月には新潟日報誌上において「検証・自治体委託料問題」として2回にわたり特集記事が掲載されるなど市民の耳目を集めた。

新潟市は、同年4月24日付の各自治会長・町内会長宛の文書にて、事務委託料の趣旨を予算書等で明確にし、会員の周知を図ることを求め、周知状況の確認のために、各自治会等の決算書又は予算書の写しを提出することを求めた（平成15年12月の段階で、自治会等1177のうち52自治体が未提出である。）。

提出された決算書等には、委託料や役員手当が収入、支出に計上されていないものが見られた。

ウ 新潟市の自治会等事務委託の制度の変遷は、次のとおりである。

(ア) 連絡員制度（昭和22年7月から昭和23年3月）報酬対応

(イ) 嘱託員制度（昭和23年4月から昭和32年1月）報酬対応

(ウ) 慣例による委託制度（昭和32年2月から昭和48年3月）

(エ) 要綱・契約による委託制度（昭和48年4月から現在）

このような制度の沿革から、自治会長の委託料の個人的流用問題が起きたのは、自治会長個人との契約だった嘱託員制度の名残が原因であるとの指摘もなされたが、自治会等との契約に

よる委託制度が開始されてから既に30年近くも経過している以上、あまり説得的とは言えない。

委託料に関するトラブルの発生する背景には、地域の顔役による自治会等支配という問題とともに、住民が労多くして報いの少ない自治会役員になりたがらないという最近の問題があり、いずれも自主的かつ民主的な自治意識の欠如が根本にある。

市としては、自治会活動に過剰な干渉をしないという原則論を堅持しながらも、市の公金を支払って事務を委託するに相応しい自治会等であるか十分に意を用いるべきであり、再三要請しても決算書等を提出しない自治会等に対しては、事務委託を取りやめることも選択肢に入れて再検討すべきである。

### (3) 考察

委託料は、言うまでもなく委託業務の対価であるが、その趣旨が必ずしも明確でないものも見られる。

その場合には、委託事務の実効性を期するためにも、委託料の趣旨の周知徹底を図るべきであり、さらには、委託という形式が真に適切であるかどうかとも検討されるべきである。

## 21 その他不自然な契約事例

### (1) 指摘事項

平成15年9月末から10月初めにかけて、公正取引委員会は、談合などの独禁法違反の疑いをもって、工事の発注元である新潟市と請負側の建設会社を一斉に立ち入り検査し、契約関係書類などを押収したとされている。

公正取引委員会の今回の立ち入り検査は、新潟市が発注した建設・土木工事の契約をめぐって建設業者らによって談合などが行なわれたのではないかとの疑いを裏付けるためのものとされている。こうした疑いは工事契約に限られるのか、それとも業務委託契約などにも共通しているのか定かではない。しかし、今回の全件調査の結果分析と個別事例監査による指名競争入札などの契約の実態、それに次のような不自然な契約事例などを加えて委託業務全体を客観的・総合的に観察すると、新潟市の全部の業務委託が法令の趣旨に即して適法かつ適式に行なわれてきているとは断じ難い。

### (2) 不自然な契約事例

#### ① 西新潟地区除塵及び処理作業委託契約（西土木事務所）

この契約の相手方は、市と関連のあるA社である。この契約はA社～D社の4社が指名されて指

名競争入札の方式で行なわれたが、3年間ともA社が落札している。しかも、A社の入札価格は、市が設定した予定価格と全く同一か、ほぼ同一であって、極めて不自然である。

#### ② 庁舎の汚水・雑排水槽清掃業務委託契約（管財課）

この契約の相手方も、市と関連のあるA社であって、つぎのような不自然な状況が重なっている。

ア 指名業者の5社は3年間変わらず

イ A社の入札価格はいずれも予定価格と同額

ウ A社は3年間同一価格で落札

#### ③ 庁舎の清掃業務委託契約（管財課）

この契約の相手方は、市と関連のないB社であるが、平成12年から平成14年の間、前記②のA社の場合とほぼ同じ状況の下で落札している。

#### ④ 給食排水処理装置維持管理業務委託契約（施設課）

この契約の相手方は、同業三社で、三つの小学校毎にC社、D社、E社が各々受注している。契約額は3年間各校毎に同一であり、C社、D社、E社から提出されている各年度の見積額も3年間同一である。

しかも、見積書にはいずれも年月日がない。

#### ⑤ 市の違法駐車等防止対策業務委託契約（土木企画課）

この契約の相手方はF社であるが、平成12年から平成14年にかけて、3年間、同じ入札価格（予定価格と同額）で落札している。指名業者も毎年3社～4社で同じ顔ぶれである。

#### ⑥ 堤防の緑地樹木・芝生等管理委託契約（西土木事務所）

この契約の相手方は、H社で平成12年度は指名競争入札であったが、H社が予定価格と同額の入札価格で落札し、以後3年間は同一金額をもって随意契約している。

#### ⑦ 森林関連の6事業に係る業務委託契約（水産林務課）

これらについては、「3 指名競争入札の形骸化」で分析した。

#### ⑧ 3年連続して同一事業者が乖離率0%で落札している契約

第3部・第4「全件調査とその分析」14「指名競争入札の実情」で述べたように、指名競争入札で予定価格が公表されていない限り乖離率が0%となることは通常考えられないにもかかわらず、乖離率が0%の契約が平成14年度で件数にして15.9%、金額にして10.2%も存在する。これが3年

連続乖離率0%というのは明らかに不自然である。

### (3) 考察

- ① 建設工事や土木工事の契約をめぐることは、新潟市においても「談合情報」が後を絶たず、全国の自治体で入札制度の改革が進められている。新潟市でも平成15年秋から一部の工事について一般競争入札方式を採用し、その適用範囲を徐々に広めるとしている。そして、違反業者への罰則の強化などを盛り込んだ談合防止対策の強化策などを実施に移してきている。

工事契約における談合問題が、業務委託契約における不自然な入札問題と本質的に全く同じと見ることにはできないが、市民からはそのように見られるおそれがある。

今回の監査に際して実施した全件調査の結果、市への業務委託契約の約85%が随意契約によって行なわれていることが明らかになった。約15%の指名競争入札も、指名業者が少数の特定グループに限定され、そのグループに入っている指名業者の多くが、件数や金額は別として、市の委託業務のいずれかを受託できる形になっていることがほぼ判明した。本来、契約担当者などごく限られた人しか知り得ないはずの予定価格が、特定の入札参加者にすぐ知られるということは一体何を意味するものであろうか。「予定価格の漏えい」などはないと信じたいが、そうであれば予定価格と同額の入札者はどのような手段・方法でそうした情報を入手するのか業者に対する厳しい調査が必要であらう。

前記の不自然な契約例からだけでなく、全件調査の結果から判明した予定価格と落札価格（契約額ないし支出額）を対比した平均落札率が、ほぼ98%を超えていることを見ても何らかの作為が介在している可能性を否定できない。工事契約と同様、全庁的なレベルでの対策が必要と思われる。

- ② 具体的な対策として、次のようなものが考えられる。

#### ア 指名競争入札の結果についての実態把握と監視を行うための体制整備

現行の発注体制の中では、指名競争入札の結果が不自然かつ異常な契約推移となっても、こうした状況を把握、監視し得るような資料は作成されておらず、実態把握と監視が不十分である。「3 指名競争入札の形骸化」に示した契約推移のように過去の落札業者や指名業者などの推移や予定価格に対する支出額の割合など

の情報を容易に入手し得るような情報システムを導入するなど現状把握のための体制を整備し、不自然な動きがあれば事情聴取や指名業者の入れ替えを行うなど監視機能を強化する必要がある。

#### イ 担当課から独立した審査部門の設置

指名競争入札の実態把握と監視は、発注する担当課で行うだけでは十分とは言えない。全ての担当課において、不自然かつ異常な契約を発見、防止するだけの能力を備えることは事実上困難であるし、発注側の不正関与行為に対しては無力であるからである。指名競争入札の実態把握と監視の仕組みを十分に機能させるためには、発注担当課とは独立した外部の人材を含む専門の審査部門を設け、業者側の不正行為を監視するだけでなく、発注担当課の事務の執行状況の検証を行い得るような体制整備を行う必要がある。

#### ウ 指名競争入札結果に係る情報公開

さらに進めれば、新潟市民が市が行う指名競争入札の実態把握と監視の状況を検証し、評価することが可能となるような情報の公開が必要であろう。守秘義務など法律などの制約に抵触しない範囲で、上記契約推移のような指名競争入札の結果に係る情報を開示し、適正な指名競争入札が実施されていることを明らかにすることを検討すべきである。

#### エ 疑わしき契約についての報告の義務化

指名競争入札の実態把握と監視を行うと言っても、担当課や担当者によって問題意識の程度に違いがあり、担当者ごとの対応に大きな差が生じる可能性が高い。そこで、各担当者にはチェックリストのような形式で、不正行為の存在が推測される疑わしき契約の標準的な類型や事例等を示し、これに該当する事実が生じている契約については審査部門に報告する義務を課すなど、市全体の観点から一定の監視水準を保つような工夫が必要となろう。

また、審査部門に集約された疑わしき契約の内容や事実によっては、公正取引委員会などの外部関係機関にも連絡し、両者の協力のもと不正行為の発見、解消、防止を図っていく必要がある。この点に関連して、既に公共工事においては、市に対して入札談合等の不正があると疑うに足る事実が存在する場合の公正取引委員会への通知義務が法定されており（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条）、業務委託の場合も同様の取り扱いとするべ

きである。

#### オ 発注過程の透明化

現在の指名競争入札の手続では指名業者の具体的な選定基準や選定理由を明確にすることなく業者を指名することも可能であるが、不正行為やそれに関与する行為を防止するためには、業者の指名基準と指名理由を文書化して保存することを義務付けるなど指名業者の選定過程の透明性を高める取り組みを行なう必要がある。また、一定の要件を満たす場合には、指名基準と指名理由の公表も検討する必要がある。より透明性を高めるのであれば、現行の発注担当課が指名業者を選定する仕組み自体を見直し、担当課とは独立した部門で指名業者を選定する体制を整備することも考えられる。

さらに、いかなる部門が指名するにしても指名業者に選定されなかった業者などから照会や異議を受け付ける制度を設け、指名過程に問題がなかったかどうかを審査する仕組みを導入することも有効ではないかと考える。

#### カ 業者の受注意欲を反映する工夫

現行の指名競争入札では、発注者である担当課が自らの判断で適当と認めた業者を指名するだけで指名された側の意向を確認しないため、受注意欲の無い者が指名され、実質的に競争性が機能しない形式的な入札に陥る可能性がある。

そこで、入札参加意欲のある者から広く申込みを受け付け、その中から一定の選定基準に基づき適当な者を指名する、いわゆる公募型指名競争入札や希望型指名競争入札などを導入することにより、受注意欲のある業者間において活発な競争が行われるような工夫を検討する必要がある。

また、業者の受注意欲を反映して競争性を高めるためには、一定の選定基準を満たす業者は、原則として全て指名するのが望ましい。指名業者の増加によって増えると予想される事務負担については、いわゆる電子入札などの新しい手法を活用することによって軽減を図ることができないか併せて検討が必要である。

#### キ コンプライアンス・マニュアルの策定と活用

委託に関するコンプライアンス・マニュアル（コンプライアンス＝法令遵守を実現するために遵守すべき法令などを解説し、違法行為等を発見した場合の対処方法などを具体的に示した手引書）を策定し、委託業務の管理に活用するのも有効である。

具体的には、委託に関するコンプライアンス・マニュアルで示された項目に準拠した行動を行っているかどうかチェックしつつ委託に関する事務を執行することにより、不正関与行為の防止はもちろんのこと、法の趣旨に反して競争によらず随意契約を締結するような行為に対する牽制が可能となる。また、チェック項目に準拠しない行為があった場合における適切な対処方法を示すことにより、不正の隠蔽行為を防ぎ、問題の早期解消に役立てることが可能となる。

発注体制の整備の一環として、このような委託に関するコンプライアンス・マニュアルの策定と活用を検討して頂きたい。

### 第5部 監査の結果及び意見

#### 第1 包括外部監査の結果

##### 1 包括外部監査の結論

今回監査の対象とした平成12年度から平成14年度の新潟市の行政各部における業務委託については、地方自治法と同法施行令が原則的な契約方法と定めている一般競争入札の方式が全く行われず、しかも実際の契約方法の大半を占めている指名競争入札方式と随意契約方式の全般に、看過することのできない大きな問題点のあることが判明した。

しかし、このような業務委託契約をめぐる問題状況は、新潟市だけの特有な状況でなく、他の中核都市や政令指定都市さらには都道府県などかなり広い範囲で共通して認められる異常現象である（これまで公表された包括外部監査の結果報告書など参照）。

しかも、このような現象は、近年に至って発生したのではなく相当以前からあったが、これまでは特別に問題にされることがなかっただけのことである。

このような異常現象がこれまで特別に問題にされなかったのは、各地方公共団体が業務委託契約の改善に正面からきちんと取り組んでこなかったことが主たる原因と思われる。それとともに法令を遵守して事務事業を処理しようとする基本的姿勢と意欲が、契約担当者をはじめ市の関係者や業界関係者にも不足していたからではないかと思われる。

市当局をはじめそれぞれの関係者が、業務委託をめぐるこうした異常な状況を正面から真剣に受けとめ、他の地方公共団体などと協議のうえ、一日も早く正常な状況に回復するよう所要の対策を講じて頂きたい。

##### 2 業務委託に関する共通の問題点

本報告書の第3部と第4部で指摘した個別の問題点を第1部の審査の要点に沿ってあらためて整理・総括すると以下ようになる。

(1) 業務委託に関する条例、規則、要綱、要領、指針

などは、住民自治の本旨に沿った内容で必ずしも十分に整備されているとは言えないので、先進的な自治体の条例、規則、要綱、基準などを入手し、新潟県や国とも問題点を整理・検討・協議して、地方分権一括法下の地方の時代にふさわしい条例、規則、要綱などの整備を進められたい。

(2) 業務委託の必要性、相当性についての判断や評価が、事前・事後を通じて担当者若しくは担当課レベルにとどまっており、全庁的・全市民的レベルで行われていない。業務委託を円滑に進めるためには関係する市民や職員組合などからも理解を得ることが重要と思われるので、今後は、より客観的な評価に基づいて委託の可否を決定すべきである。そのため全庁的・全市民的レベルでの評価の仕組みについて、早急に検討して頂きたい。

(3) 市の業務委託契約の多くが随意契約で行われ、それも、特定の業者一者の見積りによる契約が大半を占めている。また、指名競争入札によるものも指名業者の選定方法などに問題が多いので、建築や土木の工事契約の見直しと同じように、業務委託契約についても、契約方式の全面的な見直しが行われるべきである。

(4) 業務委託契約の相手方となる業者の選定理由や選定経過が記録上明瞭でなく、外部の者からはほとんどわからない状況にある。

もし、今後とも一般競争入札方式でなく指名競争入札の方式を主たる契約方式として採用していくのであれば、指名業者の選定に外部の有識者や市民等を参加させる仕組みなどを検討すべきである。

特に市と利害関係の深い団体に億単位の大型の業務を継続的に委託する場合には、委託料の決定などで他の民間企業等が不公平とならないよう配慮することも必要であろう。

(5) 業務委託費（委託料）の積算には、国や県の積算基準や積算資料だけでなく、広く民間の情報や資料を入手して、より市場価格に近い価格を算定すべきである。現在の国・県の資料を基準にした委託料の算定では、民間の相場より高めとなるおそれがあり、また、随意契約の参考資料として特定の一者の見積額で契約額（予定価格）を決定する現在のやり方も高めになるおそれがあるので、早急に改善する必要がある。

(6) 委託契約の内容は、委託業務の内容や性質によって同じでないため、それぞれの内容や性質に応じて適切な条項を設定すべきであるが、契約担当者に契約当事者としての意識が希薄であると契約交渉や契約手続がおざりとなるおそれがある。契約条項のうち委託金額、委託期間、履行の確保、再委託の当

否、変更事由など重要条項については事前に十分に検討しておく必要がある。ともするとそうしたことが契約担当者に十分意識されないまま手続が進められているおそれがないとは言えず、契約書が単なる形式文書として取り扱われてしまうおそれも大きい。契約の締結手続は、利害の対立する両当事者が、真剣な交渉によって合意点を見出す共同作業であることを全ての契約関係者が再認識すべきである。そして、業務委託先である契約の相手方に対し、価格交渉などでもっと真剣に対応する必要がある。委託料（予定価格）の設定に当たっては、相手方業者の見積書を安易に受け入れているきらいがあるので、契約担当者らに対し、倫理研修や専門研修等を通じてもっと全体の奉仕者としての意識と契約意識・コスト意識を植えつけるべきであろう。

(7) 委託した業務の履行確認と検査・検収は、作業報告書、履行届、検査調書、成果品の受け渡しなどによって一通り実施されているが、そのほとんどは、文書と写真などの報告書形式によるものである。委託した業務の内容によっては、作業の状況や業務処理の結果を現地で確認することが求められるが、現地立会による履行確認は実際にはほとんど行われていない。害虫駆除など委託業務の種類や内容によっては、周辺の環境に害を及ぼす場合があり、また、業務処理の方法が防災などの面で不適切な場合もあるので、業務の種類や内容に応じた履行確認のシステムを再検討すべきであろう。

(8) 見積書、予定価格書、契約書、入札調書、執行伺書などの必要書類は、概ね適正に作成され、保存されていたが、一部の書類に後で手を加えられた形跡のものがあり、一部の書類には不備や欠落が認められたので、早急に所要の改善がなされるべきである。見積書や入札書など契約関係書類について、日付は重要であって、それに手を加えるようなことはあってはならず、今後はそのようなことのないように上司による書類のチェックを強化すべきである。

## 第2 包括外部監査人の意見（提言）

### 1 委託業務と契約方式の抜本の見直しを求める

(1) 今回の包括外部監査の一環として実施した新潟市の行政各部に対する業務委託（外部委託・民間委託）に関する全件調査の結果によると、平成14年度の業務委託件数は3685件、委託料の総額は257億6655万円となっている。今回の全件調査には市民病院と水道局が含まれていないので、その分を含めると委託件数、委託金額とも更に大きな数字になるはずである。

今回の全件調査の対象となったのは、新潟市の行政各部の76課（出先機関を含む）であるが、各課で



毎年行われている委託業務の種類は多種多様なものに及んでいる。

新潟市が行っている委託業務の中には、市民サービスを直接的に目的としている業務も含まれており、そうでない業務でも市民生活と深くかかわっている業務が多い。住民の関心の深い学校給食業務をはじめ、市立の保育園業務などの外部委託（民間委託）も検討され、実施に移されつつあることから、業務委託に対する一般市民の要望などもますます多くなっていくものと思われる。

(2) これまで新潟市の事務事業を委託により執行する場合には、監理課（現在は契約課）が定めた要綱に基づいて行われてきたが、実際の事務事業については外部からはほとんど窺い知ることができなかった。ほとんどの事務事業は、対象となる事務事業の所管課で企画・立案され、予算づけが行われて新規事業ないし継続事業として事業化され、そのうちの全部または一部が外部の民間企業等へ委託に出されているというやり方で行われてきた。そして、ほとんどの業務委託が一者の見積書を基に委託料が定められ、業務委託の契約方式は、随意契約方式によるものが大部分であった。また、一度事業化され、委託に出された各課の業務は、特定の調査やイベントなど短期間で終わることが予め予定された業務を除いて、そのまま毎年継続されることが多かった。さらに、一部の部課や一部の事業を除いて新潟市全体として委託業務の行政効果や経済効率を評価するというも行われず、委託業務全般を抜本的に見直すということも特にされてこなかった。

(3) 包括外部監査人が今回の包括外部監査でこの業務委託を取り上げたのは、建築工事や土木工事などの工事契約に関しては、これまで指名競争入札の際の談合疑惑などをめぐって市の内外で活発な議論が交わされ、入札改革や契約改革もそれなりに実施されてきたが、業務委託契約に関しては、そのような議論もなく、業務見直しや契約方式の改革などもほとんど実施されてこなかったことによる。工事の請負契約や土地の売買契約などと対比しても、業務委託契約は件数的にも金額的に決して小さくなく、しかも、一旦、事業化されると長い期間継続して外部委託されることが少なくないので、民間業者にとっては、工事契約以上に委託によって受ける経済的利益が大きい。そうしたことから新しい事業が業者サイドから積極的に市に持ち込まれ、各課の担当者を通じてそれが市の公の事業として採択され、企画を持ち込んだ業者らに外部委託に出されていくというケースも多くなってきているとのことである。最近では新規事業の企画・立案の段階から事業に関係の

ある地元住民らが参画するケースも少しずつ増えてきているとのことで、当然のことながらそうしたケースでは事業に対する住民の関心も高くなってきている。

新しい市立中央図書館の建設や新しい自然公園の建設などがそうしたケースとしてあげられている。

(4) こうした状況の下で、平成15年9月30日から10月初旬にかけて、公正取引委員会による一斉立入検査が新潟市と県内の建設業者に対し行われ、公共工事に対する契約のあり方と入札のあり方が、あらためて市内外の関心を引き起こしている。公正取引委員会の検査結果については、そう遠くない将来に関係者に示されることになると思われるが、その結果を待つまでもなく公共事業の契約のあり方については、業務委託のあり方を含めて、今こそ、全庁的・全市民的レベルでの再検討が必要であり、それに基づいて委託業務と契約方式を抜本的に見直すべきであると考えている。

## 2 条例制定によって新しい市民参加型の業務委託制度の確立を求める

現在、新潟市が行っている業務委託の進め方は、監理課（現在は契約課）の定めた「新潟市委託事務の執行に関する要綱」とそれに基づいて定められた「新潟市委託事務の執行に関する要綱実施細目」によって事業を採択し、事業を継続する各課によって行われている。予算づけの際に議会での検討対象になることはあっても、事業それ自体や事業計画そのものが議会で直接審査されるということがない。事業の採択から外部への委託、事業の廃止（民営化による事業の移譲を含む）までの大枠と手続の基本くらいは、市の担当部局任せでなく、市民の声や要望を反映できる議会での条例によって定めることが肝要と思われる。地方分権が積極的に推進され、市民参加が強く求められている今日こそ、住民生活と関わりの深い公共事業の再評価とそれに基づいての事業の見直しが必要であり、指名競争入札などの契約方式の抜本的見直しが必要であると考えている。そして、そのための最も有効な見直し策として、現在の要綱に代わる住民参画型の新しい条例の制定が必要であると考え、あえて提案するものである。

参考までに包括外部監査人が検討中の条例試案の骨子を以下に記す。

### 記

<外部監査人が検討中の条例試案の骨子>

- 1 名称  
新潟市の公共的事務の外部委託に関する条例
- 2 目的  
この条例は、新潟市が採択した公的業務を外部に委

託する際の基準と手続を定めることによって、委託手続の透明性と公平性を確保し、もって、民間企業等への外部委託を促進し、市の公共的事務の効率的運用と住民サービスの向上を図ることを目的とする。

### 3 外部委託の基本原則

市が自ら採択した公共的業務を外部に委託する場合には、委託目的を明確にするとともに、行政サービスの質の低下を招くことのないよう業務委託先の選定などに万全の措置を講じなければならない。

### 4 外部委託の対象事業

市が外部委託できる事業は次の種類の事業とする。

- (1) 単純で大量な作業をともなう業務
- (2) 特定の時期・期間に集中する一時的・臨時的な業務
- (3) 特別な調査・研究及び特別なイベント業務
- (4) 市の保有する公共施設の管理・運営業務
- (5) 国家資格等がないと処理できない業務
- (6) 先端技術やノウハウなどの先端技術の活用に関わる業務
- (7) その他外部に委託することによって行政効果が高まり、経費の削減効果等が明らかに期待できる業務

### 5 外部委託の制限

- (1) 委託業務についての制限  
住民の福祉、安全・安心、プライバシーを損なうおそれのある業務
- (2) 委託先業者についての制限
  - ① 「暴力団関係」「各種ブローカー」「反社会的団体」など公共事業を喰いものにするおそれのある者
  - ② 委託された業務を処理する技術、技能、体制(人的・物的)を明らかに欠くと認められる者

### 6 委託先の選定方法

- (1) 委託先の選定に際しては、「一般競争入札方式」「総合評価型競争入札方式」などの透明かつ公正な手続によらなければならない。
- (2) 1年以内に終了する事業、契約金額が100万円未満の事業、入札参加者が5社を超えないと見込まれる場合などには、「指名競争入札」又は「随意契約」などの他の方式によることができる。

### 7 市長の責務

- (1) 市長は、外部委託の目的で新規事業を採択し、当該事業を外部委託し、当該事業を廃止して民営化する場合には、できる限り早い時点で関連する情報・資料を公開し、広く関係住民等の意向を聴取するよう努めなければならない。
- (2) 市長は、外部に委託した業務について、市が別に定める評価基準に基づき毎年その業績等を評価し、業務の見直しをするとともに、その結果を議会に報

告しなければならない。

### 8 受託者の責務

- (1) 受託者は、業務委託契約を遵守するほか、本条例及び関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、契約条項に定められているとしないにもかかわらず、市との業務委託により知り得た個人情報その他業務上の秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、委託を受けた業務に従事する従業員等の安全に配慮するとともに、関係する住民の安全に配慮するものとする。
- (4) 受託者は、委託業務に関し、市長から報告を求められたときは、これにすみやかに応じなければならない。

### 9 契約条項の設定

- (1) 市が業務委託先と業務委託契約を締結する場合には、原則として市が別に定める類型別の「標準委託契約書」によるものとする。
- (2) 市の「標準委託契約書」には、特別の場合を除くほか、次の条項を設定しなければならない。
  - ① 再委託(下請・外注)の制限条項
  - ② 委託業務の履行の確保措置条項
  - ③ 法令違反及び契約違反に対する制裁措置条項
  - ④ 業務の報告、立入検査、引継等に関する条項

### 10 「委託業務審査会」(仮称)の設置

- (1) 新規事業の採択、廃止、事業の運営方式、契約方式、事業の見直しなどを審査するために委託業務審査会を設置する。
- (2) 委託業務審査会を次ぎの三者で構成する。
  - ① 市の局長(および行政委員会等の事務局長)
  - ② 議会代表(若干名)
  - ③ 市民(又は有識者)代表(若干名)

### 11 関連する規則の制定

- (1) この条例の執行に必要な規則の選定について市長に委任
- (2) 市長は「委託業務審査会」の設置、「標準委託契約書」の作成、その他について、規則を制定

### 12 罰則も検討

#### 新監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199号第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表いたします。

平成16年3月30日

新潟市監査委員	熊田光男
同	金井哲朗
同	今井ヨシイ
同	真島義郎

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象部課

(1) 財務に関する事務の執行

企画財政局 財 政 部 財政課, 管財課, 用地  
対策課, 契約課・工事  
検査管理室, 市民税  
課, 資産税課, 納税課  
市民病院 総務課, 医事課, 新病  
院建設課

水道局 業務部 総務課, 財務課, 業務  
課

技 術 部 計画課, 工務課, 給水  
装置課, 維持管理課,  
浄水課, 水質管理課

選挙管理委員会

3 監査の範囲

平成15年度の財務に関する事務の執行

4 監査の実施期間

平成16年 1 月22日～平成16年 3 月29日

5 監査の方法

(1) 財務に関する事務の執行

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び  
関係書類の調査をするとともに、関係職員からの説  
明聴取を行った。

なお、財産の管理状況等については、現地に出向  
いて調査した。

6 監査の主な調査事項

(1) 財務に関する事務の執行

課 名 等	主 な 調 査 事 項
財 政 課	・財政調整基金積立金等の支出事務
管 財 課	・本庁舎駐車場使用料等の収入事務 ・山田他地内単管柵設置工事費等の支出事務 ・財産の管理状況 (松浜7未利用地他51か所)
用 地 対 策 課	・代替地売却収入等の収入事務 ・土地開発公社貸付金等の支出事務 ・黒鳥緒立農道整備事業等の公有財産取得事務
契 約 課 工事検査管理室	・万代長嶺小学校校舎移転改築衛生設備工事等の工事請 負契約事務 ・展示ケース等の物品購入契約事務
市 民 税 課	・市税証明手数料等の収入事務 ・市民税過年度賦課システム保守管理委託料等の支出事 務
資 産 税 課	・固定資産税減免等の収入事務 ・固定資産税補完システム開発業務委託料等の支出事務

納 税 課	・滞納整理等の収入事務 ・税込納オンラインシステム開発業務委託料等の支出事 務
市民病院 総務課 市民病院 医事課 市民病院新病院建設課	・損害賠償保険金等の収入事務 ・病院機能評価に関する委託料等の支出事務 ・財産の管理状況 (市民病院他1か所)
水 道 局 総 務 課	・諸手当の支給に関する事務 ・委託料に関する支出事務 ・財産の管理状況 (水道局本局庁舎他)
水 道 局 財 務 課	・企業会計システム運用支援業務委託料等の支出事務 ・工事請負契約等に関する事務 ・ガス事業清算事業会計に係る収入, 支出事務 ・財産の管理状況 (旧第一供給所用地他)
水 道 局 業 務 課	・水道料金その他諸収入金等の収入事務 ・窓口収納業務委託料等の支出事務 ・財産の管理状況 (東営業所)
水 道 局 計 画 課	・信濃川浄水場建設工事等の支出事務 ・現地調査 (信濃川浄水場建設工事現場)
水 道 局 工 務 課	・消火栓設置負担金の収入事務 ・老朽管改良工事等の支出事務 ・現地調査 (曾川地内他配水管幹線布設工事現場)
水 道 局 給 水 装 置 課	・加入金等の収入事務 ・水道メーター等施設購入費等の支出事務
水 道 局 維 持 管 理 課	・消火栓維持管理負担金等の収入事務 ・給配水管管理業務委託料等の支出事務 ・現地調査 (白山浦地内他配水管布設替工事現場)
水 道 局 浄 水 課	・共同施設受託金等の収入事務 ・共同施設維持管理費等の支出事務 ・財産の管理状況 (青山浄水場他)
水 道 局 水 質 管 理 課	・水質検査受託料の収入事務 ・検査機器購入費等の支出事務 ・財産の管理状況 (水質管理センター)
選挙管理委員会事務局	・新潟県議会議員一般選挙委託金等の収入事務 ・時間外勤務手当等の支出事務

7 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正に処理されていると認  
められた。

監査の際に見受けられた軽微な事項については、そ  
の都度担当職員に対して改善又は検討を要望した。

なお、以下に記述する事項については、今後改善又  
は検討を加え、事務処理の適正な執行に努められた  
い。

(1) 市民病院

旅費及び研究会参加費などで、病院事業財務規則  
第65条第1項に規定する精算がされていないものが  
複数見受けられた。

## 農業委員会公示

### 新潟市農業委員会公示第 4 号

新潟市農業委員会第57回定期総会を次のとおり招集する。

平成16年 3 月18日

新潟市農業委員会

会 長 小 泉 栄重郎

1 日 時 平成16年 3 月26日 (金) 午後 4 時00分

2 会 場 メルパルク

3 会議に付すべき案件

議案第17号 平成15年度新潟市農業委員会業務報告  
について

議案第18号 平成16年度新潟市農業委員会業務方針  
および事業計画について

議案第19号 委員の辞任による同意について

### 新潟市農業委員会公示第 5 号

3 月定例農地部会の招集について

新潟市農業委員会 3 月定例農地部会を下記のとおり招集する。

平成16年 3 月24日

新潟市農業委員会

農地部会長 近 藤 武 正

1 日 時 平成16年 3 月30日 (火) 午後 2 時から

2 場 所 新潟市役所 第 2 分館 401会議室

3 会議に付すべき案件

議案第20号 新潟市農用地利用集積計画の決定につ  
いて

議案第21号 農地法第 3 条許可申請に関する処分決  
定について

議案第22号 農地法第 4 条許可申請に関する意見決  
定について

議案第23号 農地法第 5 条許可申請に関する意見決  
定について

議案第24号 買受適格証明願に関する処分決定につ  
いて

## 水道局管理規程

新潟市水道局行政財産目的外使用料規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 3 月24日

新潟市水道事業管理者

局 長 長谷川 守

### 新潟市水道局管理規程第 1 号

新潟市水道局行政財産目的外使用料規程の一部を改正する規程

新潟市水道局行政財産目的外使用料規程（昭和42年新潟市水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（平成16年度から平成18年度までの使用料の特例）

**第 4 条の 3** 平成16年度から平成18年度までの別表に規定する上記以外の使用によるものに係る各年度分の使用料の額は、当該年度分の使用料の額が前年度分の使用料の額（当該年度から新規のものは、前年度使用料を仮に算出したもの）に次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（以下「調整使用料額」という。）を超える場合には、当該調整使用料額をもつて当該年度分の使用料の額とする。

負担水準の区分	負 担 調 整 率
0.4以上のもの	1.025
0.3以上0.4未満のもの	1.05
0.2以上0.3未満のもの	1.075
0.1以上0.2未満のもの	1.1
0.1未満のもの	1.15

備考 負担水準とは、前年度使用料（平成15年度分については、附則第 4 条の 2 の規定により算出したものをいう。）を当該年度基準使用料（別表に規定する上記以外の使用によるものにより算出したものをいう。以下この条において同じ。）で除したものをいう。

2 当該年度の前年度の固定資産評価額の下落率（ $(1 - \text{当該年度の前年度の固定資産評価額} / \text{平成14年度固定資産評価額})$ により求められるものをいう。）が0.15以上であり、かつ、当該年度の負担水準が0.45以上であ

るものに係る第1項の規定の適用については、同項表中「1.025」とあるのは「1」とする。

3 当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る第1項の規定の適用については、同項の表中「1.025」とあるのは「1」とし、当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る同項の規定の適用については、当該年度基準使用料に0.7を乗じたものを使用料の額とする。

附 則  
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 水道局告示

#### 新潟市水道局告示第2号

新潟市指定給水装置工事事業者の指定について  
水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定により、下記のとおり新潟市指定給水装置工事業者に指定したので同条第2項の規定により告示します。

平成16年3月15日  
新潟市水道事業管理者  
局長 長谷川 守  
記

- 1 指定番号及び指定工事事業者名
  - 第344号 株式会社植木組新潟支店
  - 第345号 小山金属工業株式会社
  - 第346号 本田土木建設株式会社
- 2 指定年月日 平成16年3月2日

### 職員共済組合公告

#### 新共済公告第6号

新潟市職員共済組合役員の退職について  
平成16年3月10日をもって下記の役員が退職したので、地方公務員等共済組合法第14条第4項の規定により公告する。

平成16年3月10日  
新潟市職員共済組合  
理事長 加藤 健一  
記

役職名	氏名	所属名
理事	土田 豊	維持管理課東工事事務所

#### 新共済公告第7号

新潟市職員共済組合定款（昭和37年新共済公告第1号）第11条の規定に基づき、組合員が選挙する議員の補欠選挙の日時及び場所について次のとおり公告する。

平成16年3月23日  
新潟市職員共済組合  
理事長 加藤 健一  
1 選挙の日時 平成16年3月30日 午前10時  
2 選挙の場所 新潟市職員共済組合の組合員が選挙する議員の選挙の方法に関する規程（昭和37年新共済規程第5号）第2条に定めるところによる。

#### 新共済公告第8号

新潟市職員共済組合定款（昭和37年新共済公告第1号）第18条第2項の規定に基づき、組合員が選挙する議員の当選人を次のとおり公告する。

平成16年3月30日  
新潟市職員共済組合  
理事長 加藤 健一  
記

選挙区	当選人の氏名	所属部局名
第3選挙区	坂井 雅博	水道局

#### 新共済公告第9号

新潟市職員共済組合役員の就職について  
平成16年3月30日をもって下記の役員が就職したので、地方公務員等共済組合法第14条第4項の規定により公告する。

平成16年3月30日  
新潟市職員共済組合  
理事長 加藤 健一  
記

役職名	氏名	所属名
理事	坂井 雅博	鳥屋野浄水場

辞 令

市長事務部局

3月31日

主 事 吉 田 民 治 (産業経済局長)

願により本職を免ずる

技 師 浅 井 三 郎 (都市整備局理事)

財団法人新潟市都市緑化推進協会への派遣を解く

願により本職を免ずる

主 事 渡 辺 佑 (市民局理事・市民病院事務局長)

願により本職を免ずる

主 事 中 島 正 雄 (企画財政局参事)

財団法人新潟市開発公社への派遣を解く

新潟市土地開発公社への派遣を解く

願により本職を免ずる

主 事 武 藤 紘 一 (市民生活部長)

〃 本 間 弘 (東地区事務所長)

〃 熊 倉 忠 保 (坂井輪地区事務所長)

技 師 菅 原 宗 人 (開発建築部長)

〃 西 澤 正 恒 (工事検査管理室長)

願により本職を免ずる (各通)

技 師 川 村 紀 男 (衛生試験所長)

定年により退職

技 師 佐 野 信 (下水道管理センター所長)

総務局総務部参事を命ずる

願により本職を免ずる

技 師 細 川 孝 子 (市民病院看護部長)

主 事 近 藤 束 (環境部参事・環境対策課長)

〃 田 中 智 (市民病院事務局参事・市民病院医事課長)

〃 三 本 諄 (納 税 課 長)

〃 佐 藤 芳 明 (石山地区事務所次長)

技 師 藤 井 青 (市民病院診療部長)

〃 宮 山 邦 利 (工事検査管理室副参事)

主 事 富 岡 富 男 (資産税課副参事・資産税課長補佐)

定年により退職 (各通)

技 師 樋 口 トウ子 (保健福祉総務課副参事・石山地区保健福祉センター所長)

主 事 長谷川 仁 司 (黒埼支所保健福祉課長)

願により本職を免ずる (各通)

技 師 本 間 大 助 (黒埼支所建設課長)

定年により退職

技 師 寒河江 豊 (市民病院診療部医療参事・眼科副部長)

願により本職を免ずる

技 師 小 柳 恭 子 (市民病院看護部副参事・看護部副部長)

定年により退職

技 師 高 橋 美 枝子 (市民病院看護部副部長)

願により本職を免ずる

技 師 伊 藤 和 子 (市民病院医療技術部栄養管理科長)

定年により退職

技 師 伊 藤 年 成 (文化振興課主幹)

財団法人新潟市開発公社への派遣を解く

願により本職を免ずる

技 師 黒 田 豊 平 (工事検査管理室主幹)

〃 野 沢 良 朗 ( )

〃 伊 佐 早 武 (資産税課主幹・家屋第2係長)

定年により退職 (各通)

主 事 吉 井 美 津 恵 (市民課主幹・国民年金係長)

〃 武 田 和 子 (児童福祉課指導保育士)

〃 松 尾 愛 子 (児童福祉課主幹・桃山保育園長)

願により本職を免ずる (各通)

主 事 金 子 香 代 子 (児童福祉課主幹・内野保育園長)

〃 中 牟 礼 洋 子 (児童福祉課主幹・宮浦乳児保育園長)

定年により退職 (各通)

主 事 中 島 百 合 子 (厚生福祉課主幹・庶務係長)

〃 白 井 文 男 (清掃課主幹・料金係長)

〃 歌 川 優 (港湾空港課空港対策室主幹)

願により本職を免ずる (各通)

技 師 中 村 和 幸 (東土木事務所建設課主幹・公園緑地係長)

〃 渡辺正吉 (市民病院医療技術部診療技術科主幹)

定年により退職 (各通)

主事 吉田和子 (太夫浜保育園長)

願により本職を免ずる

主事 間富美子 (大野保育園長)

技師 白川妙子 (大山台高齢者福祉センター看護係長)

主事 古山米子 (大山台高齢者福祉センター介護第1係長)

定年により退職 (各通)

技師 浅間淳子 (保健所保健予防課母子保健係長)

〃 高野光 (市民病院診療部整形外科医長)

〃 湯川貴男 (市民病院診療部放射線科医長)

〃 木下秀則 (市民病院救命救急センター医長)

願により本職を免ずる (各通)

主事 小熊敏子 (大山台高齢者福祉センター主任介護員)

定年により退職

技師 岩本裕子 (市民病院看護部副看護師長)

主事 関由佳里 (秘書課主査)

〃 石山う月志 (歴史文化課主査)

願により本職を免ずる (各通)

主事 松田一章 (広域合併推進課主査)

新潟市主事の併任を解く

主事 森山敏朗 (管財課主査)

定年により退職

主事 細川幸子 (契約課主査)

願により本職を免ずる

主事 前田君子 (国民健康保健課主査)

総務局総務部人事課主査を命ずる

願により本職を免ずる

主事 栗原順子 (市民課主査)

定年により退職

主事 涌井優子 (山ノ下保育園主査)

〃 山川恵里 (坂井輪保育園主査)

〃 野村恵美 (ひしのみ園主査)

〃 平山登久子 (〃)

〃 澁谷陽子 (厚生福祉課主査)

願により本職を免ずる (各通)

主事 渡辺彬 (大山台高齢者福祉センター主査)

定年により退職

技師 片桐桃子 (保健所保健予防課主査)

〃 北村ハル (〃)

主事 富川三代子 (清掃課主査)

〃 松岡早苗 (建設指導課主査)

願により本職を免ずる (各通)

主事 小熊和宏 (土木企画課)

新潟市主事の併任を解く

技師 加藤恵子 (市民病院看護部主査)

〃 永井恵美子 (〃)

〃 伊藤和枝 (〃)

主事 永井久子 (国際課)

願により本職を免ずる (各通)

主事 武藤修一 (広域合併推進課)

〃 真島洋 (〃)

〃 今井亮 (〃)

〃 岡村康浩 (〃)

〃 坂上伸治 (〃)

〃 吉田元基 (〃)

新潟市主事の併任を解く (各通)

技師 伊藤勉 (管財課)

〃 田中靖 (〃)

〃 富所彦一郎 (〃)

〃 加藤公子 (上五十嵐保育園)

定年により退職 (各通)

技師 高橋秀子 (寺地保育園)

願により本職を免ずる

主事 中川由久 (障害福祉課)

新潟市主事の併任を解く

技師 南波雪夫 (太夫浜処分地管理事務所)

〃 長谷川三男 (赤塚処分地管理事務所)

〃 青木秋夫 (新田清掃センター)

定年により退職 (各通)

主事 稲垣里恵 (産業企画課)

〃 高橋智子 (港湾空港課)

願により本職を免ずる (各通)

主事 櫻井賢哉 (東土木事務所維持管理課)

願により本職を免ずる

技師 清野政治 (東土木事務所維持管理課)

〃 桑野征一 (下水道管理センター)

〃 佐久間勉 (〃)

定年により退職（各通）

技師 山際輝繁（下水道管理センター）  
〃 古泉貞勝（船見下水処理場）

総務局総務部人事課勤務を命ずる

定年により退職（各通）

技師 笠原隆（市民病院診療部）  
〃 河内浩美（市民病院看護部）

願により本職を免ずる（各通）

技師 渡辺洋子（市民病院看護部）

定年により退職

技師 笹川久美子（市民病院看護部）  
〃 村上真美子（〃）  
〃 藤田佳奈子（〃）  
〃 渡部絵美（〃）  
〃 片桐博子（〃）

願により本職を免ずる（各通）

技師 山添優（市民病院副院長）

市民病院医療管理部長事務取扱を免ずる

主事 高橋潔（議会事務局次長）

新潟市主事の併任を解く

主事 佐藤信幸（総務部参事・人事課長）

職員研修所兼務を免ずる

総務局総務部人事課長事務取扱を免ずる

教育委員会に出向を命ずる

技師 田中秀明（農林水産部参事・農業振興課長）

産業経済局農林水産部農業振興課長事務取扱を免ずる

農業委員会に出向を命ずる

主事 野口芳郎（総務課副参事・総務課長補佐）

総務局総務部総務課総務係長事務取扱兼務を免ずる

主事 加藤留美子（文化振興課副参事・文化振興課長補佐）

財団法人新潟市芸術文化振興財団業務のための新潟市

職員の職務に専念する義務の一部免除を解く

総務局国際文化部文化振興課管理係長事務取扱兼務を

免ずる

主事 片田幹博（国民健康保健課副参事・国民健康保健課長補佐）

市民局市民生活部国民健康保険課長補佐事務取扱を免

ずる

教育委員会に出向を命ずる

主事 池田伸一（児童福祉課副参事・児童福祉課長補佐）

福祉事務所児童福祉課長補佐事務取扱兼務を免ずる

福祉事務所児童福祉課副参事兼務を免ずる

市民局保健福祉部児童福祉課長補佐事務取扱を免ずる  
議会事務局に出向を命ずる

主事 饒村公英（障害福祉課副参事・明生園長）

知的障害者デイサービスセンター所長事務取扱兼務を免ずる

主事 小林幸一（都市開発課副参事）

教育委員会に出向を命ずる

主事 手島敏男（住宅課副参事・住宅課長補佐）

都市整備局開発建築部住宅課長補佐事務取扱を免ずる

教育委員会に出向を命ずる

主事 眞島幸平（総合企画課長補佐）

〃 野田美智代（保健所食品衛生課長補佐）

教育委員会に出向を命ずる（各通）

技師 古田美千子（市民病院看護部副部長）

市民病院医療管理部広報広聴室長兼務を免ずる

主事 星野道男（文化振興課主幹）

財団法人新潟市芸術文化振興財団への派遣を解く

教育委員会に出向を命ずる

主事 加藤正人（歴史文化課郷土歴史博物館建設室主幹）

教育委員会に出向を命ずる

主事 大関洋一（情報政策課主幹・情報化推進係長）

企画財政局企画部情報政策課情報化推進係長事務取扱

を免ずる

教育委員会に出向を命ずる

技師 大淵博行（工事検査管理室主幹）

教育委員会に出向を命ずる

主事 高橋源吾（中地区事務所主幹・厚生係長）

中地区事務所厚生係長事務取扱を免ずる

教育委員会に出向を命ずる

主事 水沼真一（西地区事務所主幹・市民係長）

西地区事務所市民係長事務取扱を免ずる

議会事務局に出向を命ずる

主事 飯島章衛（北地区事務所主幹・地域係長）

北地区事務所地域係長事務取扱を免ずる

主事 武田源一（保健福祉総務課主幹）

社会福祉法人新潟市社会福祉協議会への派遣を解く

教育委員会に出向を命ずる

主事 玉木一彦（児童福祉課主幹）



財団法人新潟市福祉公社への派遣を解く  
教育委員会に出向を命ずる

主事 中山 昌吉 (厚生福祉課主幹・保健第1係長)

福祉事務所厚生福祉課保護第1係長事務取扱兼務を免ずる

福祉事務所厚生福祉課主幹兼務を免ずる

市民局保健福祉部厚生福祉課保護第1係長事務取扱を免ずる

教育委員会に出向を命ずる

主事 朝妻 厚雄 (高齢者福祉課主幹・生きがい推進係長)

市民局保健福祉部高齢者福祉課生きがい推進係長事務取扱を免ずる

教育委員会に出向を命ずる

主事 佐藤 正昭 (農業振興課農政室主幹)

教育委員会に出向を命ずる

主事 小柳 日出夫 (街づくり推進課主幹・推進係長)

都市整備局都市計画部街づくり推進課推進係長事務取扱を免ずる

教育委員会に出向を命ずる

主事 柳 雅己 (都市開発課主幹・組合指導係長)

都市整備局開発建築部都市開発課組合指導係長事務取扱を免ずる

教育委員会に出向を命ずる

技師 遠藤 良博 (建築指導課都市環境整備室主幹)

教育委員会に出向を命ずる

主事 渡辺 郁夫 (西土木事務所維持管理課主幹・管理係長)

西土木事務所維持管理課管理係長事務取扱を免ずる  
教育委員会に出向を命ずる

主事 早川 周作 (市民税課主査)

企画財政局財政部納税課兼務を免ずる

教育委員会に出向を命ずる

主事 眞野 善弘 (国民健康保険課主査)

〃 藤崎 克己 (市民課主査)

〃 村山 二美子 (〃)

教育委員会に出向を命ずる (各通)

主事 宮川 亜紀子 (厚生福祉課主査)

福祉事務所厚生福祉課主査兼務を免ずる

教育委員会に出向を命ずる

主事 下川 康介 (介護保険課主査)

技師 藤井 秀人 (下水道建設課主査)

水道局に出向を命ずる (各通)

主事 佐藤 美菜子 (文化振興課)  
財団法人新潟市芸術文化振興財団への派遣を解く

主事 本田 秀幸 (広域合併推進課)  
聖籠町への派遣を解く

教育委員会に出向を命ずる

主事 梨本 浩太郎 (市民税課)

〃 樋口 育美 (〃)

〃 媚山 さおり (坂井輪地区事務所)

〃 鈴木 力 (〃)

教育委員会に出向を命ずる (各通)

主事 堀越 幸弘 (障害福祉課)

福祉事務所障害福祉課兼務を免ずる

教育委員会に出向を命ずる

主事 佐藤 彰 (厚生福祉課)

福祉事務所厚生福祉課兼務を免ずる

農業委員会に出向を命ずる

主事 新飯田 健 (厚生福祉課)

福祉事務所厚生福祉課兼務を免ずる

選挙管理委員会に出向を命ずる

主事 鈴木 和隆 (介護保険課)

厚生労働省への派遣を解く

主事 森 かほ里 (保健所総務課)

教育委員会に出向を命ずる

技師 高山 典子 (保健所健康増進課)

栄養士を免ずる

教育委員会に出向を命ずる

主事 真田 俊之 (産業企画課)

監査委員事務局に出向を命ずる

主事 風間 義樹 (中央卸売市場建設課)

教育委員会に出向を命ずる

主事 工藤 勇一 (建築指導課)

議会事務局に出向を命ずる

技師 高橋 隆行 (建築指導課)

〃 齋藤 真一 (営繕課)

〃 渡辺 巖 (〃)

教育委員会に出向を命ずる (各通)

技師 齋藤 由里子 (東中野山保育園)

給食調理員を免ずる

教育委員会に出向を命ずる

議会事務局

3月31日

主事 高橋 潔 (議会事務局次長)

議会事務局総務課長事務取扱を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

主事 大屋 道幸 (議会総務課主幹・調査係長)

議会議務局総務課調査係長事務取扱を免ずる  
市長事務部局に出向を命ずる

主事 上田 巖 (議会議務課主幹・  
委員会係長)

議会議務局議事課委員会係長事務取扱を免ずる  
市長事務部局に出向を命ずる

教育委員会

3月31日

主事 今井 昭友 (教育委員会事務局参事・中央公  
民館長)

定年により退職

主事 江端 周二 (学校教育参事・教育委員会  
学校指導課長)

〃 吉村 正史 (教育委員会学校指導課副参事)

〃 福井 義隆 (〃)

〃 稲田 陽子 (〃)

〃 遠藤 正尚 (教育委員会事務局副参事・教育  
相談センター所長)

〃 小林 裕史 (教育委員会事務局副参事・総合  
教育センター)

〃 柳 修二 (教育相談センター主査)

〃 佐藤 博子 (総合教育センター主査)

〃 佐藤 英朗 (〃)

願により本職を免ずる (各通)

教諭 横田 誠 (万代高等学校)

新潟市教育委員会指導主事を免ずる

願により本職を免ずる

主事 伊比 宗宏 (教育委員会青少年課主査)

〃 阿部 潤 (教育委員会体育課主査)

〃 羽豆 知恵 (関屋中学校主査)

〃 山田 美恵子 (木戸中学校主査)

願により本職を免ずる (各通)

主事 佐藤 正子 (小針中学校主査)

定年により退職

技師 大越 美智子 (西幼稚園)

〃 佐藤 保 (教育委員会体育課)

願により本職を免ずる (各通)

技師 小池 セツ子 (鏡淵小学校)

〃 館 三郎 (白山小学校)

〃 廣澤 アサ子 (新潟小学校)

〃 相澤 和子 (〃)

〃 小林 洲二 (万代長嶺小学校)

〃 松田 キヨ子 (山潟小学校)

定年により退職 (各通)

技師 伊田 雄二 (山潟小学校)

〃 佐藤 八重子 (鳥屋野小学校)

願により本職を免ずる (各通)

技師 高野 義伸 (女池小学校)

〃 高橋 荀子 (桃山小学校)

〃 桜井 芳子 (太夫浜小学校)

〃 長谷川 栄一 (新通小学校)

〃 小暮 ミツル (大淵小学校)

〃 山田 カナル (曾野木小学校)

〃 鈴木 克子 (酒屋小学校)

定年により退職 (各通)

技師 猪股 ヨシ子 (木山小学校)

願により本職を免ずる

技師 酒井原 和枝 (南中野山小学校)

〃 渡辺 武彦 (東曾野木小学校)

〃 林 圭子 (東青山小学校)

〃 鍋谷 アサ子 (曾野木中学校)

〃 吉田 亜今夫 (両川中学校)

〃 小山 秀夫 (小新中学校)

〃 相川 和子 (沼垂幼稚園)

〃 山田 ユリ子 (西幼稚園)

〃 田村 幸子 (〃)

定年により退職 (各通)

主事 貝瀬 寿夫 (学校教育参事・教育委員会  
総務課長)

学校教育部総務課長事務取扱を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

主事 貝瀬 功一 (学校教育参事・教育委員会  
保健給食課長)

黒崎学校給食センター所長兼務を免ずる

学校教育部保健給食課長事務取扱を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

主事 伊深 敦郎 (教育委員会総務課副参事・教育  
委員会総務課長補佐)

学校教育部総務課長補佐事務取扱を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

主事 金子 一徳 (教育委員会事務局副参事・総合  
教育センター所長補佐)

総合教育センター所長補佐事務取扱を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

主事 遠藤 勝栄 (教育委員会生涯学習課副参事・  
生涯学習施設建設室長)

生涯学習部生涯学習課生涯学習施設建設室長事務取扱  
を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

主 事 藤 井 隆 三 (中央公民館副参事・中央公民館長補佐)

中央公民館庶務係長事務取扱を免ずる

中央公民館長補佐事務取扱を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

主 事 青 池 真 佐 子 (教育委員会事務局副参事・坂井輪地区公民館長)

坂井輪地区公民館長事務取扱を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

主 事 近 藤 敬 (教育委員会事務局副参事・北地区公民館長)

北地区公民館長事務取扱を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

技 師 河 田 弘 毅 (教育委員会施設課長補佐)

主 事 高 桑 文 夫 (教育委員会保健給食課長補佐)

市長事務部局に出向を命ずる (各通)

主 事 石 塚 隆 昭 (教育委員会総務課主幹・経理係長)

学校教育部総務課経理係長事務取扱を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

主 事 藤 田 毅 (教育委員会学校指導課主幹・庶務係長)

学校教育部学校指導課庶務係長事務取扱を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

主 事 西 片 正 (教育委員会事務局主幹・総合教育センター庶務管理係長)

視聴覚センター兼務を免ずる

総合教育センター庶務管理係長事務取扱を免ずる

農業委員会に出向を命ずる

主 事 白 井 国 男 (教育委員会生涯学習課主幹・西新潟市民会館主任)

小針青山公民館兼務を免ずる

西新潟市民会館主任事務取扱を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

主 事 小 川 正 (沼垂図書館主幹・庶務係長)

沼垂図書館庶務係長事務取扱を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

主 事 前 田 秀 子 (教育委員会青少年課主幹・管理係長)

生涯学習部青少年課管理係長事務取扱を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

主 事 青 木 藤 好 (教育委員会青少年課主幹・万代市民会館主任)

万代市民会館主任事務取扱を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

主 事 斎 藤 淳 (教育委員会体育課主幹・庶務係長)

生涯学習部体育課庶務係長事務取扱を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

主 事 斎 藤 虚 志 (体育課主幹)

財団法人新潟市開発公社への派遣を解く

市長事務部局に出向を命ずる

主 事 佐 藤 修 二 (教育委員会事務局主幹・万代高等学校主任)

万代高等学校主任事務取扱を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

技 師 大 屋 均 (教育委員会施設課建築第2係長)

主 事 大 竹 和 浩 (教育委員会総務課主査)

技 師 清 水 隆 志 (教育委員会施設課主査)

主 事 真 田 裕 子 (教育委員会保健給食課主査)

〃 隅 木 信 利 (教育委員会生涯学習課主査)

市長事務部局に出向を命ずる (各通)

主 事 江 端 完 治 (教育委員会体育課主査)

財団法人新潟市開発公社への派遣を解く

主 事 清 水 善 博 (教育委員会体育課主査)

〃 西 脇 覚 (〃)

財団法人新潟市開発公社への派遣を解く

市長事務部局に出向を命ずる (各通)

技 師 中 村 美 鈴 (内野小学校主査)

西幼稚園兼務を免ずる

技 師 赤 原 友 子 (真砂小学校主査)

青山小学校兼務を免ずる

栄養士を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる

主 事 煤 賀 順 子 (江南小学校主査)

〃 小笠原 明 子 (五十嵐中学校)

保育士を免ずる

市長事務部局に出向を命ずる (各通)

主 事 山 田 昭 一 (高志高等学校主査)

〃 風 間 千 佳 (教育委員会総務課)

市長事務部局に出向を命ずる (各通)

主 事 佐 藤 貴 央 (教育委員会総務課)

水道局に出向を免ずる

- 技 師 大 谷 恭 子 (教育委員会  
施設課)
- 主 事 佐久間 淳 (            )
- 技 師 関 行 道 (            )
- 主 事 鬼 山 理 恵 (教育委員会  
学校指導課)
- 〃 長 島 里 佳 (            )
- 〃 本 間 武 (教育委員会  
保健給食課)
- 〃 杉 本 久 子 (            )
- 〃 小 山 瞳 (教育委員会  
生涯学習課)
- 〃 赤 沼 里 絵 (中央公民館)
- 〃 南 雲 洋 子 (坂井輪地区  
公民館)
- 〃 林 森二郎 (東地区公民館)
- 〃 小 川 理 香 (沼垂図書館)
- 〃 佐 藤 久美子 (            )
- 〃 渡 辺 真 弓 (教育委員会  
青少年課)
- 〃 吉 井 崇 (教育委員会  
体育課)
- 〃 加 藤 優 子 (            )
- 主事補 船 山 伸 次 (            )

市長事務部局に出向を命ずる (各通)

選挙管理委員会

3月31日

- 主 事 川 崎 健 (選挙管理委員会  
事務局主査)

監査委員事務局に出向を命ずる

監査委員事務局

3月31日

- 主 事 小 田 均 (監査委員事務局  
主幹・第2監査  
係長)

監査委員事務局第2監査係長事務取扱を免ずる

教育委員会に出向を命ずる

- 主 事 藤 崎 哲 朗 (監査委員事務局  
主査)

市長事務部局に出向を命ずる

4月1日

選挙管理委員会主事 川 崎 健 (選挙管理委員会  
事務局主査)

新潟市監査委員事務局主事に任命する

監査委員事務局第2監査係長を命ずる

- 主 事 哥 武 弘 (監査委員事務局)

監査委員事務局主査を命ずる

新潟市主事 真 田 俊 之 (産 業 企 画 課)

新潟市監査委員事務局主事に任命する

監査委員事務局主査を命ずる

農業委員会

3月31日

- 主 事 沢 野 征 夫 (農業委員会  
事務局長)

願により本職を免ずる

- 主 事 西 村 勝 久 (農業委員会  
事務局主査)

定年により退職

- 主 事 横 山 行 松 (農業委員会  
事務局農政係長)

教育委員会に出向を命ずる

- 主 事 近 藤 守 (農業委員会  
事務局主査)

市長事務部局に出向を命ずる

消 防 局

3月31日

- 消防士長 松 田 壽 (西消防署礎分隊  
1部分隊長・水  
上消防隊1部分  
隊長)
- 〃 五十嵐 徹 (西消防署附船分  
隊3部副隊長)
- 〃 富 山 勲 (東消防署沼垂分  
隊1部副隊長)
- 〃 本 多 智 彦 (東消防署石山分  
隊3部副隊長)

消防司令補に任命する

定年により退職 (各通)

- 消防副士長 斉 藤 登 (東消防署駅南  
分隊1部警防員)

消防士長に任命する

定年により退職

- 消防監 鈴 木 奨 (消 防 局 参 事)

願により本職を免ずる

- 消防司令 間 博 之 (西消防署  
黒埼出張所長)

消防司令長に任命する

願により本職を免ずる

- 消防司令補 高 見 雄 治 (西消防署白山浦  
分隊3部分隊長)

消防司令に任命する

願により本職を免ずる

- 消防士長 松 田 義 司 (東消防署下所島  
分隊2部副分  
隊長)

願により本職を免ずる

- 消防副士長 野 村 一 男 (西消防署小針救  
助分隊1部隊員)

- 〃 金 井 俊 範 (指令課指令  
第1係)

消防士長に任命する

願により本職を免ずる (各通)

水 道 局

3月31日

- 技 師 永 沢 八洲明 (技 術 部 長)

願により本職を免ずる

- 技 師 飛 田 喜 正 (技術部給水  
装置課副参事)
- 〃 円 山 康 春 (技術部給水  
装置課主査)
- 〃 土 田 豊 (東工事事務所  
主査)
- 〃 大 野 均 (鳥屋野浄水場  
主査)

定年により退職 (各通)

- 技 師 佐 藤 智 (技術部水質  
管理課主幹)

技術部水質管理課水質第二係長事務取扱を免ずる

市長事務局に出向を命ずる

- 主 事 本 間 浩一郎 (業務部業務課)
- 〃 佐 藤 博 文 ( 〃 )

- 技 師 小 戸 田 勇 (技術部給水  
装置課)

市長事務局に出向を命ずる (各通)